

佐渡鉾山に動員された 135 人の「証言」（強制動員被害申告調査記録）

李宇衍

強制動員被害申告調査記録について

この報告書は、現在韓国の国家記録院に保管されている永久保存非公開文書{強制動員被害申告調査記録}(以下{調査記録}と略す)の抜粋である。

{調査記録}は、2004 年 3 月 5 日に制定された「日帝強占下強制動員被害の真相究明等に関する特別法」とその後の法律(以下「特別法」)に基づき、2004 年 11 月 10 日に発足した国務総理室傘下の「日帝強占下強制動員被害真相究明委員会」等(以下、「委員会」)が残した記録である¹。上記「日帝強占下強制動員被害真相究明委員会」を改称した「対日抗争期強制動員被害調査及び国外強制動員被害者支援委員会」は 2015 年に活動を終えた。[委員会]はこれらの{調査記録}を 2004 年から 2015 年の間にまとめた。{調査記録}は[委員会]活動終了後、国家記録院に移管された。

[特別法]の立法と[委員会]の設置目的は、1938 年以降 1945 年までのアジア太平洋戦争期に兵士、軍属、慰安婦、労務者などに動員された朝鮮人の動員実態を調査し、その「被害者」に金銭的補償を行うことである。

報告者は、「委員会」により、上記の時期に日本の新潟県三菱鉾業（株）佐渡鉾山に動員されたと判明した 135 人の朝鮮人に関する{調査記録}の要旨を抜粋し、本報告書を作成した。

国家記録院は学術目的に限り、{調査記録}の閲覧とメモを許可している。個人情報保護のため、{調査記録}上の人名、生年月日、居住地などの住所はほとんど削除された後に閲覧者に提

¹ その後の「特別法」制定と「委員会」設立は以下の通り。

2006 年 3 月 8 日、日帝強制動員被害者に関する政府支援対策発表。

2007 年 12 月 10 日、「太平洋戦争前後の国外強制動員被害者等支援に関する法律」制定。

2008 年 6 月 10 日、「太平洋戦争戦後国外強制動員被害者支援委員会」発足。

2010 年 3 月 22 日、「対日抗争期強制動員被害調査及び国外強制動員被害者等支援に関する特別法」制定。

2010 年 4 月 20 日、「対日抗争期強制動員被害調査及び国外強制動員被害者等支援委員会」発足。

2015 年 12 月 31 日、「対日抗争期強制動員被害調査及び国外強制動員被害者等支援委員会」廃止。

供される。

{調査記録}は、被害者やその遺族などによって提出された「日帝強占下強制動員被害申告書」（以下、「申告書」）から始まる。＜申告書＞の主な内容は、被害者の人的事項と「被害内容」である。申告者はこのとき、「隣友保証書」、「強制徴用者名簿」の写し、写真、貯金通帳など、動員の事実と負傷、後遺障害、死亡、失踪など「被害」の事実を証明できる資料を添付する。

「被害」調査は大きく2段階で行われる。第1段階は、申告者の現住所の管轄市、郡、区の行政機関とその上位の特別市、広域市、道に設置された「日帝強制占領下強制動員被害真相究明実務委員会」の調査である。申告者、隣友保証人、参考人などに対する調査（多くは電話による）と証拠書類の検討が行われる。その結果として「被害申告電話調査報告」、「被害申告一般調査報告」、「被害申告補完調査報告」、「被害申告確認調査結果書」などが作成される。これらの文書の核心になるのは、「動員のきっかけ」、「勤務内容」等についての陳述内容と各種証拠資料が含まれている内容である。上記「実務委員会」が作成した「意見書」は以上の内容をまとめて、その結果として得られた総合的な意見を記述した文書である。前述の各種文書と重複する内容が多い。

第二は、中央「委員会」の調査であり、その結果は「審議調書」に記載されている。ほとんどの場合、実務委員会の意見が中央「委員会」によって受容される。したがって、「審議調書」の内容は第1段階の「被害申告事実確認結果書」や「意見書」のそれと内容上の重複が多い。

以上の文書はいずれも申告された事件のうち、申告内容が受け入れられ「被害者として決定」された場合に限ったものである。したがって、各{調査記録}の末尾にある「日帝強占下強制動員被害審議決定通知書」は、「被害者として認定された」ことを通知する内容である。

<陳述聴取報告書>様式 【※文中の波線部分は報告書原文を日本語訳した個所を示す】

1. 被害届関連事項：氏名、住民番号、創氏改名した氏名、住所、連絡先、動員時の住所、

強制動員被害内容：動員類型(軍人、軍属、労務者、勤労報国隊、慰安婦、女子勤労挺身隊、その他の中でチェック：李宇衍)

2. 動員関連事項

動員方法：(支援、募集、斡旋、徴兵、徴用、就職詐欺、人身売買、その他の中でチェック：李宇衍)

被動員の契機

動員形態：

募集単位：(個人、集団(人)にチェック)

動員者：

告知された内容：勤務条件、動員地域

出発前状況（国内）：集合日時及び場所、集合当時の状況、訓練場所、訓練期間、訓練内容、出発時の日時及び場所、出発当時の状況、管理・監督者

移動過程：移動経路および交通手段、同乗人数および同乗者、移動中に知った事実、移動期間、移動中の処遇、引率管理人または監督人

動員地に関する事項：動員地域（全て記載）、駐屯する部隊又は企業

勤務地に関する事項：勤務部署、勤務条件、勤務先状況、同僚、上官、賃金額及び使用先、賃金支給及び貯蓄方法、組織及び団体生活、逃亡、怠業など慰安所設置可否及び見聞内容

3. 帰国関連事項

帰国関連：終戦前の帰国経験、契約期間・条件遵守可否、再契約有無(事由)

帰国関連事項：帰国日時、帰国手段、帰国経路、帰国理由(または未帰国)、帰国同行者、帰国に対する処遇または配慮、出発地の状況、捕虜または収容所生活

4. 帰国後の状況

帰国後の生活：帰国直後の家族・周辺の反応、帰国直後の家族状況、経済的状況、健康（後遺症）、現在の家族関係

その他：供託金の有無、1970 年代に国家からの補償の有無、周辺の強制動員関係者又は参考人、委員会又は国に望む事項

5. 参考事項

資料：根拠になる資料（記録物、名簿）、予想資料（国内外）、裁判記録（対日訴訟を含む）

参考人：陳述した日時、陳述した場所、陳述人、立会人、調査官
.....

<<008 李〇〇京畿-7>>

<日帝強占下強制動員被害申告書>

1923.3. 出生

創氏。

動員日時：1941.6.22。

動員期間：2 年 5 ヶ月

帰還年度：1943.11。

届出者：李〇〇

被害内容：真夜中に連れて行かれ、日本の炭鉱で労働者として勤務

過去補償（又は支援）の内訳（年度、金額）：なし

<写真>「全義面一同相川記念」

<表彰状>「2 年間の期間を満了しても、再び 2 年間の期間を就労……金一封を与え、表彰昭和
18.10.10.三菱鉱業株式会社佐渡鉱業」

<日帝強占下強制動員被害申告調査記録>

地方行政主事：金〇〇

届出内容：1941.6.真夜中に強制動員され、日本の炭鉱で労働者として勤務。

<被害申告事実確認結果書>

京畿道日帝強占下強制動員被害真相究明実務委員会

調査者：職級(職位)行政 7 級 氏名：方〇〇、

確認者：行政 5 級 朴〇〇

<意見書>

2. 事実調査の結果

A. 被害事実立証資料：被害者除籍謄本、表彰状写し 1 部、写真写し 1 部。

B. 提出書類記載事項確認結果：

- 申告者の李〇〇が提示した立証資料は 1941 年 10 月 10 日、三菱鉱業株式会社から"模範
職員"としてもらった表彰状と写真写本があるが、被害申告事実確認書の被害内容を客観的に
立証することはできない

- ただし、日帝強占下に日本企業で働いたことは事実と判断される(帰還後 1994 年 10
月 1 日死亡)

3. 確認調査の結果、総合意見：しかし証拠書類が上記認定資料に該当しないため、今後強制動

員を立証できる証拠書類が追加で発見された場合、再調査が望まれる

4. 意見

A. 被害届の内容を立証する客観的な資料はないが、写真と表彰状から見て強制動員時期に日本企業が労役したのは事実と見られる。

B. したがって「被害者」と認定するかどうかに対する判断を真相究明委員会で写真と表彰状に対して正確な考証と学術的判断を経て決めることを要請しようと思う。

京畿道日帝強占下強制動員被害真相究明委員長(印)

<審議調書>

動員類型：(募集、斡旋、徴用その他の中にチェックすることになっている)：その他

調査結果：1941年6月22日から佐渡鉱業所で2年間時局産業に従事し、さらに2年間期間延長したものは表彰する内容の表彰(1043年10月10日付)と動員地で撮影した写真2枚付

総合意見：1.上記00は表彰状により1941年6月22日から新潟県三菱鉱業株式会社佐渡鉱業所に動員され、2年以上労務者としての生活を強要された事実が認められる。

2. 上記の李〇〇は日帝強占下強制動員被害真相究明に関する特別法(以下特別法：李宇衍)第22条第1号の所定の時期に日帝によって強制動員された事実が認められ、他にこれに反する証拠はない。

2016. 1. 17.

日帝強占下強制動員被害真相究明委員会

作成者：専門契約職 李〇〇

確認者調査1課長：チョン〇〇

<日帝強占下強制動員被害審議`決定通知書>

審議決定内容：李〇〇は特別法第17条に基づき日帝強占下強制動員による被害事実が認められる者と決定する。

委員会議決案件番号：6180(京畿-7)

日帝強占下強制動員被害真相究明委員会委員長

.....

<<呉〇〇 清原-508>>

<被害届>

1926.3.生、創氏、申告事由(死亡、行方不明、後遺障害その他の中にチェック：李宇衍)その他強制徴用。動員 1944.8 帰還 1945.9。

被害内容：1944 年 8 月頃に強制動員され、日本の佐渡島の銅鉾山で鉾山の仕事をしていたところ 1945 年 8 月 15 日終戦

過去補償：なし

<隣友保証書>

呉〇〇が 1944 年 8 月頃、米院面で強制動員され、日本本土の真上に位置する佐渡島銅鉾山で強制労働していたところ 1945 年 8 月 15 日に終戦になり、1945 年 9 月頃釜山を経て故郷の米院に戻ったことを保証する。

保証人：忠清北道清原郡のチョ〇〇(印)、住民番号(削除)、電話番号(削除)

忠清北道日帝強占下強制動員真相究明実務委員会委員長貴下

<被害届 電話調査報告>

被調査者：チョ 〇〇

調査目的：保証内容の確認及び調査

1. 動員事項動員契機：強制動員

動員の同行者：故 金〇〇

動員場所：日本

参考人：被害者の呉〇〇と同じ村で暮らしながら強制徴用される姿を直接見て、当時同行した金〇〇は帰還後に死亡したと供述する。

調査者 所属：清原郡 職級(職位)：行政 9 級 名前：尹〇〇

<陳述聴取報告書>

動員方法：米院面職員が徴用状を持ってきて

出発以前の状況(国内)

出発日時及び場所：1944 年 8 月頃米院面事務所にて集合

移動経路および交通手段：米院面-釜山-日本新潟県佐渡島

移動期間：15 日

- 勤労条件：
- 銅鉾山に軍事物資に必要な銅を掘る仕事をする
 - 昼夜交代制で一週間は昼だけ働き、一週間は夜だけ働く
 - 睡眠は鉾山の宿舎で、食事は配給された

同僚、上官：故金〇〇

賃金額及び使用先 - 1 ヶ月に 1 回程度給料をもらう

- 金額は正確に知らず、当時未成年者だったので賃金を全て受け取ることはできなかった。受け取った賃金すべてを送金した(当時の面書記の月給より多かったという)

帰国

出発日時：1945.9。

出発場所：日本新潟県佐渡島

出発地状況：終戦で帰国しようとする人が集中し船がなく半月ほど日本に居候。

帰国直後の家族と周りの反応：家族が大きく歓迎してくれた。

帰国直後の家族状況：祖父、両親、弟、妹 2

経済的状況：家庭の事情が非常に困難だった

健康(後遺症)：鉱山での殴打で鼓膜を痛め、耳が聞こえにくい

現在の家族関係：妻、2 男 3 女

1970 年代国家補償可否：補償を受けた事実なし

委員会または国に望む事項：強制動員されて被害を受けた事実に対する補償を望む。

陳述場所：清原郡庁行政課

<被害申告事実確認結果書>

保証人氏名： チョ〇〇

保証内容(要旨)：1944 年 9 月頃に強制動員され、日本の佐渡島(佐渡島)で強制労働中に終戦され、1945 年 9 月頃釜山を経由して帰還。

申告内容：強制労働中に 1945 年 8 月 15 日終戦され 1945 年 9 月頃釜山を通じて故郷である米院に戻ったことを保証する。

確認事項等 2 申告内容と被害事実確認。

A. 呉氏は生前、供述を聴取したところ、「1944年8月頃徴用状が出て米院面事務所に集合し、釜山経由で日本の新潟県佐渡島銅鉱山に強制動員され、金氏とともに昼夜交代で銅鉱山で軍事物資に必要な銅を掘る仕事をしており、月に一度程度月給を得て故郷の家に送金し終戦され、9月釜山へ帰国した」と供述する。

B. 保証人のチョ〇〇は電話調査したところ「チョ〇〇は強制徴用されることを直接目撃した」と陳述した。

C. 国家記録院の原文資料を検索した結果、被害者の呉〇〇に関する立証できる記録はないことが確認された。

確認調査の結果、総合意見：「呉〇〇は生存しており、日本新潟県銅鉾山に動員された内容を具体的に供述しており、保証人のチョ〇〇は被害者が動員される場面を直接目撃した」と供述しているため、呉〇〇は強制動員による被害者に該当すると考えられる。

忠清北道日帝強占下強制動員被害調査実務委員会

調査者所属清原郡 職級(職位)：行政 9 級 氏名 尹〇〇

確認者所属清原郡 職級(職位)：行政 6 級 氏名 呉〇〇

<意見書>

○強制動員被害内容：事実確認結果書、陳述聴取書参照(別添)

- 被害者の供述調査によると、1944 年 8 月に令状を取り、日本の新潟県佐渡島銅鉾山に動員され、銅を掘る労働を行う。

- 同僚として米院面〇〇里に住む金〇〇

- 終戦になって 1945 年 9 月新潟県佐渡島から出発し、釜山を経由して帰還。強制動員地で殴打によって鼓膜を痛め、耳が聞こえないという

- 隣友保証人のチョ〇〇によって被害者が強制徴用される姿を目撃し同行した金〇〇は帰還後死亡したと陳述

3 意見：

A. 被害者呉〇〇の陳述は自分が強制動員されたということであり、勤務地の同僚の名前を具体的に陳述しているだけでなく、動員時期、動員状況、動員場所、勤務地状況、帰還過程など動員されなければ分からない具体的な内容を陳述しており陳述に信憑性があると判断される。

B. 上記資料による時、被害者は「日帝強占下強制動員被害」事実が認められるという意見を提示したいと思う。

忠清北道日帝下強制動員真相究明実務委員会委員長

<審議調書(労務分野)>

調査結果

1. 2005 年 9 月 22 日、上記の呉〇〇に対して清原区庁担当の尹〇〇が面談調査を実施

2. 上記聴取報告書添付

3. 上記の呉〇〇は 1944 年 8 月頃から 1945 年 8 月終戦時まで日本新潟県所在の銅鉾山に動員されたとして関連資料を検索した結果、新潟佐渡島三菱佐渡鉾山と推定される。

4. 上記の呉〇〇が面談陳述時に後遺障害で「殴打によって鼓膜を怪我し、よく聞こえない」と陳述したが、「客観的な資料などが添付されておらず後遺障害は確認しにくい。

5. 同行者 金 〇〇

6. 日本統治期の被徴用者名簿に記録がある

総合意見

1. 上記の呉〇〇は日帝によって強制動員され、1944 年 8 月頃から 1945 年 8 月終戦時まで新潟所在の三菱佐渡鉱山で労務者の生活を強要され帰還した被害事実(生存)が認められる。
2. 上記の呉〇〇は、日本による植民地支配下での強制動員真相究明特別法第 2 条第 1 号の所定の時期に日帝によって強制動員された事実が認められ、他にこれに反する証拠はない。

日帝強占下強制動員真相究明委員会

作成者 行政主事：金〇〇

確認者調査 1 課長：チョン〇〇

事務局長：朴 〇〇

<日帝強占下強制動員被害審議決定通知書>

審議決定内容：呉〇〇は日帝強占下強制動員真相究明特別法第 17 条に基づき日帝強占下強制動員による被害事実(生存)が認められる者と決定する

日帝強占下強制動員真相究明委員会委員長

.....

** 李〇〇-637 清原-558

<被害者申告書>

1927.2.生、創氏、申告者本人、1943.4.動員、1945.帰還、清原郡、動員期間 2 年。

被害内容：1943 年 5 月初、日帝下で徴用により日本国新潟県佐渡島三菱鉱業株式会社で銅を掘って 1945 年 11 月中旬頃終戦され船に乗って、汽車に乗って釜山に到着貨物列車で帰還しました（当時一緒に行った朴〇〇隣友保証）

過去補償：なし

<隣友保証書>

本人の李〇〇は保証人の朴〇〇と同じ町内に住んでいたが、1943.5.ともに日帝によって労務者として強制動員され、1943.5.月初清原郡庁に集結し、汽車に乗って釜山に到着、連絡船に乗って日本の下関港に到着。日本の新潟県佐渡島三菱鉱業所で銅を掘った。45 年終戦になったが帰国船がなく、同年 11 月中旬頃日本の船舶で釜山に到着。釜山から汽車(貨物車)で帰国しました。（保証する）

保証人：清原郡 朴〇〇

<被害届 電話調査報告>

被調査者：朴〇〇

調査目的：保証内容の確認及び調査

1. 動員事項。

動員契機：面から令状が出て

動員期間：1943.5~1945.11。

移動方法：清原郡庁集結(引率者)-釜山(汽車)-日本(連絡船)

2. 参考事項

参考人：被害者の李〇〇と同行して日本の新潟県に動員され、数人が同じ部屋で生活し、弁当を食べて銅鉱を掘る仕事をしたと供述する

調査者所属清原郡職級(職位)：行政9級 氏名尹〇〇

<陳述聴取報告書>

動員方法：(徴用にチェック)

募集単位：(集団にチェック)120名

移動期間：4日程度

同乗者及び同乗者：120名程度(閔〇〇、閔〇〇、蔡〇〇、李〇〇、李〇〇〇、張〇〇、朴〇〇)

引率管理者：日本人 川島

勤労条件

- 三菱鉱業株式会社銅鉱山で10日間教育を受け、日本語が上手で通訳を担当
- 合宿所で20~30人ぐらい生活して米と豆を混ぜた混合食を食べた
- 一日交代勤務で12時間勤務をし、島なので外出は頻繁にあった。

賃金：月給は10円程度で、散髪、服の購入、入浴などに使う

逃亡：たまに逃げる人がいて捕まってくると殴られた

帰国：釜山に着いたらおにぎりをくれて食べて客車がなくて貨物車で来た

帰国直後の家族・周辺の反応：家族が歓迎し、喜んだ

経済的状況：経済的に困難で、大変苦勞した

健康(後遺症)：良好

1970年代の補償：補償を受けた事実なし

委員会や国に望むこと：強制動員され被害を受けた事実に対する金銭的補償を望む

<被害届 一般調査報告>

調査内容：

1. 国家記録院の原文資料検索結果、日本統治期の被徴用者名簿175ページには「李〇〇(北一面)

は徴用当時の年齢18歳。徴用日付1942.10.10、帰還日付1945.10.20と記載されている。

2. 保証人朴〇〇は被害者李〇〇と共に1943年5月、日本の新潟県佐渡島銅鉱山に動員されたと陳述した

<被害申告事実確認結果書>

3. 確認調査の結果、総合意見：李〇〇は日本統治期の被徴用者名簿175ページに記録されており生存しているため、日本の新潟県佐渡島三菱鉱業株式会社の銅鉱山に動員された内容を具体的に陳述しており、保証人朴〇〇は被害者と一緒に同行したことを陳述しているため、この李〇〇は強制動員による被害者に該当すると考えられる

忠清北道日帝強占下強制動員真相究明実務委員会

調査者所属清原郡職級(職位)：行政 9 級氏 名尹〇〇

確認者所属清原郡職級(職位)：行政 6 級氏 名呉〇〇

<審議調書(労務分野)>

総合意見

1. 上記李〇〇は日帝により強制動員され、1943 年 3 月頃から 1945 年 8 月終戦時まで新潟県所在の三菱鉱山で労務者の生活を強要されて帰還した被害事実(生前)が認められる。

日帝強占下強制動員真相究明委員会

作成者 行政主事：金 〇〇

確認者調査 1 課長：チョン〇〇

事務局長：朴 〇〇

**** 京畿南楊州 33 安〇〇-817**

<届出書>

被害者の息子が申告。動員当時扶余郡、創氏 1901.7.生、動員年月日 1930.帰還年度 1937。

被害内容：私の父は日帝強占期に労務者として動員され、日本の北海道炭鉱で労務者として(町内から 4 人が一緒に行かれたそうです)働いて帰ってきて私が幼い頃にも後遺症(1937 に帰国したそうです)で肺が良くないのか、私が幼い頃も痰で苦しみ、その時までは私は幼くて家庭も貧しく薬も一度飲めず(亡くなって労働に従事して亡くなりました)苦勞して 1968.12.に亡くなりました。その当時、故郷の町に何人かいらっしゃいましたが、皆早く亡くなりました。今回

正確な資料を収集するというので、その当時故郷の親戚に送ったはがき 4 枚と日本労務者当時の写真 1 枚を申告しますので、参考にして正確な真相を把握して下さい。 申告人安〇〇の息子 安〇〇

<被害申告事実確認結果書>

申告内容：私の父は同じ町で 4 人が徴集され、北海炭鉱で労務者として働いていたが、1937 年頃に帰国し 1968 年 12 月に亡くなりました。

確認調査の結果、総合内容：1. 安〇〇は申告内容と提出されたはがきを総合してみると、1930 年に強制徴用され炭鉱労務者として働いた事実があると判断され、日本植民地時代に強制動員被害事実があると認められる。

京畿道日帝強占下強制動員真相究明実務委員会

調査者所属南楊州市自治支援課職級(職位)：行政 9 級氏名 李〇〇

確認者所属南楊州市自治支援課職級(職位)：行政 6 級氏名 金〇〇

<意見書>

意見

A. 安〇〇は 1933-1935 まで日本の北海道三菱炭鉱で徴用生活をした事実は確認された。

B. したがって、故安〇〇は日帝強占下の強制動員被害者として認めることができるという意見を提示したいと思う。

京畿道日帝強占下強制動員真相究明実務委員会委員長

<被害届補完調査報告>

4. 結論：三菱は新潟県佐渡郡相川にもあり、届出人の北海道関連陳述は不正確である可能性があるため、被害者の動員地は新潟県の三菱佐渡鉱山と推定できる。

調査者 所属調査一課 職級(職位)：調査官 名前 河〇〇

<審議調書(労務分野)>

総合意見

1. 上記安〇〇は日帝によって強制動員され、不詳の時期から 1943 年 3 月頃まで新潟所在の佐渡鉱山で労務者の生活を強要されて帰還した被害事実が認められる

日帝下強制動員真相究明委員会

作成者調査官：河〇〇

確認者調査 1 課長：チョン〇〇

事務局長： 朴 ○○

<日帝強占下強制動員被害審議`決定通知書>

審議決定内容：安○○は特別法第 17 条に基づき日帝強占下強制動員による被害事実が認められる者と決定する

日帝強占下強制動員真相究明委員会委員長

.....

金○○983 清州-1436

<届出書>

被害者の息子、清原郡、動員年月日 1940 年 5 月 2 日帰還年度 1945 年 10 月 27 日。

被害内容：村役場から人が町に来て若い人たちを集めて強制的に送り出した。文義面に集結。清州に来て 1 日ブクイル旅館に宿泊。夜明けに汽車に乗って 90 人余りが釜山到着(荷物を積む車に乗って行った)。船に乗って日本の下関到着。佐渡島炭鉱 3 区で炭鉱を掘る仕事をする。仕事中に指を怪我して入院もした。炭鉱を掘る仕事を終えて、みんなと一緒にサシオに来て麗水に帰った。汽車に乗って英江駅に到着。徒歩で文義面に戻る。無賃金。後遺症→消化器も良くなく、肉体的・精神的苦痛が多かった。

<被害届 電話調査報告>

動員契機：五兄弟の中で三男だが、兄たちが行ってきて被害者にも徴集令状がきた。

動員時同行者：金○○、李○○

動員場所：佐渡島炭鉱 3 区

勤務内容：朝 8 時から夕方 6 時まで炭鉱を掘る仕事をした。18 歳の年齢が一番若く、給料も一番少ない 18 円だった。山奥なので休憩時間にちょっと出かけたりもする。殴打等はなかった

2. 注：時々故郷に手紙を送る。一緒に連れて行かれ、一緒に働いた金○○、李○○がいるが二人とも死亡して隣友保証書を作成する人がいない

参考人：金○○。 同い年の町内の友人で、徴用者が徴用されていくのと帰ってきた時を目撃した方に電話で確認する。

<陳述聴取報告書>

被害を受けた陳述を聴取し、次のように報告します。

動員地域：国外日本佐渡島

動員方法：(徴用にチェック)徴集令状が出る。

動員形態：-長兄(金○○)が北海道に行ってきて、被害者本人が強制徴用に行った後、次男が北海道(?)に強制徴用に行ってくる。

- 家族が多ければ多い家から先に徴用に行かなければならないと面書記 1 人と報国隊を送る担当者(朝鮮人)1 人が来て徴用状を渡して連れて行った

集合日時・場所：文義面

出発当時の状況 - 日本の炭鉱会社から日本人が来ており、清州から日本人に引き渡す

- 汽車に乗って釜山に行ったが汽車がゆっくり走り、もう一日かかったし釜山から船場通りで 1,000 人余りが集まって座っていて、夜船が出発する頃になって乗って日本には明け方に降りた気がする。

移動期間：2 日程度

同乗人数：約 1,000 人

勤労部署：炭鉱労務者

勤労条件 - 朝 8 時から夕方 6 時まで炭鉱を掘る仕事をした。

- 年が一番若いので給料が一番少なかった

- 山奥なので休み時間にちょっと出かけたりもする

勤務先の状況

- 日本のどこかに船から降りて汽車に乗ってサシオに到着。再び船で佐渡島に到着。

- 佐渡島に鉄を掘る炭鉱があり、洞窟が 5 区あり、1 区の長さが 10 里を超えた。

- 洞窟の中に行って機械でナンボを入れて穴を開けて石を掘る。石からは銅、金、鉄が出るが鉄が優先だから鉄だけを掘って運んだ。

- 被害者本人は洞窟の中で石を車に運ぶ仕事をしていたが、体調が悪くて病院に 2 ヶ月ほど入院した後、洞窟の外の斜面で石を下ろす仕事をした

- 当時、山の斜面の下には鉄を作る工場があると言われ、鉄を作る過程は石を砕いて鉄を選んだ後、鉄を大きな窯で加熱し液体になるようにして針金も作って、鉄も作るという話を聞いた。

- 洞窟だけで働いていたため、当時の工場名は知らない

- 宿舎は学校のように木屋を建て、部屋を作って、一部屋に 50 人ずつ寝てご飯は食堂で日本人のおばさんが作ってくれて食べた

- 洞窟の中で仕事をしていて死亡する人もいたが、誰も知らないようにした。遺骨はどうしたのか分からなかった。

- 昭和 20 年に終戦になったというから、韓国人団体（請求業者）が引き継いで 8 ヶ月ほどそこで仕事をした。

- 終戦当時の状況は夜 10~11 時頃になると飛行機が空を覆い、山に登ってみると、配行機が蟻の群れのように見えた

- 夜になるとみんな電気を消した。飛行機が照明弾を撃つと真っ暗に何かが落ち、とても明るくて皆逃げ回った

- 被害者がいたのは山の中なので、飛行機爆弾による事故はあまりなかった。

賃金額及び使用先：18 月だった

調査者所属清州市職級(職位)：行政 7 級 氏名 安〇〇

<被害届 一般調査報告>

題目：被害申告事実調査追加調査

陳述者：被害者金〇〇

調査方法：電話調査

陳述内容

- 強制動員は長兄が北海道に行ってきた、被害者本人が行った後、次男が北海道かどこかに強制徴用に行ってきた。
- 家族が多ければ多い家から先に徴用に行かなければならないと面書記 1 人と報国隊を送る担当者(朝鮮人)1 人が来て徴用状を渡しては連れて行った
- 日本の炭鉱会社から日本人が清州に来ていて、文義面で募集した人を清州に来た日本人に引き渡す。
- 文義面の職員と報国隊の担当者の名前は覚えていない。
- 汽車に乗って釜山に行ったが汽車がゆっくり走りもう一日かかったし、釜山から船場通りに 1,000 人余りが集まって座っていて夜船が出発する時になって乗って日本には明け方に降りたようだ
- 日本のどこかに船から降りて汽車に乗ってサシオに到着。再び船で佐渡島に到着
- 佐渡島に鉄を掘る炭鉱があり、洞窟が 5 区あり、1 区の長さが 10 里を超えた
- 洞窟の中に行って機械でナンポを入れて石を掘る。石から銅、金、鉄が出てくるが、鉄が優先だから鉄だけを掘って運んだ。
- 被害者本人は洞窟の中で石を車に運ぶ仕事をしていたが、体調が悪くて病院に 2 ヶ月ほど入院した後、洞窟の外の山の斜面で石を下す仕事をした。
- 当時、山の斜面の下には鉄を作る工場があると言われ、鉄を作る過程で針金も作って、鉄も作るという話を聞いた。
- 洞窟だけで働いていたため、当時の工場名は知らない。
- 宿舎は学校のように木屋を建てて部屋を作って、一部屋 50 人ずつ寝て、ご飯は食堂で日本人のおばさんが作ってくれて食べた。
- 洞窟の中で仕事をしていて死亡する人もいたが、誰も知らないようにした。遺骨はどうしたのか分からなかった。
- 昭和 20 年に終戦になったというから、韓国人団体(請求業者)が引き継いで 8 ヶ月ほどそこで仕事をした。

- 終戦当時の状況は夜 10-11 時頃になると飛行機が空を覆い、山に登ってみると飛行機が蟻の群れのように見えた。
- 夜になるとみんな電気を消した。飛行機が照明弾を撃つと真っ暗に何かが落ちて、とても明るくてみんな逃げた。
- 被害者がいたのは山の中なので、飛行機爆弾による事故はあまりなかった。

清州市役所行政 7 級：安〇〇

<被害申告事実確認結果書>

申告人：金〇〇

被害者との関係：子

申告内容：面事務所から人が町内にきて若い人たちを呼び出して強制的に送り出した。文義面に集結。清州に来て 1 日北日旅館で宿泊。夜明けに汽車に乗って 90 人余りが釜山到着（荷物を積む車に乗って行った）。船に乗って日本の下関到着。佐渡島炭鉱 3 区で炭鉱を掘る仕事。仕事中に指を怪我して入院もした。炭鉱掘りは仕事を終えてすべての人々と一緒にサシオに来て麗水へ帰った。汽車に乗って英江に到着。徒歩で文義面に到着。

後遺症：消化器も良くないし(首の骨)来た。肉体的・精神的苦痛の多さ。

確認事項：日本統治時代の被徴用者名簿上、金〇〇は 1940 年 5 月 2 日〇〇里から徴用され 1945 年 10 月 27 日〇〇里に帰還した記録を確認する。

確認調査の結果、総合意見

1. 申告人の被害申告内容と被害者の被害事実陳述内容は被害者本人が強制動員されたということだが、強制動員された契機、動員期間、移動方法、強制動員時同行者名を陳述しており、強制動員地での状況(勤務内容、寝食状況、終戦当時の戦争状況など)を強制動員されなかった場合には分からない具体的な事実を陳述している。
2. 日本統治時代の被徴用者名簿上の徴用事実が記録されている
3. 上記資料によると、被害者は日帝強占下の強制動員被害事実が認められると判断される。

忠清北道日帝強占下強制動員真相究明実務委員会

調査者 清州市庁行政 7 級：安〇〇

確認者 清州市庁行政 6 級：許〇〇

<審議調書(労務分野)>

調査結果 1. 上記の金〇〇の陳述聴取報告書あり

2. 当時一緒に働いた労務者：金〇〇、李〇〇

3. 日本統治時代被徴用者名簿に記載されている

総合意見

1. 上記の金〇〇は日帝により強制動員され 1940 年 5 月 2 日~1945 年 10 月 27 日まで新潟県所在の三菱佐渡鉱山で労務者の生活を強要されて帰還した被害事実(生存)が認められる。
2. 上記の金〇〇は特別法第 2 条第 1 号の所定の時期に日帝によって強制動員された事実が認められ、他にこれに反する証拠はない。

日帝強占下強制動員真相究明委員会

作成者調査官：韓〇〇

確認者調査 1 課長：チョン〇〇

事務局長：朴〇〇

<日帝強占下強制動員被害審議`決定通知書>

審議`決定内容：特別法第 17 条に基づき日帝強占下強制動員による被害事実(生存)が認められる者と決定する。

日帝強占下強制動員被害真相究明委員会委員長

.....

<<** 金 〇〇806 春川-94>>

<日帝強占下強制動員被害申告調査記録>

被害者：金〇〇、1925.6.生まれ。 創氏、当時の住所忠清南道論山郡。

通報者：金〇〇、被害者の子

強制動員被害状況：動員年月日 1941 年 7 月、帰還年度 1944 年 9 月。

<日帝強占下強制動員被害申告書>

被害内容：1941 年 7 月頃、日本に強制連行され、新潟県佐渡三菱鉱山製錬所で強制労働をし、1944 年 9 月頃忠清南道論山に帰還した

<陳述聴取報告書>

動員方法：(募集にチェック)募集する人が町内ごとに通いながら募集

被動員の契機：若いので募集するということがよく分かっていない状態で志願していく

動員形態：村ごとに募集。

募集単位：(個人、集団のうち個人にチェック)

動員者：韓国人と推定される。

告知された内容 勤務条件：製錬所に行くと知らされる

動員地域：新潟県佐渡島の製錬所に行くと思う

集合当時の状況：わが村から一人で行き、忠清南道論山のデドン旅館前で集結。16 人程度で集まったと記憶する。

管理監督者：韓国人と推定される

同乗人数および同乗者：16 名。

駐屯する部隊または企業：5~6 ヶ月程度。三菱鉱山製錬所

勤務部署：割っておいた鉱石から金、銀の採取をしたという。

勤務条件： 8 時出勤 6 時退勤。あとは自由時間。宿舎でご飯を炊いて食べる。

勤務先状況：木材合宿所の建物に 16 人が一緒に寝る。

同僚・上官：出発当時集まったデドン旅館の孫(河〇〇さんで朝鮮戦争の時死亡)

賃金の額と使用先：給料をもらったが、思い出せない。

賃金の支払いおよび貯蓄方法： なし。

組織および団体生活：よく思い出せない。

逃亡怠業など：知らない。

慰安所設置及び見聞内容：なかった。

1. 多重被害

駐屯している部隊または企業：2 年ほど。〇〇鉱山製錬所。

勤務部署：石を積載してベルトに乗せて砕く仕事をする。

同僚・上官：扶余の人と一緒に派遣（2 名）。ベルトに巻き込まれ死亡

賃金額： あったけど思い出せない。

賃金支給及び貯蓄方法：なし

団体生活：扶余の人がベルトに巻き込まれて死ぬのを見て、3 人で一緒に新潟港まで逃げる。

そこで三人とは別れる。

慰安所： なし

2. 多重被害

動員地域：京都

駐屯部隊または企業：7 ヶ月程度。 〇〇軍需工場(製鉄所)

勤務部署：鉄を溶かして「型」に注ぐ作業をする。

労働条件：1 週間ずつ 2 交代で勤務する。 月-土曜日まで働いて日曜日は休み

勤務状況：叔父（京都に住んでいた）の家から通勤。

同僚・上官：思い出せない

賃金額：思い出せない。

賃金支給及び貯蓄方法：なし

慰安所：なし

帰国関連

帰国理由：三菱製錬所の隣に派遣された〇〇製錬所で扶余の人がベルトに巻き込まれて死ぬのを見て驚いて逃げた後、京都の〇〇軍需工場で仕事をしていたが家族が懐かしくて帰国する。

帰国同行者：一人で帰国

帰国に対する処遇または配慮：汽車の切符代に連絡船（代）まで含まれていたかはよく思い出せない。

4. 帰国後の状況

帰国直後、家族や周辺の反応：喜ぶ(一人子だった)

健康(後遺症)：良好な方だった。

その他供託金の有無：なし。

1970 年代国家補償可否：なし

委員会または国に望む事項：国で補償処理および処遇改善など早急な処理をお願いします。

5 参考事項

根拠資料：国家記録院、日本統治時代被徴用者名簿(忠清南道)461 面

供述場所：自宅、供述人 金〇〇、調査官 李〇〇

春川市 行政 6 級 李〇〇

<被害申告事実確認結果書>

申告内容：1941 年 7 月頃、日本に強制的に連れて行かれ、新潟県佐渡三菱鉱山製錬所で強制労働をし、1944 年 9 月頃忠清南道論山に帰還した。

確認事項：隣友保証書を書いてくれる人が全員亡くなっていない。

<意見書>

被害陳述内容

- 1941.7. 村ごとに募集すると言ってよく分かっていない状態で志願。 論山集結(16 人程度)
 - 論山(汽車)→釜山(船)→日本の博多港に移動。 汽車で新潟県佐渡に到着。 5~6 ヶ月ほど三菱鉱山製錬所勤務。木材合宿所の建物に 16 人ほど生活(同僚の河〇〇 朝鮮戦争で死亡)。脱出して京都の叔父の家へ行く。
 - 京都〇〇軍需工場で 7 ヶ月ほど勤務。鉄を溶かして「型」に注ぐ作業。 叔父の家から通勤。
- 1944.0.故郷が恋しくて帰国

江原道日帝下強制動員真相究明委員会実務委員会委員長

<日帝強占下強制動員審議決定通知書>

審議決定内容：金〇〇は特別法第 17 条に基づき日帝強占下強制動員による被害事実が認められる者と決定する。

日帝下強制動員真相究明委員長

.....

**** 146 崔〇〇 河南-12**

<届出書>

申告人の崔〇〇。 被害者 崔〇〇の甥。 忠清南道青陽郡

届出事由：死亡。 日時 1942.1.6。

被害内容：日帝下に徴用者(労務者)として連れて行かれ死亡し遺骨箱だけが故郷に帰ったそうです。故郷が水没地域に編入され 2000 年 4 月頃遺骨箱を発掘し再び火葬しました。詳細は不明です。

<被害申告事実確認結果書>

確認調査の結果、総合意見

1「所謂朝鮮人徴用者等に関する名簿」で、日本の新潟県三菱左道に徴用された事実を確認することができる。

2 除籍謄本に 1942.1.6.日本の新潟県で死亡した事実が記載されているため、上記の崔〇〇の強制動員被害事実が認められる

京畿道日帝強占下強制動員真相究明実務委員会

作成者 河南省役所行政 9 級 洪〇〇

確認者 河南省役所行政 6 級 崔〇〇

<審議調書(労務分野)>

調査結果：正確な動員地、動員時期について確認するため申告人の崔〇〇と通話したが申告書に記載されたように知らないと陳述する。

総合意見：上記の崔〇〇は日帝により強制動員され、不祥時から新潟県佐渡相川町所在の不詳地で労務者の生活を強要されて 1942 年 1 月 6 日死亡した事実が確認されたため強制動員による犠牲者であることが認められる。

<決定通知書>

審議決定内容：崔〇〇は被害者と認める。

… 委員長

** 236 金〇〇 忠州 346

<申込書>

金〇〇、被害者本人 1920.3.出生、清原郡〇〇面〇〇里

被害内容：私は金〇〇という人です。 1943 年当時、清原郡米院面雲橋里に住んでいました。1943. 5 月に里長が訪ねてきて金〇〇さんは日本に徴用されたから米院面に集結しろと言われて米院面に集結して他の人たちとトラック便で釜山まで行って、旅客船で日本の港に到着。日本でまた列車便で名古屋行き小さな船に乗って新潟県新潟島へ行って鉾山で労働をした。食生活は主に豆ご飯と麺などで、日給も与えずに小さなお小遣いだけ貰って生活した。その後戦争で日本が降伏したことで終戦になり、(故郷へ) 帰れと言われたが、道が破損され、何日かけて道を復旧して日本の港から旅客便で釜山－鳥致院－清原郡美元面に来て解散し、家に帰りました。

<隣友保証書(参考用です)>

確認事項：私は金〇〇という人です。1943 当時、私は槐山郡〇〇面 〇〇里に住んでいました。上記の金〇〇さんとの関係は私のはとこ(再従)です。日本に行ってきたのは間違いありません。上記事項は事実と相違ないことを保証します。

忠州市 〇〇洞 金〇〇

<被害届 電話調査報告>

被調査者：金〇〇

調査目的：隣友保証の確認

動員契機：里長に行けと言われ強制動員

動員期間：1943.から 1945.まで

移動方法：連絡船に乗って行った。

動員時同行者：町内一人で行った。

勤務内容：銅鉾山で働いた。

参考人：被害者とはとこ(再従)関係で日本に行くのを目撃した。

総務課行政 8 級：李〇〇

<陳述聴取報告書>

動員方法：(里長にチェック) 里長が行けと言われて徴用された。

動員形態：町内から一人で行った。

募集単位：(個人にチェック)

動員者：里長

告知された内容：日本の銅鉾山で働くと

集合日時及び場所：1943 年、面に集合して鳥致院へ

集合当時の状況：面に大勢の人が集まった。

訓練内容：訓練はなかった。

移動期間：2 日程度

同乗人数および同乗者：連絡船に乗って行ったので多くの人が同乗。

移動中の処遇： 船から弁当が支給された。

引率管理者及び監督人：朝鮮人だったが、日本語を話した。

勤労部署：労務

勤労条件：朝 6 時に起床して鉾山に行って働き、4-5 時の間に来た。 食事は豆ご飯、麺が出された。

同僚・上官：日本人が同僚。

賃金額および使用先：月に 1000 ウォンずつ受け取ったが、雑費として使用。

賃金の支払いと貯蓄方法： 現金でお金を受け取り、貯金はしなかった。

組織および…：組織生活。 班長がいた。

逃亡怠業など：島なので逃げる人がいなかった。

契約期間および…： 契約はなかった。 勤務条件：

健康（後遺症）： 健康な方だった。

1970 年代の国内補償の有無：なかった。

周辺の強制動員関係者または参考人：金○○。 目撃者

<被害申告事実確認結果書>

申告内容：1943.5. 米院面から集結釜山に移動し、名古屋から再び新潟県新潟島鉾山に連れて行かれ、様々な苦労をしてから終戦後帰還。

確認事項等：2.国家記録院所蔵資料など関連文献を確認した結果、被害者金○○と関連した立証資料はなかった。

3. 確認調査の結果、総合意見

1. 強制動員被害事実を立証できる当時の身分証、写真、名簿などの証拠資料は全くないが、本人が生存して当時の状況を詳しく述べているため

2. 金○○(生存)は戸籍謄本に記載された人的事項と立証書類の内容が一致しているため、日帝強占下の強制動員被害事実が認められる。

忠清北道日帝強占下強制動員真相究明実務委員会

調査者：…

確認者：…

<被害申告事実確認結果書>

1 申告事項。 申告内容：1943.5. 米院面から集結釜山に移動し、名古屋から再び新潟県新潟島
鉾山に連行され、様々な苦労をした後、終戦後帰国

2 確認調査結果 総合意見

- 現地調査を確認した結果、隣友保証人と被害者は、はとこ（再従）関係で保証人も同じ時期
に強制徴用者として槐山郡清安面に住んでおり
- 被害者金〇〇さんは清原郡米院面から村役場の通知を里長が持ってきて動員され、日本新潟
島の鉾山で死ぬほど苦労をしながら労役をしてから終戦になって帰宅した。

忠清北道日帝強占下強制動員真相究明実務委員会

調査者 校峴 2 洞 行政 7 級 シン〇〇

確認者 校峴 2 洞 行政 6 級 李〇〇

<意見書>

3 意見

A. 被害者金〇〇の陳述は被害者自身が強制動員されたということであり、動員当時同行者を
陳述しているだけでなく、強制動員時期(1943.頃)、強制動員場所(日本新潟県)、強制動員状況
(労務者)などを詳細に示しているなど陳述に信憑性があると判断される。

B.上記資料によると、被害者は「日帝強占下強制動員被害」事実が認められる者と決定するこ
とができる

忠清北道日帝強占下強制動員真相究明実務委員会委員長

<被害届補完調査報告>

動員期間：1943 年 5 月頃から 1945 年 10 月頃まで

動員地名：不詳の炭鉾(新潟県ニヤダカンから小舟に乗って行き、銅鉾山で労働

韓国人が 3 区で多く死亡

調査者調査一課：金〇〇

<審議調書(労務分野)>

調査結果：申告人金〇〇に関連した強制動員被害事実を立証できる資料は全くないが生存者で
あり、申告人に対して直接電話調査した結果、被害内容が詳細で陳述の信頼性が高いと認めら
れる。

日帝強占下強制動員真相究明委員会調査官：金〇〇

<審議決定通知書>

審議決定内容：金〇〇は…被害者と認められる者と決定する

日帝強占下強制動員真相究明委員会委員長

.....

**** 111 シン〇〇 委員会 437**

<届出書>

申告人シン〇〇被害者 シン〇〇の子

被害者：シン〇〇、創氏、1903年6月生まれ、当時本籍：忠清北道清原郡〇〇面〇〇里

届出事由：死亡。日時 1945.2.17。

被害内容：被害者のシン〇〇は1944年10月5日、日本人労働者として強制招集され、佐渡島銅鉾山で職務中1945年2月17日10時頃、現場で作業中に坑内の作業場が崩れ現場で死亡した。一緒に動員された金居里の李〇〇が現場で目撃したという。

過去補償（または支援）の内訳（年度、金額）：1972年2月4日、対日民間請求権申告。

<死亡事実保証書<隣友>>

本籍：忠清北道清原郡〇〇面〇〇里

住所：同上

被徴用者氏名：シン〇〇(創氏名：高中)

上記者は1944年10月5日、日本の労務者として招集され、日本の佐渡島銅鉾山と一緒に働き、1945年2月17日10時頃、現場で作業中に坑が崩れ死亡したことを本人が目撃したことを保証する。

西暦：1972年2月3日

保証人の本籍：忠清北道清原郡〇〇面〇〇里〇〇番地

保証人主書：上同

氏名：李〇〇

<死亡事実保証書<隣友>>

被徴用者本籍：

被徴用者住所：

被徴用者氏名：

上記者は1944年10月5日に日本の労務者として召集され、日本の佐渡島銅鉾山で死亡し、日本人が直接遺骨を実家に送り返して葬儀を行ったところ、その当時本人が〇〇里の村長として西暦1945年2月7日に死亡事実を保証する。

西暦 1972.2.3。

保証人の本籍：忠清北道清原郡○○面○○里○○番地

保証人住所：上同

保証人氏名：イム○○

<被害申告事実確認結果書>

届出人：省略

被害者：省略

申告内容：被害者は 1944 年 10 月頃強制徴集され、日本佐渡島銅鉾山で炭鉾作業中 1945 年 2 月 17 日 10 時頃坑が崩れ死亡し、一緒に行かれた李○○氏が目撃。

確認事項等：対日民間請求権資料上に 1972 年申告し補償を受ける。

調査の結果、総合意見：被害者シン○○は当時現場で死亡したことを同じ町の金居里○○氏が直接目撃し、対日民間請求権資料に国から補償を受けた事実根拠があり、当時の状況について具体的な陳述が一致する点などから徴集申告期間である 1944 年は日帝強制動員期に該当するため強制動員の被害申告内容が事実と判断される。

ソウル特別市日帝強占下強制動員真相究明実務委員会

調査者 恩平区庁 9 級：李○○

確認者 恩平区庁 6 級：黄○○

<意見書>

意見

1.故シン○○は戸籍謄本によって人的事項が一部確認され、死亡事実を保証した当時同じ町内の人であった李○○と朴○○に陳述によれば 1945 年 2 月 17 日日本佐渡島銅鉾山で死亡した被害者の遺骨が日本から送還され葬儀を行ったという。対日民間請求権資料によると、1975 年度補償時に被害者の子であるシン○○が 30 万ウォンを受領した事実がある。

2. 徴集年度に対する記録はないが、申告人の陳述および被害者の死亡年度などを総合的に考慮してみると、日帝の強制動員期間に強制動員された死亡事実を認めることができ、除籍謄本に記載された人的事項と申告人が提出した立証資料が一致しており…

ソウル特別市の日帝強占下強制動員真相究明委員会実務委員長

<審議調書(労務分野)>

調査結果：隣友保証人の李○○は当時一緒に動員され死亡現場を目撃し、イム○○は当時里長

として遺骨を受け取って葬儀を行ったことを陳述しており、上記のシン〇〇の死亡が確認された。

日帝強占下強制動員真相究明委員会

作成者調査官： 高〇〇

確認者調査 1 課長：チョン〇〇

<審議決定通知書>

審議決定内容：シン〇〇を…強制動員の犠牲者として、申告人のシン〇〇は遺族と決定。

日帝強占下強制動員真相究明委員会委員長

.....

**** 372 チョ〇〇 水原-947**

申告人：チョ〇〇 被害者の子

被害者：チョ〇〇 創氏、1913 年 2 月 1 日生

被害内容：徴用で行くことになり、聞いたところでは 2 回だという。金鉱で働いたという話を聞いた。具体的に知っていることはありません。

【郵便貯金通帳】長野貯金支局 住所：新潟県佐渡郡相川崑崙四町第三相愛料内氏名 趙〇

	受入高	払出高
1	36 円	
2		5 円
3	50 銭	
4	1 円	
5		34 円
6	7 円	
7	2 円	
8	6 円	
9		13 円
10	40 円	
11		10 円
12	20 円	
13		20 円
14		20 円
15	140 円	

16		15 円
17		40 円
18		97 円
19		
20		

(1942. 5. 21. 最初のハンコ、1943. 11. 5. 最後のハンコ)

[勤儉預金通帳] 三菱佐渡鉱山 職名： 運転番号： 58

(1943. 6. 1. 最初の取引)

年	月	日	摘要	預金	払戻金	残高
18	6	1	記念金	1.80		1.80
	12	15	利子	0.05		
19	2	13	奨励金	75.00		76.85
	6	15	利子	1.23		
	9	10	決戦貯金	18.90		
	10	10	決戦貯金	22.00		289.08
	11	10	決戦貯金	20.00		
	12	10	決戦貯金	18.00		
		15	利子	4.52		
20	1	12	決戦貯金	17.00		
	2	10	決戦貯金	19.00		367.60
	3	10	決戦貯金	15.00		
	4	10	決戦貯金	19.00		
	5	9	決戦貯金	15.00		
	6	1	甲種預金 組入 高	278.29		
		9		38.20		
		15	利子	7.39		
		15	利子	9.31		
	7	10		38.20		
		12		17.00		787.99
	8	8			300.00	
		10		38.20		504.99
		31		34.20		

	10	17		26.93		
	10	17	金払(退職)		604.32	0

<被害届 電話調査報告>

調査目的：被害内容の確認及び補完

動員契機：陳述不可

動員場所：聞いたが思い出せない

参考事項：強制動員被害について具体的に聞いたことがない。

京畿道水原市役所 行政 8 級：金〇〇

<被害申告事実確認結果書>

申告内容：強制動員 2 回。 金鉦から労役。具体的な被害内容の陳述は不可

参考人： なし

確認事項

2 申告内容と被害事実確認

B。 申告人が提出した軍服または作業服を着て撮った写真が証拠的資料として価値が高いと判断される。

B。 申告人が添付した勤検預金通帳(三菱佐渡鉦業所)に記載された印紙加貼欄には、昭和19.6.一昭和20.6.1.が強制動員時期に該当する

3 確認調査の結果、総合意見：申告人が具体的な被害内容を記憶して陳述しなかったが、添付した写真および勤検預金通帳(三菱佐渡鉦業所)および貯金通帳の信憑性が高いと判断され、強制動員による被害者に該当すると考えられる。

調査者 自治行政課 行政 8 級：金〇〇

確認者 自治行政課 自治行政担当： 金〇〇

<意見書>

事実調査の結果

B. 提出書類の記載事項が一致するかどうか

- 郵便貯金通帳：氏名(チョ・〇〇) 通帳番号(02182)などが記録されている
- 日本統治時代の被徴用者名簿：当時の年齢(23歳)、当時の住所(忠清南道青陽郡〇〇面

〇〇里)、徴用時期(1941年2月頃)、帰還時期(1944年10月頃)などが記録されている

3 意見：趙〇〇を日帝強占下に強制動員「被害事実が認められる者」として意見を提示する。

京畿道日帝強占下強制動員真相究明実務委員長

<審議調書(労務分野)>

調査の結果、3.申告人はチヨ〇〇が2度徴用されたと申告し、電話で確認をしたところ、確かではないがそのように聞いた記憶があると陳述する。動員年度は知らないが、金鉾で働いたことは確かだという。

5. 日本統治時代の被徴用者名簿に名前がある。

総合意見：上記のチヨ〇〇は特別法第2条第1号の所定の時期に日帝により強制動員された事実が認められ、他にこれに反する証拠はない

日帝下強制動員真相究明委員会

作成者：調査官 洪〇〇

確認者：調査1課長チヨン〇〇

<審議決定通知書>

被害者と決定する。

日帝下強制動員真相究明委員会委員長

.....

**** 911金 〇〇 論山-1237**

<被害申告書>

申告者：チヨ〇〇、被害者の子婦。

被害者。 1914年5月7日生、創氏、忠清南道論山市陽村面居士里95。動員1942年5月。帰還1945年8月。

被害内容：肺病で死亡。42年5月に新潟県佐渡郡の金鉱で働き、45年終戦になって帰ってきた。
肺結核、塵肺症。

<被害申告 電話調査報告>

被調査者： 李○○（隣友保証）

動員契機：日本統治期、徴用に行けと言われて行った。被調査者の李○○は被害者の金○○と同じ村に居住し、隣友保証人であり、動員当時を目撃したという。

期間：5～6年間。 正確にはわからない。

移動方法： 知らない

動員時の同行者：金○○(論山市-1238として申告。申告書に日本の新潟県佐渡郡金鉱と記載されており、被害者のものと一致する)

動員場所：日本新潟県佐渡郡金鉱山(金鉱)

勤務内容：金掘りの仕事をする

参考事項：被調査者の李○○は被害者(金○○)と同じ村に居住し、隣友保証人であり、動員当時の目撃者である。

<被害申告 電話調査報告>

被調査者：チヨ ○○

動員契機：徴用で行ったと聞いている。

動員期間：1943年5～45年8だと思われる。

動員場所：日本新潟県佐渡郡金鉱。

動員時同行者：金○○（論山市-1238として申告）。申告書に新潟県佐渡郡金鉱と記載されており、被害者のものと一致。

参考事項：被害者(チヨ○○)が嫁いってから5年後に義父(被害者金○○)が亡くなったが、日本に

徴用された後遺症で肺が悪くなり闘病生活をしていた。夏には外出できずに過ごしたという。
(後遺障害立証書類なし)

- 同じ村の人、金〇〇(論山市-1238として申告)のほか、4Km 離れたところに住んでいた当時同行者がいるが、名前は知らないという。

忠清北道 論山郡 自治行政課 地方行政書記補 李〇〇

<被害申告 事実確認結果書>

確認事項など

B. 被害者は1980年7月30日死亡

C. 義父(金〇〇)が徴用された後、姑も日本に渡り、3~4年ほど夫と一緒に暮らし、一緒に帰国したと聞いている。

3. 確認調査の結果、総合意見

被害者として認められると判断する。

調査者自治行政課 地方行政書記補 李〇〇

確認者自治行政課 地方行政主事書 徐〇〇

<意見書>

3 意見：上記の金〇〇は1942年5月に強制動員され日本新潟県佐渡郡金鉱で労務者として働き1945年8月終戦後帰還し、後遺障害で肺結核と塵肺症があり…

忠清南道 日帝強占下強制動員真相究明 実務委員会委員長

<審議調書>

調査結果：写真は強制動員された人同士で記念写真を撮ったものとされ、写真に佐渡で記念と記されている。申告人のチョ〇〇は、上記の金〇〇の後遺障害(肺結核、塵肺症)を主張するが、

これを立証できる客観的な資料がないため判断しにくい。

総合意見：被害者として認められる。

調査者 調査官 安 ○○

確認者 調査1課長 チョン○○

<通知書>

被害者と決定する

.....

**** 912金 ○○ 論山-1238**

<被害申告書>

申告者 尹○○、被害者の妻

被害者 金○○。 1917年8月16日生まれ、忠清南道論山郡○○面○○里。 1965年 死去

被害内容：1942年5月に新潟県佐渡郡金鉱に連れて行かれ強制労働を強いられ、45年8月終戦となり帰還した。

<隣友保証書>

確認事項：1942年5月、新潟県金鉱で金鉱の仕事をし、1945年8月頃に帰還した。

保証人： 李○○

忠清南道 日帝強占下強制動員真相究明 実務委員会委員長 貴下

<被害申告 電話調査報告>

被調査者：尹○○（届出人）

動員契機：結婚して間もなく、募集で行かれたという。

動員期間：長い期間だったが正確な年度は分からないという。

動員時同行者：金〇〇(論山市-1237として申告。申告書に動員地を新潟県佐渡鉾山と記載し、被害者のものと一致する)

動員場所：日本の新潟県佐渡郡金鉾山

勤務内容：金を掘る仕事をする。

参考事項：添付された写真は被調査者(申告人 尹〇〇)が夫の遺物として家に保管していたもので、村で一緒に動員された人同士が集まって日本で撮ったものだという。

調査者 自治行政課地方行政書記補 李〇〇

<被害申告 電話調査報告>

被調査者：李〇〇

動員契機：日本統治期に徴用行けと言われて行ったという(隣友保証人の李〇〇は被害者(金〇〇)と同じ村に居住し、動員される時に目撃したという)

動員期間：5~6年頃（正確には分からない）

被害者の金〇〇(論山市-1237と申告した)と共に動員されたが、鉾山で労役した後、肺病になって帰ってきた。数年しか生きることができず死亡したという。

調査者 自治行政課 地方行政書記補 李〇〇

<被害申告 事実確認 結果書>

保証人： 李〇〇

保証内容：1942年5月 日本新潟県佐渡郡金鉾に強制徴用され労役し1945年帰還。

届出内容：1942年5月 日本新潟県佐渡郡金鉾に強制動員され労役し1945年帰還。

<意見書>

後遺障害で肺病になった。

<審議調書(労務)>

申告人 尹〇〇は上記金〇〇の後遺障害を申告せず、帰還して間もなく肺病で死亡したと主張するが、これを立証する客観的な資料がないため判断しにくい

<通知書>

.....

**729 朴〇〇 珍島郡-41

<被害申告書>

申告者 被害者：朴〇〇本人。1929年4月14日生まれ珍島郡〇〇面〇〇里

動員 1944年3月帰還 1945年11月 創氏。

被害内容：1944年3月頃〇〇里で一人動員され車に乗って多くの人と木浦に行き釜山港で船に乗って日本新潟佐渡島鉾山に行った。鉾山に行って運搬作業をした。手押し車で手を怪我した。

そこで1年8ヶ月ほど働き、終戦後11月頃に佐渡島で4日間ほど集合した後、釜山港を通じて帰還する。

<被害申告 事実確認 結果書>

所属及び担当業務：佐渡ヶ島鉾山労務者

確認事項等：届出人の記載及び陳述によれば、1944年3月頃徴用され、釜山港から関釜連絡船で日本に到着後、新潟佐渡ヶ島鉾山労務者として動員され…

確認調査の結果、総合意見：上記朴〇〇の陳述は強制動員されたということや強制動員状況(強制動員時期、移動経路および場所、強制労働の種類など)などを詳細に示しており、上記資料を信憑性があると判断される。

全羅南道 日帝下強制動員真相究明 実務委員会

調査者 珍島郡庁 地方技能9級 金〇〇

確信者 珍島郡庁地方行政主事 李〇〇

<通知書>

…被害者と決定する。

.....

** 025尹〇〇 ヨンチョン-139

申告人 尹〇〇。 被害者 尹〇〇の子。

被害者 尹〇〇 1913年12月20日 忠清南道 扶余郡 〇〇面 〇〇里

申告事由（死亡にチェック）1967年1月20日（後遺障害にチェック）肺疾患で闘病中死亡

動員 1941年 帰還1945年（終戦）動員期間4年

被害内容：1941年 忠南扶余郡〇〇面に住んでいた父(尹〇〇)は伯父の代わりに日帝に強制徴用されました。日本最大の金鉱で1941-1945年まで労務に従事されました。終戦後、故国に帰ってきた父は肺に病を患い、一生仕事に就くことができず闘病生活中に人生を終えました。

<被害申告事実確認報告書>

確認事項等：当時撮った写真だと供述する団体写真があり、被害者の長女が日本生まれであることを示す赤ちゃんの写真がある。

<意見書>

事実調査結果：当時の写真、職場の同僚たちと団体で撮影した写真で「ホンサン一同記念バンド（佐渡の誤り：李宇衍）」と記載されており、写真用紙に「山口」と刻印されている。

<審議調書>

調査結果

1. 写真2枚提出

- 上段部「ホンサンー同記念（佐渡）」下段部「山口」
- 日本で生まれた娘の写真（新潟県佐渡郡相川町）

2. 申告人は上記の尹〇〇が金鉱で働いたと陳述しており、写真に掲載された「佐渡」および日本生まれの娘の出生地から佐渡鉱業所と推定される

・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・

** 153 金〇〇 論山市-15

<被害申告書>

申告人 金〇〇。被害者 金〇〇の子。1912年12月4日 出生。忠清南道論山郡 〇〇面 〇〇里

届出事由（死亡にチェック）：日時 1990年11月11日（後遺障害にチェック）塵肺症

動員 昭和15.7.31 帰還 1942年 動員期間 1938-1942。

被害内容：日本所在地 新潟県佐渡郡相川町大字北沢町2 日本名称で三菱鉱業株式会社佐渡金鉱山 採鉱夫として働いてから戻り、亡くなるまで塵肺症で苦勞をした。

<隣友保証書>

確認事項：日本三菱鉱山株式会社佐渡鉱山から採鉱夫として1938年から1942年まで働いてから戻り、塵肺症に悩まされ1990年11月死亡。

保証人 カン〇〇

忠清南道 日帝強占下強制動員真相究明 実務委員会委員長 貴下

[保険料領収書]

相川局集金人羽二生という捺印。1941.8.~1943.3.まで

[職業能力申告手帳]

学歴： 尋常小学校卒業。

職業名：炭鉱夫

給料： 解用 日額 3圓70銭

<被害申告事実確認結果書>

確認事項等

1. 提出書類適正可否：適切

- 除籍謄本1通(旧制籍含む)
- 申告人身分証明書の写し1部
- 立証書類、職業能力申告手帳のコピー1部、保険料領収書のコピー1部
- 隣友保証書1部

2. 申告内容と被害事実確認

A. 除籍謄本には金〇〇(生年月日：1912年12月4日)、本籍忠清南道論山郡〇〇面〇〇里〇〇番地)の人的事項が記載されている。

C. 上記の金〇〇の職業能力申告手帳のコピー1部により、日本新潟県佐渡郡相川町三菱鉱業株式会社で1940年9月1日から1943年3月30日まで働いた事実が確認され、一額3円70銭が記載されているが、内容は確認できない。

D. 届出人が提出した金〇〇の保険料領収書の写し1部に基つき、保険料領収書の記録番号000390100、保険料額1円20銭を1941年8月7日から1943年3月まで納付した記録が確認される。

E. 金〇〇は採鉱夫として働いて帰還したが、塵肺症で苦勞して亡くなったと後遺障害を申告したが、これを証明する書類がない。

F. 金〇〇の除籍謄本を確認したところ、申告人金〇〇は金〇〇の息子であることが確認された

<審議調書(労務分野)>

調査結果

- 上記金〇〇の後遺障害(塵肺症)申告に関して2006.11.20.14時頃電話したが繋がらなかった。
また、客観的な立証資料がなく、強制動員による因果関係を証明することも難しい。
- 同行者 カン〇〇(論山市-21)、洪〇〇(論山市-40)
- 日本統治時代の被徴用者名簿に記載されている。

<審議`決定通知書>

被害者と決定する

.....

**** 154 カン〇〇 論山市-21**

<被害申告書>

申告人： カン〇〇、被害者の子

被害者 カン〇〇、創氏 1910年4月26日生まれ論山邑〇〇里。 死亡 1959.12.後遺障害(チェック) 塵肺症

動員年月日 1938年7月帰還 1942年動員期間 1938-1942。

被害内容：1938年7月、日本新潟県佐渡郡相川町三菱鉱業株式会社佐渡鉱山の採鉱夫として勤務中に鉱山で事故により怪我をした理由でずっと苦しみ、後遺塵肺症で苦勞し、1959年12月4日に亡くなりました。

<隣友保証書>

1938年7月に日本新潟県佐渡郡相川町三菱鉱業株式会社佐渡鉱山の採鉱夫として勤務中に鉱山の事故で負傷した理由でずっと苦しみ、後遺塵肺症で悩まされ、1959.12.4.に亡くなりました。

保証人 論山市 〇〇洞 金〇〇

[保険証書]

保険金 175円。

保険料額 1円。

保険料払込期間の終期：昭和31.4.16。

保険期間の終期：昭和31.4.16。

保険員 簡易保険局長 印

[職業能力申告手帳]

指定の職業名：採炭夫、日額2円50銭

<被害申告電話調査報告>

被調査者：カン〇〇

動員契機：1938年戦争当時、若い人たちは強制的に連れて行った。登華洞に居住していた若者たちが全員動員された。

動員期間：1938-1942年(3-4年)

動員時同行者：金〇〇、洪〇〇、洪〇〇(いずれも死亡)の他多数。

勤務内容：採炭夫として働いていたが、炭鉱内の機械爆発があったという。それによって重傷を負ったという。

参考事項

- 申告人が4~5歳の頃、母と共に父のいる日本に行って暮らしてきたという
- 居住地の近くに低い山の峠があり、その峠を上り下りしたりもした、
- 山の向こうに炭鉱があったという。
- 後遺障害を記載しているが、これを立証する根拠資料はないという。

参考人：当時、同行者は全員死亡したという。

<被害申告 事実確認 結果書>

被害内容及び日時 場所：(動員中死亡、動員による障害、動員その他のうちその他をチェック)

確認事項等

B. 簡易生命保険証書には

- 保険の種類は15年満期 養老保険
- 保険契約者と被保険者はカン〇〇という内容が記載されている。

C. 職業能力申告手帳：居住場所は相川町大字八百屋町と記載

D. 職業能力申告手帳：移動申告欄に1940年9月に就職し、1940年12月15日に相川町大字下相川164に居住していることが記載

<被害申告 補完調査報告>

調査契機：上記のカン〇〇の後遺障害調査

調査方法：申告人のカン〇〇と電話通話

調査内容

- ある日、炭鉱で爆発事故が起きて父が怪我をして帰ってきた。しかし体のどこを怪我したのかカン〇〇は正確に陳述できなかった。
- 手足が切断されたわけではなく、爆発で跳ね返った石に当たって怪我をした。
- 終戦後、塵肺症と重なって爆発事故の後遺症があり、1959年に死亡した
- これに対する客観的な立証資料はない。調査官が客観的な立証資料がなければ後遺障害判定は難しく、強制動員被害部分だけ確認できると告知したので、申告人のカン〇〇はこれを認知して受け入れる。

<通知書>

強制動員による被害者と決定する。

.....

**** 洪〇〇155 論山-40**

<被害申告書>

申告人：洪〇〇（被害者の洪〇〇の子）

被害者：洪〇〇、創氏、1917年7月15日生まれ。論山市〇〇洞。 1999死去

届出事由：後遺障害(チェック) 内容：塵肺症

動員：1938.67.帰還1942.期間5年。

被害内容：日本三菱鉱山株式会社佐渡鉱山から採鉱夫として1938年から1942年まで働いた。塵肺症で苦しみ1999年1月1日に亡くなりました。

<隣友保証書>

確認事項：日本三菱鉱山株式会社佐渡鉱山から採鉱夫として1938年から1942年まで働いた。塵肺症で苦しみ1999年1月1日に亡くなりました。

論山市 〇〇洞 カン〇〇(154 カン〇〇の申告者：李宇衍)

<電話調査報告>

被調査者：カン〇〇 同行者の子

1 動員事項：報国隊に行き、日本人に強制連行されたという。

動員期間：5年間労務し、1942年度に帰国したという。

動員時同行者の洪〇〇(論山-40 死亡)、金〇〇(論山-15 死亡)、カン〇〇〇(論山-21 死亡)

勤務内容：炭を採ったという。

2 参考事項

- 本人の父親であるカン〇〇は被害者の洪〇〇と一緒に同行して同じ仕事をしたが、鉱山で仕事をしている途中爆発が起き、大けがをして本人の父親は先に1年早く帰国したという。

- 本人は当時4歳の時、父親が徴用で連れて行かれた時、一緒に行って一緒に来たという
- このような事実は被害者と父親から何度も聞いたという。

<電話調査報告>

被調査者：洪〇〇（届出人）

動員契機：徴用で連れて行かれたことだけを知っている

勤務内容：労務者に連れて行かれ、様々な仕事をしたと聞いているという。

参考事項

- 本人の父親から徴用について聞いた内容はなく、隣友保証人であり目撃者であり同行者であるカン〇〇の息子カン〇〇から聞いたという。
- 父の写真があったがなくなったという
- 本人はその当時生まれる前だったので具体的な内容は知らないという

参考人：カン〇〇(隣友保証人)論山市〇〇洞

<被害申告事実確認結果書>

確認事項等：隣友保証人カン〇〇との電話調査によると、本人と被害者は同じ村の人で動員当時のことを目撃し、本人の父親カン〇〇(論山-21)は被害者と同じ部落に住んでいて一緒に動員された同行者だと陳述し、同行者金〇〇(論山-15)と同じく日本三菱鉱山株式会社佐渡鉱山から採鉱夫へ1938.から1942.まで労務をして帰国したという。

<意見書>

意見：証明資料である国家記録院日本統治時代に被徴用者名簿を確認した結果、被害者と判断される

.....

**301 シン〇〇 益山市-859

<被害申告書>

申告人：シン〇〇、被害者本人

被害者：シン〇〇、1923年11月4日生まれ、生存。 益山郡〇〇面〇〇里。

後遺障害（チェック）右の上・下肢に障害。 1941.3.動員、1945.12.帰還、動員期間4年。

被害内容：日本における強制徴用時の当時の状況を覚えているそのまま証言します。強制徴用時当時の居住地は(益山・〇〇面〇〇里〇〇番地)に住んでいました。1941年3月春、本人満年齢18歳の時に当時強制徴用がなされ、私は行かないために逃げ回って家の屋根裏に隠れていたがばれて捕まりました。列車に乗って麗水に到着、真夜中に船で麗水を出港して日本の港に到着し、再びトラックに乗って日本町（新潟県佐渡島）に到着しました。そこは鉄鉱団地でした。鉄鉱では鉄と金が掘られていたが、主に鉄を掘る場所でした。鉄鉱はダイナマイトでトンネルを作りながら鉱物を採取し、作業中のトンネルの長さは4キロほどで、その仕事は大変でした。それは強制徴用された人々が手作業とダイナマイトで爆破しながら鉱物を採取していた場所でした。

働きながら当時は空腹ときつい仕事、頻繁な暴力に耐えられず自殺する人も多く、激しい労働で疲れて倒れて死ぬ人もいたし、逃げる途中に捕まって苛酷な暴力を受けるなどとても酷いことが多かったです。当時の労働は3交代で、8時間労働をしました。日本からもらったお金はわずかな小遣いで一番大変だったのは、ご飯はご飯でしたが、量が小さすぎてお腹がすいて一日一日を耐えるのが大変でした。

私は強制徴用当時、労務者として2年契約して行きました。2年後に帰国しようとしたのですが、その当時戦争中だという理由で日本人は2年延長することを私に勧めました。

私は立ち往生し、再び労務者生活を余儀なくされました。

戦争が終わり1945年8月15日に終戦になると、その年の冬の12月に帰国の途につきました。

帰郷は列車を利用したが、列車に乗って市内を通って移動し、移動する途中汽車の窓の外の市内の様子と建物が戦争によってだいぶ破壊されていて建物は黒く焦げていました。すべてが破壊され赤いタンだけが目に見えていました。

日本から船乗り場に到着してからも帰国用の船がなかったので、そこで何日も待っていてやっ

と帰国船に乗って懐かしかった故郷の釜山港に着きました。

他国で4年という地獄のような生活と強制徴用されて経験した労務者生活も終わり、両親兄弟がいる私の故郷(益山郡〇〇面〇〇里)に無事帰郷しました。

帰国後、強制徴用で大変な生活とそれによる後遺症で農作業もろくにできず生活していた中、中風を患うようになり、数年後に再発して今までも苦勞しながら病魔と戦っています。

50年も経ったことですが、思うだけでも体が震えます。上記述べた事項は、思いついたままに偽りなく事実そのまゝを陳述しました。

追伸

(1) 金〇〇は強制徴用当時、一緒に日本に連れて行かれ、労役を共にしながら宿所も同じ班で生活し、帰国時も一緒に帰国して帰国後には同じ面の隣の村で暮らしながら農作業をし、頻繁に会った(金〇〇)人ですが、その方は約10年前に亡くなりました。その方の人的事項は住所：全羅北道益山市〇〇面〇〇里 姓名金〇〇。現在未亡人のみ独り暮らし。

(2) 提出の写真は、日本での徴用当時着ていた韓服を実家へ送る時、お母さんに手紙と一緒に両親に二度と会えないと思って日本で撮った写真2枚を同封して送ったが、私が作業時に手を怪我してギプスをして撮った写真は1年前なくなり現在一枚だけが所持している。

下の写真は強制徴用時、和服姿で撮影をして両親に送られた写真だ。(以上ワード入力：李宇衍)

<陳述聴取報告書>

動員方法：徴用(チェック)

被動員の契機：1941年3月 強制徴用集結通知

動員形態：龍安支署の職員から龍安支署に質決せよという通報を受け、集結後益山駅に移動する。

募集単位：集団(チェック)

告知された内容 勤務条件：なし。 動員地域：なし

集合日時及び場所：1941年3月 龍安支署広場

集合当時の状況：龍安支署広場に数十人が集まっていた

管理監督者：龍安支署職員

同乗人数及び同乗者：数十名

勤務先の状況：空腹、きつい仕事、頻繁な暴力に耐えられず、自殺をする人、倒れて死ぬ人、逃げようとして苛酷な暴力を受ける人が多かった。

賃金額及び使用先：タバコ代程度を受け取った

賃金支給及び貯蓄方法：現金で受け取った

契約期間、条件順守可否：契約期間1945.12。 再契約 1943-1945

再契約（理由）：戦争による延長

帰国同行者：金〇〇(死亡)

健康(後遺症)：健康だった

委員会または国に望むこと：金銭的・精神的被害補償要求

<結果書>

確認事項等：国家記録院所蔵資料等関連文献を確認した結果、被害者関連立証資料なし

確認調査の結果、総合意見：証拠資料は不備だが日帝徴用当時の状況を詳しく陳述し、一緒に動員された被害者(金〇〇)を記憶するなど強制動員被害者と推定できる

<意見書>

3.意見：強制徴用後遺症による中風を患ったと主張しているが、動員による後遺障害とは見えず、後遺障害の有無を判断するのは難しい。

<通知書>

被害事実(生存)が認められる者と決定する。

.....

**** 639イム ○○ 潭陽郡-290**

<被害申告書>

申込人イム○○、本人

被害者：イム○○、生存、申告事由その他(チェック)、1920年11月25生まれ、全羅南道潭陽郡○○里。 動員期間1945.2.-1945-10。

被害内容：本人(イム○○)は大田面で農業に従事していたところ、李○○と結婚して約1年後に行政職員によって強制的に連行され、面事務所に約50人が集結し、汽車で釜山港へ到着。船に乗って日本新潟を経由して列車で佐渡金鉱に強制徴用され、約8ヶ月間強制労働に従事したが終戦により1945年10月頃日本側から提供された船に乗って1,000人ほどが釜山港を経由して故郷へ帰ってきた。当時、給料として少しずつ受け取ったと思う。帰還時に約500ウォン程度を持って帰ってきた。

<隣友保証書>

確認事項

1. 上記の者は23歳で結婚し新婚生活をしていたところ、日帝強占期の24歳になる年の正月に徴用され、大田面事務所で多くの人が集合して不安と焦燥感の中で待機をした後、釜山港へ出発し(光州発釜山行き)釜山に到着して1泊した後、日本行きの船に乗った。
2. そして10時間あまりを船で過ごした後、日本の佐渡港に到着した。
3. 日本に着いて勤務地に配置されたが到着してみたら銅を採掘する鉱山だった。
4. 銅鉱山の坑内が非常に狭く環境が劣悪で、まず空腹がひどすぎてヨモギなどで食事を解決するなど肉体的苦痛と空腹などが激しい苦痛でした。今も慢性的な腰痛のために苦勞が多い。
5. 徴集されて8ヶ月ほど日本に滞在し、終戦により故国に帰国した事実がある

保証人：潭陽郡 ○○面 ○○里 金○○

<結果書>

確認事項等申告内容と被害事実確認

C. 隣友保証人の陳述は被害者から聞いたという陳述である

<通知書>

被害事実(生存)が認められる者と決定する。

.....

** 318 朴○○ 大田中区-415

申告人 朴○○ 朴○○の子

被害者 朴○○ 1924.2.13生まれ 論山郡 ○○面 ○○里

被害内容：重石鉈から石粉による塵肺症

<隣友保証書>

確認事項：1940年10月労務者として日本に行き、1947年12月に帰ってきた。徴集後に妻を連れていき、日本で長男○○が誕生したことを証明します。

<電話調査報告>

被調査者：李○○

調査目的：隣友保証人事実調査

動員契機：面から徴集通知書を受け取り、いくことになった。

動員時 同行者：1人 朴○○(論山市-59)

動員場所：日本の新潟県 不詳の炭鉈

勤務内容：

1. 通知書がきて保証人の夫（朴〇〇）（被害者の朴〇〇とは別人：李宇衍）が徴用されるのは見たが、被害者についてはその後、隣友保証人の夫と一緒にいったことを知った。
2. 炭鉱で労働者として働く。
3. 勤務内容はよくわからない

参考事項：届出人の出生（新潟県佐渡郡相川町で1943年3月29生まれ、除籍謄本参照）3年ほど日本に居住してから帰国。

参考人：保証人の夫も徴用被害者と同行

<結果書>

確認事項等：日本統治時代の被徴用者名簿に朴〇〇の年齢(23歳)、徴集年月日(1939年5月)、帰還年月日(1944年9月)などの記録が確認される

確認調査結果：上記認定書類など客観的な証拠資料はないが、朴、朴〇〇の強制動員事実が申告内容と提出資料、隣友保証人調査などを総合した結果、隣友保証人(李〇〇)が朴〇〇の強制動員事実を比較的详细に陳述保証するので…

<被害事実補完調査報告>

申告人：朴〇〇

調査方法：申告人の朴〇〇を電話で調べる

調査内容：本人は先に動員された父親が母親を日本に呼び、日本で生まれた。父が生きていた時、同じ村の裴〇〇、朴〇〇と一緒に動員されたと言ったことを覚えている。

<通知書>

強制動員被害者に決定する

.....

** 389 黄〇〇 富川市-825

<被害申告書>

申告人：黄〇〇、本人 1915年5月13日 全南羅州市 〇〇面 〇〇里

申告事由：その他（チェック）内容 強制徴用

動員1945年2月 動員期間10ヵ月 帰還1945年11月

被害内容：本人(黄〇〇)は全羅南道羅州市〇〇面〇〇里で生まれ、農業で生計を維持していたところ1945年2月頃、老安面事務所が徴用招集し、近隣部落から1人ずつ送り出して益山港から船に乗って新潟に到着、佐渡島鉾山に行って労務に従事した。労務に従事していた日本人の過酷行為による死者、又は身体的被害者はいなかった。同年8月15日、終戦になり釜山港経由で帰郷した。

<事実確認結果書>

所属及び担当業務：炭鉾労務者

<審議調書>

調査結果

- 上記の黄〇〇は生存者で、動員過程、動員地、動員期間などを詳細に述べ、信頼性がある
- 上記の黄〇〇は高齢および健康上の理由で動員地について明確に述べていないが、佐渡島、鉾山として述べたことから、新潟県所在の佐渡鉾山と推定される

<通知書>

強制動員被害者に決定する

・・・・・・・・・・・・・・・・

** 455 ユ〇〇

申告人 ユ〇〇の妻 兪〇〇

被害者：ユ〇〇、創氏、1917年7月16日生まれ。忠清南道青陽郡〇〇面〇〇里。動員中死亡（チェック）、1943年8月13日佐渡鉱業所坑内、動員1943年6月頃

被害内容：強制動員され、数ヶ月も経たないうちに昭和18年8月13日午前9時25分炭鉱内で作業中に墜落してその場で死亡したそうです。その当時、年は24歳で結婚して1年も経っていない人でした。

（以下はワード；李宇衍）

被害者は〇〇面〇〇里で昭和18年のユ〇〇さんは23歳で、私兪〇〇は17歳で婚姻して暮らしていましたが、昭和18年頃に家の近くで畑仕事をしていたら突然日本巡査2人と朝鮮人1人が来て服を着たまま連れて行かれました。その当時、日本の巡査は長い刀を持っていたので怖くて何も聞けずに連れて行かれるのを見ていました。

それから1ヶ月くらい経った時、手紙1通が届きました。炭鉱で労働の仕事をするのに怖くて大変だと言いながら、お金を稼ぐまで我慢しろと書かれていました。帰ったら贅沢な生活させてあげると。

ところが突然の悲報が飛んできました。炭鉱で仕事に墜落してその場で死亡したという電報でした。ユ〇〇さんの遺体は火葬をされて一握りに粉になって朝鮮人1人と日本人1人が持ってきました。

遺品の中には私に送ろうとした手袋、靴下、化粧品が入っていました。

私はそれらの品物を握りしめ、何日も泣きました。慌ただしく葬儀を行ってから1ヶ月ほど経って夫の実家から君はあまりにも若いからお前が行きたい所に行けと言われたが、行く所がなく従兄の家に行くことになりました。ところがその従兄もやはり徴用で連れて行かれ炭鉱労役中に大きな負傷を負って帰還し、一生仕事もできずやっと口に糊するだけでした。一生自分の家もなく持っている財産もなく死ぬことができません。生きています。

私は再婚して先に亡くなったユ〇〇さんとは法的に遺族ではないがとても可哀想で残念なので、これを機に明らかにしたいところです。

2005年12月2日に申請者 兪〇〇（印）

<結果書>。

確認事項申告内容と被害事実確認：

B. 上記認定資料である「日帝下被徴用者名簿」に被害者の名前が確認され、死亡年齢は27歳、夫人は兪氏、住所長承里、三菱佐渡鉱業所坑内で殉職した事実が確認できる。

C. 除籍謄本に「昭和18年8月13日新潟県佐渡郡佐渡鉱業所」で死亡した記録が確認された。

<意見書>

事実調査結果 提出書類記載事項一致確認：申告人の兪〇〇は被害者死亡後に再嫁したため法的関係(妻)は消滅した状態である

<審議調書>

調査の結果、申告人の兪〇〇は再婚したため遺族該当事項なし

<通知書>

強制動員被害者と決定する

.....

** 585 朴〇〇 論山-59

<被害申告書>

申告人 朴〇〇の婦

被害者：朴〇〇、創氏、1908年10月8日論山市〇〇面〇〇里。1975. 死去。後遺障害（チェック）、内容：塵肺症。1940年10月、動員当時の職業重石鉱山労働者。動員期間7年。帰還1947.2。

被害内容：重石鉱に行く途中、石粉によって塵肺症になり、咳と時々血を吐いた。新潟県相川

町大字下川近くの重石鉾山

[出資証書]

一金：十円 出資 1口分

右：本組合の定款に基づき出資することについて、その証として本証券を交付する。

魯城金融組合組合長 平川弘 理事 船越多喜男

[戦時貯蓄債券]

七円五十銭 株式会社日本勧業銀行

[保険証書]

保険金135円

保険の種類： 終身保険

保険料額：50銭

保険料払込期間の終期：昭和28年5月10日

保険期間の終期：終身

保険契約者：正川

被保険者：正川

生年月日： 大正13年3月19日

朝鮮簡易生命保険及びその附属法規により...

昭和18年

朝鮮総督府 逋信局長（印）

【保険証書】 保険金160円… 朝鮮総督府逋信局長（印）

[保険証書] 保険金197円… 朝鮮総督府逋信局長（印）

【保険証書】 保険金160円… 朝鮮総督府逋信局長（印）

[据置預金証書] 魯城金融組合

[据置預金証書] 米院金融組合

【保険料領収書】 保険料額 1.00

【保険料領収書】 保険料額 50

[郵便預金通帳] 京城貯金管理所

<被害申告 電話調査報告>

被調査者： 朴○○

動員契機：農作業中に巡査部長が来て強制的に連れていかれた

動員期間：1940年10月-1947年2月。

動員時 同行者：朴○○(大田で申告したという)

勤務内容：鉄を採掘する仕事をして炭鉱でも働いたという。交代で仕事をしたが、24時間ずつ仕事をする事も多かったという。被害者の朴○○が日本から送金をすれば、魯城金融組合と逋信局に来たという。

参考事項

- 帰国後、当時同行者同士で会合を開いたりもしたという
- 日本から韓国に来ようとした時、切符売り場を狭い路地のどこかに設置し、見つからなくて何日も迷ったという。
- 根拠資料（出資証券、戦時貯蓄債券、郵便貯金通帳など）の原本はすべて忠清南道歴史博物館に寄託したという。

- 仕事中に受け取った伝票を保管していたが、弟の家に保管していたが、2004年대한해（大寒？）に火災で全焼したという。

参考人：朴○○(大田○○洞居住)。 村で5~6人が一緒に動員され、そのうち朴○○(死亡)は妻と共に日本で居住し(住所：日本国新潟県相川町大字下相川167)、そこで息子の朴○○が生まれたという。

<通知書>

被害者と認める

.....

** 605 安○○ 扶余郡-121

<被害申告書>

申告人：安○○、被害者の安○○の子

被害者：安○○。 1901年7月27日生まれ、扶余郡○○面○○里75番地 創氏

1969年死去。 後遺障害（チェック）内容の塵肺症。 1941年。 動員期間4年。 1945.帰還

被害内容：安○○の父親安○○さんは安○○2世の時、日帝強占下に連れて行かれ炭鉱で鉱夫として強制労働し鉱山の炭粉による塵肺症で苦しみ、帰国後にも後遺症で苦しんでこの世を去った。

<隣友保証書>

確認事項：上記の人、安○○さんは日帝強占下に強制的に連行され、日本三菱佐渡炭鉱で鉱夫として強制労働し、鉱山の炭粉に塵肺症で苦しみ、帰国後にも後遺症で苦しんで亡くなったことを当時目撃した李○○は事実であることを保証する。

保証人：忠清南道扶余郡世道面 頒詔院里183. ○○○（印）

[勤儉預金通帳]

運搬 1017 安田〇〇殿。

三菱佐渡鉱業所

昭和16年7月8日佐渡鉱業所長高橋幸三郎

年月日	摘要	預金	残高
16.7.8		2.50	2.50
16.12.15	利子	〇〇6	
17.6.15	利子	〇〇7	
17.12.15	利子	〇〇8	2.71
18.6.1	記念金	1.80	
18.6.15	利子	〇〇8	4.59

<電話調査報告>

被調査者：申告人 安〇〇

動員契機：日本植民地時代に動員令が下され、何も言わずに連れて行った

動員場所：北海道炭鉱

勤務内容：採炭作業を行い、鉱山の炭粉により塵肺症に苦しんだ

<結果書>

被害者 安〇〇は現在まで生存している

確認事項等：隣友保証人の李〇〇(1923年9月20日生まれ)は隣友保証書に記載した内容及び1回の電話調査による陳述聴取を行ったところ「安〇〇とは同じ村で一緒に暮らし、徴用当時直接目撃し、三菱佐渡炭鉱から鉱夫として強制労働したという話を何度も聞いた事実がある」と供述している。

<通知書>

被害者と認定する

.....

** 694 金〇〇 忠南唐津-399

<被害申告書>

申告人：金〇〇 本人

被害者：金〇〇。 創氏、1928年2月17日生まれ、忠清北道清原郡〇〇面〇〇里。 後遺障害（チェック）辛い労役生活による心身障害。1942年4月24日動員、期間3年余り。帰還1945。

被害内容：1942年頃、同じ村に暮らしていた韓〇〇と労務者として強制動員され、日本の新潟県佐渡島三菱鉱山で3年余り労務者として動員され被害を受けた事実がある。

<隣友保証書>

確認事項：当時動員された清原郡〇〇面に何人かが行ったが、当時日本で生活を共にしていた韓〇〇氏も死亡し、生存していると言っても覚えていない。 日本の地名と生活していた寮の名前は本人が覚えています。 生活していた場所が新潟県佐渡島。 居住していた寮、銅を掘っていた三菱鉱山と記憶されている。

保証人：清原郡 〇〇面 名前 〇〇〇

<隣友保証書>

確認事項：動員当時、忠清北道清原郡〇〇面にたくさん行きましたが、日本で生活を共にしていたハン〇〇さんは亡くなっており、生存しているとしても身長が失われて覚えていません。

申告人が日本で生活していた地名と寮の名前は覚えています。 生活して住んでいたところ、里ヶ田坑志田町県佐渡島寮の名前、工規直久銅を掘っていた三農鉱山と記憶する

保証人：清原郡 〇〇面 名前 〇〇〇

<陳述聴取報告書>

被動員の契機：忠清北道清原郡〇〇面〇〇里で農作業をしている途中、文義面事務所職員が（来た）。〇〇里で2人、他の面で7人、合計9人いたという。

動員形態：募集に行かなければならないと強制的に連れて行かれる

募集単位：集団(チェック)

動員者：日本人（名前は知らない）

勤労条件：よくわからない

出発当時の状況：皆静かで、トラックにじっと座っていた。

管理監督者：日本人（名前不明）

同乗人数及び同乗者：文義面住民(韓〇〇、金〇〇)

移動中の処遇：特別なものはなく、移動中におにぎりをもらった

引率管理者又は監督人：日本人（名前不明）

桃源地域：新潟県佐渡島

駐屯する部隊又は企業：三菱鉱山（鉱山で銅を掘る作業を行う。）

勤務部署：よく思い出せない(一般労務)

労働条件：朝7：00に3人が1組で弁当を持って鉱山に入り、5時まで働く。普通日曜日は休みだが、日曜日に仕事をすれば給料をもっとくれたという。鉱山の中に入る時、伝票(確認証)に判子を押す。

勤務先の状況：鉱山の中で監督は日本人だったが、仕事に対しては大きな干渉（仕事中の休憩）はなかった。食事はご飯、わかめスープなどよかったそうで、食事代は無料で提供したという。主にやることは鉱山から銅を選び、荷物運び用の車に載せなければいけなかったという。

同僚、上官：韓〇〇、金〇〇。

賃金額及び使用先：1日伝票を確認し、1ヶ月全て仕事をすれば3-4千ウォンを受け取ったという。約3千ウォンを手紙で家に送ったという。当時の手紙はすべてなくしたという。

賃金支給および貯蓄方法：賃金支給は現金で受け取ったという。

組織及び団体生活：お酒とタバコを売ったので一緒に働く人たちがよく買ったという。お酒とタバコを買うには朝早く買いにいかねばならなかったそうです。

逃亡、罷業：なし

契約期間：契約期間は2年だったが経過しても仕事を続ける。

帰国事由：日本軍の降伏

出発地状況：並んで船に乗った。

経済的状況：強制動員前とあまり変わっていない

健康(後遺症)：良好

委員会または国に望むこと： 多少の補償を求む

<通知書>

強制動員被害者として認める

.....

**319-ユ〇〇 仁川-52

<被害申告書>

申告人：ユ〇〇の父

被害者：1917年10月生まれ、1994年死亡、後遺障害(チェック)。帰還中の病気により保健所治療中死亡。1943.5.30動員、期間2年5月10日、帰還1945.11.10。

被害内容：日本人の強制的な圧力により日本新潟県銅鉾山発破作業員として苦勞してから、1945年11月10日病気で貴重な後治療中1994年7月23日死亡。 根拠資料徴用者名簿添付

<意見書>

意見：申告者が提出した被害申告の内容が簡略で徴用当時の細部事項確認は難しいが、証拠資料として提出した除籍謄本と本籍、年齢などが一致し、日本統治時代の被徴用者名簿5巻172面

の資料に基づき強制動員被害者と判断される。

<被害申告補完調査報告>

題目：後遺障害等調査

調査内容：婦人との通話実施

- 日本の新潟県にある島の銅鉾山だと聞きました。
- エレベーターに乗って洞窟の中に入って落ちて腰を怪我して日本の病院で治療したが肺を取り出したと聞いた。
- 事故発生から4ヶ月後に帰還し、終戦直後すぐに帰ることもできたが、病院で治療中だったため遅くなり、旧暦10月5日に帰ってきた。
- 清州義兵隊長の韓〇〇の息子である従兄が引率者として日本からユ〇〇(被害者：李宇衍)を連れてきて忠州道立病院で治療を受け、薬を貰った。
- 仁川に引っ越してから（引っ越して40年）、保健所でも薬を70歳まで服用した。
- 帰還後、体の調子があまり良くない状態だったため労働できず、腰も痛いと言って座っているのも大変だと言った。
- 発破作業員として働いたとよく聞く

<被害申告 補完調査報告>

題目：ユ〇〇の後遺障害に対する隣友保証人李〇〇の調査

調査内容

隣友保証人 李〇〇と通話実施

李〇〇(1921.生まれ、現87歳)は、ユ〇〇が日本に動員された時期にも村に住んでいた人で、現在も〇〇面(現〇〇邑)に居住している

李〇〇は同じ村に住んでいた人で、ユ〇〇が帰還した後も日本に動員された話を聞いたと陳述

する。

李〇〇は、ユ〇〇が日本に動員されるのを直接見た。

李〇〇は、ユ〇〇が日本で苦勞をたくさんしたと陳述する。

李〇〇は、ユ〇〇が帰還当時苦勞して体がかなり痩せていたと陳述する。

ユ〇〇が清州病院に入院せず治療を受けたと陳述する。

李〇〇と通話を終えて申告人のユ〇〇と通話実施。

肺を壊して韓国に帰ってきて、清州病院保健所から薬をもらって飲んだ。仕事ができなかったし清州では仕事が難しくて仁川に引っ越して仁川保健所で薬をもらって飲んだ。

石に穴を開ける発破作業をしに行く途中脱線して怪我をしたが、外部ではなく内部にダメージを受けたようだが、肺が驚いたのではないかと思うと陳述する。

血、膿を吐いたと陳述。

<審議調書>

調査結果

- 上記のユ〇〇(1917年生まれ)の動員当時の年齢は27歳頃で、妻が17歳頃に嫁いで20日(歳?)の年に動員されたと陳述し、ユ〇〇は1943年頃に動員されたと推定されと見た(被害補完調査参考)

- 上記のユ〇〇は肺による後遺障害を陳述したが、外観上現れず強制動員との因果関係を立証する客観的資料がなく、死亡した点、隣友保証人である李〇〇によるユ〇〇の後遺障害に対する具体的な情報不足で後遺障害と判断しにくい

<通知書>

強制動員被害者と決定する。

・・・・・・・・・・・・・・・・

** 966 金〇〇 忠南論山-207

<被害申告書>

申告人の金〇〇被害者本人

被害者：金〇〇。 創氏。1927年1月8日生まれ、全羅北道益山郡〇〇面〇〇里。 後遺障害（チェック）肺疾患及び心臓疾患。 1944.3.動員、期間1年10ヶ月。1946.帰還

被害内容：隣友保証書に別紙として作成

<隣友保証書>

当時、私は全羅北道益山市〇〇面で兄と一緒に農業をしていたところ、日本の軍人が来て2人のうち1人は徴用しなければならないという話を聞き、18歳になった私は家族を離れて全羅北道裡里市(当時の地名：ソムリ)に徴用され、逃げられないように黄色い服に着替えてから汽車で釜山へ行き、連絡船に乗って日本の新潟県へ行った。一晩を泊まって船に乗って佐渡三菱鉱山に移動し、金を掘る仕事をした。風も通らない深い坑の中で、3交代作業で仕事をしながら一ヶ月給与1円30銭を受け取ったので、食事代、衣服、靴代を除いてはご飯一杯も買って食べられない無一文の身になった。宿も粗末で雪が降ると部屋の中いっばいに雪が積もり、布団さえ与えられず草を干してそれを被って寝るしかなかった。1年10ヶ月はそこで働いて終戦になり、本国に帰ってきたが、鉱山の劣悪な環境にいたせいで80になった今もその時の後遺症で肺が本来の機能を果たせず心臓まで壊れて今は外への出入りもできない状況になって苦痛の中で暮らしている。 本当に悔しい一生を生きてきた。

保証人 忠清南道論山市 名前 チョ〇〇 (印)

<被害者の陳述聴取報告書>

動員方法：徴用(チェック) 強制徴用

被動員の契機：農作業中に村長と朝鮮人募集官が強要

募集単位：集団(チェック)(4-5名)

動員者：村長

告知された内容 勤務条件：教えてくれなかった

動員地域： 教えてくれなかった

集合日時及び場所：1944.1.（旧暦）望城面事務所に集結

集合当時の状況：裡里で班長を選ぶ。益山郡役所からもらった服に着替えた。

同乗人数及び同乗者：金〇〇(〇〇面)

移動中の処遇：おにぎりをもらった。

引率管理者又は監督人：日本人

勤務部署：三菱鉦山(銅鉦山)

労働条件および…：一日三交代勤務。休日なし。保護具(マスク)なしで鉦山で作業する。

勤務先：食事として小さなお弁当をもらった。手紙の連絡が家族とできたこと。韓国人班長が仕事をさせる。

同僚・上官：金〇〇(望城新塘部落)

賃金額：1日1円30銭

組織および…： 一間に六人暮らし

逃亡及び怠業：作業着が黄色で目立ったので逃げられなかった。

帰国同行者：李〇〇（望城面）

帰国への配慮：食事はもらえたら食べたが、もらえなかったら食べられなかった。

健康：マスクなどの保護具なしで銅鉦山で作業し、肺と心臓の健康が悪い。

委員会または国に望むこと： 日本人が悪いことをたくさんして罰が当たればいいと思う

<通知書>

被害者と決定する

.....

** 080金〇〇、忠清南道青陽郡-587

<被害申告書>

申告人：金〇〇、金〇〇の子

被害者：金〇〇、1916.7.6.生まれ。 創氏、忠清南道青陽郡〇〇面〇〇里。1941.12.20.死亡、場所日本。

被害内容：日本で病死し火葬して灰になって帰還。別紙記載。日本の新潟県炭鉱で死去。内容戸籍記載あり。

別紙：1941.青陽郡〇〇面〇〇里に居住していたが、1941.9.15.野原で仕事をしていた時、当時労務担当職員につかまって強制動員され、部落民5人と一緒に新潟県炭鉱に連れて行かれ、仕事をしながらよく食べられず病気になったが治療もまともに受けられず、結局は1941.12.20.日本新潟県佐渡郡相川町大字식방정(柴町？：詳細地名不明)47番地で死亡し火葬して持って灰に帰還し故国の地に埋葬されました。

<隣友保証書>1941年同じ村に一緒に住んでいた金〇〇さんが1941.9.15.野原で仕事をしていた時、部落民5人と共に労務担当職員たちにつかまって強制動員され日本の新潟県炭鉱で仕事をしていたところ、日本で病死して火葬して灰になって帰還し故国の地に戻って埋葬したという事実を保証します。

保証人 青陽郡 〇〇面 〇〇0里 名前 李〇〇 (印)

<被害申告事実確認結果書>

所属及び担当業務：日本産業報国会 労務者

被害内容及び…： 動員中死亡(チェック)

遺骨 国内…： 奉還(チェック)

確認事項等：「対日民間請求権申告者名簿」243面に金〇〇の息子金〇〇が申告したが、補償金受領に拒否された事実が確認された。

<通知書>

金〇〇を…強制動員された被害者、申告人の金〇〇を遺族に決定

.....

** 011 金〇〇 清原-256

<被害申告書>

申告人：金〇〇被害者の子

被害者：金〇〇 1918.4.20生まれ、生存(チェック)。 清原郡〇〇面〇〇里。

届出事由 その他(チェック) 強制動員被害(労務者)

動員 1944年.旧暦5月. 動員期間16ヶ月。 1945年9月 帰還。

被害内容：日本佐渡郡相川の銅鉾山で耳に障害が生じる

<隣友保証書>

確認事項：1944.旧暦5月 新潟県佐渡郡相川 銅鉾山1945.9。耳に障害

保証人 清原郡 〇〇面 〇〇0里 名前 シン〇〇 (印)

<被害申告 電話調査報告>

被調査者：シン〇〇

調査目的：保証内容の確認及び調査

動員契機：強制動員で

参考人：被害者と同じ村で暮らしながら報国隊に連れて行かれたのを直接見て、当時村から何人かもっと行ったが名前は覚えていないと陳述する

<陳述聴取報告書>

動員方法：徴用

集合日時及び場所： 1944.6.頃 米院面から動員される

同乗人数及び同乗者： 李〇〇、洪〇〇、李〇〇

勤労条件

- 米院面で一緒に動員された李〇〇、洪〇〇などと一緒に三菱鉱業所の銅鉱山で銅を選別する作業を行った。

- 1日3食を食べたが、食事の配給量が少なく、いつも空腹に苦しんでいた。

勤務先の状況：空腹に耐えられず、近くの果樹園でリンゴを摘んでいたところ、警備員に見つかって驚いて聴覚を失った。

賃金額及び使用先： 1日当たり若干の賃金を受け取ったと記憶するが、金額は不明で現地でおやつ代および雑費として全て使用した。

健康(後遺症)：仕事中に空腹で勝てず、近くの果樹園でリンゴを摘んで食べていたところ、警備員にばれて驚いて聴覚障害を持つようになった。

委員会または国に望むこと： 強制動員されて被害を受けた事実に対する被害補償を望む

<被害申告…結果書>

金〇〇は強制動員された内容を具体的に陳述しており、動員による障害を負ったと判断され…
…

<意見書>

徴用当時、炭鉱で労役をしていて聴力障害が生じたと主張するが、これを立証する客観的証拠資料がなく後遺障害判断困難

<審議調書>

調査結果

- 被害申告時に「鉾山労働中に耳が聞こえなかった」と陳述したが、障害事実と強制動員との因果関係を立証する客観的な資料がなく、現在陳述聴取可能な点から見て後遺障害有無を判断するのは難しい。

<通知書>

強制動員被害者に決定

.....

** 024 朴〇〇、清原郡-559

<被害申告書>

申告人 朴〇〇 本人

被害者 朴〇〇1921.10.18.生まれ、生存。清原郡〇〇邑〇〇里。申告事由 その他(チェック)
内容 強制動員被害(労務者) 1943.5.5.動員。1945.11.18.帰還。

被害内容:本人は1943年5月5日日帝によって強制動員され、1943年5月8日清原郡庁に集結して汽車に乗って釜山に到着し、船で日本新潟県佐渡鉾山に到着して2年6ヶ月間大変な作業をしたにもかかわらずあまり労賃も受けることができず終戦され1945年11月17日日本の船で釜山港に到着し汽車で故郷へ到着する。

<隣友保証書>

朴〇〇は保証人である李〇〇と同じ地域に居住していたが、1943年5月頃、本人と共に日帝によって労務者として強制動員され、1943年5月初めに清原郡庁に集結し、汽車で釜山到着連絡船に乗って日本の下関港に到着。日本新潟県佐渡島三菱鉾業所で銅を掘っていたが1945年に終戦になり、同年11月中旬頃、日本の船舶で釜山港に到着し汽車で帰宅したことを保証する

清原郡 〇〇面 〇〇里 〇〇人

<被害申告の電話調査報告>

調査目的:保証内容の確認及び調査

動員の契機：面から令状が出て

動員期間1942.5.-1945.11。

参考人：被害者朴〇〇と保証人李〇〇は同行して新潟県佐渡島三菱鉱山で労役し、宿舎に炭庫を修理して20人余りが一緒に生活し、当時月給として10円を受け取り、同行者は関〇〇、崔〇〇だったと供述した。

<陳述聴取報告書>

動員方法：徴用(チェック)。北一面から徴用状が来て動員される。

募集単位：集団(チェック)

集合日時及び場所：1943.5. 慶清原郡庁に集合する。

同乗人数及び同乗者：40~50人程度

引率管理者…：金〇〇が釜山まで引率

勤労条件

- 佐渡島鉱山三菱鉱業所に到着した後、運動場で教練訓練を一週間ほど受けた
- 佐渡鉱山は銅鉱山で、坑内で銅を掘り、銅を運ぶ作業を行い、1日8時間ずつ3交代で働いた。
- 合宿で100人余りずつ生活し、食事量が少なくとても飢えておやつを買って食べたりもした。
- たまに休みがあって市場に出かけたりもした。

賃金額及び使用先：小遣い程度の少ない賃金でおやつを買って食べる場所に使う。

帰国事由…：終戦になり鉱山ではすぐに帰そうとしたが船便がなく帰還が遅くなり大阪で10日余り滞在し、仙崎港でも数日滞在。

健康(後遺症)：良好。

委員会または国に望むこと：強制動員されて被害を受けた事実に対する補償を望む。

<被害申告事実確認結果書>

確認事項等

A. 日本統治時代の被徴用者名簿190ページには「朴〇〇(〇〇面〇〇里)は徴用当時の年齢25歳で1945年2月8日に徴用され1947年12月9日に帰還」という内容が記録されている。

B. 朴〇〇(被害者：李宇衍)が生存していて陳述を聞いたところ「1943.5月頃北一面事務所から徴用状がきて清原郡庁に集合して…」飛行機空襲があった時は防空壕に避難したりもしたし…」と述べる。

<通知書>

強制動員被害者と決定。

.....

**117 李〇〇 清原-694

<被害申告書>

申告人：李〇〇 被害者の子

被害者：李〇〇 創氏清原郡〇〇面〇〇里で死亡。動員1944年5月9日、帰還1945年9月。動員期間16ヶ月。

被害内容：上記の李〇〇さんは1944年5月9日(陰暦)。日本軍が実施した徴用(報国隊)で日本国新潟県佐渡郡相川にある銅鉾山で労務者として労役し1945年9月に帰国しました。

住所：清原郡〇〇面〇〇里 金〇〇 (印)

<陳述聴取報告書>

参考人：金〇〇の陳述

動員紡業：徴用(チェック)

集合日時及び場所： 1944.6月頃、米院面から動員される

勤労条件

- 米院面で一緒に動員された李〇〇、洪〇〇などと共に三菱鉱業所銅鉾山で銅を選別する作業を行った。

- 1日3食を食べたが、食事の配給量が少なくていつも空腹に苦しんだ

- 現地で固定された作業をせずにあちこち必要なところに行って力仕事をする。

賃金額及び使用先： 1日当たり若干の賃金を受け取ったと記憶されるが、金額は不明で現地でおやつおよび食費として全て使用した。

<被害申告事実確認結果書>

確認事項等：日本統治時代の被徴用者名簿47ページに「李〇〇(清原郡〇〇面〇〇里)は徴用当時の年齢27歳、徴用日付1943年3月2日、帰還日付1945年11月5日」と記録されている。

<通知書>

強制動員被害者と決定する

.....

** 124-金〇〇 清原-1065

<被害申告書>

申告人：金〇〇、本人

被害者：金〇〇、創氏、1922年12月23日生まれ、生存(チェック)、清原郡〇〇面〇〇里。 通報事由その他(チェック)強制動員被害者(労務者)。 1943.5.動員、1945.10.帰還。

被害内容：被害者金〇〇は、清原郡〇〇面〇〇里〇〇番地の部落で農業に従事していた時、1943.5月(日付不明)に金光(かねみつ)〇〇(けいぞう)の名前で同じ部落の金〇〇(死亡)、李〇〇(死亡)と同じ面〇〇里に住む4-5人など当時玉山面から13人ほどが巡査に強制的に連行され忠州駅に集結(当時数百人)させられ、汽車に乗って釜山へ移動し、釜山から8時間ほど船で日本の下関に到着、下関から夜中に汽車に乗って佐渡島の鉾山に到着、そこから帰還するまでの2年5ヶ月余りの間、昼夜を問わず銅を採鉱させる深刻な人身拘束と強制労働を強いられた。終戦になってから2ヶ月後に行った時の同じコースを経由し日本の下関から貨物船で帰還することになり、その当時の激しい労働の衝撃でひどい苦痛と全身の身体的痛みによる後遺症で現在まで苦しんでいる。今でも政府がこれと関連した対策を講じているというからようやく日本統治時

代代の恨みが少しでも晴れるような気がします。

<隣友保証書>

確認事項:保証人は日帝強占期当時忠清北道清原郡〇〇面〇〇里1区部落に居住し、正確な年度は不明の年(終戦2年前)に同じ部落に居住し農業に従事していた金〇〇、李〇〇など数名が強制的に日本へ連れて行かれ、終戦になった年の10月頃に衰弱した体で帰った後、腰などに痛みを訴えるなど精神的・肉体的な苦痛をひどく受けた事実があったことを確認する。

清州市 〇〇面 〇〇里 金〇〇 (印)

<被害申告の電話調査>

被調査者:金〇〇

調査目的:保証内容の確認及び調査

動員時の同行者:故 金〇〇、故 李〇〇

参考人:被害者金〇〇は本人の義弟として徴用に行ってきたのを直接見たと陳述する。

<陳述聴取報告書>

動員方法:徴用(チェック)、玉山面事務所から徴用状がきて強制動員される

募集単位:集団(チェック)(100名)

集合日時および集合場所:1943.5頃、清州駅で集合。

同乗人数及び同乗者:金〇〇、李〇〇のほか13名(玉山面)

移動中処遇:食事はおにぎりで解決

勤労条件:

- 日本の佐渡島鉱山に動員されて鉱山で鉄を掘ったり、爆薬で坑を発破したり、銅)を採鉱したりもした
- 朝8時から午後4時まで一日に8時間ずつ午前組と午後組に分かれて昼夜交代をして

- 食事は鉾山内の飯場屋(4000人収容可能)があってそこで解決し、畳部屋で40人余りが生活した。

勤務先状況:日本の佐渡島鉾山に飛行機がよく現れ、洞窟の中に隠れて生活した

賃金額及び使用先:月に一度賃金をもらってお腹がすいて市場で麺、すいとんを買って食べるのに使った。

帰国事由:

- 終戦になり船に乗って帰還しようと日本の下関まで来たが、海にある爆雷で船が破損し船で帰還できないということで再び汽車に乗って大阪まで来た

- 大阪で半月ほど滞在しましたが、食事はおにぎりを塩水につけて食べることで解決し

- 再び下関に戻り貨物船(荷物船)に乗って釜山へ帰還する

帰国への配慮:日本から釜山に来て貨物船便と釜山から鳥致院まで来る汽車チケットを会社側で用意して無事帰還

健康(後遺症):良好

委員会または国に望むこと:日帝強占期に強制動員され被害を受けた事実に対する補償を望む

<被害申告 事実確認結果書>

確認事項等:日本統治期の被徴用者名簿139ページには「金〇〇(清原郡〇〇面〇〇里)は徴用当時の年齢20歳で1943.9.20徴用され1945.12.8.帰還」という内容が記録されている。

<通知書>

被害者と決定する

.....

** 238 ノ〇〇 青陽郡-191

<被害申告書>

申告人:ノ〇〇、本人

被害者：ノ〇〇。 1923年3月26生まれ、創氏、生存、青陽郡〇〇面〇〇里。 その他（チェック）1942年9月145日動員。期間3年。 昭和20年度帰還。

被害内容：戦前、日本人によって強制動員され、鉾山で三菱株式会社から過酷な労働を強いられた。

<隣友保証書>

確認内容：戦前、日本人によって強制動員され、鉾山で三菱株式会社から過酷な労働を強いられた。

青陽郡〇〇面〇〇里 尹〇〇 （印）

<電話調査報告>

動員契機：戦争当時、日本人によって強制動員された

勤務内容

1. 三菱株式会社で労務者として働く。
2. 一日に十時間以上勤務
3. 寝食は寮共同生活
4. 外出は時々許された
5. 月給はもらえず

<審議調書(労務分野)>

調査結果：上記のノ〇〇の息子を電話で調べた結果、上記のノ〇〇は徴用により肺がよくないと供述しているが、強制動員との因果関係を立証できる客観的資料がなく、後遺障害と判断しにくい

<通知書>

被害者と決定する

(日本統治時代、被徴用者名簿のコピー物(ノ〇〇を含む)が含まれている： 李宇衍)

.....

** 670 崔〇〇 清州-666

<被害申告書>

申告人：崔〇〇。 被害者 崔〇〇の子

被害者：崔〇〇。 創氏。1929.1.7.生まれ。 忠清北道清原郡〇〇面〇〇里。

後遺障害(チェック)

一生頭痛に苦勞する。一生精神的苦痛と肉体的苦痛で生き、1984年死去。

その他(チェック) 日帝強占下の強制動員被害。 動員 1944. 期間 1944-1946. 帰還 1946。

被害内容：被害者の崔〇〇は1944年日帝強占下に日帝によって強制的に連行され、日本新潟県佐渡郡相川町三菱鋳業株式会社佐渡鋳業所で3年間強制労働の被害にあった。精神的・肉体的被害により、生きている間は常に苦しみ、若くして死亡した。

<隣友保証書>

被害者の崔〇〇は1944年、日帝強占下に日帝によって強制的に連行され、日本新潟県佐渡郡相川町三菱鋳業株式会社佐渡鋳業所で3年間強制労働を強いられた。

清州市 〇〇面 〇〇里 尹〇〇 (印)

[郵便はがき]

<被害申告 一般調査報告>

題目：被害申告調査 電話聴取

調査内容：崔〇〇(申告人)氏の陳述

- いつどのように徴用されたかは知らない
- 父親が生存時、報告隊に行ってきたという話を幼い頃にしてくれて知り、郵便葉書の資料を見て知った。
- 父と一緒に徴用に行ったことは知らないが保証人尹〇〇も徴用に行ってきたと聞いた。
- 日本の炭鉱へ行き、新潟県佐渡郡相川町三菱鉱業株式会社佐渡鉱業所でどんな仕事かは知らないが、労働をした。
- 叔父が病気で、父親が徴用に行った事実だけを覚えていて、他の事情はよく分からないが、1944-6年頃に徴用され、帰ってきたという。
- 文通はあったらしい
- 賃金は受け取ったのかは不明。動員地での生活といつどのように帰国したのかなどは何も知らない。
- 徴用に行って来たことだけ知って他の詳細は知らない
- 母が生きているので父に聞いたことがあるかもしれないと供述する。

<被害申告 一般調査報告>

題目：被害申告調査 電話聴取

調査内容：朴〇〇さん（被害者の妻）の供述

- 被害者は徴用から帰ってきてから結婚したという
- 18歳で嫁いで被害者が話をしてくれて知った
- 日本にある炭鉱だがどここの炭鉱なのかは分からず、炭鉱で電車を引いたという
- お金をもらえたら貯まったはずなのに、お金をもらえなかったという。
- どうやって人が死んだのかは分からないけど、人がたくさん死んだという。
- どれくらいいたか分からないけど終戦になって帰ってきた

- 着る服がなくて絹を絞って黒に染めて服を作って服を送ってもらったという。

<被害申告 一般調査報告>

題目：被害申告調査 電話聴取

調査内容：尹〇〇(保証人)氏の陳述

- 同じ村に住んでいて親しい友達で、保証人が先に徴用されて家に手紙を書いて住所を知り、崔〇〇(被害者)が手紙を保証人に送った。
- 日本に徴用されて保証人と3-4回ほど安否の手紙をやりとりした
- 動員地では何をしたのか知らない。終戦になって帰国した。
- 保証人は終戦後の1946年1月15日に帰国してみたら、被害者が先に帰国をしていた。

<被害申告 一般調査報告>

題目：隣友保証人調査

調査内容：陳述人 尹〇〇(清州市-910受付者)

陳述内容：同じ村に住んでいて崔〇〇の動員事実を知っているが被害事実を被害者から聞いた事実はない。

備考：上記の内容は尹〇〇の陳述の際、(被害者と) 親しい友人であることを言及したので、終戦後に友人として被害内容について聞いたことがあるのではないかと推定し再調査した事項。

<被害申告 一般調査報告>

題目：保証人補完調査

被調査者：保証人 尹〇〇

調査内容

- 被害者 崔〇〇と友達で崔〇〇が日本の動員地で保証人が働いていた北海道に手紙を書いた
- 帰還後、動員地での生活について話したりもしたが、詳しい話はしなかった。

<被害申告… 結果書>

確認事項等：日本統治時代の被徴用者名簿には、崔〇〇は忠清北道清州郡〇〇面〇〇里から日本に徴用され、〇〇里に帰還した事実が記録されている。

<通知書>

被害者と決定する

.....

** 696 ソ〇〇 清原-230

<被害申告書>

申告人：ソ〇〇 （ソ〇〇の子）

被害財：ソ〇〇、創氏、1926年11月29日忠清北道清原郡〇〇面〇〇里、死亡。

その他（チェック）強制動員被害（労務者）1941.4.動員。動員期間約4年。1945.8.帰還

被害内容：父の生存時に聞いたところによると、父は1941年4月頃、日本の強制徴用により日本の佐渡島金鉱で鉱夫として約4年間苦勞し、1945年8月終戦により釜山港へ帰還した。戸籍上の年齢が下がり、当時の年齢では19歳でした。当時、金〇〇さんと一緒に暮らしました。

<隣友保証書>

確認事項：上記の対象者は本人の先親と同じく日帝に強制動員され、日本に連れて行かれ、文義面では私たちの先親をはじめ3人が日本の東北側にある佐渡島というところで金を掘る鉱山で強制労働をしていて、3人が一緒に1945.8.終戦されて帰国したと私の先親から聞きました。

忠清北道彦原郡 〇〇面 〇〇里 金〇〇(印)

<被害申告 一般調査報告>

題目：被害申告聴取調査報告

陳述人：金〇〇

被害者との関係：ソ〇〇の隣人

陳述内容：「1941.4.村長が動員して父親の金〇〇とソ〇〇は一緒に日本の佐渡島金鉱に強制動員されて金を掘る仕事をし、1945年8月頃終戦後に帰還し、3人がたまに会うと動員されて苦労した話をされたが、とてもお腹がすいて死ぬかもしれないと馬の足を切って茹でて食べたという話を聞いたことがある」と陳述する。

<通知書>

被害者として決定する

**697金 〇〇 清原-233

<被害申告書>

申告人：金〇〇（金〇〇の子）

被害者：金〇〇、創氏、1926年8月1生まれ当時の住所忠清北道清原郡〇〇面〇〇里。

その他（チェック）、1941年4月動員、当時の職業鉱夫。 動員期間約4年。 1945.8.帰還。

被害内容：私の父は生存当時1941年4月頃、日本の鉱夫労務者として日本の佐渡島に連れて行かれ、約4年間労役をし、45年8月光復により釜山港に帰還しました。その後、強制徴用による後遺症で生活していたが、82年5月頃忠北道立病院で内科手術後の後遺症で苦労し、1995年10月1日に亡くなりました。（当時年齢が4歳下がった）

<隣友保証書>

上記の対象者は本人の父と同じく強制動員され日本に連れて行かれ、文義面では我が父をはじめ

め3人で日本の東北側にある佐渡島というところで(金鉱山で)一緒に仕事をし、1945.終戦になった時、家には戻れないと思っていたがなんとか帰ってこられたという話を先親が生きている時に何度も聞きました。

<被害申告 一般調査報告>

陳述人：金〇〇

被害者との関係：金〇〇の隣人

陳述内容：1941.4.村長が動員して本人の父親金〇〇、徐〇〇は日本佐渡島の金に強制動員され金掘りの仕事をして1945年8月頃終戦後に帰還し被害者は先祖の墓のある山が〇〇面〇〇里にあり、祭祀をするために〇〇里に来れば本人の父親を訪ねて苦労話を話すのを聞き、とてもお腹がすいて死んだ馬がいるのを発見して馬の足を切って茹でて食べたという話を聞いたことがあると陳述した

<通知書>

被害者と決定する

.....

** 697尹〇〇 論山205

<被害申告書>

申告書：尹〇〇、 尹〇〇の孫

被害者：尹〇〇。 1911.12.24.忠清南道扶余郡〇〇面〇〇里。 昭和17.4.15.死亡。 創氏。

届出事由：死亡（チェック）、1940年動員、昭和17年4月30日帰還

被害内容：昭和17年4月15日午後3時、新潟県佐渡郡相川町大字広間町7番地佐渡鉱業所医局で死亡

過去補償（または…）：30万ウォン

<被害申告 電話調査>

被調査者：申告人

動員契機：光石面で徴用されていったという。

動員期間：動員時期は分からないが、1942年に動員中に死亡したという。

移動方法：光石面で集合して行ったという。

動員場所：日本の炭鉱

勤務内容

- 動員当時、扶余郡草村面に居住していたが、光石面から徴用されたという話を大人から聞いたという
- 同じ村で一緒に行った人はいないという。
- 動員中の事故で死亡し、光石面から同行した人と日本人が遺骨を持って帰ったという。

<被害事実確認調査結果書>

申告内容：1940年、日本に強制動員されて労役をしていたところ、1942年4月15日午後3時、新潟県佐渡郡相川町大字広間町7番地佐渡鉱業所医局で死亡。

動員中に死亡(チェック)、奉還(チェック)

確認事項等

1.提出書類が適正かどうか

- 立証書類:対日民間請求権申告者名簿6-2、被徴用死亡者6-7543、92ページ。対日民間請求権申告者補償金地金決定台帳6、6-7543、147ページ

2. 申告内容と被害事実確認

- 1975年7月4日 朝興銀行から30万ウォンを支給したと記載されている。

<意見書>

意見:除籍謄本の人的事項が犠牲者と一致し…

<通知書>

ユン〇〇を特別法第17条に基づき日帝強占下の強制動員被害者に、申告人ユン〇〇を遺族に決定する。

.....

**704 朴〇〇

<被害申告書>

扶余880

申告者：被害者朴〇〇の子婦。

被害者：朴〇〇。 1917年7月20日生まれ。死亡（チェック）

忠清南道扶余郡扶余邑自旺里〇〇〇番地。 死亡（チェック）昭和16.7.19。

被害内容：1938年頃、植民地下で徴用。強制動員により日本の新潟県炭鉱に労務者として連れて行かれ酷使されたが鉱山の落盤事故で死亡し遺骨になって帰国した。

過去補償…： 30万ウォンの補償金をもらった

<被害申告 電話調査>

被調査者：申告人

動員契機：両親と妻子と兄弟姉妹と農業をしていたところ、邑から強制動員された。

動員期間：1938年から1941年7月19日まで

動員場所：日本新潟県炭鉱

勤務内容：

1. 採炭夫として働いて鉱山が崩壊したせいで亡くなったという話を聞いた。
2. 鉱山の落盤事故で死亡し遺骨になって戻り、当時日本人が遺骨を持ってきて1マジギ(約661 m²)の畑を買うお金をくれたので、夫の死後夫人の日雇い仕事とその畑に頼って生計を維持した。
3. 月に何度も手紙が届いており、死亡後には消息が途絶えた。全てを燃やして当時のことを証明できる写真や手紙一通なし。
4. 遺骨申告時、政府から30万ウォンの補償をもらった。

<被害申告事実確認結果書>

確認事項等。2.申告内容と被害事実確認

- A. 被害者の朴○○(1917年7月20日生本籍忠清南道扶余郡扶余邑自旺里○○○)の人的事項が除籍謄本により確認され、
- B. 対日民間請求権関係資料に被害者の息子朴○○に政府から補償金30万ウォンを支給された内容が確認された。

<審議調書>

申告人の黄○○は朴○○の嫁で遺族に該当しない

<通知書>

強制動員被害者に決定。

.....

** 朴〇〇-799

<被害申告書>

木浦-503

申告人：金〇〇本人

被害者：金〇〇。 1920.9.13.生まれ。 生存（チェック）

全羅南道珍島郡の〇〇面〇〇島。 申告事由 その他(チェック)

動員期間 1945年2月 - 45年10月

当時の職業：漁師。 動員期間は9ヵ月。1945年10月末に帰還

被害内容：1945年2月頃、本人は釜山を出発し、日本の北海道佐渡（陳述の誤り？）というところの銅鉾山で強制労働をし、福島に移動軍需倉庫用トンネル工事に2ヶ月ほど強制労働した後、再び北海道に移動し働いている時終戦を迎え、しばらくして大阪で乗船の順番を20日ほど待つ。同年10月末頃、釜山港に入港して帰郷した事実がある。

<隣友保証書>

本人は強制労役した金〇〇の次弟で兄金〇〇が戸籍上では本人より年が1才下になっていますが実際の年齢は80才で当時強制徴集された時に、行けば死ぬと思ったので家の中はお通夜のよ
うな雰囲気でした。終戦になって帰ってきた時に持ってきたもののの中に紙に包んだ小さな石塊
があり、きらめいていたがそれが金の入った石だったことを覚えている。上記事実は偽りない
ことを証明します。

慶尚南道珍島郡 〇〇面 〇〇里 金〇〇（印）

<通知書>

金〇〇を被害者に決める。

.....

** ジョン〇〇-341。

<被害申告書>

清原-80

申告人：ジョン〇〇、ジョン〇〇の子

被害者：ジョン〇〇、1916年12月4生まれ、死亡（チェック）。 その他（チェック）

強制動員被害。 1941年3月頃動員。 動員期間4年。 1945年11月頃帰還。

被害内容：1941年3月頃、日本の炭鉱で石炭を掘るのに労務者として強制動員され、終戦後1945年11月頃に帰還した。

<隣友保証書>

上記者は日本の佐渡島炭鉱にすることを知って実家から伝えてほしいと言われ、私は福島県の炭鉱に再度動員され、佐渡島炭鉱に訪ねて衣服を渡して面会しようとしたが、旅行証が必要だった。しかし旅行証を発給してもらえなかったため郵便で送付して衣服を受け取ったという返事をもったことがあります。上記者は、4年間炭鉱で強制動員され、佐渡島炭鉱にいたことは間違いありません。

忠清北道清原郡 〇〇面 〇〇里 イム〇〇（印）

<被害事実一般調査報告>

調査内容：

陳述人イム〇〇。

被害者との関係知人。

「本人は被害者のジョン〇〇の知人で被害者は日本の佐渡島炭鉱に強制動員され石炭を掘る労務者として労役し、本人は1944年8月頃に配偶者のハン〇〇を日本に連れて行くため故郷へ来て1ヶ月ほど滞在し、配偶者と一緒に日本福島県の炭鉱に再び行く時、衣服を被害者に渡してほしいと被害者の実家から頼まれて佐渡島炭鉱を訪ねようとしたが旅行証がなく郵便で送付して

その後ちゃんと受けたという通報を受けたことがあり終戦後1945年頃帰国して〇〇里で暮らした」と供述した。

<被害申告事実確認結果書>

確認事項 日本統治時代の被徴用者名簿、ジョン〇〇(〇〇面〇〇里)は1944年9月4日に徴用され1945年11月5日に帰還。

<審議調書(労務分野)>

動員期間は申告人ジョン〇〇の申告内容を受け入れ「1941.3.頃から終戦まで」と作成する

<通知書>

被害者と決め付ける。

.....

** 432 李〇〇

<被害申告書>

舒川郡華陽面-70

申告人：李〇〇本人 その他(チェック)

被害者：李〇〇。 1941年10月26日動員期間4年。 1945.11.15.帰還

被害内容：1941年10月26日扶余郡庁に集結し大田、大邱、釜山を経て日本新潟県佐渡郡相川町下山之神の三菱金鉱で休日もなく日本人の4分の1の賃金を受け取り大工補助として働き1945年11月15日帰国。

<隣友保証書>

1941年10月26日、扶余郡庁に集結し大田に移動、1泊した後大邱を経て日本の新潟県相川町の

下山之神にある三菱金鉱で大工補助として働いた。労賃は日本人の4分の1に過ぎず、日曜日も休日もなく毎日重労働の連続だった。終戦された1954年15月、帰国。

忠清南道扶余郡 ○○面 ○○里 南○○ (印)

<被害者の供述聴取報告書>

被動員の契機：場岩面紙土里の同じ村でから3人が一緒に行き、場岩面所在地で身分調査をした後、200人余りが扶余郡庁に集結して行った。

集団(チェック)(200人)

告知・勤務条件：何も知らずに行った

動員地域：日本に行くという話だけ聞いた

集合日時及び場所：1941年10月26日扶余郡庁

移動中処遇： 弁当提供

勤務部署：金鉱採掘の仕事

勤務条件：7時から夕方6時まで勤務し、岩に穴をあけたり、壊れた岩を運搬する作業、木で柱を立てる作業の仕事を主にした。洞窟の中に水が多くて汲み出さなければならず、20人余りが一組になって勤務した。

勤務先の状況：出席チェックを1日に2回行う。電気施設になっており、日本人が随時管理監督をして怠けると足で叩く。

同僚・上官：同僚同士のいじめや殴打はなく、仲良かった。

賃金額及び使用先： 一日90銭程度の給料をもらう。 数ヵ月間は度々家に送ったりもしたが、後には生活費が増え、全部消費する。

賃金支給及び貯蓄方法：現金で受け取る。積立金は引かれなかった。

組織および…： たばこ、酒は支給なし。

逃亡： 目撃したことなし。

慰安所設置可否および見聞内容：なし。

健康(後遺症)：特に怪我はない。

委員会または国に望むこと： 補償を受けるべき人には早急に補償が行われることを願う。

<通知書>

強制動員被害者に決定。

.....

**618 李○○

<被害申告書>

申告人：李○○。 この○○の子婦。 創氏 檀紀4248年（1915年）.8.15生まれ。 忠清南道論山○○洞。 後遺障害（チェック）塵肺症。 昭和15.7.31.動員。動員期間1938-1942。

被害内容：日本の三菱鉦山株式会社佐渡鉦山から採鉦夫として1938年から1942年まで働いてから戻って、塵肺症に苦しんでいたが檀紀4293年7月5日、登華の自宅で死亡

<隣友保証書>

日本三菱鉦山株式会社佐渡鉦山で採鉦夫として1938.から1942.まで働いて出てこられて塵肺症に苦しみ、1959.12.4.亡くなる。

論山 ○○面 ○○里 カン○○（印）

<被害申告の電話調査>

被調査者：金○○(参考人)

動員契機：登華農民が集団で動員される時、その時に行ったと聞いている。

<意見書>

意見：日本統治時代被徴用者名簿上の動員記録1940.3.20~1942.5。

<審議調書>

調査結果：申告人の李〇〇及び参考人の金〇〇は「カン〇〇(論山市-21)、金〇〇(論山市-15)とともに動員された」と述べている。同行者の姜〇〇、金〇〇は協和会手帳などで動員期間、動員地などが確認された。

<通知書>

被害者と決定する。

.....

**620 ヨ〇〇

<被害申告書>論山-35

申告人：ヨ〇〇、ヨ〇〇の弟

被害者の〇〇〇、創氏 大正7.2.10生まれ。

忠清南道論山市〇〇面〇〇里。死亡日時 昭和17.3.11.佐渡鉱業所。昭和15.7.20.動員。

被害内容：昭和15.7.20.日本佐渡鉱業所で20ヶ月間働いていたが粉塵の被害により病気で死亡。

<隣友保証書>

西暦1939.3.頃 徴用として連れていかれた（と聞いた）。西暦1942。日本の佐渡鉱業所の医局内で死亡し、（遺体が）医局を出るのを見た。現在墓所もある。

忠清南道論山市 〇〇面 〇〇里 ジョン〇〇（印）

<被害申告の電話調査>

被調査者：申告人

勤務内容：炭鉱の仕事をして坑内事故で死亡したのではなく、動員地で病気になって病んで2-3日後に死亡し、同僚のヨ〇〇（論山市-892死亡）が遺骨を持ってきて山に撒いたという話を両親の生前に聞いたという

参考事項：除籍謄本の事由欄に1942.3.11新潟県佐渡郡相川町大字広間町7番地佐渡鉱業所医局で死亡したと記載されている。

<被害申告の電話調査>

被調査者：チョン〇〇(直接目撃)

動員契機：徴用。募集係の強制募集によって動員される。日本人支所長と韓国人巡查部長の指示の下、募集係が動員した。

動員時同行者：町内では一人で行ったという

勤務内容：

- 被調査員のチョン〇〇は隣友保証人で、現80歳。同じ村の人として、被害者の動員を本人14歳頃（新立公立普通学校（10歳で入学）に目撃した
- 被害者が動員地で死亡し、どのように死亡したのか記憶はないが、故郷で葬式を見た。
- 本人のチョン〇〇（論山市-353）も1945.3.総員になったことがあり、本人が動員される前に見た。

<被害申告事実確認結果書>

確認事項など… 申告内容と…

A。ヨ〇〇の人的事項が除籍謄本で確認され、事由欄に1942年3月11日新潟県佐渡郡相川町大字広間町7番地佐渡鉱業所医局で死去、同居人の豊田が届け出る。同月14日に受け付けの記録あり。

B. 申告人のヨ○によると、本人は幼い頃兄(被害者)の動員を目撃したが、詳しい記憶はない。被害者は日本人により強制的に日本佐渡鉱業所に動員された。そこで労役中に病気を得て死亡し、当時同僚のヨ○○(論山-892)が遺骨を持ってきたことを母親生存時に聞いたという

<通知書>

ヨ○○を強制動員被害者、申告人○○を遺族に決定。

.....

** 624 金 ○○

<被害申告書>

申告人：金○○ 被害者の弟。

被害者： 金○○ 1918年2月12生まれ。 忠清南道論山市○○面○○里。 後遺障害（チェック）原因不明の病。1941.3.動員。1945.10.30頃帰還。

被害内容：日本の新潟県トンネルの中で金、銀、銅、軍用品として使用する金を掘っていたが、病になり帰還。 日本新潟県に強制動員され、トンネルの中で数年間作業をしていたが、病気になり終戦後に帰還し、韓方医の治療を受けていたが死亡した。

<隣友保証書>

上記の人は日本に強制動員され、トンネル内で金属を掘り出す作業を4年間行ったことが原因となり、病を得て帰還後、韓方医治療を受けている間に死亡したのが事実です。

忠清南道論山市 ○○面 ○○里 徐○○（印）

<被害申告の電話調査>

被調査者：金○○ 申告人

動員契機：募集により行くことになったという。

移動方法：論山のある場所に集まって論山駅から汽車で移動したという。

動員時同行者：数人が行ったが、名前は知らないという。光石面〇〇里〇〇区に居住していた白氏の姓を持つ人のほか、5~6人が一緒に行ったという

勤務内容： - 地下で金、銀を掘る作業をしたという

- 月給少し貰ったという

参考事項

- 被調査者の金〇〇は申告人で被害者の弟である
- 本人も強制動員された人だが、先に動員された兄と本人の動員地である神戸で手紙をやりとりしたという。
- 本人は給料一銭ももらえず、兄は給料を少しもらった。終戦になって兄がお金を払って夜密航船に乗って釜山に帰国したという
- 兄と同行して帰国する時、船の中には慶尚道の人々以外多数が一緒に乗ってきたという。

<被害申告… 結果書>

確認事項等：日本統治時代の被徴用者名簿(忠清南道)456面に1903年、金〇〇(当時39歳)が論山郡〇〇面〇〇里で1942年12月8日に動員され1945年11月20日に帰還した記録がある。

<通知書>

被害者と決定する

.....

** 626-白〇〇

<被害申告書>

申告人：白〇〇 被害者の子

被害者：白〇〇、創氏1901年3月30日生まれ。 檀紀4274年（1941年）6.20. 動員、期間5年3ヵ

月、檀紀4279（1946年）.9.10. 帰還

被害内容：檀紀4279.9.10.帰還当時、被害者の妻である〇〇が原子爆弾を避けられず死亡したことを付け加える。

別添被害申告の経緯書

本人の父、白〇〇(1901.3.13.)は日本に徴用として1941.6.20.~1946終戦以後まで5年間、日本九州にある青森炭鉱（陳述の誤り？）に強制動員され採炭夫として仕事をしましたが、その当時母親の郭〇〇、6人兄弟と一緒に日本で生活をしました。

日本で収入が足りなくて生活が困難な状況で一番上の姉(白〇〇)、二番目の姉(白〇〇)、父と一緒に三人が炭鉱で頑張ってきた仕事(採炭)をしながら生計を維持し、父と一番上の姉はその当時きつい仕事で疲れが重なって体が衰え病を得てたくさんの苦勞と苦しい逆境生活を経験しました。

強制労働で毎日家に帰ってくると寝入り(高熱、頭痛、体調不良、ひどい咳)などで父と姉二人が大変苦勞しました。

日本統治時代、終戦直前にアメリカから原子爆弾が投下され、それによる姉(白〇〇)が行方不明(死亡)となりました。

このため母親の郭〇〇は一番上の姉のせいで病気になり、日本の화강（花岡？正確な名称不明）病院に入院するなどすぐ亡くなりました。

日本統治時代に私の家が不幸になった。父が強制徴用されてから、すぐ一緒に生活しろとお母さんと6人兄弟も日本に來いと強制的に動員(徴用)して一緒に家族生活をするようになったのは、私の家族たちが再び強制徴用されたことであり、これによって私の家族生活が大きな不便と困難を経て、また本人の母の郭〇〇、姉の白〇〇の2人とは死に別れ、日本から帰ることになった。

日本が降伏して終戦になり、韓国に帰国する時、母は火葬して連れてきたが、一番上の姉は行方不明になって消息がなくて今も胸の奥底に恨みがあって鬱憤が生じてどうしたらいいかわかりません。

本人も辛いです。本人の父はこれによって深い病気が生じて帰国して病気で苦勞し1969年4月11日に亡くなりました。

本人（私）も父が日本に強制徴用されて幸せな家庭が壊され、大きな不幸を経験してこれによって病気になり脳梗塞(中風)で苦しんでいます。

今までもこの深い傷で困難と苦痛を受けているので、鬱憤と苦労を解決してください。

申告人（被害者の子） ⇒ 白〇〇（印）

<被害申告の電話調査>

被調査者：白〇〇(被害者の子。申告人ではない：李宇衍)

動員契機：募集係が日本に行けば暮らしやすいし、仕事をすればお金をたくさんくれるから募集係が行けと言って動員されるようになったという。

動員期間：1941~1946(帰還)

動員時同行者：町内で一緒に行った人がいると聞いたが、名前が分からないという。

動員長島：日本青森炭鉱。

勤務内容

- 被調査者の白〇〇は被害者白〇〇の孫であり、動員事実について父親から聞いたという。
- 炭を掘る仕事と運搬の仕事をしたという。
- 月給の2/3以上を強制貯蓄させたという。
- 1日8~10時間の労働をしたという。
- みすばらしい臨時住宅(寮ではない)で家族と一緒に生活したという。
- 月に1~2回休む日もあったという。

参考事項

- 貯金させたお金は一つももらえなかったという。
- 被害者の一番上の姉が原爆で行方不明になり、一番上の姉の行方不明で母も日本で亡くなり火葬して帰還したという。

参考人：申告人の白〇〇は2005年に亡くなった。

<被害内容の調査結果書>

確認… 申告内容と… ： 日本統治時代の被徴用者名簿（忠清南道）449ページには、白〇〇の徴用当時の年齢32歳。徴用当時の住所は論山郡〇〇面〇〇里、徴用年月日1941年6月20日帰還年月日1946年9月10日などの内容が記載されている。

<審議調書>

調査結果：同行者の金サム〇（論山市-1565）の申告人である金〇〇（1937年生まれ）は、父親は白〇〇（調査したところ、白〇〇（論山市-550）、崔〇〇（論山市-1566）、金〇〇とともに「日本新潟県佐渡島金鉱で勤務した」と供述しているため、上記の人は強制動員被害者と判断する。
動員場所は「新潟県所在の佐渡鉱山」と判断。

<通知書>

被害者と決定する

.....

** 629 金〇〇

<申告書>

論山市-761

申告人：金〇〇の子

被害者：1919年12月24日 論山市〇〇面〇〇里。 1971死去。 後遺障害（チェック）塵肺症。
1945年9月28日帰還。

<隣友保証書>

上記の金〇〇さんは1939年にある村(〇〇里)に住んでいる6人と共に日本の新潟県というところに労務者として連れて行かれ、1945年9月まで満6年間炭鉱で労務者としてたくさんの苦勞をして帰ってくる。帰ってきた時は食べられず、着るものもなく無理やり働いたため、職業病である塵肺症で一生苦勞して他界。

論山市 〇〇面 〇〇里 廉〇〇 (印)

<被害申告の電話調査>

被調査者:朴〇〇(直接目撃)

動員契機：金儲けに行った。しかし、一銭も稼げず。

移動方法:同行者が一緒に集まって行き、船に乗って8日かかったと聞いた。

動員場所:日本のある金鉱

勤務内容:

- 被調査者の朴〇〇は被害者の夫人。現84歳。当時のことを直接目撃し、被害者が生存する際に聞いたことを陳述する
- 被害者は本人と結婚し、22歳で日本のある金鉱で6年間金を掘る仕事をし、解放された年旧暦8月10日に裸足で帰宅したと言い、一緒に行った人たちが同じ場所で働き、給料を少しもらって手紙も来ていた。
- 動員地で作業中に石が落ちて前歯3本折れたと聞いた。(前歯を新しく入れてきた)

参考事項：被害者が動員地から手紙で本人に日本に来るように言ったが、本人は日本に行ったら二度と戻れないと思って行かなかったという。被害者は帰還してから肺が悪くて咳をし、それによって死亡したというが、動員による後遺症であることを立証する書類はないという。

<被害申告の電話調査>

被調査者: 廉〇〇(直接目撃)

動員契機:当時、被害者を含む同行者は里長の指目の下で動員され、強制的に部落から数人ずつ

送り出したという。

動員期間：某日（不明）～1945年。終戦後に帰還。4～5年の期限を予定して動員された。

勤務内容。被調査者の廉〇〇は隣友保証人。現81歳。同行者(廉〇〇、死亡)の弟で、当時同じ村で暮らしながら直接見て、また被害者および兄(廉〇〇)が生存時に聞いたので知っている。

上記の同行者たちは同じ村で同じ日に同じ場所に動員されたと言って、洞窟の中で火薬の穴を開ける仕事、火薬の穴を爆破させて石が割れたら車に運ぶ仕事などをしたという。

参考事項:当時、同行者全員が帰還して不健康に暮らしていたが、早く死亡した。

<被害申告の電話調査>

被調査者：李〇〇（直接目撃）

動員契機：面から募集していったという。当時は行けと言えれば必ず行かなければならなかった。

参考事項：被害者は帰還して生活していたが、息切れの症状が現れ、還暦前に死亡した。被害者だけでなく、〇〇面〇〇里、〇〇里の人々も当時動員されたことがある方々の大部分がそうだったという。

<被害申告の電話調査>

被調査者：高〇〇(間接目撃)

動員時の同行者:被害者と本人の父親の高〇〇（論山市-770死亡）のほか多数

勤務内容:

- 被調査者の高〇〇は現67歳。同行者（高〇〇、論山市=770死去）の息子として彼の父親生存時に聞いたことを陳述する。
- 被害者と本人の父親は村で同行し、同じ場所で労役して帰還したという。
- 本人も赤ん坊の時から父親の動員地で暮らしてきた。また被害者と同じ村で居住したので、周囲の人たちからも聞いて知っている事実だという。

<通知書>

被害者と決定する。

.....

** 630-高〇〇

<被害申告書>

論山市-770

申告人：高〇〇 高〇〇の子

被害者：高〇〇 1912年2月13日生まれ。 論山市〇〇面〇〇里、1996.死亡、後遺障害(チェック)塵肺症、栄養失調。 動員期間6年。 1945.9.帰還。

<隣友保証書>

上記の高〇〇さんは1939年度に(盤谷1里)同じ村に住む6人と共に強制的に徴用され、日本の新潟県というところへ労務者として連れて行かれ、1945.9.までの満6年間炭鉱で労務者としてたくさん苦勞をして帰ってくる。 帰ってきた時は深刻な栄養失調と塵肺症で苦勞し、結局1976年2月10日に死亡した。

論山市 〇〇面 〇〇0里 廉〇〇 (印)

<被害申告の電話調査>

被調査者：高〇〇 (届出人)

動員期間：1940~1945年終戦後帰還。本人が胎中にいる時、父親が動員され、本人が赤ん坊の時、姉と母親も一緒に行くことになったと両親生存の際に聞いた。

移動方法：知らないという。しかし、帰還時には本人が6歳頃だったが船に乗って帰ったことを思い出す。

勤務内容：父親は炭掘りの仕事をしたと聞いたが、具体的な内容は知らないという。父親が先に動員され、動員地から手紙で、家族もくるように言われて本人も母親、姉（本人と3歳違い）と行った。赤ん坊だった私を抱いて渡り、帰還時には私が歩いて帰ってきたという話を両親生存時によく聞いた。

参考事項：弟は父親の動員地で生まれ(高〇〇年10月12日)、除籍上に新潟県佐渡相川町大字下相川201番地生まれと記載されている。父親は日本から帰還した後、早く死亡し、後遺障害（塵肺症、栄養失調）を経験したというが、これを立証できる資料はないという。

<被害申告の電話調査>

被調査者：李〇〇(直接目撃)

動員契機：募集係により強制動員された。行かなければならなかったという。

動員場所：日本のある炭鉱

勤務内容：

- 被調査者の李〇〇は現79歳。被害者と同じ村の人。当時のことを直接目撃し、被害者が生存する時にも聞いたという。
- 被害者は動員地で炭を掘り、逃げていてつかまると死ぬほど殴打されるため逃げることもできず、炭を掘ったという話を直接聞いたという。
- 被害者を含め当時動員された後、炭鉱で働いてきた人々は皆不健康で、年齢60を越えられず死亡したという。

<審議調書>

調査結果：除籍簿に上記高〇〇(被害者：李宇衍)の娘高〇〇は「1943年10月12日新潟県佐渡郡相川町大字下相川201番地出生」が記載されている。

<通知書>

被害者と決定する

.....

** 633-ヨ〇〇

<被害申告書>

論山市-892

届出人：ヨ〇〇の子

被害者：ヨ〇〇. 1915. 7. 15. 出生、創氏、論山市城東面月城里306. 1934年8月10日動員、動員期間9年。 1943.9.帰還。

被害内容：1934年8月に強制動員され、日本の炭鉱で強制労務を行い、1943年9月に入国した。

<隣友保証書>

本人は1939年12月初め、学校から来る途中、道の隣の一軒家で城東面事務所労務係長黄某氏と駐在所李巡查が、号泣しながら哀願する老父母と家族を振り切ってヨ〇〇氏を強制的に連れて行くのを目撃した。私には大父に当たる方であるため、関心を持って見ていた。

数ヵ月後、日本国の新潟県佐渡島の金鉱で仕事をしていると家族を安心させる手紙が届いたと聞いた。

1945.10.頃帰国。

徴集前は体格が丈夫で力持ちと言われていた方が痩せた体に顔色も黒くなって帰ってきたが、6年間坑内で爆薬を扱う仕事だけをさせて胃腸病と神経痛で苦勞しながら病院にも行けず強制労働されたとおっしゃった。

帰国後、病気を治そうと家族が苦勞したが、農作業もできず病苦に苦しみ亡くなったのを隣人から見てきました。

金鉱の仲間たちと撮った写真

(写真2) 金鉱の同僚たちと帰国前の送別会の写真 (28人が`酒を前に撮影：李宇衍)

論山市 〇〇面 〇〇里 ヨ〇〇人

<被害申告の電話調査>

動員契機：被害者（父親）は強制動員されて行ったという。父の存命時に聞いた。

勤務内容： - 被調査者は申告人であり、1944年生まれ。父親は結婚前に動員され、動員地で爆破する技術を学んでその仕事をして帰ってきた。

<被害申告の電話調査>

被調査者：ヨ〇〇(直接目撃)

動員契機：城東面事務所労務係長の黄某氏と駐在所の李巡査によって強制動員された

動員期間：1939年12月~1945年10月頃、本人は被害者と同じ村に居住し目撃した。

動員時同行者：一人で行った。

<被害申告結果書>

提出書類…： 適正

除籍謄本1枚(旧除籍含む)、届出人身分証の写し1枚、日本統治時代被徴用者名簿該当面577、隣友保証書1枚

<審議調書>

調査結果：動員時期は1934年8月10日と記載されているが、隣友保証人の呂〇〇(1929年生まれ)は動員時期を1939年12月頃と陳述しており、日本統治時代の被徴用者名簿には動員期間が1939年11月30日~1944年2月30日と記載されている。申告人である1944年12月生まれで長男であることを考慮すると、日本統治時代の被徴用者名簿に記載された動員期間が信頼でき、これを動員期間として受け入れる。

<通知書>

被害者と決定する

.....

** 635 金〇〇

<被害申告書>

論山-916

申告人：金〇〇 被害者金〇〇本人。

被害者：金〇〇.創氏1920.12.30.生まれ。 論山市〇〇面〇〇里。 その他（チェック） 1941.10. 動員. 1946. 2. 帰還。

被害内容：日本植民地時代の強制動員により、日本の新潟県佐渡市相川町で三菱鉱山の労務者として従事し、終戦になって帰宅した。

<被害申告の電話調査>

被調査者： 宋〇〇

動員契機：被害者は本人と結婚した状態で被害者の年齢21歳の年に日本人が来て連れて行ったという

動員期間 1941.10.~1946.2。

動員時同行者：李〇〇(論山市-915)

勤務内容：

- 炭を掘ったこと以外に他の内容は知らないという。
- 写真に関する情報は徴用されて陽村面の人同士で撮ったもので、被害者に聞いて知っているという。

参考事項

- 被調査者の宋〇〇は被害者の妻であり、夫が本人と結婚した後に動員されたので、自分で見て、被害者から直接聞いて知っているという。

- 徴用当時、面で一緒に行った李〇〇さんは1年早く帰国し、被害者の金〇〇さんは受け取るお金を受け取れず、お金がなくて出られなかったが、1年後の旧暦正月に帰国したという話を被害者の生前に聞いたという。

<被害者 電話調査>

被調査者：李〇〇（同行者）

動員契機：面職員によって動員されたという。

動員時同行者：本人（論山市-915）と金〇〇（被害者）、金〇〇、金〇〇兄弟のほか300人余りが動員されたという。

勤務内容：金〇〇は金を掘る仕事をしたという。

<被害申告…一般調査報告>

調査内容：

- 父親の金〇〇は結婚した直後に徴用されたが、村で<論山市-915>として申告した李〇〇の他、〇〇区で3～4人が同行したと両親に聞いたという。
- 炭鉱で炭を掘る仕事を6年間し、労役による後遺症なのか下半身が不自由で20年間の闘病生活の末亡くなったが、病院では明確な病名はなく、老化と診断されたという。
- 動員地で労役中に撮られた写真一枚を添付

<被害申告調査結果書>

確認調査

- 日本統治時代の被徴用者名簿に登録された事実なし
- 同行者の具体的な陳述と被害者の動員地が分かる写真によると、被害者は「日帝強占下強制動員被害」事実がある者と判断される。

<意見書>

3. 意見：生存者として除籍謄本で人的事項が確認され、強制動員時期、炭鉱名、任された仕事、一緒に動員された者の名前など申告内訳が詳しく記述されており、証明資料である写真確認の結果、被害者と判断される。

<審議調書>

調査結果：後遺障害(下半身不都合)を申告したが、死亡しており、強制動員と因果関係を立証する客観的な資料がないため判断しにくい。

<通知書>

被害者として決定する

.....

** 536-ヨ〇〇

<被害申告書>

論山-926

申告人：カン〇〇（被害者ヨ〇〇の子婦）

被害者：ヨ〇〇. 創氏 1917. 10. 20. 出生。 忠清南道論山郡〇〇面〇〇里。 その他（チェック）労役場から脱走して逮捕され、殴られて病気になる。 1942.10.頃動員。 動員期間は3年2ヵ月。1945年12月帰還。

被害内容：ヨ〇〇さんは1942.10.日本国新潟県佐渡島金鉱に連行された。年老いた父親と妻の金〇〇が生活に苦労した

<隣友保証書>

1. ヨ〇〇を〇〇面〇〇里の自宅で
2. 1942.10.頃
3. 城東面事務所労務係の黄某書記と崎代という日警が老いた父親のヨ〇〇氏が泣きながらぶら下がったにも関わらず、それを振り切って連れて行く状況を見た。
4. 日本国新潟県佐渡島というところの金鉱で働いていると家族に手紙が来たと聞いた
5. 終戦後の1945.12.頃に戻ってきた
6. 被害状況：老いた父親と家族が苦勞し、1944年5月頃脱走したが逮捕されて殴られた時、病を得て苦勞した。薬に頼って生きた末に亡くなった。

忠清南道論山市 ヨ〇〇（印）

<被害報告 電話調査>

被調査者：ヨ〇〇(直接目撃)

動員契機：本人はある村で目撃したが、労務係の黄某氏と日警崎代、朝鮮人の李巡警が連れていった。村から2回にわたって連れて行っただが、最初の時連れて行っただ。

動員期間：1942年10月~1945年。終戦になってから3-4ヶ月後に帰還。

動員時同行者：被害者とヨ〇〇(論山市-1212、現場から未帰還1987.死亡)、本人と同じ名前のヨ〇〇(論山市-1121死亡)

動員場所：新潟県佐渡島金鉱

勤務内容：被調査者のヨ〇〇は隣友保証人で、現79歳の戊辰（1928年）生で当時14歳だったため村が大騒ぎになった当時のことを目撃し、被害者の強制動員事実を次のように覚えているという。被害者は一緒に行った人々と金を掘る仕事をし、動員地で青陽の人たちと論山の人たちが互いに対立したというが、その理由は同行者たちが賭博で八百長をやって青陽の人に勝った。すると、腕力があつた青陽の人が強引に失つたお金を奪つた。お金を力で奪い取られたため、ヨ〇〇さん(被害者: 李宇衍)が頭突きで青陽の人を暴行し、再び奪つてきたことで(対立が)起きたという。被害者は動員地が島だったため、逃げても船に乗れず埠頭で日本人に捕まり殴られるようになって帰還後も体が良くなかつた。しかし、若かつたため回復して農業もできた

いう。

参考事項

- 村から金鉱に行った人たちは小遣いもなかったのか、家に「お金を送ってくれ」と言ったりもしたが、炭鉱に行った人たちはお金を送ってくれという話はしなかったという。
- 被害者に手紙は来たと聞いたが、保管はされていないだろうという。
- 当時、村には専門的に連れて行く人がいて、徴用で2回にわたって連れて行ったが、連れて行った人たちは終戦になってすぐ村の人たちに死ぬほど殴られたという。

<被害申告…電話調査>

被調査者：ヨ〇〇(間接目撃)

動員契機：本人は被害者の従弟で当時ある村暮らしていたが、日本人に強制的に募集されたという話を聞いたことがあるという。

勤務内容：被調査者のヨ〇〇被害者の従妹で、被害者の隣に住んでいた親しい間柄であり、被害者は上の家の兄である。その時本人は幼くて従兄がいつどこへ行行って何をしてきたかは分からないが、当時従兄の家に届いた手紙について聞くと、日本に徴用に行った従兄から送ってきたものだという話を聞いたし、日本から長く滞在してきたことを知っている。

<被害申告…電話調査>

被調査者：カン〇〇(申告人)

動員契機：昔、お金もない人たちを徴用へ送る時に行ったと聞いている。

勤務内容：申告書に「労役場から脱走して逮捕され殴られ体を壊す」と記載したことも、本人は被害者が早く亡くなったことだけを知って内容は分からないが、周囲から聞いて知ったといい、証拠になる書類はないという。

<被害申告…調査結果書>

日本統治期の被徴用者名簿(忠清南道)578面に被害者ヨ〇〇(当時22歳)が城東面月城里で1938年10月5日に動員され1945年8月15日に帰還した内容が記載されている。

<通知書>

被害者と決定する

.....

**638-ヨ〇〇

<被害申告書>

論山-1212

申告人：ヨ〇〇 (ヨ〇〇の子)

被害者：ヨ〇〇. 創氏 1919. 10. 4. 生まれ。論山市〇〇面〇〇里で死亡(チェック)1987年 死亡。日本奈良県に1940.1月頃動員

被害内容：除籍簿確認遺骨未奉還

恨めしい人生

私が生まれて4ヶ月の時父が徴用に連れて行かれたと聞きました。父の顔も知らない孤児のような環境で経済的、精神的苦痛を言葉では表現できません。父の遺体が日本国のどこにあるかもしれない辛い気持ち、それより父に19歳で嫁いで20歳で夫を徴用で奪われ66年間も父を待ちながら生きている私の母があまりにも可哀想で、恨めしい人生を言葉では表現できません。

申告人 ヨ〇〇 (印)

<隣友保証書>

1 ヨ〇〇さんは1940.1.頃

2 論山郡〇〇面〇〇里で

3 当時、城東面事務所労務係の黄某氏と駐在所の李巡査が連れて行ったという話を聞いた。

4 日本国新潟県佐渡郡金鉱で働いているという知らせが来たと聞いた。

結婚して1年で連れて行かれ、65年経った今も帰れなかったので、家族の境遇は言葉では言い表せないほど精神的・経済的に困難だった。

ソウル特別市冠岳区〇〇洞 姓名：ヨ〇〇（印）

<被害申告の電話調査>

被調査者：ヨ〇〇(直接目撃)

動員契機：労務系黄某氏と日経詐欺で、朝鮮人の李巡警が連れて行くのを目撃したという。

勤務内容：被調査者のヨ〇〇は隣友保証人で、現在79歳。被害者の甥であり、戊辰（1928年）生で当時14歳だったため、村が大騒ぎになった当時のことを目撃し、同行者たち帰還後生存時に次の話を聞いたという。

被害者は一緒に行った人たちと金掘りの仕事をしたという。

動員地で青陽の人と論山の人は賭博が原因で対立したそうで、当時村から金鉱に行った人たちは小遣いがなかったのか、家にお金を送ってくれと言ったりもしたが、同じ時期に炭鉱に行った人たちはお金を送ってくれという話はしなかったそう。

参考事項：被害者は同行者と一緒に帰還できなかったが、その理由は韓国に生活基盤がなくて日本に残り、そこで家庭を築くことになったようだ。

当時、村には専門的に連れて行く人がいて、徴用で2回にわたって連れて行っただが、後日彼らは終戦になってすぐ村の人たちに死ぬほど殴られたという。

<被害申告の電話調査>

被調査者：ヨ〇〇(申告人)

動員契機：お母さんの話では、4月に本人が生まれ、10月に父親が日本の奴に徴用で連れて行かれたという話を聞いた。

勤務内容：父親は強制動員された後終戦になっても帰還せず、日本に居住していたが、幼い頃

聞いたところによると、父親が亡くなったということで、一人の女性が訪ねてきて母親にお金を要求した記憶があるという。母親は再嫁した状態だという。

参考事項：被害者の除籍謄本上に「昭和62年08月21日、日本国奈良県大和高田市西三倉堂の住宅2段階5号で死亡」という記録があるが、どのようにして届けられたかは分からない。

伯父さんのヨ〇〇（論山市-1213）も日本に行ってきて、家の中では帰還できなかった父親と往来があったようだが、本人はよく知らないという。

<被害申告の電話調査>

被調査：ヨ〇〇(間接目撃)

動員契機：労務者として連れて行かれたという

動員期間：被害者の実兄（ヨ〇〇論山市-1213）氏より後に行ったというが、正確な年度は分からないという。

勤務内容：被調査者のヨ〇〇は隣友保証人で、現在80歳。当時、被害者の隣に住んで被害者が労務者として連れて行かれ、戻れなかったと聞いた。まだ戻ってきてないので死んだと考えられるが、その他の内容は全く知らないという。

<審議調書>

調査結果

- 上記のヨ〇〇が死亡したため、正確な被害内容の確認は難しいが、隣友保証人のヨ〇〇(1929年生まれ)は上記人が動員され帰還した(記載ミス：李宇衍)ことを直接目撃し、比較的詳しく陳述しているため、上記のヨ〇〇は強制動員被害者と判断される。

-隣友保証人のヨ〇〇（1929年生まれ）は、「上記のヨ〇〇は同行者とともに帰還できなかったが、韓国には生活基盤がなかったため日本に残り、そこで家庭を築くことになったようだ」と述べており、上記の人の除籍簿に「1987年8月21日日本国奈良県大和古典書三倉堂 2段階5号にて死亡」が記載されている。上記の内容を受け入れ、上記ヨ〇〇の行方不明は判断しない。

<通知書>

被害者と決定する

.....

**640-ジョン〇〇

<被害申告書>

論山-1242

申告人：ジョン〇〇（ジョン〇〇の子）1910年1月9日生まれ。論山郡〇〇面〇〇里

その他(チェック)無報酬強制労働。 動員期間 1940.10~1945.9.4年11ヶ月。1945.9.帰還。

被害内容：無報酬強制労働（1940.秋に徴用され、日本の新潟県佐渡郡相川町〇〇（地名不明）相川在住。子島鉱山で労務）1945.9.帰国。

<隣友保証書>

1940.頃秋に徴用状が来て道坪里カン〇〇,〇〇里金〇〇,〇〇里ユ〇〇その他多数と共に日本新潟県佐渡郡上川町〇〇（地名不明）相川で居住し佐渡鉱山で労務者として勤め、終戦になった1945.日本から帰国したと推定される。 帰国後、死亡時まで一緒に徴用された同僚たち集まりがあり、年に数回参加した。

論山市 〇〇面 〇〇里 ユ 〇〇（印）

<被害申告の電話調査>

被調査者：李〇〇(直接目撃)

動員契機：募集係によって強制動員されたという。行かなければならなかった。

勤務内容：被調査者の李〇〇は被害者と同じ村の人。当時のことを直接目撃し、被害者の生存中に聞いたという。

被害者は動員地で洞窟の中に入って仕事をし、逃げて捕まったら死ぬほど殴打されるという話

を聞いた。

被害者を含めて当時動員された後、炭鉱の仕事をしてきた人たちは全員60歳を超えずに死亡したという。

<被害申告の電話調査>

被調査者：ユ〇〇(間接目撃)

動員契機：徴用状がきて、本人の父親（ユ〇〇）と一緒にいったという。

動員期間：1940-1945.4年間労務したという。 父の存命時に聞いた。

参考事項：本人が父親および被害者の動員を知っている理由は当時〇〇里で動員された方々と同じだが、〇〇里から一緒に行って同じ場所で働いていた方々だけが帰還して父親と「帰国同期会」という会を作って、20人余りが会合を開いたことを覚えている。

<被害申告の電話調査>

被調査者：廉（ヨム）〇〇

動員契機：当時、被害者を含む同行者は里長から指目されて動員された。強制的に部落から数人ずつ送られた。

動員時同行者：被害者と本人の兄(ヨム〇〇死亡)、金〇〇(論山市-761死亡)、高〇〇(論山市-770死亡)。 〇〇里からは5人が同行

勤務内容：上記の同行者たちは同じ村で同じ日に同じ場所に動員された。洞窟の中で発破用の穴を開ける仕事。皆帰還して健康な暮らができず早く死亡した。

<被害申告の調査・結果書>

申告内容：日本の新潟県佐渡鉱山で4年11ヶ月間強制労働をしたが給与を受け取れなかった。

<通知書>

被害者と決定する。

.....

** 641-李〇〇

<被害申告書>

論山-1255

申告者：李〇〇の子。論山郡〇〇面〇〇里。 1941.10.動員1年。1945.9.帰還

申告内容：1941年10月頃、日本新潟県佐渡市相川町三菱鉦山に強制動員され労役し1945年9月頃帰還。

<隣友保証書>

1941.10.頃、日本の新潟県佐渡市相川町三能鉦山で強制動員され労役し1945.9.頃帰還。

忠清南道論山市 〇〇面 〇〇里 李〇〇 (印)

<被害内容 電話調査>

被調査者：李〇〇 (届出人)

動員契機：本人は被害者の息子で父親が強制動員されたことだけを知っているという。

動員期間：1941.~1945年。同行者の李〇〇(論山-915)から聞いたという。

勤務内容：父親の動員に関して父親から「鉦山内部での仕事より外での仕事が多かった」と言われた。

参考事項：写真は同行者(李〇〇論山-915生存)が提供したもので、動員地の寮で撮ったものだが、面から徴用された人たちが集まって撮ったものと聞き、前から2列目の右側から7番目が被害者で、○で表示されていると供述しており、本人の家にも同じ写真があったが紛失した状態だという。

<被害内容 電話調査>

被調査者： 李〇〇(隣友保証)

動員契機：面職員によって動員された。李〇〇(被害者：李宇衍)は〇〇面の人で本人は〇〇面の人だが、論山郡で一緒に動員されたという。

動員時同行者：被害者と本人(論山市-915)、金〇〇(論山市-916)、金〇〇と金〇〇(以上2人は兄弟である)

勤務内容：被害者は鉦山から掘り出した石を手押し車に入れる仕事をしたといい、被害者と本人が動員は一緒になったが、被害者が本人より先に帰国したという。

<被害申告の調査結果書>

申告内容と…： 帰国する時は各自散らばって帰国し、李〇〇が本人より先に帰国したと陳述する。写真は動員された寮の前で撮ったものだが、論山郡〇〇面で徴用に行った人たちが集まって撮ったものだと聞いたし……

<通知書>

李〇〇を特別法第17条に基づき、日帝強占下の強制動員被害者と決定する

.....

** 642-ユ〇〇

<被害申告書>

論山ー1286

申告人：ユ〇〇被害者ユ〇〇の子

被害者：ユ〇〇。創氏改名、1907年7月3日生まれ。 忠清南道論山郡〇〇面〇〇里。 動員1940～1945年。

被害内容：1940年徴用状が来て日本の新潟県佐渡鉦山で勤務。 1945年終戦になった年、釜山

港に到着。

<隣友保証書>

1940年頃秋に徴用状がきて〇〇里の金〇〇、〇〇里の金〇〇、〇〇里のジョン〇〇、その他多数と共に日本新潟県佐渡郡相川町（〇〇：地名不明）相川で居住しながら、佐渡鉱山で労務者として勤め翌年祖母、妻のジョン〇〇、娘ユ〇〇が日本に渡り、日本で居住。日本で娘ユ〇〇が生まれる。終戦になった年の1945年、日本で帰国船にユ〇〇が先に乗り、次はジョン〇〇と娘2人が乗船しなければならなかったが、船が満船なのでジョン〇〇と娘2人は日本滞留して3日後に乗船。釜山でユ〇〇と再会。論山〇〇面に帰ったら秋だから豆の収穫をしていた。〇〇面〇〇里に住んでいたが、老衰で1986年9月15日死亡。

上記事項は事実と間違いないことを保証します。

論山市 〇〇面 〇〇里 ジョン〇〇（印）

<電話調査>

被調査者：李〇〇（隣友保証）

動員契機：面職員によって動員され、李〇〇（被害者：李宇衍）は〇〇面の人で、本人は〇〇面の人だが論山郡と一緒に動員されたという。

動員時同行者：被害者と本人（論山市-915）、金〇〇（論山市-916）、金〇〇と金〇〇（以上2人は兄弟）

勤務内容：被害者は鉱山から掘り出した石を手押し車に入れる仕事をしたといい、被害者と本人が動員は一緒になったが、被害者が本人より先に帰国したという。

<被害…調査結果書>

申告内容と…

C。 帰国する時は各自散らばって帰国し、李〇〇が本人より先に帰国したと陳述する。

D。写真は動員された寮の前で撮ったものだが、論山郡内の〇〇面から徴用に行った人たちが集まって撮ったものと聞いたし……

<通知書>

李〇〇を特別法第17条に基づき、日帝強占下の強制動員被害者と決定する。

・・・・・・・・・・・・・・・・

** 642-ユ〇〇 (→なぜか642が重複。90%は同じだが最後に違う内容がある)

<被害申告書>

受付番号：論山-1286

申告人：ユ〇〇 (被害者ユ〇〇の子)

被害者：ユ〇〇。創氏改名、1907年7月3日生まれ。忠清南道論山郡〇〇面〇〇里。動員1940～1945年。

被害内容：1940年徴用状が来て日本の新潟県佐渡鉾山で勤務。1945年終戦になった年、釜山港に到着。

<隣友保証書>

1940年頃秋に徴用状がきて〇〇里の金〇〇、〇〇里の金〇〇、〇〇里のジョン〇〇、その他多数と共に日本新潟県佐渡郡相川町(〇〇：地名不明)相川で居住しながら、佐渡鉾山で労務者として勤め翌年祖母、妻のジョン〇〇、娘ユ〇〇が日本に渡り、日本で居住。日本で娘ユ〇〇が生まれる。終戦になった年の1945年、日本で帰国船にユ〇〇が先に乗り、次はジョン〇〇と娘2人が乗船しなければならなかったが、船が満船なのでジョン〇〇と娘2人は日本滞留して3日後に乗船。釜山でユ〇〇と再会。論山〇〇面に帰ったら秋だから豆の収穫をしていた。〇〇面〇〇里に住んでいたが、老衰で1986年9月15日死亡。

上記事項は事実と間違いないことを保証します。

論山市 〇〇面 〇〇里 ジョン〇〇 (印)

<電話調査>

被調査者：ユ○○(申告人)

動員契機：徴用状がきて動員された。

動員期間：1940年(下の姉が動員地で生まれ、下の姉の出生年度を計算して動員時期を記載する)の秋から終戦時まで

同行者：○○面○○里の金○○ (論山-1237死亡)、○○面○○里のジョン(論山-1242死亡)、○○面○○里の金○○

勤務内容：被害者ユ○○はユ○○の息子であり、動員事実について当時同行して目撃した母親から聞いたという。炭鉱で炭を掘る作業をし、雪がたくさん降る地方だったという。

<電話調査>

被調査者：ジョン○○(隣友保証人)

勤務内容：被調査者ジョン○○は被害者ユ○○の同行者ジョン○○の息子であり、動員事実について父から聞いたという。被害者のユ○○は同行者のジョン○○と一緒に炭鉱で働いたという。

参考…：： 父親のジョン○○は被害者の同行者であり、帰還後、伐谷で一緒に徴用に行ってきたウ○○と7-8人の人々が集まって会合を開いた。隣友保証書に記載された内容は申告人ユ○○の母親から聞いた内容だという。

<通知書>

被害者と決定する。

.....

** ユ〇〇-643

<被害申告書>

受付番号 論山-1322

申告人：ユ〇〇（被害者の子）

被害者：ユ〇〇 創氏。 1916年7月19日生まれ。 論山市恩津面城坪里119。その他(チェック)
心臓病を得て帰国し、長期間治療する。 1937年4月動員。2年5ヵ月、1939年11月上旬。

被害内容：日本による植民地支配下の1937年4月の日付不明。佐渡島佐渡炭鉱に強制動員され、
労務者として2年6ヶ月間勤務し、健康に異常があり1939年11月上旬帰国しました。

<隣友保証書>

日本による植民地支配下の1937年4月、日本の佐渡島佐渡炭鉱に強制動員され、労務者として2
年半勤務していましたが、健康に異常があり、1939年11月上旬に帰国しました。 帰国して本人
（被害者）から動員事実を確認しました。

論山市 〇〇面 〇〇里 姓名：〇〇〇（印）

<被害申告電話(一般)調査報告>

被調査者：金〇〇

動員契機：「募集」。郡が募集

同行者： チョ〇〇。〇〇面〇〇〇に居住していたが死亡。

勤務内容：被調査者の金〇〇は被害者の強制動員を目撃した者で、被害者が動員された当時、
論山駅まで同行した。石炭掘りのお仕事をされたと聞きました。金〇〇さんと一緒に行ったが、
先に韓国に帰国。

<被害申告電話(一般)調査報告>

被調査者：ユ〇〇(届出人)

動員契機：「募集」：郡が募集する

動員期間：動員年度は正確には分からないが、1年5ヵ月で帰国したという。

同行者の金〇〇（論山1612）。〇〇面 〇〇〇に居住していたが死亡。

参考事項：数年前、NHK放送局で強制徴用者を調査して補償を受けられるようにすると言って、在日韓国人の僧侶と記者が訪ねてきてインタビューをし、現地踏査を勧めたが、父親が病気で横になっていて行けなかった。

<結果書>

確認事項：隣友保証人の金〇〇(目撃者)によると、被害者ユ〇〇の動員年度は正確には分からないが、本人の兄金〇〇(論山-1612)と同行し、1年数ヶ月後に兄より先に帰国したことを目撃し、被害者と同じ所(日本新潟県佐渡鉾山)で働いたと兄から聞いた。同行者金〇〇の調査内容と被害者の調査内容によると、被害者は1939年末頃に動員され、1941年春頃に帰還したと推定される。

<通知書>

被害者と決定する。

.....

** 647-金〇〇

<被害申告書>

申告人：金〇〇、被害者の子

被害者：金〇〇。創氏。19108年11月8日生まれ。論山市〇〇面〇〇里。1950年死亡。1940年12月動員。動員期間1934-1945年8月。1945年9月帰還。

被害内容：炭鉾村で働いて肺病に苦しんで韓国に来て亡くなる。

<日本植民地支配下の被害状況事由書>

1. 基礎事項：論山市〇〇面〇〇里に居住し
2. 連行当時の状況：生活中に当時交番の巡査が徴用・選抜し、日本国に強制動員された
3. 連行方法に関する事項：巡査によって引率され、釜山連絡船により日本国へ入国された。
4. 行き先に出発する前の事項：巡査の引率で釜山港から日本国へ入国した。
5. 行き先に行く過程に関する事項：連絡船に乗船し日本国に入国すれば韓国で生活より裕福に生活できるといわれた。
6. 行き先に関する事項：連絡船に乗船したが乗船中はどの炭鉱に徴用で行くのか分からないまま、新潟県佐渡郡炭鉱で勤務することになった
7. 炭鉱に服務中、1945年8月15日に終戦になり、家族で9月に帰国した
8. 帰郷後の生活：日本国から帰国した5人家族の生活が苦しくなり大田に移住し、大田で生活していた1950年2月7日死亡。

<隣友保証書>

上記の人は〇〇面〇〇里に居住。日本統治時代に巡査が徴用・選抜して家族は新堂里で生活させ、金〇〇だけ徴用で日本国新潟県佐渡郡の炭鉱で労務者として服務。服務2ヶ月後に韓国の家族に連絡して日本国に入国させて日本で暮らす。金〇〇は炭鉱社宅で生まれ、1945年8月15日終戦後に郵便局預金もあきらめて1945年9月に家族と帰国。生活のために大田へ移住した。

保証人 論山市 広徳面 〇〇里 沈〇〇

<電話調査>

被調査者：金〇〇（申告人）

動員契機：徴用と聞いた。

動員時同行者：同じ村の白〇〇(死亡)、崔〇〇(論山市-1566死亡)、金〇〇(死亡)日本の社宅に住んでいた時、その村に居住していたのを目撃し、一緒に働いていると聞いた。

動員場所：日本新潟県佐渡島（金鉱か炭鉱かは定かではない）

勤務内容：被調査者の金〇〇（被害者の娘、現在71歳）は父親の強制動員を目撃したという。

- 父が動員された数日後、母が妹と本人を連れて日本に渡り、鉱山の社宅で一緒に暮らした。
- 社宅からの通勤。

参考事項：母と一緒に日本に渡った当時5歳（1941年頃）で、国民学校2年生（1945年）の時終戦になり帰国。

<意見書>

意見：日本の社宅で暮らしながら出退勤したと申告した被害者「金〇〇」の出生地が除籍謄本上、日本新潟県佐渡郡相川町山神社宅甲33号と記録されていることが確認された。

<審議調書>

調査結果：上記金〇〇の子である金〇〇は除籍簿に「昭和16年11月27日新潟県佐渡郡山神社宅甲33号1舎」が記載されている。

<通知書>

被害者と決定する。

.....

** 648-崔〇〇

<被害申告書>

受付番号論山-1566

申告人：崔〇〇（被害者の子）

被害者：崔〇〇 論山市〇〇面〇〇里。 その他（チェック）結核。 1985年死亡

被害内容：炭鉱の地下坑道で働いていたため、長い間結核に悩まされた。日本からの帰還後、地下坑道で長い間働いたせいで気管支に異常が生じ、長い間苦勞して死亡した。

<電話調査>

被調査者：崔〇〇（届出人）

動員契機：強制募集

動員期間：不明

動員場所：日本の鉱山

勤務内容：勤務内容は知らないという。食糧がなくて麴を碎いてお粥を作って食べた。

<電話調査>

被調査者：白〇〇(参考人)

動員契機：募集で行ったという。

動員期間：（本人が14歳頃）1942年から。

同行者：郭〇〇（論山市-1698死去）、金〇〇（〇〇里）、李〇〇、李〇〇。

動員場所：日本「佐渡島 〇〇坑（坑名不明）」金鉱

勤務内容：金を採ったという。

参考事項：被調査者の白〇〇（直接目撃）は、被害者と同行した郭〇〇（論山市-1698死亡）の母方の甥。被害者が募集され日本に行った当時、本人の父親が先に募集で日本へ行くことになり、父と一緒に日本で暮らしていた時、被害者がそこへ来たのを目撃したという。

<結果書>

確認事項：日本統治時代の被徴用者名簿(忠清南道)海堂面449面に崔〇〇(当時32歳)は忠南論山郡〇〇面〇〇里から1942年2月15日に動員され1946年11月20日に帰還し、忠南論山郡〇〇面〇〇里で居住したという記録がある。同行者の李〇〇、郭〇〇(論山市-1698死亡)、李〇〇の記録が該当面と一緒に記載されている。

<通知書>

被害者と決定する

.....

** 649-金〇〇

<被害申告書>

申告人：金〇〇（被害者の子）

被害者：金〇〇、1913年3月27日生まれ、忠清南道論山市〇〇面〇〇里。その他(チェック)神経及び肺病で帰国して治療した。1937年4月動員。動員期間8年5か月。1945年9月中旬帰還。

被害内容：日本による植民地支配下の1937年4月日付不明、日本の佐渡島佐渡鉱山で労務者として8年5ヶ月勤務し、祖国の終戦により1945年9月中旬に帰国した被害者です。

<隣友保証書>

日本による植民地支配下の1937年4月の日付不明、佐渡島佐渡鉱山で労務者として8年5ヶ月勤務し、祖国の終戦により1945年9月中旬帰国したことを者に隣友保証します。

論山市 〇〇面 〇〇里 金〇〇

<被害申告電話(一般)調査報告>

被調査者：金〇〇（申告人）

動員契機：徴用(おそらく徴用だと思う)

動員期間：動員された年度は正確には分からないが、終戦直後に帰還したという。

動員時同行者：ユ〇〇（論山1322）（日本炭鉱で一緒に生活）、盧〇〇、李〇〇（青陽）。

動員場所：新潟県佐渡島佐渡炭山（三菱という大きな会社だったそうです）

勤務内容等：被害者の金〇〇について被調査者金〇〇は被害者強制動員事実を父、母から聞いた。採炭の仕事をしたという。退職金の名目で金を少しずつ引いたが、後に貰えなかった。炭山の仕事をし、後に塵肺症で亡くなった。青陽の人である盧〇〇、李〇〇氏が1995-96年頃に連絡をして訪ねてきたことがあったが、父親と同じところで働いたと言った。当時受け取れなかった退職金を受け取るために活動を進めてみようと言っていたが1996年から連絡が途絶える。

参考内容：日本労働庁（厚生省）から名簿を確認した（当時資料を要求したが交付してくれない）。95年12月3日、国会議事堂で記者会見する。写真3部（1）記者会見 写真（2）佐渡炭鉱（3）佐渡炭鉱入口

<被害申告電話(一般)調査報告>

被調査者：金〇〇（隣友保証人、目撃者）

動員契機：「募集」郡が募集

動員期間：動員年度は不明。～1945年9月中旬(終戦後、秋夕（中秋節）を過ぎてから帰った。3年ぶりに帰国したと覚えている。

動員時同行者：ユ〇〇(一緒に行って、同じ所で働いた)

勤務内容等：被調査者の金〇〇は被害者の強制動員事実を目撃し、常に被害者の話を聞いた。石炭掘りの仕事。封筒にお金を入れて送ってきた。それで韓国にいる家族が麦に買って食べた記憶がある。

参考内容：結婚して娘が1人産まれてから行き、しばらくして兄の嫁が甥を連れて行って現地で子供2人をもうけて帰還する時は甥が3人だった。

論山郡 〇〇面 〇〇里 金〇〇

<結果書>

確認事項等：

- A. 除籍謄本で2女〇〇が1942年5月26日、新潟県佐渡郡上川亭で生まれた事実が確認された。
- B. 隣友保証人の金〇〇の陳述と除籍謄本上の登載内容によれば被害者は1939年末~1940年初め頃に動員されたものと推定される。

<審議調書>

調査結果：除籍簿に金〇〇の長女金〇〇は「昭和14年5月30日、論山郡〇〇番地」で生まれ、父金〇〇が申告したと記載されている。

<通知書>

被害者と決定する

.....

** 650-白〇〇

<被害申告書>

受付番号 論山-1617

申告人：白〇〇、被害者の子

被害者：百〇〇、1916年9月21日生まれ。忠清南道論山市〇〇面〇〇里。その他（チェック）咳、慢性気管支炎。1942年7月動員。動員期間42ヵ月。1945年12月帰還。

被害内容：1942年、日本の佐渡島に強制徴用され鉱山労務者として勤務した後、1945年帰国。

<隣友保証書>

上記のペク〇〇氏は1942年7月、日帝強占期に日本佐渡島の鉱山に強制徴用され、4年間強制労働で苦痛を受け、これにより慢性的な咳および気管支炎で一生を苦しんだ末死亡した。

忠清南道論山市〇〇面〇〇里 姓名：白〇〇

<被害(一般)…>

被調査者：白〇〇(隣友保証人)

動員契機：「募集」。面からの募集。

動員時同行者：脱出して東京にいた時、徐〇〇さんが鉾山で一緒に働いているのを見た（韓国語でも意味が不明な文章）。

勤務内容等：被調査者の白〇〇は被害者の強制動員事実を目撃した者で、被害者は佐渡で鉾山から脱出。白〇〇がいる東京に来て仕事をしながら（自由市場）、白〇〇さんの学費を出してくれた。

参考内容：被害者は隣友保証人の2番目の兄であり、白〇〇さんが国民学校を卒業して東京の中学校で留学していた時、1942年に募集で行き、鉾山(佐渡島佐渡島)で2~3年間仕事をしてから脱出し、東京近く(4Km離れた所)の埼玉県秩父鉾山で仕事をしたが、兄さん(白〇〇)の月給時になれば学費を貰いに行ったという。隣友保証人が留学中に手紙でよくやりとりをし、東京でも会ったという。

<被害(一般)…>

被調査者：白〇〇（届出人）

動員契機：募集

同行者：白〇〇（論山-311）、徐グィナム（論山-541）、裴〇〇、その当時村から数人が行ったと聞いたが、一緒に行ったかどうかは分からないという。

勤務内容等：被調査者の白〇〇は被害者の強制動員事実を本人から聞いた。金鉾で金を掘る仕事をしたという。

島から逃げ出し、再び連れて行かれたこともある

月給をもらって白〇〇(弟)の学費を払ってくれた(送金)

食事は共同でしたが、量が少なく常にお腹が空いていたという

咳で一生苦勞した。

金鉱で2年ほど働いて脱出したが、捕まって前の部署ではなく他の部署に配置される

隣友保証人及び参考人：白〇〇(徴用当時、日本で会った)

<結果書>

確認事項：日本統治時代の被徴用者名簿に記載された内容なし。

<審議調書>

動員場所是新潟県所在の佐渡鉱山と埼玉所在の日室秩父鉱山と判断。

<通知書>

被害者と決定する。

.....

** 651-呉〇〇

<被害申告書>

受付番号論山-1679

申告人：呉〇〇（被害者の子）

被害者：呉〇〇。1911年8月21日生まれ。忠清南道論山郡〇〇面〇〇里。 後遺障害(チェック)
足の痛み。 1941年6月動員。動員期間4年。 1946年3月帰還

被害内容：1941年6月に日本に募集で行って炭鉱労働をして1946年3月に帰還し、その後労役による後遺症で足が痛くて苦勞した末に死亡した。

<隣友保証書>

被害者の呉〇〇は1941年に日本炭鉱に募集で行って労役し1946年3月に帰還した。当時本人が国民学校2-3年生の時だったため被害者がどこへ行ったのかは知らなかったが、被害者が帰宅した後、日本の炭鉱にいたという事実を村人から聞いた。

忠清南道論山市〇〇面〇〇里 崔〇〇

<電話調査>

被調査者：金〇〇(参考人)

動員契機：強制募集で動員されたと母親から聞く

動員期間：満3年ぶりに帰還したと覚えている

動員時同行者：同じ村の人である玄〇〇(死亡)と一緒にいった(事実を知った経緯は母親が玄〇〇さんの妻と毎日一緒に薪拾いに行くなど親しかったため)

勤務内容：知らないという。被害者は動員中に本人の運動靴を2回送ってきた。送った月給を母親が受け取る度に祖父に酒代として少しずつ渡し、後は生活費として使った。

参考事項：被調査者の金〇〇(参考人、直接目撃)は被害者の養女であり、被害者が動員されていた姿を見ており、被害者と母親に聞いて被害者の募集事実を知っているという。帰還時、被害者は紺色のスーツとオーバーコートを着てきたという。

<電話調査>

被調査者：金〇〇(参考人)

動員契機：強制的に徴集された。

動員時同行者：被害者より3年ほど遅れて行った方(本人の叔父)、金〇〇(論山-373)

勤務内容：軍属徴用で石炭を採ったという話を聞いた。

参考事項：被調査者の金〇〇(参考人、直接目撃)は被害者と同じ村に住んでおり、被害者より3年遅れて動員された金〇〇(論山市-373)の甥で被害者が徴集で行ったのを直接目撃しているという。帰還した当時、労務服を着て来られたが、服がきれいだったという。

<電話調査>

被調査者：文〇〇(参考人)

動員契機：本人の夫（申告人）がお腹の中にいる時、徴用で連れて行かれた。

参考事項：被調査者の文〇〇(参考人。直接目撃)は被害者の子婦で被害者の徴用事実を夫と義父、姑、義姉から聞いて知っているという。

<電話調査>

被調査者：崔〇〇(隣友保証)

動員契機：本人が11歳の時、国民学校に通う時に強制募集された。

勤務内容：炭掘りの仕事をしたという。

<結果書>

確認事項：添付した写真は動員当時、被害者の父親が被害者に会いたいと手紙と一緒に日本から写真を撮って送ってきたものだという。

<通知書>

被害者と決定する。

.....

** 652-郭〇〇

<被害申告書>

受付番号論山-1698

申告者：郭〇〇 被害者の子

被害者：郭〇〇。1921年4月7日生まれ。 創氏。論山郡〇〇面〇〇里。 1942年9月25日動員。

動員期間：4年。1946年帰還。

被害内容：終戦された翌年帰ってきた父はアルコール中毒者になって酒で歳月を過ごし、酒に酔うと「日本の奴ら、汚い奴ら」と酔いが覚めるまで悪口を言いました。どんなことをどのように経験したのか幼い私には全て分かりませんでしたが、被害を受けたのは父だけでなく、火病で喘息を30年以上患い亡くなった母と私の兄弟たちも被害者です。長男として生計維持のために父の代わりにお金を稼がなければならなかったので学業をあきらめなければならなかった私と姉は父を憎みながら幼い頃を過ごしました。父のせいではなく、国の力がなかったせいだということを大人になってから知りましたが、父は結局精神的に健康な生活を送ることができず、アルコール中毒による高血圧で中風になって、苦しんだ末に虚しく亡くなりました。

<隣友保証書>

保証人の裴〇〇は、両親と多くの村人と日本に徴用されて行っていましたが、しばらくして徴用されてきた対象者郭〇〇さんに日本で会ったことがあります。そこが「佐渡島〇〇坑」（正確な発音はわかりませんが）という山奥の町で、金を掘る金鉱だと覚えています。ある日郭〇〇さんを見かけなくなって親に聞いてみたら韓国に行くと言ってそこを離れたそうです。後で分かったことですが、再び日本に連れて行かれてどこで何をしたかは詳しく分かりませんが、終戦後（1946年に）韓国に帰ってきたと聞いています。今は亡くなった方々の中に崔〇〇さん、金〇〇さん、千〇〇さん、李〇〇さん、李〇〇さんなども一緒にいたと覚えています。

忠清南道 論山市〇〇面〇〇里 白〇〇（印）

<隣友保証書>

1942年、私の伯父郭〇〇は当時、近所のジョン〇〇さん、文〇〇さんなどと共に日本に労務者として動員されて行きました。私が祖母から聞いたところによると、多くの人が動員されて日本のどの地域なのかは分からないが炭鉱に行ったと聞きました。賃金をもらえんと思っていましたが、実際に仕事はしたがお金は貰えなくて、独身では会ったが生計のために借金をして暮らし、韓国に帰ってきてからは借金の代わりにお米で返済するため家族全員が苦勞しました。

その後、伯父は酒でこの世を去り、1990年に亡くなりました。

論山市 〇〇面 〇〇里 郭〇〇（印）

<電話調査>

被調査者：郭〇〇(隣友保証)

動員契機：強制募集

動員時同行者：ジョン〇〇、文〇〇(論山市-120)

勤務内容：炭を採ったという。賃金をもらえなかったという。日本で借金をたくさんして帰還後、被害者の兄と一緒に借金を返すのが大変だったという。

<電話調査>

被調査者：白〇〇(隣友保証)

動員契機：募集で行ったという。

参考事項：被調査者の白〇〇(隣友保証人直接目撃)は被害者の母方の甥として被害者が募集され日本に行った当時、本人の父親が先に募集で来日し、一緒に日本に居住しており、日本で暮らしていた時、被害者がそこに来たのを目撃したという。動員中、本人の母親すなわち被害者の姉は、ご飯を食べる時にはいつも日本人から与えられたまずいご飯と自分のご飯と変えてあげて、被害者が良いご飯を食べられるようにしたことを覚えているという。

<調査結果書>

確認調査：日本統治期の被徴用者名簿(忠清南道)449面に(当時28歳)は忠南論山郡〇〇面〇〇里で1942年9月25日に動員され1946年10月13日に帰還した記録がある。

<通知書>

被害者と決定する。

・・・・・・・・・・・・・・・・

** 663-金〇〇

<被害申告書>

受付番号 付与-663

申告人：金〇〇、被害者の子

被害者：金〇〇。1913年10月12生まれ、扶余郡〇〇面〇〇里。後遺障害(チェック)、鼓膜破裂傷、下半身破片(鉍石)傷、神経損傷などで労働力喪失、1941年1月動員。動員期間3年。1944年1月帰還。

被害内容：日本統治下の1941年1月に徴用(労務者)に連れて行かれ、日本の北海道(北海道)某鉍山で朝鮮人労働者同士が空腹と病気に苦しむひどい合宿所生活を送りながら数百メートルもの洞窟でT.N.T.爆破作業を続けている途中、全身に鉍石の破片が飛び重傷を負った。特に両足と大腿部に重傷を負い入院治療を受けた後、1944年1月に帰還したところ、右側の大腿部の内側に40cm以上十字型の傷跡ができた。両足に残っている破片があり、後で除去手術を受けた。両足に傷跡が残った。また両耳の鼓膜が破裂し聴力を失い、日常生活に多くの不便をもたらした。負傷時に神経損傷を受け日常生活や寝る時は右足を震えるようになった。負傷による後遺症で労働力を喪失して生活に大きな苦痛を受け、1981年11月20日死亡するまで負傷後遺症に苦しむ一生を送った

<隣友保証書>

日帝強占期だった1942年1月、徴用(労務者)として連れて行かれ、日本の北海道某鉍山で鉍夫生活に苦しんでいたところ、T.N.T.爆破作業中に鉍石破片により下半身に重傷を負う。また、鼓膜破裂傷を負って聴力が半減し、右側の大腿部鉍石除去手術時に神経損傷を受けて足が震えるようになるなどの大きな負傷を負って1944年1月に帰還した。労働力を失い農業に大きな支障が会っただけではなく、1981年11月20日死亡時まで負傷後遺症で苦痛の中で暮らした

扶余郡 〇〇面 〇〇里 林〇〇

[国民労務手帳]

職業名：坑内運鉍夫

作業内容：鉾石 盛込竝の運搬作業

作業上の身分又は職位：普通夫

経験年数： 2ヶ月

現在の就業場所において現在の職業に従事し始めた年月日：16.6.22

新潟県佐渡郡相川町大字北澤町2 三菱鉾業株式会社佐渡鉾業所

居住場所 移動

<電話…>

被調査者：金〇〇

動員契機：強制徴用

<結果書>

確認事項： 労務手帳に金〇〇の人的事項が確認され、1941年2月1日から1943年9月30日まで三菱鉾山、〇〇鉾山（鉾山名不明）で鉾山支柱夫として労役をし、賃金(2円70銭)の内容が確認された。

<審議調書>

調査結果：後遺障害(鼓膜破裂床、下半身破片床、神経損傷)を申告したが、死亡し強制動員と因果関係を立証する客観的資料がなく判断しにくい

<通知書>

強制動員被害者と決定する

.....

** 032-崔〇〇

<被害申告書>

受付番号：清州-634

申告人：朴〇〇、被害者の妻

被害者：崔〇〇、1917年9月17日生まれ、創氏、忠清北道論山郡〇〇面〇〇里。 1943年5月動員。1945年11月帰還。

被害内容：1943年5月頃、徴用として動員され釜山から関釜連絡船で日本に行き、新潟県三菱鉱山で鉱夫として強制使役された。

<隣友保証書>

本人の従兄として同じ部落に居住していたところ、1943年5月頃、強制的に北一面事務所から動員命令を受けて梧根場駅を出発し、釜山の関釜連絡船に乗って日本新潟県三菱鉱山の鉱夫として従事、強制労働を強いられた。1945年8月16日終戦後はあちこちを転々とし、当年11月頃帰国した事実があることを保証します。

清州市〇〇面〇〇里 崔〇〇

<被害申告 一般調査報告>

題目：申告人陳述

調査内容：結婚して長女を産んで暮らしていたところ、徴用状がきて徴用に行くことになった

- 娘が2歳の時に徴用され、4歳になった年（終戦後）帰ってきた
- 日本の新潟県三菱鉱山で働いたと聞きました
- 終戦になってみんな帰ってきたが、夫が一番遅く帰った
- 賃金は少し受け取ったが、帰る途中に食べ物を買って食べて全部使ってきたと言った。
- 当時、町内では被害者一人で行った

<隣友保証人調査報告>

被調査者：（隣友保証人）崔〇〇

被害者との関係：従弟

調査内容：

- ・当時、従兄の崔〇〇と同じ村に居住し、北一面駐在所主任の金〇〇という者が従兄を（日本へ）送ったことを陳述
- ・動員状況及び帰還状況を目撃し、被害者が手紙を送って日本新潟県三菱の鉱山で働いたと聞いていることを陳述
- ・被害者と一緒に動員された者がいるかという質問には、面から募集して行くので一緒に行った人を知らないと陳述

<通知書>

被害者と決定する。

.....

** 194-シン〇〇

<被害申告書>

受付番号：忠南燕岐-787

申告人：シン〇〇、被害者の子

被害者： シン〇〇 1921年12月2日生まれ。 忠清南道清州郡〇〇面〇〇里。 その他（チェック）強制徴用。1944年7月5日動員。22ヶ月。終戦後帰還。

被害内容

1. 年度不詳。強制労働の徴集から逃げ回っていたが、長男のシン〇〇の代わりに徴集されるという知らせを聞き、強制動員徴集に応じることになる。 当時〇〇面〇〇里に本人まで4人が新

潟県佐渡島にある銅鉱業所に徴集され労働することになる(約22ヶ月)

2. 1945年8月 終戦と共に帰国することになる(朴〇〇、朴〇〇、シン〇〇)

<隣友保証書>

1. 年度不明の秋、強制労働徴集から逃げ回っていたが、本人のシン〇〇の代わりに長男のシン〇〇を徴集するという知らせを聞いて
2. 当時、清州の某旅館(商号不明)にいた長男シン〇〇を家に帰宅させ、本人が徴集することになった。
3. 徴集者の氏名が本人のシン〇〇になっているのか長男のシン〇〇になっているのか確認できない。 当時、同じ村から4人が1ヶ所に行った(朴〇〇、朴〇〇、シン〇〇、本人のシン〇〇)
4. 新潟県佐渡島（地名が確実ではない）銅鉱業所に徴集2年（鉄、銅を掘る）
5. 1945年8月終戦後、船便で帰国

清原郡 〇〇面 〇〇里 保証人 朴〇〇

<被害申告基礎調査報告>

被調査者： シン〇〇

動員契機：玉山面から徴集令状がきて逃げたが人数を満たさなければならないと長兄が徴集されそうになって仕方なく代わりに徴用へ行くことになった。

** 380-崔〇〇

申告人：崔〇〇本人

被害者： 崔〇〇、創氏、1925年11月19日生まれ。 益山郡〇〇面〇〇里。 その他（チェック）
強制労働と軍徴集。 1942年11月、動員。動員期間は2年3ヵ月。1945年3月帰還。

被害内容：(1)労務者徴集。 日本の鉱山労働者として連れて行かれ、労役中に軍徴集令状を受

けて帰国（2年間）。（2）軍へ強制入隊。 集結場所は、裡里市（現益山市）農林学校校庭で昼夜訓練途中の終戦（3-4ヶ月）詳細の事項は裏面別紙参照。

1. 強制労働と徴集。 1942年12月頃、労務者として連れて行かれ、日本の佐渡島の鉱山（錫採鉱）に投入され、2年間過酷な労働を強いられた。 食事は通称「そばめし」というものを与えられたが、それも贅沢だと言われ、豆かすのご飯に変わった。そのようなものを食べながら苦痛の歳月を送る中、軍隊徴集令状を現地で受け取ることになり、賃金は一銭も受け取れないまま軍隊徴集に応じるため帰国することになった(1945年3月頃)

2. 強制軍入隊。 帰国して集結場所である裡里市(現益山市)所在の農林学校の校庭で手続きを終えて猛訓練が続いたが、訓練が終わり次第満州地域に投入されると噂があった。 しかし終戦になり、それぞれ帰郷することになった。

<電話…>

被調査者：崔〇〇（被害者）

動員契機：強制徴用。

勤務内容：錫採鉱に投入され使役。 食事はそばめしを食べる

<意見書>

実は……： 崔〇〇は村から徴用令状を受け、日本の佐渡島所在未詳の錫鉱山で採炭労務者として強制動員されたことを生存者として供述した

<通知書>

被害者と決定する。

.....

** 207-金〇〇

<被害申告書>

申告人：金〇〇（被害者の子）

被害者：金〇〇。忠清北道清原郡〇〇面〇〇里。 1940年2月5日動員。 動員期間3年。 1944年10月10日帰還。

被害内容：日本の新潟県鉱業所。 動員日付1939年3月-1942年10月。

<隣友保証書>

何年に行ってきたのかははっきりわかりませんが、強制徴用に行かれたことは証明します。

清原郡 〇〇面 〇〇里 金〇〇

<被害申告 一般調査報告>

陳述人：金〇〇(隣友保証人：李宇衍)

陳述内容：「1942年早春頃に本人は被害者が強制徴用されるのを直接目撃し、当時同行者としては金〇〇氏がいて内秀里事務所に集結して清州駅へ列車で移動し、日本の炭鉱で働き、徴集当時被害者は結婚した状態で1945年終戦後に帰還した」と陳述する。

<被害申告 一般調査報告>

陳述人：金〇〇、被害者との関係：息子

陳述内容：「本人は被害者金〇〇の息子で被害者は1942年頃強制動員され日本佐渡島にあるニガデン鉱山（名称不明）で労務者として労役し、賃金は一銭も受け取れず終戦されて1945年終戦後に帰国する姿を直接目撃した。帰国当時は比較的健康だった」と陳述した。

<結果書>

確認事項等：日本統治時代の被徴用者名簿168面、金〇〇(〇〇面〇〇里)は徴用当時の年齢30歳、徴用日付1940年2月5日帰還日付1944年10月19日、日本と記録されている。

<通知書>

被害者と決定する。

.....

** 521-李〇〇

<申告書>

申告人: 李〇〇、 被害者の子

被害者: 金〇〇、 1923年 11月 25生まれ、 性別 女

動員年月日: 1940年 1月

帰還年度: 1945年 9月

被害内容: 申告人の 母(金〇〇)は 当時 住所地で1940年 1月(日にち不詳) 日帝強占期に強制的に動員され日本国 新潟県 佐渡郡 高千村 大字北立島で夫の李〇〇と炭鉱労務者たちの食事提供のために強制労役に務めて、終戦になった1945年9月に祖国に帰還した(参考: 除籍謄本 長女 李〇〇 出生地 参照)

<隣友保証書>

確認事項: 1940年 1月頃(日にち不詳) 日帝強占期に強制動員され、日本につれていかれてから夫の李〇〇の炭鉱労務者たちの食事提供の仕事で1945年 9月頃(日にち不詳) 5年8か月の間強制労働をしたことを認める。* 日本国 新潟県 高千村 大字北立島(当時 住所)

保証人: 公州市 李〇〇

<被害陳述 聴取報告書>

動員方法: 募集

被動員の契機: 利仁面事務所で募集.

動員形態: 村で本人 1人募集。 利仁面事務所で募集者の写真撮影があった。

募集単位: 個人

動員者: 行政機関行政機関(利仁面)

集合日時及び場所: 1940年 1月 公州郡庁

集合 当時 状況: バス 3台が待機していて、集合後にすぐ出発した

管理、監督: 覚えてない

移動経路 及び 手段: 公州郡庁->大田駅(バス 3台で移動). 大田駅->釜山駅(汽車で移動-夕方到着). 釜山->日本(船) 朝に到着.

移動期間: 2日

同乗人数: 120人

移動中 処遇: 食事提供(お弁当)、 乗物酔い薬を提供.

動員地域: 日本 新潟県 佐渡郡 高千村 大字北立島.

勤務部署: 炭鉱で労務者 食事提供.

勤労条件: 無

勤務先 状況: 暴行などはなかった

賃金額 及び 使い先: 無

賃金支給 方法: 無

組織: 監視などは普通だった

逃亡、 怠業 等: 無

終戦前 帰国 経験: 無

契約期間、 条件順守可否: 該当の事実なし

再契約 可否: 該当の事実なし

帰国 日時: 1945年 9月.

帰国手段: 船(船賃は支払った)

帰国 経路: 日本->釜山(船)、釜山->鳥致院(汽車)。帰国中に船が故障し船内で4日も苦勞をした

帰国 事由: 終戦(8.15)

帰国 同行者: 夫と本人(2人)

帰国に対する 処遇: 終戦 事実及び帰国しろとの通知(口頭)

帰国 直後 家族の反応: 村では生きて帰ってきたと喜んだ

帰国 直後 家族状況: 義父母は亡くなり、義弟3人が住んでいた。日本にいる間に産んだ娘(4歳) 1一人。

経済的 状況: 相当困窮

健康: 良好

陳述 日時: 2005年 10月 19日.

陳述 場所: 村の公民館

陳述人: 金〇〇(被害者 本人)

<被害事実確認調査結果書>

確認調査結果 及び 総合意見: 上記の金〇〇に対する 国家記録院 資料はないが、夫の李〇〇と一緒に労役し、被害者と隣友保証人の陳述によって上記の金〇〇は「日帝強占下 強制動員被害」の事実が認められるものと決定できる。

2005年 11月 17日

忠清南道 日帝強占下強制動員被害真相究明実務委員会

調査者 地方行政7級 全○○

確認者 地方行政6級 崔○○

<意見書>

2. 事実調査結果

a. 客観的 証拠確認: 「上記の認定」による 強制動員 被害 などが確認されない。

b. 強制動員 被害内容: 事実確認 結果書 参照(別添)

3. 意見

b. 生存者として強制動員場所、移動経路、任務などに陳述内容が具体的で信憑性があり、被害者だと判断される。

忠清南道 日帝強占下強制動員被害真相究明実務委員会委員長

<審議調書>

調査結果

- 上記の金○○は 生存者として動員過程、動員地、労務生活、動員期間などを詳しく陳述するなど信頼性がある(陳述聴取報告書 参照)

- 上記の金○○の長女 李○○は除籍某に「昭和17.6.26. 新潟県 佐渡郡 高千村 大字北立島 1226番地生まれ」と出生が記されている。

- 動員場所は 日本 新潟県 所在 「佐渡鉱山」と推定される。

- 上記の金〇〇の夫、李〇〇(公州市-175)と一緒に 動員されたという。

総合意見: 上記の金〇〇は日帝によって強制動員され、1940年 1月頃から 1945年 9月頃まで
日本新潟県所在 佐渡鉱山で労務者の生活を強要された被害者と判断される。

2008年 11月 26日

日帝強占下強制動員被害真相究明委員会

作成者 調査官 金〇〇

確認者 調査3課長 許〇〇

<通知書>

金〇〇を 特別法 第17条により日帝強占下 強制動員 被害者と決定する。

**522-李〇〇

<申告書>

受付番号: 公州市-175

申告者: 李〇〇、 李〇〇の子

被害者: 李〇〇、 1910年 8月 11日生まれ

申告事由: 死亡 1981年 3月 7日、 後遺障害 塵肺症

動員年月日: 1940年

帰還年度:1946年.

被害内容: 申告人の父は1940年初、日帝強占期に強制連行され日本国 某炭鉱(本人死亡で炭鉱

名不詳)で強制労役をし、終戦の翌年1946年初本籍地に帰還したが炭鉱で得た塵肺症で30年あまり苦勞した末、1981年 3月 7日 本籍地で死亡した(被動員地域 住所地: 日本国 新潟県 佐渡郡 高千村 大字北立島- 除籍謄本参照)

<別紙 第2号 書式>

被害内容: 1940年 3月頃(本人 死亡で 日にち不詳) 日帝強占期 労務者として日本へつれていかれ日本国の某炭鉱(本人 死亡で炭鉱名不詳)で 終戦の翌年の1946年 3月頃(日にち不詳) 帰国するまで6年間の強制労働によって塵肺症になり、帰国後の30年間苦勞も苦勞し 1981年 3月 7日 塵肺症で死亡.

<隣友保証書>

確認事項: 日帝強占期 1940~1946年 3月頃まで 強制 徴集され、労務者として連れていかれ 強制労働(炭鉱)中に塵肺症になり、帰国後も30年間苦勞し、1981年 3月 7日 忠南 公州の自宅で死亡したことを証明する。*除籍謄本 参照 日本国 新潟県 佐渡郡 高千村 大字北立島(当時 住所)

保証人: 公州市 李○○

<被害事実 電話調査結果報告>

被調査者: 李○○(申告人)

動員契機: 強制動員

動員期間: 6年(1940~1946)

移動方法: 面の徴集者により動員され汽車、船で移動

動員時 同行者: 官庁の徴集者

勤務内容

1. 炭鉱で石炭 採掘

2. 2 原爆を落とされ、炭鉱でも長く働いて塵肺症の病気を患った。

参考事項

- 2008年 1月 17日 申告人 李〇〇と通話

母親が日本へ行った(面に申請し)。母親と父は一緒に帰国した。金〇〇 被害者の妻に令状が出て面事務所に連れていかれる。炭鉱で食事の世話をした。原爆が落ち、炭鉱で長く働いたので息が切れることがあった(塵肺症の症状) 苦勞してから80年に亡くなった。

- 2008年 1月 17日 李〇〇(被害者の末弟)と通話

兄が日本へ行くと家から出ていくのをみた。兄から何回か手紙が届いたが、新潟県 佐渡郡 佐渡鉱業所だったことを覚えている。兄嫁が日本へ行ったことを覚えている(翌年)。何も持たず、服何枚だけでもって帰ってきた。船で帰還する時、船が故障し何日も漂流し、服だけ何枚が持って帰ったのを見た。

<被害申告 事実確認 結果書>

確認事項 等

- 申告人 李〇〇の陳述。母親 金〇〇(被害者の妻)は父親が動員されてから1年後に日本へ動員され、炭鉱で食事の世話をする仕事をした。

- 上記 李〇〇(被害者)に対する 倭政時被徴用者名簿(286頁) 1940年 6月 5日 ~ 1948年 12

月 25日まで 動員期間と記載されている。

<意見書>

事実調査結果

- ‘上記の認定’による強制動員 被害などが確認されない。

- 参考資料: 倭政時被徴用者名簿

意見: 倭政時被徴用者名簿の他に申告内容を立証できる客観的な資料が無く、現在保証人はい
るが、目撃したかは不明で、参考人は被害者の弟。その他に目撃したという保証人がいなく被
害事実を判断するのは困難である。上記の 李〇〇の 強制動員被害の有無については中央真相
究明委員会の最終審議の時に決定するよう判断を保留する。

忠清南道実務委員会委員長

<審議調書>

- 倭政時被徴用者名簿(忠南 公州郡-286)に記載されている

- 上記の李〇〇は、既に死亡して詳細な事項を確認できないが、妻の金〇〇は上記の人と一緒に
動員された生存者で、動員の過程、労務生活、 動員地、 動員期間などを詳しく陳述し信頼性
がある。

- 上記の李〇〇の 長女 李〇〇は 除籍謄本に「昭和17.6.26. 新潟県 佐渡郡 高千村 大字北立
島 1226番地 生まれ」と記載されている。

- 後遺障害(塵肺症)を申告したが、既に死亡しており、強制動員と因果関係を立証できる客観的
な資料がないため判断が困難である。

総合意見: 上記の 李〇〇は 日帝によって 強制動員され1940年 1月頃から 1945年 9月頃まで 日本 新潟県 所在 佐渡鉱山で労務者の生活を強要された被害者と判断される.

<通知書>

被害者と決定する。

**811-洪〇〇

<申告書>

受付番号: 論山-16

申告人: 洪〇〇、 被害者の子

被害者: 洪〇〇、 1920年 7月 6日生まれ

申告事由: 後遺障害 塵肺症

動員年月日: 1938年 7月 31日

帰還年度: 1942年

被害内容: 日本 三菱鉱山株式会社 佐渡鉱山で採鉱夫として1938年から 1942年まで働いて帰国し、塵肺症で苦労の末1969年 4月 2日 亡くなりました.

<隣友保証書>

確認事項: 日本 三菱鉱山株式会社 佐渡鉱山で採鉱夫として1938年から 1942年までは働いて帰国し、塵肺症で苦労の末1969年 4月 2日 亡くなりました.

<被害申告 電話調査 報告>

被調査者: 洪〇〇(申告人)

動員時 同行者: 李〇〇(論山-8)、 金〇〇(論山-15)、 カン〇〇(論山-21)

<被害申告 電話調査 報告>

被調査者: カン〇〇(隣友保証人)

動員契機: 全部まとめて連れていった

動員期間: 父(カン〇〇)が行く時一緒に行った(1938年)

移動方法: 釜山から福岡まで 船で移動

動員時 同行者: 当時 村で11程度動員された

動員場所: 日本 三菱鉱山株式会社 佐渡鉱山

勤務内容: 採炭作業

参考事項: 父から聞いた

<被害申告 電話調査 報告>

被調査者: 金〇〇

動員契機: 登華洞民が動員された時(日本へ) 行ったと覚えている

動員時 同行者: カン〇〇(論山-21)、 金〇〇(論山-15)

動員場所: 日本の鉱山

参考事項: 被調査者 金〇〇は 参考人(論山-15で申告した金〇〇の息子)

<被害申告 事実確認 結果書>

確認事項

b. 隣友保証人 カン〇〇に 電話調査を実施した結果。動員契機、動員場所、動員期間、 移動方法 など 陳述が具体的だったことから信憑性があると判断される。

<意見書>

意見: 申告人(息子) 申告内容が具体的ではないが被害者(死亡) 人的事項が除籍謄本などから確認され、証明資料である「倭政時被徴用者名簿」から強制動員された事実が具体的に確認できる。申告人と一緒に動員されたという金〇〇(論山 受付-15)、 カン〇〇(論山 受付-21)の同行事実確認時に連れていかれた所が“日本 三菱鉱業株式会社 佐渡鉱山”と一致しているのを見ると、被害者の洪〇〇は 日帝強占期 強制動員の被害事実が認められる者と判断される。

<審議調書>

調査結果

- 同行者 李〇〇(論山-8)、 金〇〇(論山-15) 及び カン〇〇(論山-21)は 第27次 委員会で被害者として各々決定が完了。

- 動員期間は申告人の 陳述を受け入れ、動員場所は同行者の李〇〇、金〇〇、カン〇〇と同じだと判断した。

- 上記の洪〇〇の後遺障害(塵肺症) 申告については強制動員と因果関係を立証できる客観的な資料が提出されておらず、また既に死亡したため判断が困難である。

総合意見: 上記の洪〇〇は 日帝によって 強制動員され1938年 7月頃から 1942年頃まで 日

本 新潟県 所在 三菱 佐渡鉱山で 労務者の生活を強要された被害者と判断される.

<通知書>

被害者と決定する。

**827-金〇〇

<申告書>

受付番号: 論山-413

申告人: 金〇〇、 被害者の子

被害者: 金〇〇 1921年 12月生まれ

動員年月日: 1942年 2月 10日

帰還年度: 1946年 10月 20日

被害内容: 1942年 2月 10日 出生地で日帝の徴用で連れていかれ、日本 佐渡島 群馬県 所在
金鉱 採掘(鉱山)の所で労役を務めてから群山港から帰還した.

<被害申告 電話調査 報告>

被調査者: 金〇〇(申告人)

動員契機: 本人は被害者の息子で、父親が4才頃亡くなったためよく覚えてないが、〇〇面に居
住している時動員されたと聞いた。

動員期間: 分からないという。申告書の動員期間は添付した倭政時被徴用者名簿を見て記載し
たという

動員場所: 群馬県のある金鉱

勤務内容: 被調査者 金〇〇は 申告人で、被害者の息子。当時 動員地で父親と出会って結婚したという話を母親から聞いたという。被害者は日本 佐渡島 群馬県 所在 金鉱で採掘する仕事をし、そこで母親に出会って結婚して暮らしたがのちに帰国。当時 釜山港は波が高く、群山から降りたと聞いた。母方の親戚もみんな日本へ行って暮らしていたため、叔父(白〇〇)もその内容をよく知っているという。

<被害申告 電話調査 報告>

被調査者: 白〇〇(被害者の妻)

動員契機: 本人は被害者の妻で、夫と一緒に 帰還して夫の家族から聞いた話だが、夫は早く母親を失くし、兄嫁の下で暮らしていたが出稼ぎに日本に行つたと聞いた。

動員期間:動員日にち不詳~1945年 陰暦 12月 8日 帰還した。

移動方法: 本人は日本で夫と結婚し、終戦になって夫と一緒に下関から船に乗って帰ってきた。

勤務内容: 本人の父親も募集で行って被害者と同じ所で労役したが、夫が石を砕いたら、父親がそれを載せる仕事をするのを見た。夫は石を載せた電車を運転する仕事をしたという。本人は夫と日本で出会って結婚してからは働かなかった。夫が働いて米を買ってきた。厳しい人だったので月給がいくらかは関与することはできなかった。たまに故郷にお金を送り、義父母はそのお金で田んぼ4マジギ (2644.6㎡) を夫の分として買ったという。

参考事項: 被調査者 白〇〇は現在79才で、光石面に住む時父親の白〇〇(論山-550)が募集に行つて2年後家族を呼んで渡日した。その時、本人は18才で25才の夫と出会い、日本で結婚した。19才の時終戦になって帰還したが、釜山から近い下関から船で帰郷。一緒に来ようとした実家

の家族は母親の健康のため来られなかった。健康状態が悪い人は船に乗せてくれなかった。母親は病気で来られず、下関病院に入院したが後に死亡したという。夫と二人で夫の故郷可也谷へ帰った。実家の家族は1年後（日本で）正月を過ごしてから帰還したという。

<被害申告 電話調査 報告>

被調査者：白〇〇

動員契機：本人は被害者の義弟だから知っているが、家で農業をやっている人は面で選抜して行かせたが、当時はまず令状が来て、行かなければ捕まっていく時代だったし、被害者もそれで行ったという。

動員期間：動員日は不明~1945年 終戦になってすぐ帰還本人の家族は母親の体調が悪く船に乗せてくれなかったため、被害者と一緒に帰国できず1年後に母親の遺骨と一緒に帰還したという。

動員時 同行者：本人 家族は光石面に住んでいたが、父親について佐渡島へ行き、義兄は可也谷に住んでいたためよく分からないという。日本に住んでいたことは知っているが被害者が早く亡くなり同行者についても分からないという。

勤務内容：被調査 白〇〇は被害者の義弟で母親、お姉さんたちと日本へ動員された父親(白〇〇 論山-550)について行ったが、その時そこで働いていた被害者と姉が会って結婚するようになり、自分の義兄になったという。当時 本人は幼く学校に通っていたため、炭を掘ったということ以外はどんな仕事をしたか知らない。小学校 1-2年ごろ終戦になったという。当時父親が日本へ行ってから炭鉱の近くに家を用意し家族を招待して一緒に働かせた。当時 日本に住んでいた韓国人の中で幼い人は学校へ通わせてくれたため、本人は学校に通い、姉(被害者の妻)

は仕事をしたが、仕事の軽重によって賃金も違ったという。

参考事項: 工場で働いていた長女のお姉さんが東京へ行った。しかし原爆が落とされる直前から音信不通になり、それが原因で母親がうつ病になった。結局それが原因で体調を崩してしまったという。

<通知書>

被害者と決定する。

** 994-金〇〇

<申告書>

申告人: 子

被害者: 生年月日 1907年 2月 26日

申告事由: 後遺障害 肺炎

動員 年月日:1941年

帰還年度: 1945年

被害内容: 金〇〇の 父親 金〇〇(被害者)氏は金〇〇が生まれる前に連れていかれ鉱山で鉱夫として強制労働をして鉱山の粉塵による肺炎で苦しみ、帰国後は後遺症で苦労の末亡くなった。

<隣友保証書>

確認 事項: 上記の人 金〇〇氏は日帝強占下で強制的に連行され、日本の炭鉱で鉱夫として強制労働して、鉱山の炭塵による肺炎を患い、帰国後には後遺症で苦しんだ後亡くなりました。

当時 目撃した李〇〇は 事実であることを隣友保証します。

<被害申告 電話調査結果報告>

被調査者: 李〇〇(隣友保証人)

動員契機: 同じ村で暮らしながら、被害者が労務者 募集で強制動員されることを目撃した。本人より約2年前に強制動員されたためはっきり覚えている。

勤務内容.

1. 炭鉱で強制労役したと聞いた。
2. お腹が空いて苦労が多かったと聞いた。
3. 本人が平安南道の炭鉱で強制労役してから帰ってきたら、先に金〇〇が戻っていた。
4. その後、同じ村で暮らしながら頻繁に会い、強制動員された話を何度も聞いたことがある。
5. 帰国後に脚気の病気が合ったし、死亡するまで咳などで苦労が多かった。

<被害申告 電話調査結果報告>

被調査者: 崔〇〇

動員契機: 当時 同じ村に住んでおり、真面目な人だと父が婿として決めていた。父が体調が良くなり、(結婚を) 延期し続けていた頃、急に募集名簿が来て強制動員された。

動員期間: 1941年~1945年 終戦後 冬

勤務内容

1. 炭鉱で碎鉱機 作業をしたと聞いた
2. 故郷へ手紙とお金を送っていたと覚えている。

3. 終戦になり冬に帰国。翌年結婚した。

4. 帰国したが肺の状態は悪く、しょっちゅう咳をした。死亡するまで苦勞した。

<被害申告 電話調査結果報告>

被調査者: 金〇〇(申告人)

動員契機: 当時父は勞務者として徴用令状がきて強制動員されたと母親から何度も聞いたので知っている。

動員時 同行者: 安〇〇(日本の炭鉱で出会った)

勤務内容

1. 鉱山で機械を扱う仕事をしたと聞いた
2. 日本の鉱山で安〇〇に出会って、一緒に仕事したと聞いた。
3. 帰国後に肺が悪くなり、咳と痰で苦しんだ。

参考人: 隣友保証人 李〇〇は 被害者が強制動員されるのを目撃したし、終戦後に帰国したことも目撃したと陳述。

<被害申告 事実確認 結果書>

確認事項 等:

陳述人 崔〇〇(女)は 電話調査したところ、当時 被害者と婚約した関係だったが急に勞務者募集令状がきて強制的に動員された。日本の炭鉱で碎鉱機を扱う仕事をしたが 終戦になり、帰国したことを目撃したと陳述

<通知書>

被害者と決定する。

** 068-尹○○

<申告書>

受付番号: 青陽-190

申告人: 本人

1922年 10月 24日生まれ.

動員年月日: 1942年 2月

帰還年度: 1945年 11月.

被害内容: 昭和17年(1942年) 強制徴用され、日本新潟県相川町 三菱株式会社の鉱山で強制労
役を務め、1945年 終戦になり 釜山へ帰国。

<隣友保証書>

確認事項: 昭和17年 強制動員され、日本 三菱 株式会社 鉱山で一緒に労役をして帰国した。

保証人: 青陽郡 盧○○

<被害申告 電話調査結果報告>

被調査者: 被害者.

動員契機: 寝ていたところ、入営しろと面書記が連れて行ったという。

動員期間: 1942.2.~1945.11

移動方法: 青陽郡庁に集合>国一旅館->バスに乗って広川へ移動->列車に乗って釜山へ移動->

日本へ連絡船で移動

動員時 同行者: 盧○○(保証人)

勤務内容

- 鉾山の坑内で石(鉄)を掘る仕事をする
- 月給を少し貰った。昼から晩まで仕事をしたという
- ご飯はジャガイモが入っているご飯を貰ったがお腹いっぱいには食べさせてくれなかった。
- 団地で寮で泊まったという
- 日本人はミスをしたら叱ったし、ご飯を食べ終わったらすぐ仕事をさせた。
- 上記の尹○○は老弱の状態でこれ以上の電話調査はできなかった。

参考事項: {倭政時被徴用者名簿} 762頁

<被害申告 事実確認 結果書>

確認 事項 など: 上記の尹○○を対象に電話調査した結果、1942年 2月 面書記 李○○によって強制徴集され盧○○、李○○ などと一緒に 日本 新潟県 相川町 三菱 株式会社へ移動して鉾山で石を掘る仕事をしたと具体的で一貫した陳述をした。

<通知書>

...被害者と決定する。

**456-李〇〇

<申告書>

受付番号: 益山-885

申告者: 李〇〇の子

申告事由: 死亡、

日時: 1945年 3月 2日、 1949年 7月 28日 申告.

場所: 日本 新潟県 佐渡郡 相川町 大字下相川 鉾山 社宅 196番地.

動員年月日: 1940年 8月

被害内容: 1945年 3月 2日 午後 9時 日本 鉾山 社宅で死亡。当時日本の鉾山へ徴用で行っていた。

過去補償(または支援)内訳: 1974年 強制徴用死亡者の被害補償により30万ウォンを貰った。

<被害申告 電話調査結果報告>

動員契機: 面で募集して強制徴用された。

動員場所: 日本 新潟県 佐渡郡 相川町 新潟県 鉾山.

勤務内容: 採炭夫として働く。鉾山社宅で宿食。

参考事項: 倭政時被徴用者名簿、 除籍謄本

<審議調書>

調査結果.

1. 除籍謄本によると 上記の 李〇〇は “昭和20年 3月 20日 午後 8時 新潟県 佐渡郡 相川町

大字下相川 196番地 鉾山社宅で死亡”と記載されている。

2. 対日民間請求権申告者名簿 536頁、対日民間請求権補償金支給決定台帳(被徴用死亡者)(‘上記の認定’3) 138頁登載
6. 遺骨奉還に関して電話調査した所、遺骨は奉還されたことを確認した。

<通知書>

李〇〇を 特別法 第17条によって日帝強占下 強制動員 被害者、申告人 李〇〇を遺族と決定する.

** 430-朴〇〇

<申告書>

受付番号: 珍島郡-968

申告者: 本人

出生年度: 1920年 10月 5日

動員年月日: 1945年 4月 1日

帰還年度: 1945年 12月

当時 職業: 学生

被害内容: - 1945. 4. 新潟県 佐渡 金鉾石 採掘 坑内 採掘中に腰を負傷

- 1945. 6. 日本 福島県 福島市 地下 建設工場で作業中に木材による腰負傷(腰痛)

1945. 4. 1. 徴集 徴用令状が届くえ

1945. 4. 15. 全南 麗水水産学校に集合(珍島郡 集合人数 33人)

目的地: 日本 大阪 三菱 発動機 製造工場(1次)

目的地 変更事由: 当時 戦争中の爆撃による工場機能が破壊された

目的地: 日本 新潟県 佐渡金鉱山

住所: 日本 新潟県 佐渡島 相川町 シンプウリョウ(神風寮)

1945. 6. 金鉱業所 坑内で 採鉱石 採掘中に腰を負傷

住所変更: 日本 福島県 福島市(ソ連の宣戦布告で撤退、移動)

1945. 8. 日本 福島県 福島市 地下工場に配置

地下工場 作業中、2度目の腰負傷

1945. 9. 福島県から最初徴用された元の住所地へ再び復帰

1945. 12. 帰国

その後腰痛がひどくなり、漢方医(故 李〇〇)を呼んで4か月以上治療を受けたが、治らず今も苦痛の中で暮らしている。

珍島出身の同行者の中で生存者 韓〇〇、死亡 李〇〇、死亡 金〇〇、死亡 金〇〇、死亡 金〇〇

<隣友保証書>

確認事項: 上記人は 日帝強占期 太平洋戦争の末期 朝鮮総督府が 全南 珍島郡 〇〇面に割り当てられた徴用対象者を徴用中に1945年 4月 1日頃 当時 珍島郡 〇〇面 〇〇の里長だった朴〇〇氏と故 河〇〇氏(当時 青年団長)などが体が元気で丈夫だった上記人を徴用対象者として強制徴用した。 同年 4月 上記人は 釜山を経て日本の下関港に到着。金鉱炭鉱 そして地下工場の建設労務者として強制動員され労役に務めていたが1945年 12月 30日頃 強制労役 9か

月を終え珍島郡へ帰郷した。労役による腰の負傷(ヘルニア発病)で、帰国後に治療を受けた。

上記人は日帝による強制動員の事実を確認し、上記の事実が間違いないことを保証します。

保証人: 光州市 朴○○

被害者との関係: 同じ村の人

<陳述聴取報告書>

動員方法: 労務者として強制徴用された

被動員の契機: 郡庁で労務者募集をしたが、村の里長が対象者と選び動員

動員形態: 郡庁労務係が募集をして各面別に里長たちが対象者を決め本人に通報した。

募集単位: 集団(33人)

動員者: 珍島郡守(○○面長)

告知された内容: 動員地域 日本 大阪 三菱 発動機 製造工場へ

集合日時及び場所: 1945年 4月 15日(全南 麗水水産学校に集合)

移動経路 及び 交通手段:木浦まで船舶. 麗水まで列車. 下関まで 船舶. 新潟港まで 列車. 佐

渡島まで船舶

移動期間: 2日

移動中 処遇: 食事はちゃんと提供された。特別なことはなかった。

動員地域: 日本 新潟県 佐渡郡 相川鉱業所 金鉱山

勤務部署: 鉱夫

帰国日時: 出発 場所 仙台港だったと推定。到着日時 1945年 12月頃.

帰国に対する 処遇 または配慮: 日本から珍島まで全部提供してくれた

健康(後遺症): 良好

参与人: 申告人(被害者) 朴○○

<被害申告 事実確認 結果書>

確認事項 等: 徴用令状をもらい日本 大阪 三菱 発動機 製造工場へ行くことになっていたが戦争中の爆撃で工場が破壊され、日本 新潟県 佐渡郡相川 鉱業所 金鉱山で 鉱夫として働いていたが、ソ連の宣戦布告で撤退、移動し1945年 8月 日本 福島県 地下工場 建設現場で雑役夫として働いていた時に終戦になり1945年 8月頃 再び新潟県 佐渡郡へ移動した。船を提供してくれて1945年 12月頃に帰還したと陳述。

<通知書>

被害者と決定する。

** 300-徐○○

<申告書>

申告者: 本人

申告事由: 後遺障害 関節損傷で足、腰を動かすのが大変

動員年月日: 1943年 11月頃.

帰還年度: 1945年 10月 中旬

被害内容: 15才という若い年齢で過大な鉱山労役により衰弱し、今までも体が不自由である。

<別紙 第2号 書式 被害内容 作成用紙>

1943年 11月頃 益山郡庁に集合しろとの通知を受け、益山郡庁に行った。〇〇面の約30人を含め、数百人が集合していた。みんなで麗水へ行って、船に乗り日本 下関に降り、新潟県まで汽車に乗って行った。そこで船に乗り佐渡島へ行って三菱鉱山に到着。鉱石を砕き、袋に入れて運ぶ労役に務めた。食事が不十分で常にお腹が空いていた。各組別に1日のノルマがあったが、達成できなかったら体罰を受けた(棒で殴られた)。約 2年ほどそこで働き、1945年 10月 中旬(終戦後 1ヶ月半後) 一緒に行った人たちがみんな集まって船に乗り仙崎という所へ行って、そこから釜山を経て帰還した。

<被害申告 電話調査結果報告>

動員契機: 益山郡庁に集合しろとの通知を受けて行った。

動員時 同行者: 〇〇面から20人ほどと各地から集まった数百人

勤務内容

1. 鉱石を砕き、袋に入れて運ぶ労役をした
2. 組別で1日のノルマがあった
3. 食事は足りず、常に腹が空いていた(一日3食、おかずはたくあん、梅干し、魚)
4. 1日10時間勤務、2交代、 休日(日曜日は大体休んだ)
5. 外出はなかった
6. 宿泊は韓国人が居住する寄宿舍があった。1~2階になっており、一部屋に8-10人が生活

参考事項

1. 国家記録院 名簿確認 結果 名簿 登載事実無し

3. 船に乗り仙崎という所へ行って連絡船(小さい船から大きい船に移った)に乗り釜山に着いて貨物列車で益山へいく。

<被害申告 事実確認 結果書>

確認事項 等: 南〇〇、 朴〇〇などと一緒に帰還したが、今は連絡先が分からないという。

確認調査結果 総合意見: 証拠資料が何もないが、陳述に信憑性があると判断される。

<通知書>

被害者と決定する。

** 102-元〇〇

<申告書>

受付番号: 清原-834

被害者: 元〇〇 1922年 10月 3日生まれ

申告人: 子 元〇〇

動員年月日: 1943年 5月 17日

帰還年度: 1945年 10月 10日

被害内容: 1943年 5月 17日 日帝強占期 強制徴用された

<隣友保証書>

確認事項: 1943年 陰暦 5月 13日、 保証人は米院面に住んでいた。当時 被害者 元〇〇を含

め、金〇〇、韓〇〇は 〇〇里で強制徴用され、同年 陰暦 5月 17日、保証人(シン〇〇)と被害者 元〇〇 など米院面から23人が日本へ連れて行かれ日本佐渡島の銅鉾山で約3年間働いてから1945年 陰暦 10月 10日 釜山へ帰国した

保証人: 清州市 シン〇〇

<被害申告 一般調査報告>

題目: 被害申告 聴取調査報告

陳述内容

- 同行者

- “本人は 被害者 元〇〇と同じ村の人で、被害者は徴兵通知書を受けて、1943年 5月頃 本人と シン〇〇、李〇〇、シン〇〇、金〇〇、韓〇〇と一緒に 米院に集合し、清州の北一旅館で一泊し、釜山へ移動。船に乗り日本 下関を経て佐渡島に居住しながら銅鉾山で労務者として1日 2円を貰って1日 8時間勤務しました。食事は配給を貰った飯場で食べ、日曜日は休みました。お腹が減ってうどんや丼を買って食べたりもしました。終戦後 1945年 10月 帰還し農業を営んで後に死亡した”と陳述

<陳述聴取報告書>

被害者(元〇〇)の 陳述を聴取次のように報告します

動員形態: 面事務所へ行って徴用に行かない方法がないか問い合わせたが(母親と二人で暮らしていたため)、義務だという話で行くようになった

募集単位: 集団 25人

動員者: 同じ村の シン〇〇、佳陽里の人(シン〇〇、李〇〇)、岐岩里の人(金〇〇、元〇〇、韓〇〇)、松亭の人(呉〇〇)、中里の人(李〇〇)を含む25人

集合日時及び場所: 米院面事務所

集合当時 状況: 清州 北一旅館で一泊した

出発時 日時及び場所: 清州駅

管理、監督: 日本人 引率者が一人いた

移動経路 及び 手段: 汽車、船.

移動期間: 船で8-9時間かかる

同乗人数: 一緒に徴用に行った人は25人だが船内には人は多かった

移動中 処遇: 船に乗る前に消毒をした。船酔いが酷くて大変だった。

引率管理者: 日本人 引率者.

動員地域: 目的地は佐渡島の銅鉾山. 下関に降り汽車に乗って佐渡島まで行った.

勤務部署: 鉾山労務者.

勤務状況

- 到着して何日間は休んでから仕事が始まった
- そこで働く人は労務係と庶務係で分かれていた
- 鉾山が 1、 2、 3、 4...これだけ多かったが、その数は正確には覚えてない.
- 台車で銅のようなものを運ぶ作業もし、あっちこっちでたくさんの作業をした.
- 泊まる飯場があったが、そこには食堂もあって朝食と夕食はそこで食べた

同僚、上司: 一緒に行った同僚もいた。本人が勤務した所は日本人と一緒に仕事をしたため名前をよく覚えてない.

賃金額 及び使用処 韓国のウォンで約100ウォン程度もらった。

賃金支給 及び 貯蓄方法: 少ない金額だった。ご飯だけでは足りず、おやつを買って食べた。残った金は貯めていた。

逃亡: 逃亡する人もいたが、そこは島だったので再び戻されることが多かった。

帰国

日時: 出発日時 1945年 10月.

出発 場所: 下関(下関港)

到着 日時:10日程度かかった

到着 場所: 釜山港

帰国手段: 船

帰国 経路: 下関で船に乗り釜山港に到着。汽車に乗って家まで帰還.

帰国 事由: 終戦になって、そこにいた人たちは日本人の引率者一人が下関港まで連れて行ってくれた。

帰国 同行者: 村の人たちも一緒に帰ってきた。

帰国に対する 処遇: 労務で稼いだ未払い金を日本から送ったというが受け取ってない(100ウォン程度)

出発地 状況: 佐渡島 出発. 大阪で10日程度滞在(旅館に泊まった) -> 勤務した所の偉い人に挨拶してから行くべきだと言われ待機した。

帰国直後 家族 状況

- 釜山港に到着すると終戦で喜ぶ人で賑やかだった。祖国に帰ったら日本よりとても遅れていて少し残念だった。

- 母親が迎えてくれた。

経済的 状況: 母親一人だったため経済的 状況はあまり良くなかった。

健康(後遺症): 怪我することなく無事に帰ってきた。

<被害申告 事実確認 結果書>

確認事項 等:: 労務者として1日 2ウォンをもらい、1日 8時間 労役をした。食事は配給をもらって飯場で食べた。日曜日は休みだった。

<審議調書>

調査結果: 上記の 元〇〇は 既に死亡しており、正確な被害内容の確認は難しいが、隣友保証人のシン〇〇は生存している同行者で、動員期間、 動員地、 同行者、 動員過程、 動員生活などを比較的詳しく陳述して信頼性がある(陳述聴取報告書 及び 被害申告 一般調査報告 参照)

- 同行者: シン〇〇、 シン〇〇、 シン〇〇、 李〇〇、 金〇〇、 韓〇〇、 李〇〇、 呉〇〇

* シン〇〇の 審議調書でも 同行者として 元〇〇[被害者]を 陳述している。

- 動員期間と動員地は同行者 シン〇〇と同じく調査処理(シン〇〇の 審議調書 参照)

総合意見: 上記の 元〇〇は日帝によって 強制動員され、1943年 6月頃から1945年 10月頃まで 日本新潟県 所在 佐渡鉾山で労務者の生活を強要された被害者と判断される。

<通知書>

被害者と決定する。

** 315-ユ〇〇

<申告書>

受付番号: 論山-790

申告人 被害者の子

被害者: 1887年 6月 9日生まれ

動員年月日: 1942年 3月

帰還年度: 1945年 8月

被害内容: 1942年 3月 日本 新潟県 佐渡島 鉦山に洞民(洪〇〇、 朴〇〇)と一緒に3年 6か月間動員され、給料の一部だけを使い、残り全額を強制貯蓄する生活をしたが、終戦と同時に逃走、帰郷したという。

<別紙2号 書式>

被害内容: 1942年 3月 日本 新潟県 佐渡島(金鉦) 鉦山に 同郷の洞民 洪〇〇、 朴〇〇と3人が動員され、3年 6か月間給料の一部だけを(延命できる程度) 使用し、逃走の恐れがあるという理由で残額は強制貯蓄させられたと言った。終戦当時の混乱期に逃走し帰郷したという。

<隣友保証書>

確認事項: 1942年 3月頃 ユ〇〇氏と本人の父親(朴〇〇)と一緒に日本国 新潟県 佐渡という島の金を掘る鉦山で労務中に父親は祖父の病気で、当時の江景警察署長に何度も母親が請願して官から電報を送った。それで帰郷したが、ユ〇〇氏はあと1年ほど強制労役をしたと聞いた。

保証人: 論山市 朴〇〇

<被害申告 電話調査 報告>

被調査者: 申告人 ユ〇〇

動員契機: 目から届いた徴用状を区長が持ってきていくことになったと父親から聞いた。

動員期間: 1941-1945年 8月(被調査者が生まれてすぐ行って終戦直後 帰還したという)

移動方法: 面事務所 集合、郡庁へ移動。汽車で釜山へ移動。日本まで連絡船で移動。

動員時 同行者: 洪〇〇(豆磨面の友人、昔引っ越したため連絡が取れない)、 朴〇〇(論山市、
隣友保証人 朴〇〇氏の父親)、 被害者の生前に話を聞いた。

動員場所: 日本 新潟県 佐渡島(隣友保証人から聞いた)

勤務内容: 被調査者 ユ〇〇(被害者の娘)は父親の強制動員事実を父親が生きている時、そして
隣友保証人(朴〇〇)から聞いた話を陳述

- 金鉱で働いたと聞いた
- お金（給料）を渡したら逃げるといって賃金の一部だけを支給。残りは全額 強制貯蓄させられたという
- 作業中に金鉱が崩れて死ぬ人も多かったという
- 終戦後の混乱期に逃亡したという
- 生計が苦しくなると「貯蓄したお金を下すため日本へ行かなければ」という話をしていた。

参考事項

- 終戦直後 連絡船に乗って帰ってきたという。
- 帰還 当時 健康も良かったという
- 日本でスーツ姿で撮った写真があるが、人物写真であるため、背景もなく、撮影場所及び撮影

日時などが無く添付しなかったという

<被害申告 電話調査 報告>

被調査者: 朴○○(隣友保証)

動員契機: 労務者 募集に強制動員された

動員期間: 1942~終戦 直後 帰還

勤務内容: 被調査者 朴○○(同じ村人)は 被害者の強制動員 事実を村で噂で聞いたという。被調査者の父親 朴○○は同じ動員されたかは不明だが、朴○○氏が1942年 日本 新潟県 佐渡島 鉾山に動員された頃被害者も徴用に行ったと当時の村の人たちから聞いた。終戦後に村で被害者を見たという。それ以上のことは知らないという。

参考事項: 被調査者の父親は 終戦前に帰還し、被害者は終戦になってから帰還したという。

<通知書>

被害者と決定する。

**323-梁○○

<申告書>

受付番号: 論山-925

申告人: 金○○、被害者の子婦

申告事由: 後遺障害 塵肺症で1954年 10月 1日 死亡.

動員年月日: 昭和15年 12月 28日 動員、

帰還年度: 昭和19年 3月 30日.

被害内容: 塵肺症で長く苦勞の末に死亡、 三菱鉱業株式会社 佐渡鉱山(採鉱夫)

<隣友保証書>

確認事項: 日本 三菱鉱業株式会社 佐渡鉱山で 採鉱夫として働き、1954年 10月 1日 塵肺症で死亡しました。

保証人: 論山市 金〇〇

<被害申告 電話調査 報告>

被調査者: 金〇〇(申告人)

動員契機: 行かなくてもいい年齢だったが、募集係が連れていったという。夫(被害者の息子、死亡) 生存時に聞いた。

移動方法: 家族が汽車駅まで見送ったという。

動員時 同行者: ユ〇〇、 李〇〇

勤務内容: 被調査者 金〇〇は 申告人、被害者の長男の妻だが被害者が早く死亡したため、結婚しても被害者の顔は見たこともないという。夫(被害者の長男、死亡) 生存時に聞いた話を陳述する。

参考事項: 同じ村の同行人(李〇〇、 死亡)が徴用された所で病気になったが、病気の人と一緒に帰ったため帰国が遅くなったと聞いた。

<被害申告 電話調査 報告>

被調査者: 金〇〇(間接目撃)

勤務内容: 被調査者 金〇〇は 隣友保証人. 現在 65才. 被害者の 動員事実を父親(金〇〇 論山市) 生存時に聞いたという。被害者(梁〇〇)がいつ、どこへ行って、何の仕事をしたかは 本人は幼かったため知らないが、被害者が同じ村の人で徴用に行ってきた人だと父親 生存時に聞いたことがあって隣友保証したという。

参考事項: 被害者と同行したかは不明だが、被害者と同じ村の本人の父親(金〇〇 論山市)、カ
ン〇〇(論山市) 等が佐渡 三菱鉱山に動員されたことがあると聞いた。被害者は本人が小学校
6年の頃肺がんで死亡したが動員中の生活が原因ではないかと言っている。

<被害申告 電話調査 報告>

被調査者: 梁〇〇(直接目撃)

動員契機: 父親は登華洞 ゴルマル (村名) 1 区に住んでいた時、鶏を飼っていた。面からきた
人が鶏を供出に出せと言ったが、それを断ったことで村の里長 (金〇〇)の恨みを買ひ、後で里
長と募集係(名前不明)によって強制動員された。

動員期間: 1944~1945年 9月 17日(陰暦)に帰宅。1年ぶりの帰還だった。父親は同行者(アレマ
ル2区の人)が負傷し、全〇〇と一緒に怪我人を世話しながら帰ったため、帰郷が遅くなったと
いった。

移動方法: 家->論山駅。年齢も高く、家族も多い人がなぜ行ったか? 行かない方法もあったは
ずなのに、と周りの人が気の毒だと言っていた。

動員時 同行者: ユ〇〇(登華洞)、李〇〇(登華洞)、全〇〇(登華洞)

動員場所: 日本のある炭鉱。炭を掘るところで働いたと聞いただけで、具体的な勤務内容は知

らないという。

勤務内容: 被調査 梁〇〇は現在78才、被害者の長女、当時 17-18才頃に目撃したことを陳述した(本人は子供の頃から足が不自由で今も不自由な体だという)、被害者(父親)は妻と5兄弟を残して動員されたという。本人の年齢が17-18才の頃父親の動員を直接 目撃した。父親がいない間6人家族も食っていかなければいけなかった。本人は足も不自由だったが食料を求めて(面、郡庁などへ)回った。その頃苦労したと話中に涙を流す。

参考事項: 動員地で李〇〇は坑内が崩れ負傷した。一緒に行った仲間として、彼の世話をして帰郷の手続きをしている時に終戦になって一緒に帰国した。汽車で帰る時は体が不自由な李〇〇の世話したため論山駅で降りられる、父親と全〇〇、李〇〇は同じ日に帰還したという。父親は登華洞で人がいいと言われた。当時 ちゃんと食べられなかったが、酒を飲んでいて肝硬化で早く死亡した。動員が原因かはわからないという。

<被害申告 事実確認 結果書>

確認調査結果 及び 総合意見

h. 申告書の記載は被害者が強制動員されたということだが、直接 目撃者の具体的な陳述から強制動員の事実がある程度 確認できるため、信憑性があると判断。上記の資料により被害者 梁〇〇は日帝強占下の強制動員 被害事実がある者と判断される。

<意見書>

意見: 保証人 金〇〇は 42年生まれで父親から聞いた話を陳述している点は信憑性が欠けるが

- 強制動員の契機、動員 当時の状況、一緒に動員された人 名前、 帰国 状況 など申告 及び
電話調査時の詳しく陳述していることはもちろん

- 申告人は 被害者の娘(当時 17-18才頃)で 動員 当時 直接 目撃した状況を具体的に 陳述し
ており、被害者が妻と5兄弟を残して動員され申告人が子供の頃から足が不自由だったが、何と
か食べていくために面、郡庁などへ食料を頼みながら回ったこと、それがとても辛かったとい
う陳述と

- 動員地で一緒に勤務した李〇〇が炭鉱作業中に坑内が崩れ怪我したため、被害者が世話をし
て帰郷の手続きをしている途中に終戦になり、体が不自由な李〇〇を世話しながら一緒に帰還
したという陳述などが事実だと判断されるので

被害者 梁〇〇は 日帝強占下 強制動員 被害事実が認められる者と判断される。

<審議調書>

調査結果

6. 動員時期は参考人の陳述を認めて判断した。

7. 動員場所に関して申告人が“日本 三菱鉱業株式会社 佐渡鉱山”と述べたので、関連資料を
調査した結果、日本 新潟県 所在 佐渡鉱山と判断される。

8. 上記の梁〇〇の“塵肺症”を後遺障害だと主張するが、既に死亡しており強制動員との関連
性を確認できる客観的な資料がなく判断できない。

総合意見: 上記の梁〇〇は日帝によって 強制動員され、1944年頃から1944年 10月 17日まで
日本 新潟県 所在 佐渡鉱山で労務者の生活を強要された被害者と判断される。

<通知書>

被害者と決定する。

**331-安〇〇

<申告書>

受付番号: 論山-1094

申告人: 安〇〇、被害者の弟

被害者: 安〇〇 1917年 12月 10日生まれ

動員年月日: 1941年頃

申告事由: 死亡. 日時不詳、場所 日本.

過去の補償内訳: 無し

被害内容: 1941年頃、同じ地域の尹〇〇が労務担当者として兄の安〇〇、南〇〇、金〇〇、隣人の金〇〇などを日本 新潟県 佐渡島 某鉦山へ連れて行って約2年間鉦夫として働く。事故で重傷を負い、治療中に日本から帰国しろと言ったが、帰国しなかった。兄を除いて一緒に連れていかれた南〇〇の他は全部帰国した。尹〇〇の前妻李〇〇(86才)は同じ村に住んでいて、尹〇〇の後妻及び家族は日本に住んでいるが所在は不明。

<日帝強占下 強制動員 被害真相究明委員会 御中[申告書を補足する陳情書]>

私の兄安〇〇は長い間病床に伏した父の世話をして、己卯年(1939年)の凶作などに耐えながら暮らしていたが、日帝によって強制徴用された後父は病死、私たち7兄弟の生活はとても苦しい状態でした。

論山市日帝の徴用担当だった尹〇〇は同じ村に暮らしていた者で隣の南〇〇、尹〇〇、金〇〇と隣村の金〇〇などを徴集、動員した後、日本に居住しながら上記の被害者たちを酷く扱い、終戦後は彼に怒っている村人が殴り殺そうとしているという話をきいて帰国できずずっと暮らしています。

陳情人 尹〇〇は 徴集者 尹〇〇の弟で隣に暮らしている。隣友保証人 ジョ〇〇は被害者尹〇〇の息子の妻で去年病死。隣友保証人 金〇〇は 被害者の 息子で論山に居住している。南〇〇は 帰国後に隣に住んでいたが死亡した後家族が江原道の不詳地へ転居。行方が分からない。被害者 金〇〇の子 金〇〇は生きていますので、一日でも早く調査して下さい。

添付; 1. 陳情人 名簿 写し 1枚

2. 除籍謄本 1枚

3. 被害者 写真 1枚

<隣友保証書>

確認事項: 陳述人は約50年前に住所地で尹〇〇の子 尹〇〇と結婚して今まで暮らしている。義父 尹〇〇は 同じ村の金〇〇、安〇〇、南〇〇などと一緒に倭政時代に日本の炭鉱へ徴用に行って約6年間働いてきたと義父母から聞きました。義父の尹〇〇は 南〇〇と共に帰国しましたが安〇〇は 帰国できず、義父は日本の炭鉱で月50銭ずつ送金してきたと聞きました。

保証人: 論山市 ジョ〇〇

<隣友保証書>

確認事項: 上記の方は 城東面 〇〇里に居住していたが、1943年頃私の父親(金〇〇)と一緒に

日本 新潟県 鉾山で鉾夫として働いた。仕事中の事故で帰国できず現地で死亡したとの話を私の父 (1989年 死亡)がよく言っていたこと確認します。

保証人: 論山市 金〇〇

<陳情書>

我が国は日帝下36年という恥辱的な不幸を味わった。同じ村から私の兄安〇〇を含め、4人が日本へ強制徴用され日本の鉾山で労役したが事故で死亡した。それに対して被害を申告したが1年経っても事実調査がまったく行われておらず被害者家族 及び 村人たちの連名の陳情書を提出します。

添付: 連名簿 1枚

除籍謄本 1枚

陳情人: 論山市 安〇〇 の他 22人

[23人の 姓名 及び 住所]

<写真> 1枚

<被害申告 電話調査結果報告>

被調査者: 安〇〇

動員契機: 日本統治期 徴用という名前で募集動員されたという(募集して連れていった責任者は尹〇〇。この人は鉾山で事務職として働き、今も日本に居住しているという)

動員期間: 1941-1942年 頃、未帰還。

動員時 同行者: 同じ村の 尹〇〇、金〇〇、南〇〇、金〇〇、夫赤面、上月面、城東面などからたくさんの人が一緒に行ったという。

動員場所: 日本 新潟県 佐渡島 佐渡鉾山

勤務内容: 同じ村から行った人たちは同じ所で働いたと聞いた。少なかったが手紙に入れて送ってきたことがあり、家からも米粉などを煎って送ったこともある。兄は2年間の労役中にけがをして1年間治療を受けたが、完治できず片方の足が短くなったという話と仕事ができなくなると帰国措置を受けたという話を同行者の南〇〇が帰ってきた時聞いたという。しかし、兄は帰国できず、死亡日はわからないが日本のある病院で死亡し火葬したとの連絡が日本に居住中の母方の叔父ジョン〇〇(当時 日本 愛媛県居住)から届いたという。その手紙を保管しておらず、遺骨を送ってもらってないし、叔父の居住地もわからないという。

参考事項: 被調査者 安〇〇は 申告人で、被害者の弟。倭政時には通信手段があまりなかったので日本で死亡しても時間が経ってからその事実を知ったという。除籍謄本にも死亡者が日本ではなく‘1949年8月22日に本籍地で死亡’と記載されているという。添付した写真は同行者 南〇〇氏が持ってきたもので写真の裏に記載された内容はないが、原本は申告人が保管中で、動員 当時 日本人が撮って持ってきたものだという。申告人と電話調査を行い、後で陳情書を提出しこれを添付した。兄が動員されたことを知らせるため提出したという。

<被害申告 電話調査結果報告>

被調査者: 金〇〇(同行者の子)

動員契機: 徴用状が来て行くことになったとお父さんから聞いた。

動員時 同行者: 〇〇里の住んでいた安〇〇氏と父親 金〇〇が村から動員された。4-5人くらい

だったが名前はわからない。

動員場所: 日本 ある 炭鉱

勤務内容: 炭鉱にいたとの話を聞いた。父親は終戦になる前に帰還した人だが、父親の話によると安〇〇は終戦になっても戻れなかったという話を聞いたが、その理由はわからないという。

参考事項: 被調査者 金〇〇は 隣友保証人で、同行者 金〇〇の 息子である。隣友保証をするようになった理由は父親から聞いた話もあるが、父親と同行した安〇〇氏の弟が話をしてくれて隣友保証するようになったという。

参考人: 無し。

<被害申告 事実確認 結果書>

申告内容: 1941年 日本 新潟県 佐渡島 鉱山に強制動員され労役をしていたが事故で重傷を負い治療を受けていたが障害者になった。その6年後帰還できないまま日本で死亡。

申告内容と被害事実確認

a. 除籍謄本...‘1949年 08月 22日に 本籍地で 死亡’と記載されている

f. 申告人及び参考人の陳述は被害者が動員され、未帰還したという内容で、一緒に動員された人たちの名前まで語るなど信憑性があると判断される。被害者は帰還できず現地で不詳の時期に死亡したと判断されることから ‘日帝下強制動員 被害事実’が認められる犠牲者と判断される。

<被害申告 補完調査報告>

調査契機: 出張調査

調査方法: 申告人 及び 参考人を面談調査

調査内容: 申告人 安〇〇は 口述と記録力が良好な状態で 以下のように 陳述。

- 私が小学校に通っていた1942年頃、村の尹〇〇が佐渡島 鉾山へ行く村の人を募集し、兄もいくようになった。

- 兄は最初は家に月給を送ってきた。当時のお金で10ウォン、お米で1 ガマニ（韓国のお米単位、80kg）の値段だといった。

- 1944年末頃「労働中に重傷を負い、新潟に移送治療」と韓国語で鉾山から家に電報が届き、兄が怪我したことを知った。

- 一緒に行った人の中で南〇〇氏が「安〇〇は 1944年末頃 鉾山で碎鉾機で穴を開ける作業をやっている時坑内が崩れる事故に遭い大けがをした。島から離れた陸地の大型病院に転院された。その後の話は知らないが、おそらく死んだだろう」と言ってくれて兄が日本で亡くなったことを知った。

- 兄について正確な情報を求めて日本 四国愛媛県に住む母方の叔父に頼んだが、最初は知らないと言われた。しかしのちに叔父が「安〇〇は 死亡し、（遺骨は）あるお寺に預けた」と言ってくれて、その時期に死亡申告をしたと推定される。

- 正確な死亡場所はわからない。私が直接申告をしたわけではなく、当時の村長を通じて申告したものなので、本籍地死亡と記載されているようだ。しかし、兄は日本で亡くなったことは確かである。参考人 尹〇〇は 口述と記録力が良好な状態で 以下のように 陳述した

- 二番目の兄が尹〇〇である。尹〇〇は 当時 募集係だった。

- 兄(尹〇〇)は 当時 郡書記だったが佐渡島 三菱鉾山へ募集をして村の人たちと一緒に日本佐渡島へ行ったと聞いている。

- 募集に行くとき、近所の安〇〇氏も行ったと聞いている。
- 終戦後 兄は帰ってこなかったし、安〇〇氏も帰ってこなかったと聞いている。
- 兄が日本から帰ってこないで、今まで生死も知らない。
- 聞くところによると、安〇〇氏は仕事中にけがをしてそこで死んだと聞いている

● 参考人 〇〇〇は 口述と記録力が良好な状態で 以下のように 陳述

- 前職は城東面長だった
- 城東面 〇〇里に生まれ育ったので安〇〇氏は知り合いだった。
- 当時 尹〇〇氏が募集をしたが、同じ村の人が募集をするので村人は同郷の彼を信じてたくさん募集に応じて行った。その時安〇〇氏も募集で行ったと聞いている。
- 終戦後にも安〇〇氏は帰らなかった。見たことがない。

● 参考人 尹〇〇は 口述と記録力が良好な状態で 以下のように陳述

- 私の兄と安〇〇氏が友人関係なのでよく知っている
- この辺(村)から 日本 新潟県 佐渡島 鉾山へ 募集に行った人が多く、安〇〇氏も募集で行ったと聞いている。
- 終戦になっても安〇〇氏は帰らなかったでみんな日本で事故に遭い死んだと思っている

調査結果: 上記の安〇〇は 強制動員 被害者として 判断される

調査者 所属 調査3課 職級 調査官 姓名 金〇〇

<審議調書>

調査結果: 上記の調査内容からみると上記の 安〇〇は 日本 新潟県 所在 佐渡鉾山で勤務中

の事故で病院に入院し、死亡した被害者だと判断されるが、現地の死亡を立証できる客観的な資料がないので行方不明の被害者と判断する。

総合意見: 上記の 安〇〇は 日帝によって 強制動員され1942年頃から 新潟県 所在 佐渡鉱山で 労務の生活を強要された後、行方不明になった被害者と判断される。

<通知書>

被害者と決定する。

** 343-宋〇〇

<申告書>

受付番号: 論山-1426

申告人: 宋〇〇 被害者の子

被害者: 宋〇〇 1916年 6月 2日生まれ

申告事由: 後遺障害

動員年月日: 1943年 5月

帰還年度: 1945年 12月

被害内容: 1943年 5月 日本国 新潟県 佐渡炭鉱村へ徴集され、採鉱労役をしたが1945年 12月 帰国後 労役の後遺症で苦労の末死亡した。

<別紙 第1号書式 日帝強占下 強制動員 被害 真相調査 申請書>

申請の趣旨: 本人は被害者の息子で父 宋〇〇が日本に徴用で 強制徴集され労役によって肺結

核になり苦勞の末死亡した。日帝統治下の被害に対する適切な補償を求めます。

申請の原因になった 事実: 1943年 5月 日本の 強制徴用の令状が届き、2年 3か月間の強制労働で40年間後遺症及び肺疾患で苦勞してから死亡。

<隣友保証書>

確認事項: 上記の人は1943年 5月に日本国 新潟県 佐渡炭鉱に労働者として徴集され終戦後の1945年 12月に帰国。労役の後遺症で苦勞したことを保証する

保証人: 論山 李〇〇

<写真> 1枚

<被害申告 電話調査 報告>

被調査者: 宋〇〇

動員期間: 1939~1945年 終戦後 帰還。申告書の記載は間違いだという。

動員時 同行者: 分からない。同じ村の人がたくさん行ったと聞いた。

勤務内容: 被調査者 宋〇〇は 申告人、被害者の 息子、父親の動員関連 事項を父親(被害者)及び 母親(直接目撃) 生存時に聞いたが、具体的な内容は知らないという。父親の具体的な勤務内容は笑からないが、炭鉱坑内では働いていないようで、当時 漢字など読み書きができたので事務職だったとの話を聞いた覚えがあるという。

参考事項: 本人はソウルに居住しているため、村人たちの助けて申告書を提出した。申告書の記載内容を正確に分かっていない。申告書に記載された後遺障害(肺疾患)について、これは間

違いだと思われる。被害者は後遺症がなかったという。添付した写真は金〇〇の家族が保管していたもので村から一緒に動員された人同士で集まって日本で撮ったものだという。「佐渡での記念」と記載されており、前列の左から3番目が被害者だという。

<被害申告 電話調査 報告>

被調査者: 李〇〇(直接目撃)

動員期間: 不詳日~1945年 終戦後 帰還. 長く滞在していたことだけ知っている。

移動方法: 村から出ていく姿だけを目撃した。その後のことは知らない。

動員時 同行者: 〇〇里からは金〇〇、 金〇〇、 徐〇〇 などが行った

勤務内容: 被調査者 李〇〇は 隣友保証人. 現在83才. 被害者と同じ村に居住しながら徴用当時に目撃し、被害者が生存時に聞いた話を陳述。被害者の具体的な勤務内容は知らないが、炭鉱で鉱夫として働いた。動員地から書留郵便で月給が送られてきたとの家族の話をきいたことがある。

参考事項: 被害者と彼の弟(宋〇〇)は、順番にそれぞれ違う所へ動員されたという。被害者は元気に暮らし高齢で死亡。弟は動員前は健康だったが動員地で炭を掘る仕事してから終戦後に帰還したが体を壊し、数年後に死亡したという。子供もいなく妻は再婚したという。

<被害申告 電話調査 報告>

被調査者: 宋〇〇(直接目撃)

動員契機: 家に令状のようなものが届き、募集に行った。*本人は幼い頃兄が募集へ行くことを見たことがある。

動員時 同行者: 金〇〇(論山市-1238)

勤務内容: 被調査 宋〇〇は 被害者の弟。 当時 被害者と同じ家で暮らした。幼かったため具体的な内容は知らなかったが、長兄(被害者)が徴用に行くというので、外に出て見守った記憶があるという。被害者 生存時に聞いた話を陳述。被害者は坑内で炭を掘る仕事ではなく、外で車を引く仕事をしたと聞いた。

参考事項: 被害者は後遺障害がなく、健康な状態で暮らし、高齢で亡くなったという。

<被害申告 事実確認 結果書>

確認事項: 宋〇〇(被害者の弟。直接目撃、 現在78才)によると...義姉(被害者の妻)宛にたまに若干のお金が送られてきたと陳述。

<通知書>

被害者と決定する。

**347-羅〇〇

<申告書>

受付番号: 論山-1461

申告人: 羅〇〇、 被害者の子

被害者: 羅〇〇、 1911年 7月 29日生まれ.

申告事由: 死亡前、一年ほど灰のようなものが混ざった痰を吐いた。

被害内容: 妻が亡くなった後、忠南 扶余郡から2000人ほどが労務者として日本佐渡島の金鉱に

配置され、坑内で3年間勤務。途中で残してきた子供たちに会いたくて日本から逃走し、1か月かけて帰国。

<隣友保証書>

確認事項: 上記の方は同じ村の人で、年寄の方たちが話しているのを聞いたことがあると確認します。(日本で働いた期間は3年で、家族が恋しくなって逃走し帰国したと聞きました)

保証人: 論山市 徐〇〇

<被害申告 電話調査 報告>

被調査者: 羅〇〇(申告人)

動員契機: 募集(扶余郡から 2000人程度が行ったという)

動員期間: 動員日 不明~終戦前に逃亡。

動員時 同行者: 羅〇〇(被害者の 従兄)、 ジョン〇〇(被害者の従妹の夫)

勤務内容

- 被調査者 羅〇〇(申告人、 被害者の 息子)は 被害者の 募集事実を被害者が生存時に被害者から聞いて知っているという。
- 金鉋で金を掘る作業をしたという(被害者が会社名を覚えてくれたが覚えてない)
- 羅〇〇(被害者の 従兄)、 ジョン〇〇(被害者の従妹の夫)と一緒に働いた。当時 羅〇〇(被害者の従兄)が労働組合委員長を務めたという。
- 月給はあった。羅〇〇(被害者の 従兄)と同じ通帳に貯蓄した。帰還して羅〇〇に聞いたら通帳を失くしたと悔しがっていた。

参考事項: 被害者は終戦前に逃亡したが、検問に引っかからないように日本人のふりをした。

日本人女性の子供が被害者を懷いたため抱いてあげたりした。一か月かけて故郷に到着。逃亡する時220ウォン程度持っていたが、100ウォン札一枚は万年筆の中に、もう一枚は折り畳み鏡の中に隠して持って帰ったという。被害者が生存時に被害者から聞いた地名 - 大阪、佐渡島、死亡する前に病床にいた時、咳をすると痰に黒い粉が混ざっていて塵肺症の症状で苦労をしたという(立証資料無し)

<被害申告 電話調査 報告>

被調査者: 徐〇〇(隣友保証)

動員時 同行者: 当時 村の人が大勢で行ったというのが覚えている名前はない。

勤務内容

- 被調査者 徐〇〇(隣友保証人、同じ村の人、現在 62才)は被害者の 動員事実を被害者生存時に被害者から聞いて知っているという。
- 被調査の父親と被害者は友人関係で被調査が子供の頃、村の人たちと父親、被害者が飲み会の場で徴用に関する話をするのを直接聞いたという。
- 労務者として働き、苦労をしたという話、家族が恋しくなって逃亡したと聞いた。

<通知書>

被害者と決定する。

**350-イム

<申告書>

受付番号: 論山-1605

申告人: イム〇〇 被害者の子

被害者: イム〇〇、 1919年 9月 19生まれ

申告事由: 後遺障害 塵肺

動員年月日: 1943年 6月

帰還年度: 1945年 10月

被害内容: 1943年 6月頃 上記の 住所地 自宅でイム〇〇が日帝強占期に 日本軍によって強制動員され、日本へ連れていかれ日本 佐渡鉱山 炭鉱で1年 6か月間 強制労働。塵肺症の被害を受けた。

<倭政時被徴用者名簿> 写し 1枚

<隣友保証書>

確認事項: 1943年 6月頃 上記の 住所地 自宅でイム〇〇が日帝強占期に 日本軍によって強制動員され、日本へ連れていかれ日本 佐渡鉱山 炭鉱で1年 6か月間 強制労働。塵肺症の被害を受けた。

保証人: 論山市 梁〇〇

<被害申告 電話調査 報告>

被調査者: イム〇〇(申告人)

動員契機: 徴用状が届いたと父親から聞いた

動員期間: ~1945年 10月頃 帰還

動員時 同行者: 一緒に動員された人: 上月面 李〇〇. 一緒に働いた人: 上月面 梁〇〇(動員地で出会った)

動員場所: 日本 新潟県 佐渡鉱山

勤務内容

- 労務者として働いたという
- 梁〇〇も同じ場所で仕事をしたという.
- 日本人に負けたくない気持ちで監督と喧嘩したこともあったという

<被害申告 電話調査 報告>

被調査者: 梁〇〇

動員時 同行者: 父親の梁〇〇を動員地で会って一緒に働いたと聞いた。

勤務内容: 父親(梁〇〇)は鉱夫で、穴を開ける仕事をしたと聞いているが、被害者も同じ所で働いたという。

<通知書>

被害者と決定する。

** 458-印

<申告書>

受付番号: 全州-816

申告人: 印〇〇、 被害者 本人

被害者: 印〇〇、 1928年 10月 10日生まれ

申告事由: 腰痛.

動員年月日: 1944年 2月 13日 頃

帰還年度: 1945年 終戦後

被害内容: 1944年初 強制徴集され船で日本 下関港に降りた。汽車で新潟を経て佐渡島の三菱
鉱山株式会社に降りた。鉱山につれていかれ銅を掘る鉱夫の仕事を厳しい監視下で一日10時間
以上強制労役をした。当時 坑道中で発破作業中に岩の下敷きになって何度も負傷した。おにぎ
りの食事だけでは足りなかったなので、外に出て草の根を茹でて食べるなど悲惨な生活をした。
1945年 終戦になり 釜山港から帰還したが、当時 炭鉱の中で負った怪我などで今まで苦しみ
ながら治療を受けている。

<隣友保証書>

確認事項: 上記人は 1944年初冷たい風が強かったある日、近所に住む10人の人と18才の年で
強制徴集され、裡里にあった益山郡庁へ行って、服と靴など普及品をもらい、汽車で麗水港に
行って二日後船舶で夜出発し、翌日日本 下関港に降りた。汽車で新潟まで行って翌日佐渡島
三菱鉱山株式会社 鉱山につれていかれ銅を掘る鉱夫の仕事を厳しい監視下で一日10時間以上
強制労役をした。当時 坑道中で発破作業中に岩の下敷きになって何度も負傷した。おにぎりの

食事だけでは足りなかったので、外に出て草の根を茹でて食べるなど悲惨な生活をした。 1945年 終戦になり1年 7か月ぶりに釜山に帰国したが、当時劣悪な炭鉱の中で仕事に負った怪我などで今まで苦しみながら治療を受けている。気管支が弱く苦しんでいる。

保証人: 益山市 金〇〇

<陳述聴取報告書>

勤労部署: 鉱山

勤労条件: 10時間 以上

勤務先 状況: 劣悪

賃金額 及び 使い先: 20ウォン 程度(飯食うのも大変だった)

賃金支給 及び 貯蓄方法: 生活が厳しく貯蓄は想像もできなかった

逃亡 または 怠業: 逃亡に失敗し、懲役になった人もいた

動員方法: 徴用

募集単位: 個人

労働時間: 一日10時間.

食事: おにぎり

集合日時及び場所: 1944年 2月 13日. 益山郡庁

移動期間: 3日 程度

同乗人数: 約300人 程度

移動中 処遇: 厳しい監視と飢えに苦しんだ

出発地 状況: 朝鮮人 引率.

帰国後 経済的 状況: とても厳しく困難

健康(後遺症): 健康は良かったが、負傷などで足が不自由

委員会または政府に望む 事項: 補償を要求する

<被害申告 事実確認 結果書>

申告内容と被害事実確認: 隣友保証人 金〇〇は 同じ村に居住していた隣人

<被害申告 補完調査結果書>

調査内容: 被害者 印〇〇の 後遺障害 症状を特定しようと電話してみたところ

- 現在 足が不自由なこと以外の健康は良好
- 当時 重労働で酷使され、年を取ってから腰痛が酷くなり、咳が出る。腰痛 など後遺障害と強制動員との関連性を確認できる客観的な資料がなく判断できない。

<通知書>

被害者と決定する。

**213-崔〇〇

<申告書>

受付番号: 忠南燕岐-659

申告人: 崔〇〇 本人

動員年月日: 1942年 4月 10日

帰還年度: 1945年

被害内容: 1942年 南面 ○○里に居住しながら農業をやっていたところ、強制動員され日本 新潟県 佐渡郡 相川町 三菱鉱山に行き大工として労役をしました。

申請人 日帝強占下 強制動員 被害 陳述書

1. 1942年 4月頃 当時 私は22才の年で、南面○○里で農業で生計を立てていたが、南面で動員、招集され釜山で船に乗って 日本 下関に降りて、汽車で新潟県に行きまた佐渡島に渡って三菱鉱業株式会社 鉱山に配置され強制労役をしました。
2. 当時 強制労役した場所は 日本 新潟県 佐渡郡 相川町 三菱金鉱で、坑木を設置するなど悪条件の下で危険な作業をしました。
3. 勤労条件は、食事と宿（提供）以外に若干の給料のような手当をくれました(月1万ウォン 程度)
4. 帰郷の事由: 約3年 8か月間 労役したが腰と足を怪我して労働が難しい状態になったため、責任者の許可を得て帰国しました。

<倭政時被徴用者名簿> 写し 1枚

<被害申告 電話調査 報告>

被調査者: ジョ○○

調査目的: 後遺障害 被害状況 確認

当時 勤務状況: 三菱金鉱 鉱業所. 大工の仕事

後遺障害の原因: 仕事中にけがをして腰を痛めたが、さらに運転が下手な人が運転する車から

落ちたこともあり、入院はせず通院治療した。日本の病院医師 ○○○[不明]

後遺障害 程度: 農業をしていたため、息切れと腰痛があった。近くの公民館に通える程度だった。

当時証拠資料: 無し

動員時 月給 及び 賃金: 少しもらった。食事は飯場で。タバコは個人購入だった。

<被害者 陳述聴取 報告書>

陳述人: 崔○○(被害者)

被動員の契機: 22才の時、農作業をしていたが面から徴用令状が届き、集められ日本人が来て招集してつれていった。

募集単位: 集団. 面から5~6人

動員者: 亡 李○○(○○里)

勤労条件: 知らずに連れていかれた

動員地域: 知らずに連れていかれた

集合日時及び場所: 1942年 4月頃 南面事務所

訓練期間: 3~4か月

訓練内容: 制式訓練

管理、監督: 日本人、韓国人.

移動期間: 4~5日

同乗人数 及び 同行者: 約200人 程度(佐渡島と一緒にいった - 燕岐郡の人) 前の 高○○
(亡)、金○○

移動中 処遇: お弁当 提供

移動中 に知った事実: 無し(何も知らされず連れていかれた)

引率管理者 または 監督: 日本人、 韓国人.

勤労条件

- 朝食を食べて7時から夕方5時まで仕事をした。1週間に3交代で勤務した。
- 食事は女性たちが用意してくれた。仕事する時はお弁当を食べた。
- 一部屋に8人で寝た。

勤務先 状況

- 人数のチェックは板のような名前札があった(名前札があって、仕事をする時は出して裏が見えるようにして、仕事が終わると再び掛けておいた)。
- 鉱山では主に大工の仕事をして、柱を立てる作業をした

同僚、 上司: 覚えてない.

賃金額 及び 使い先: 賃金は少なからもらった。家に送ったりもしたが、少なくて送れない時もあった。

賃金支給 及び 貯蓄 方法: 現金で支給された。貯蓄はできなかった。

逃亡 及び 怠業: 尹〇〇氏が当時 逃亡しようと誘ったが、私は行かなかった(当時 尹〇〇氏は捕まらなかった)

契約期間: 2年 契約をした.

再契約 事由: 強制的に2年を延長契約した

帰国日時

出発 日時: 1945年 終戦前

出発 場所: 日本 新潟県 佐渡島

到着 日時: 1945年 終戦前

到着 場所: 麗水

帰国 事由: 結婚のためと証明のようなもの(面長のハンコをもらったもの)をもらって帰郷することになった

帰国後の状況

経済的状況: 飯食うのは問題なかった

健康: 大体良好(若い時は息切れがあった)

委員会または政府に望む 事項: 補償をしてくれたらと思う

<被害申告 事実確認 結果書>

申告内容: 1942年 4月頃 強制徴用され 日本 新潟県 佐渡郡 相川町 三菱鉱山で主に大工として坑内の坑木を立てる仕事をした。工作中腰と足を怪我し、労働が難しくなり責任者の許可を得て帰国することになった。

<通知書>

被害者と決定する。

** 585-金〇〇

<申告書>

受付番号: 論山-384

申告人: 金〇〇、被害者の子

動員年月日: 1942年

帰還年度: 1945年.

申告事由: 後遺障害、塵肺

被害内容: 日本 金鉱で 3年 勤務

<倭政時被徴用者名簿> 写し1枚

<被害申告 電話調査 報告>

被調査者: 金〇〇(申告人)

動員期間: 3~4年だと聞いている終戦になって帰国したという話を父親から聞いたという。

動員時 同行者: 金〇〇(死亡、隣に住んでいた人だったため父親と親しかったという)、安〇

〇(論山市-1094、死亡、未帰還)など 5人程度だと聞いたが他の名前は知らないという。

勤務内容

- 父親から聞いて以下のことを覚えている

- 父親は日本のある鉱山で金を掘る仕事をした。坑内でトロッコを押した。日本人から虐待を受けた。月給の金額を聞いてないが強制的に貯金させられた話と当時 重労働によって膝、腰に神経痛があったという。帰還後、後遺障害で塵肺と記載しているが当時 本人が幼かったため親の健康状態は覚えていない。現在 労役による後遺症を立証できる書類はないという

参考事項: 本人が35才の頃、何を根拠にしているかは不明だが、当時国会議員林徳圭と日本人が来て「あなたの父は徴用に行ってきた人だ」と、徴用に行ってきた子孫が困難な生活をして

いるとの話をしている時、日本人が「申し訳ない」との話をしたことがあるという。

<被害申告 電話調査 報告>

被調査者: 安〇〇

動員契機: 徴集されて行ったが、動員者は尹〇〇だったという。

動員期間: 1941年 または 1942年 ~ 1945年 終戦直前に帰還したという(4~5年 程度). (行く時は期間を知らずに行ったが、行ってみたら3年で、期間が終わっても帰らせてくれなかったという話を帰還した人たちから聞いたという)

動員時 同行者: 被害者と本人の兄 安〇〇(論山市-1094、死亡 未帰還)、南〇〇(死亡)、尹〇〇(死亡)、金〇〇(死亡)

勤務内容: 被害者は同じ村の人たちと同じ仕事をしたという。機械で岩を砕いたら掘っていくための柱を立てる仕事をしたと聞いたが、その時岩が崩れ、兄の足に落ちてギブスをしてもすぐ直らず、同僚たちに手伝ってもらい歩く練習をしたりした。1年ぶりに帰還措置を受けたとの話を隣に住む南〇〇、尹〇〇 などが終戦直前に帰還して話しているのを聞いたという。

参考事項: 被調査者 安〇〇は 参考人で 同行者(安〇〇、論山市-1094、死亡、未帰還)の弟だが、兄を除く同行者たちはみんな帰還したという。被害者と同行した人たちが家族に送ってきた手紙の中に、期間は終わったがいつ朝鮮に帰れるか分からないという内容があり、村から行った人たちが帰還した時会って話もしたという。

<通知書>

被害者と決定する。

**586-李〇〇

<申告書>

受付番号: 京畿始興-200302

申告人: 李〇〇、 被害者の子

動員年月日 1939年 10日

被害内容: 上記人 金〇〇は 強制動員 当時 27才で1939年 10月下旬頃米の収穫のため田んぼで仕事をしていましたが、気温が寒くなったので焚き火をして一休み中、その場で強制的に連れて行かれ安否も不明だったが、翌年3月末に日本国 佐渡島 鉾山で鉾夫として働いているが、飯もろくに食えず、飢えながらまるで動物のように振り回され、坑道の中で炭鉾の仕事をしているとの内容の手紙を一度受け取ってから再び連絡が取れなくなったといいます。

次男として生まれた私は3才の時のことなので全く記憶にありませんが、母親が生存時に何度も聞かされたので当時の状況を知っています。

70年間生死も分からないまま今日に至っています。生活が苦しく母親はガラス製品の仕事をしていたが作業中に目を怪我して失明しました。日本から届いた手紙を数十年間保管していましたが、母親が亡くなってから無くしました。生活苦のため私は小学校も行けず、他人の家でお手伝い生活をしていましたが、故郷を離れ現在の住所地で労働をしながら生きています。日帝の蛮行によって我が家は散り散りになりました。父親の顔も知らないまま暮らしています。

何卒よろしくお願いします。

<隣友保証書>

確認内容: 日帝によって 強制徴用された金〇〇は同じ村の隣に住んでいて親しい関係なので

当時の状況をよく知っています。1939年秋の終わり頃、霜が降りる寒い日のことでした。田んぼで村人たちと共同作業で稲刈りをしている時強制徴用され日本のどこかの島にある炭鉱で鉱夫として働いているとの話を聞きました。日本から届いた手紙を家族と一緒に見ました。その後 家族との連絡が取れなくなり、今まで生死が分からないまま行方不明になっている人であること、上記の内容を保証します。

保証人: 益山市 金〇〇

<被害申告 電話調査 報告>

被調査者: 金〇〇

勤務内容: 隣友保証人 金〇〇氏と面談結果、金〇〇氏とは同じ村に暮らしていたが、終戦の数年前に徴用され、日本本土より遠い地域へ(南洋群島と推定) 徴用され、その後徴用地で死んだという話を聞いたと陳述。徴用へ行って戻って来なかったのは間違いないという。

<意見書>

事実調査結果

- 実務委員会で補完調査をした結果。村から金〇〇 等 3人が一緒に動員され、2人は帰ってきたが被害者金〇〇は 炭鉱坑道が崩れ死亡したという話を聞いたと村の住民金〇〇が陳述。
- 除籍謄本状の被害者は1952年 11月 20日に本籍地で死亡したになっている。

意見: 1939年 10月頃 日帝によって強制動員され... 手紙を受け取り、その後は連絡が取れず行方不明になった。申告人の陳述と隣友保証人の目撃から見て日帝強制動員の被害者という意見

を提示する

<被害申告 補完調査報告>

題目：参考人調査(委員会 訪問)

サハリンから永久帰国した李〇〇と面談.

名前: 李〇〇

住所: 仁川

サハリン ユジノ・サハリンスク 居住

- 李〇〇の 父 李〇〇 1938年 頃 強制動員され サハリンへ行くことになった。
- 塔路炭鉱で1年程勤務した後、南名好炭鉱へ移住してから終戦を迎える
- 李〇〇は 1945年 2月頃 母親 朴〇〇、 弟 李〇〇とサハリンへ行くことになった。
- 1955年頃、李〇〇は エストルスク（恵須取町？）で金〇〇(被害者)に初めて出会った。その前から李〇〇と金〇〇は親しかったように見えたという。
- 金〇〇は背が高く、体格が良かったという。
- 金〇〇は 息子が2人いて、私は韓国へ行けないかもしれないので、もし君が韓国に行くチャンスがあれば家族に連絡を取って欲しいと頼んだという。
- 大学を卒業して1963年頃エストルスクに戻ってきたら金〇〇は村を出てどこに行ったか分からなくなったと母親と言っていた。

金〇〇(申告人)の陳述

- 金〇〇が3才、兄が7才の時金〇〇が強制動員されたということを知っているが、詳細な状況は知らないという(村の年寄り殆んど亡くなった)

- 昔聞いた話では田んぼで働いていた時連れて行かれたと聞いた。
- 日本に強制動員されてから帰ってきた人たちの話によると当時 麗水港で船に乗り、日本に到着してからは各地に散らばったのでどこへ行ったかは分からないという。
- 母親宛に手紙が何度か届いたというが、現在は残っていない(写真も何枚か入っていた)
- 申告人 李〇〇と金〇〇の陳述を総合して推定すると、金〇〇は 日本へ強制動員され勤務してからサハリンへ行き塔路炭鉱や南名好炭鉱などの炭鉱で李〇〇の父李〇〇に会ったと推定される。

<被害申告 補完調査報告>

題目: 始興市庁 担当者 電話通話

調査内容: 始興市庁担当者が委員会に連絡があり、上記の金〇〇関連の申告人から以下のような内容の電話もらったという。

サハリンから申告人を訪ねてきた人が、上記の 金〇〇から「祖国へ行ったら私の家族の所に行ってみてくれ」と頼まれたという話を申告人にしたという。

<審議調書>

調査結果: 除籍謄本では 金〇〇が 1952年 11月 20日に本籍地で死亡と記載されているが、李〇〇の息子 李〇〇の陳述によると1955年頃 金〇〇に初めて会ったというので、強制動員されから連絡がないので死亡申告をしたと判断される。上記の 金〇〇の生死を確認できないので生存と記載する

総合意見: 上記の 金〇〇は 日帝によって 強制動員され1939年 10月頃から 1945年 終戦時

まで日本新潟県所在佐渡鉾山 及びロシアのサハリン所在不明の鉾で労務者の生活を強要されていた被害者と判断される。

<通知書>

被害者と決定する。

**767-梁〇〇

<申告書>

受付番号: 仁川市南洞区-458

申告人: 梁〇〇、 被害者の息子

申告事由: 後遺障害 金鉾坑内 事故による膝関節の負傷

動員年月日: 1939年 5月 30日

帰還年度: 1945年 11月 30日 頃

被害内容: 1939年 5月 30日 頃 忠南 論山郡恩津面に集合。論山駅で釜山行き汽車に乗り、釜山港から日本へ行く船に乗った。終戦になり 1945年 11月 30日頃釜山港に帰還した。

<隣友保証書>

確認事項: 本人は被害者 梁〇〇の隣の家に住んでいた。1939年 5月 30日頃 梁〇〇氏の他 裴〇〇氏の引率の下、20人あまりが日本へ向かうのを見た。終戦になり 1945年 11月 30日頃日本から帰ってきたのを見た。日本 新潟県 佐渡島 金鉾坑で労働をしたと聞いた。

保証人: 論山市 崔〇〇

<被害内容>[申告書の別紙に作成]

1939年 5月 30日 出国(釜山港 入港)

恩津面の家で母親が作ってくれた朝食を食べて、服をまとめて恩津面に住む裴〇〇の引率の下で約20人が論山 汽車駅から出発して釜山港に到着。連絡船で日本へ渡り、日本に降りてからは車で移動しました。

恩津支署 面事務所で 裴〇〇が総責任者として管理しました。

私たちは引率責任者の裴〇〇と一緒に行ったが、私たちだけ金鉾坑道に残って、裴〇〇は先に帰って面長を務めているとの話を聞いた。両親が生きていた時は出稼ぎに行くと言っていた。到着した所は新潟県 佐渡島の金鉾。地下坑道で6年間生活した。6年間あまりにも苦労が多かったか、今も韓国語をうまく話せない。

1945年 11月 30日頃、生きて朝鮮に戻ってきたと村全体が喜んでくれた。そして翌日梁〇〇氏両親が大きなパーティーを開いたが、お餅をたくさんご馳走になった記憶がある。日本国新潟県佐渡島金鉾坑道で6年間労働をした。

2006年 6月 30日

作成者 梁〇〇の 息子 梁〇〇

<被害事実 電話調査 報告>

被調査者: 梁〇〇(被害者)

調査目的: 被害者 陳述聴取

動員契機: お金を稼ぐために募集に応じて行くことになった

動員期間: 19才の時に行って26才の時帰還した。7年間滞在した。

移動方法: 釜山から連絡船に乗って行った。新潟県に到着してから日本だと分かった。

動員時 同行者: 無し。村で行ったのは私だけで、面から7-8人程度だったと覚えている。

勤務内容: 金鉱で宝石(?)を運ぶ仕事をした。1日5-6時間働いたと思う。休みはなかった。交代勤務もなく昼だけ勤務した。炭鉱で働きながら怪我をしたり、病気になったことはなかったと陳述。

毎月 賃金を貰ったがいくらだったかは覚えてない。貰った給料は帰郷の時持ってきたと覚えている。

<被害申告 一般調査報告>

題目: 被害者 家族に対する 一般調査

被調査者: 呉〇〇(被害者の妻、1928年生まれ)

調査内容:

- 1945年 12月に 結婚した
- 本人は日本の地名も慣れてなくて、聞いたが覚えてないと陳述。
- 日本の炭鉱だったことだけ覚えている
- 申告書に後遺障害(坑内事故による膝骨折)が記載されていたので確認したら、呉〇〇 本人の記憶では事故、負傷、病気になったことはなかったと陳述。現在高齢で健康状態が良くないが、当時は悪い所もなく健康だったと陳述。
- 梁〇〇から聞いた日本生活に対する話の中で特別に記憶に残る話はない。ただ、被害者が口癖のように言っていた「日本の女性は夫を大切にする」という話だけ覚えているという。

<隣友保証人(参考人) 陳述聴取 報告書>

保証人: 崔〇〇

陳述聴取 内容

1. 被害者との関係: 同郷の同い年の友たち

2. 保証の動機: 申告人の要請

3. 直・間接 目撃内容

- 隣友保証人 崔〇〇は 被害者が日本に強制動員されたことを直接目撃したという。当時村の人たちがみんな報国隊として何度も行ってきたし、日本にもたくさんの人が連れて行かれては帰ってきた。本人も日本に軍属(論山市-738、 審議調書)としていたと陳述。.

- 梁〇〇は日本に連れて行かれて4-5年間滞在した。炭鉱で働いたと覚えていると陳述。他の人たちは報国隊としても行き、労務供出(徴用)も行っただけで何度も行ってきたが、梁〇〇は一度だけ(期間が長かったため)行ってきたという。被害申告書に記載された後遺障害について確認したが、本人が知っている限りでは負傷せず健康な状態で帰ってきた(終戦後 帰還. 本人は終戦後時間が経ってから帰還したため被害者の帰還を直接目撃してないと陳述)と覚えていると陳述。

<意見書>

事実調査結果: 鉦山 坑内事故による膝骨折の後遺症を主張するが客観的な証拠はない。

<通知書>

被害者と決定する。

** 207-朴〇〇

<申告書>

受付番号: 牙山-1422

申告人: 朴〇〇 被害者の子

申告事由: 死亡 日時 1945年 2月 5日

動員年月日: 1944年

帰還年度: 1945年.

帰還場所: 面事務所から遺骨を引き取る

過去の補償: 1975年頃 300、000 補償

被害内容: 私が13才の時だと思います。動員年月日とか帰還年度はよく覚えてないです。労務者として日本に行ってから1年後に面事務所で遺骨を引き取りました。15年くらい前に30マンウォンを支援金として受け取ったことを覚えています。

<別紙1号 書式 日帝強占下 強制動員 被害真相調査 申請書>

申請の趣旨: 本人の父親 朴〇〇氏が 日帝 占領期間中に 労務者として日本に連れて行かれ一年後に亡くなり、遺骨を引き取ったので申請します。

申請 原因になった事実: 日帝占領期間中 被害の真相調査に従ってお父さんの真相を知らせてくたして申請することになりました。

2005年 6月 27日 申請人 朴〇〇

日帝強占下強制動員被害真相究明委員会 委員長 御中

<隣友保証書>

保証内容: 私が13才の時だったと思います。動員年月日とか帰還年度はよく覚えてないです。労務者として日本に行ってから1年後に面事務所で遺骨を引き取りました。15年くらい前に30マ
ンウォンを支援金として受け取ったことを覚えています。

保証人: 牙山市 カン〇〇

<倭政時被徴用者名簿> 写し 1枚

<被害申告 電話調査 報告>

動員契機: 面から通知書を受け取ってから連れて行かれる

動員場所: 日本 新潟県

勤務内容: 死亡通知書と 遺骨(灰)が届いた。

参考事項: 朴〇〇 対日民間請求権申告者名簿 6-2、 被徴用死亡者 6-5931(11頁)

倭政時被徴用者名簿(81頁、 1936.05~死亡)

<通知書> 朴〇〇を被害者と、申告人 朴〇〇を遺族と決定する。

**385-金〇〇

<申告書> 受付番号: 井邑-791

申告人: 金〇〇 本人

申告事由: 後遺障害 右肩骨折

動員年月日: 1943年 12月

帰還年度: 1945年 8月

被害内容: 1943年 12月 徴用令状を受け取り、面事務所で確認した後裡里駅に集合。麗水港を経て新潟県 佐渡島 相川町の会社で 労役して所、坑道から墜落事故で6か月間工場内の病院で治療後埼玉県にある労役場へ転出。労役中に終戦を迎えて帰還。

被害内容[別紙: 李]

1. 出発経緯: 1943年 12月(陰) 面事務所から 徴用令状を受け取り、面事務所で本人確認をしてから鉄道で集合場所の裡里駅へ移動。点検を受けた。
2. 移動経路: 麗水港を経て下関に到着。2日間鉄道で北海道に向かって走って、4時間 船に乗って 日本 新潟県佐渡島 相川町の会社所属の労役場に到着。
3. そこでの生活: 被害者 労役場は主に金鉱を採鉱する会社で、1日 3交代で30人くらいを1つの組にして8時間 4-5Km 坑内でスコップで採鉱石を運搬する仕事をした。毎月4月 60-70銭の月給をもらい、賃金を搾取された。5m 程度の坑内で墜落右肩が骨折する重症を負い、工場内付属病院で6か月間入院した。入院が長期化と退院後の勤労怠慢を理由に工場関係者から嫌われて佐渡島内の軍駐屯地へ労役場を移し、軍需物資の隠蔽作業を20日ほど行ったら終戦になった。
4. 故郷に帰ってから: 終戦になっても船便がなくて、1ヶ月ほど待機し会社が用意してくれた船に乗って 釜山に到着。列車で本籍地に帰郷。帰郷はしたが労役の後遺症と推定される肺炎などで長期間入院した。1959年結婚後4兄弟(3男1女)が生まれる。

<陳述聴取 報告書>

被害者の 陳述を聴取して...

動員方法: 徴用

被動員の契機: 面から届いた徴用令状を受けて徴用される

動員形態: 労務者として徴用令状を受け、日本 北海道 新潟県 採鉱会社で 強制労役

募集単位: 集団(200人くらい)

動員者: 日本人

集合当時の 状況: いろんな地域から徴用された人数が大体200人程度だった。人数をチェックしてからすぐ麗水に向かって出発した。

移動中 処遇: どうもろこしご飯、おにぎりなどが食事で、移動中に暴力はなかったという。

引率管理者: 日本人、 班長(韓〇〇)

勤労部署: 金、銅、鉛などを採鉱する会社で採鉱石 運搬組.

勤労条件 : 1日 3交代で30人が1組で8時間ずつ勤務

勤務先 状況: 4-5km 坑内でスコップで採鉱石を運搬し... 埼玉県の軍駐屯地へ移動して軍需物資の隠蔽作業を20日ほど行ったら終戦になった。

同僚、 上司: 班長(韓〇〇)

賃金額 及び 使い先: 4ウォン60-70銭/月. タバコ 及び 食料購入に使用。故郷には100ウォンを送ったという。

賃金支給 及び 貯蓄 方法: 封筒に現金を入れて渡された。貯蓄は別になかった。

組織 及び 団体生活: 一部屋で 15-6人が共同生活。風呂があり作業後風呂に入ってから部屋に移動したという。

逃亡 及び 怠業: 島なので逃亡できず、考えたこともなかった。

帰国日時: 1945年 9月末. 出発場所 日本 北海道 埼玉県、 到着日時 9月末. 到着場所 釜山港.

帰国 事由: 終戦を迎え帰国した。日本人からは（待遇を）よくしてあげるから帰国しないでと頼まれたが断って帰国したという。

帰国に対する配慮: 食事代など除いて若干もらった。

出発地 状況: 車の中で日本人が 10日 程度待機させてから帰らせてくれた

帰国 直後 家族 及び 周りの反応: 死んだと思っていた被害者が生きて帰ってきたと喜んでくれた。村の人たちもみんな来て歓迎してくれたい。

経済的 状況: 農業はせず兄が日雇の生活をしながらなんとか生計を立てていた。

健康(後遺症): 肩骨折及び 肺炎で苦勞した

委員会 または 国家に望むこと: 被害者の立場で行政を行って欲しい。徴用の後遺症で苦勞している点を考慮し政府レベルの最小限の補償があればと思う。

<意見書>

意見: c. 後遺障害を主張するが障害が外見上には確認できず後遺障害を判断しにくい。

<通知書> 被害者と決定する。

**577-金〇〇

<申告書>

受付番号: 珍島-886

申告人: 金〇〇 被害者の子

動員年月日: 1944年 11月

帰還年度: 1945年 12月

被害内容: 実年齢18才の時強制徴用され、金を掘る鉱山で約2か月程度 労働し、日本 福島 軍事地下工場で約11か月間 労働してから終戦になり 1次捕虜、2次韓国軍人、3次労務者 帰還時の時に帰国した。

<隣友保証書>

確認内容: 実年齢18才の時強制徴用され、金を掘る鉱山で約2か月程度 労働し、日本 福島 軍事地下工場で約11か月間 労働してから終戦になり 1次捕虜、2次韓国軍人、3次労務者 帰還時の時に帰国したと覚えている。

保証人: 珍島郡 金〇〇

<倭政時被徴用者名簿> 写し 1枚

<被害申告 電話調査 報告>

被調査者: 金〇〇(被害者)

動員契機: 面で募集して強制徴用される

動員期間: 1944年 11月~1945年 12月

動員時 同行者: 朴〇〇(引率者)、金〇〇、河〇〇、朴〇〇 など70人ほど

移動方法: 木浦から列車に乗って麗水に到着。船に乗って日本 下関を経て日本 新潟県 佐渡島に行った。

動員場所: 日本 新潟県 佐渡島、日本 福島県

勤務内容: 日本 新潟県 佐渡島で2か月間金鉱で作業していたが電気が入らなくなり、日本 福島県へ移動。軍事地域の地下工場で雑役夫として働いた。

<被害申告 事実確認 結果書>

申告内容と被害申告 事実確認

c. 倭政時被徴用者名簿 703頁に金〇〇の人的事項が確認できる。動員時期は被害申告内容と異なるが強制動員 申告記録が確認できる。

<意見書>

事実調査結果

d. 隣友保証人 金〇〇は 被害者の姉である。強制動員の状況を論理的に陳述しており、上記の資料は信憑性があると判断される。

e. 倭政時被徴用者名簿 703頁に金〇〇の人的事項が確認できる。動員時期は被害申告内容と異なるが強制動員 申告記録が確認できる。

<通知書>

被害者と決定する。

**518-南宮〇

受付番号: 委員会-4258

<隣友保証書>

被害者: 益山市 南宮○

保証事項: 上記の者に対する 上記の事実が間違いないことを証明します。もし本件が虚偽、偽証だった場合は保証人が法的責任を取ります。隣友として保証書に署名します。

隣友保証人: 益山市 朴○○

社団法人 太平洋戦争犠牲者遺族会 御中

<倭政時被徴用者名簿> 写し 1枚

<参考人 電話調査 報告>

参考人: 呉○○

住所: 全北 益山郡

参考人 陳述

- 南宮○をよく知っている
- 南宮○は 日本統治期 日本へ徴用で行き、終戦後に帰ってきた
- 日本のどこだったかは知らない
- 帰ってきてから○○里で暮らしながら一緒に共同作業に参加するなど農業を営んだ。
- 朴○○、 朴○○ などとも徴用に行ったが、日本ではなく違う所へ行ったと聞いた。
-

<被害申告 事実確認 結果書>

動員形態: 軍属

確認事項 など: 南宮○は 倭政時被徴用者名簿に 記載された本籍地が除籍謄本と一致してお

り、1943年 3月 日帝によって 軍属として強制動員され 新潟県 佐渡島で1945年 9月まで服役して帰還した“ など強制動員による被害を受けた事実があったことが確認できる。

<審議調書(軍人軍属 分野)>

動員形態: 軍属

調査結果

- 南宮○は上記の認定記録はないが、生存者 本人の陳述から 動員契機、動員過程、移動経路、勤務内容、帰還過程などを詳しく陳述しているので申告内容は信頼性があると判断される。
- 軍属として分類されているが勤務地が佐渡島 鉾山なので労務者として 動員された可能性もある。

総合意見(軍人軍属 分野): 南宮○は 1943年 3月 日帝によって 軍属として 強制動員され 新潟県 佐渡島で1945年 09月まで 労役をして帰還した事実が認められるので被害者と判断される。

<通知書>

被害者と決定する。

**972-李○○

受付番号 論山市-1468

<隣友保証書>

確認事項: 私の父親と一緒に 強制動員され、日本 金鉾村で一緒に働きながら隣に住んでいました。日本住所は新潟県 佐渡島 相川町 大字下相川 164番地で一緒に住んでいました。しかし

李〇〇は 石炭の粉塵で肺の病気になり先に帰国しました。韓国に帰国してから長い闘病生活の末なくなったことを保証します。

保証人 忠南 論山市 尹〇〇

<被害申告 電話調査 報告>

被調査者: 李〇〇(申告人)

動員契機: 炭鉱 募集が来て 強制動員された

動員期間: 1938.07.05.~1944.03.05. * 粉塵で仕事し難くなったので帰還した

動員時 同行者: 尹〇〇(論山市-1607、死亡)の他 5-6人(名前 不明)

動員場所: 新潟県のある炭鉱

勤務内容: 被調査者 李〇〇は 申告人、被害者の息子、被害者が動員されたところで生まれた。

帰国する時のことを覚えている。被害者は上月面 〇〇里に住んでいる時徴用に行った。具体的な勤務内容は知らないが、日本で家族と一緒に暮らしながら仕事をした。労役中に病気になり仕事をできなくなり終戦前に帰還した。病院治療も受けることができず苦労ばかりしてから早く亡くなったという。※ 後遺障害に対する 立証書類はないという

参考事項: 本人は 被害者(父親)の 動員地である日本で生まれて、隣友保証人 尹〇〇とは隣の家に住んでいた。 ※除籍謄本に出生地の記録がある。 新潟県 佐渡郡 相川町 大字下相川 16 4番地 生まれ

<被害申告 電話調査 報告>

被調査者: 尹〇〇(直接目撃)

動員時期:不明

動員時 同行者: 被害者と本人の父親(尹○○ 論山市-1607、死亡) ※ 本人の父親と被害者の動員期間が一致しているかはわからないが同僚として一緒にいたことは間違いはないという。

動員場所: 日本 新潟県 佐渡島 相川 所在 鉾山 ※日本で最も大きい鉾山だったと思う。

勤務内容

- 被調査者 尹○○は 隣友保証は現在68才。当時 日本で隣に住んでいて直接 目撃した。
- 被害者や 当時 上月面から行った人たちが近所に何人かいたがみんな碎鉾機(石を砕く仕事)の仕事をした。
- 父親に付いて1歳の時日本に渡り、被害者の家族とは隣に住みながら配給をもらいながら生活した。 ※ 本人は子供の頃袋を持っていってお米をもらってきたことを覚えている。
- 参考事項
- 被害者の 息子 名前は 李○○だが、日本では幼い頃「クワ」と呼ばれた。
- 被害者は上月面 ○○で徴用に行った。家族と日本で暮らしてから帰還。
- 被害者の 後遺障害については知らないという。
-

<被害調査 事実確認 結果書>

保証内容: 被害者 李○○は 私の両親と一緒に強制動員され、日本の炭鉾村で一緒に労役をしました。日本 居住地は 新潟県 佐渡郡 相川町 大字下相川 164でした。 帰国後にも石炭粉塵で肺が悪くなり、長い間闘病生活をしたことを保証します。

申告内容: 1938年 労務者として強制徴用され、日本の炭鉾で労役をしてから帰還したが、後遺症で長い間 闘病生活をした。

<被害申告 電話調査 報告>

題目: 李〇〇の 後遺障害に関する 電話調査

調査内容: 申告人 李〇〇は 上記の 李〇〇の 肺疾患を 立証できる書類がなく、上記の 李〇〇の後遺障害について判断できないと申告人 李〇〇に 知らせた。申告人はこれを認知し受け止めた。

<審議調書>

調査結果 5. 申告人は父親の動員地で生まれた。除籍謄本の記録で“日本 新潟県 佐渡郡 相川町 大字下相川 164番地生まれ”と確認できた。

<通知書>

被害者と決定する。

**140-韓〇〇

<申告書>

受付番号: 珍島-414

申告人: 韓〇〇 被害者の弟

被害者: 1929年 1月 28日生まれ

動員年月日: 1944年 6月

帰還年度: 1945年 9月

被害内容: 1944年 6月頃 警察によって徴用され日本新潟県佐渡郡相川 鉱業所で働いていた。

再び福島県 地下軍需工場 建設現場 地下 300mのところで仕事中に終戦を迎え、9月に帰還した。

<隣友保証書>

保証内容: 韓〇〇氏は日帝強占末期 1944年 6月頃 警察により徴用され、麗水港を出発(夜間) 下関港に到着。汽車で新潟県 佐渡郡 相川 鉱業所できつい労働を強要された。また福島県 地下軍需工場 建設現場 地下 300mのところで仕事中に終戦を迎え、45年 9月頃 帰国したことが間違いないことを保証する。

<被害申告 電話調査 報告>

被調査者: 韓〇〇

動員契機: 面事務所で強制動員

動員時 同行者: 韓〇〇(班長)、 韓〇〇氏 など30-40人

勤務内容: 日本 新潟県 相川 鉱業所で 鉱山労務者として仕事をしていていたが、再び 福島県へ移動し地下軍需工場 建設現場に再動員され地下で掘削作業をしていたところ終戦になり帰還した。

<被害申告 調査結果 報告書>

申告人: 韓〇〇[受付番号 珍島郡-414 件ではなくその同行者 韓〇〇の報告書である: 李]

申告内容: 1944年 徴用から逃げ回っていたが捕まって酷い拷問を受けた後、珍島郡庁の募集で

麗水港から船に乗って下関に到着。新潟県 佐渡郡 相川 鉱業所へ移動。地下 採鉱作業に従事していたが、1945年 6月頃 福島の下軍需工場 建設のために地下 掘削作業をしていたところ終戦になり、終戦後 9月に帰還した。本人が班長で、古郡面韓○○氏と同行。

<通知書> 被害者と決定する。

**891-呉○○

<申告書>

受付番号: 論山-861

申告人: 朴○○. 被害者の妻

被害者: 呉○○

動員年月日: 1943年 3月

帰還年度: 1945年 10月

被害内容: 1943年 3月 20日頃 日本 新潟県 三菱 鉱山で鉱夫として労役。終戦後 帰還した。

<被害申告 電話調査 報告>

被調査者: 呉○○

動員契機: 徴用に行ってきたと聞いた。父親 呉○○が生存時に聞いた。

動員期間: 1943年頃~1945年 1月頃 帰還。終戦前に帰還して本人 呉○○を産んだと聞いた。

動員時 同行者: 伐谷面 ○○里の 禹○○(生存、 未申告)

勤務内容: ※被調査者 呉○○(63才)は 申告人. 被害者の娘. 父親 呉○○ 生存時に聞いた。

<被害申告 電話調査 報告>

被調査者: 禹〇〇

動員契機: 初の募集で行きました。大徳に住んでいたイム〇〇(死亡)という以前面長も務めた人だけど募集係でした。

動員期間: 私が20才頃。一緒に行った呉〇〇はいつ帰ってきたが分からない。行く時は一緒だったが、別々で帰ってきたから。

動員時 同行者: 被害者 呉〇〇、 黄〇〇(死亡、 未申告)、 呉〇〇(死亡、 未申告)、 金〇〇(死亡、 未申告)、 軍の小使をしていた人(名前 不明 死亡) など大勢で行きました。

動員場所: 日本 新潟県 佐渡鉱山. 金を掘る鉱山です。

勤務内容

- 新潟県 佐渡鉱山といいますが、とても大きいです。坑内に入り金を掘る仕事をしました。
- 佐渡鉱山は規模が一番大きいです。世界一だという話もありました。そこには坑道が多かったため、一緒に行った人たちがどの坑道に入って仕事をしているか分からなかったです。
- 月給は1ヶ月に少しだけでした。一定額を貯金してくれるとの話でしたが帰ってくる時もらったのはありません。仕事も何も言われた通りにやるだけでした。

参考事項

- 休みの日は仕事しなかったです。入る時もらったハンコ、何班だったかの写真、札などを持って帰ってきたが、全部捨てて今はありません。.
- 本人禹〇〇は 呉〇〇と一緒にいったが、帰ってくる時は別行動をしたため彼がいつ帰ってき

たかは覚えてない。

<被害申告 電話調査 報告>

被調査者: ジョン〇〇

動員契機: 募集に行ってきた。※当時 被害者 呉〇〇の隣に住んでいて人で直接 目撃した。

募集時 同行者: 禹〇〇(生存、 未申告)

動員場所: 日本 新潟県の蛍石 鉱山

勤務内容: 被調査 ジョン〇〇(現在 82才)は 動員 当時 被害者の隣人で、直接 目撃した人である。帰還した呉〇〇から日本 新潟県 蛍石 鉱山に行ってきたとの話を聞いた。

<通知書>

被害者と決定する。

** 495-ジョン〇〇

<申告書>

申告者: ジョン〇〇 被害者の子

被害者: ジョン〇〇

動員年月日: 1943年

帰還年度: 1945年

被害内容: 1943年(?) 上記の住所地から日帝強占下 強制動員され老父母、妻と子供をおいたまま、新潟県の佐渡島 所在の鉱山に連れていかれ恐怖と脅迫の中で強制労役をした。

[下は 同じ村 金〇〇が経験し作成したもので、被害者 ジョン〇〇が自分の動員が事実であることを証明するために提出したものと見られる：李]

本人は全北益山市 〇〇村で50年間ずっと農業だけを営んできた金〇〇と申します。

2005年 5月頃、村の人たち（金〇〇など）と談笑中に目撃した状況をありのまま申し上げます。

私たちは集まってのんびりと談笑をしていました。その時知らない人が二人きて誰か人を探してしました。老人と若い人でしたが、若い人が老人を連れてきたように見えました。その老人が私たちに尋ねました。私は沃溝に住んでいる人だが、この村に住むジョン〇〇氏与李〇〇氏を探しにきた、と言っていました。私たちはその方々はすでに10年前に亡くなったと伝えたら、その家族でも会いたいというのでジョン〇〇氏の家に案内したがあいにくその家族が外出中で会えなかったです。

長いため息をついた老人はこのような話をしました。老人は「日帝強占期に日本佐渡島へ連れていかれ、そこにある鉱山で死ぬほど苦勞をした。終戦になりかろうじて生きて帰ってきました。その時私と日本へ同行した人がジョン〇〇氏与李〇〇氏だが、今政府が日帝強占期の徴用に対する真相究明調査を行うというので相談をしようと思いました」歳月の無常を嘆いていました。もう一人の李〇〇氏の家族はみんな引越しで出ていったので探せませんでした。結局、二人には会えず老人は帰りました。

今考えてみればその時老人の連絡先でも尋ねてメモしておいたら役に立ったはずなのにとっても残念です。ちなみにうちの村では日帝強占期に強制徴用をみんなが嫌がっていたので、仕方なく公民館に集まってくじ引きで二人（ジョン〇〇、李〇〇）が選ばれたのです。彼らは老父母、妻と子供と別れ、連れていかれた日本の鉱山で苦勞をしたという辛い事実を村の年配の方達は

みんなよく知っています。上記の内容は事実で間違いないことを確信します。

2006年 金〇〇

[以下は申告者の陳情書と見られる：李]

担当者様へ

今日も日帝強占下 強制徴用 真相究明の業務お疲れ様です。

まだ多くの方の強制徴用に対する究明があまり進んでないことを残念に思い、一つ書かせてもらいたいと思います。

私は父(ジョン〇〇)が日帝強占下 強制動員によって日本の鉱山へ連れていかれ、大変苦勞をしたという話を子供の頃から何度も聞きました。

兄弟もいない父は老父母と妻、そして二人の子供（姉、兄）を残して、どうして日本鉱山へ強制徴用されたのでしょうか。言葉では表現できない辛い過去の歴史です。

父はたまに私に強制徴用され、日本人の抑圧と迫害を受け苦勞したこと、祖国に残してきた家族に対する心配、飢えなどについて話してくれました。

逸話を一つ紹介したいのですが、ある日父は勤務(日本の鉱山)がなかったため外出をしたが、お金もなく、行くところもなく、お腹も空いていたので仕方なく農家の農作業のところに行ったそうです。働いていた農民に仕事を手伝うから代わりに食わしてもらえないかと尋ねたら、隣にある小屋に行って食べていいと言われ、そこにあった農民の間食を食べて満腹感で眠ってしまったそうです。農民は父が可哀想に見えたのか大丈夫だから手伝わなくていいと言ってくれたといいます。体面も捨ててそんなことをするなんて、(父は) どれだけ空腹だったのでしょうか。

8月15日に終戦を日本で迎え、喜びに満ちて汽車に乗り、そして船に乗って釜山港に帰国する

過程についていろんな話を聞いたが、だいぶ昔のことで今は記憶も薄くなりました。我々の先祖が日帝強占下でどれだけ迫害と苦痛に耐えなければならなかったか。私たちは彼らの間違った行為を許すことはできても、忘れてはいけません。私は今日、日帝強占下 強制徴用に対する真相究明調査において少しでも役立つことができればと思います。彼らは反省もせず全て隠そうとしていますが、我々の努力は決して無駄ではありません。間違った過去の歴史が明るみに出され、事実が究明されると信じています。私は公務員生活を30年間送っています。公務員として最善を尽くしていますが、亡くなった父親に申し訳ない気持ちです。積極的に真相を究明することができず不孝の息子だと思っています。父親が強制徴用され強制労働をした場所“佐渡島”の地図を添付します。お役立て頂ければ幸いです。ありがとうございます。

ありがとうございます。

2006年 7月 ジョン〇〇

<隣友保証書>

確認事項: 上記のジョン〇〇は日帝強占下の村の会議で動員対象者を選ぶくじ引きを実施し(当時うちの村では強制動員の対象者2人が割り当てられ、同じ村の李〇〇と一緒に徴用される)強制動員労務者として徴用された。その年(1943年)に上記人は老父母と妻、子供2人を残したまま日本 新潟県 佐渡島 鉾山労務者に徴用され、孤島の鉾山で恐怖の中重労働を強いられていたが、1945年 8月 15日 終戦になり佐渡島の鉾山から自由の身になって釜山港に帰国した事実があります。

当時、親戚もいない上記人は5代目の一人息子で老父母と妻、子供を残したまま強制徴用によって別れた話は村の人みんなを悲しませた過去の歴史です。

保証人: 益山市 金〇〇

<隣友保証人 調査報告>

4. 隣友保証人 健康状態(陳述聴取 能力): 健康状態良好
5. 強制動員 被害者との関係: 同じ村の住民
6. 強制動員 事実の事実を知った経緯: 同じ村の住民だったので知った
7. 動員過程、動員地でどのような仕事をしたと聞いたか: 1943年頃故郷から日本 新潟県 佐渡島 鉾山労務者として動員され労役したと聞いた。
8. 帰還時期と被害 内容 など: 1945年頃 終戦で故郷へ帰還。鉾山では恐怖ときつい強制労働で搾取されたという。

<審議調書>

調査結果

1. 隣友保証人 金〇〇(1924年生まれ)は同じ村に住んでいた隣人で、ジョン〇〇が村から李〇〇と一緒に1943年頃強制動員され日本 新潟県 佐渡島 鉾山 労務者として労役をして、終戦後 帰還したと陳述。
2. 申告人 ジョン〇〇(1941年生まれ。息子)は 上記の ジョン〇〇が1943年頃 強制動員され日本 新潟県 佐渡島 鉾山 労務者として労役をして終戦後 帰還したと陳述。

<通知書>

被害者と決定する。

** 791-ユ〇〇

<申告書>

受付番号: 清原-415

申告人: ユ〇〇 被害者の子

被害者: ユ〇〇

動員年月日: 1944年 5月 15日

帰還年度:1945年 11月 10日.

被害内容: 1944年 5月 15日 強制動員され引率者と日本 佐渡島 原料工場に行き労働をした。

その後終戦になり1945年 11月 10日 帰国した。

<隣友保証書>

確認事項: 上記のユ〇〇氏は1944年 12月頃 玉山市場に住んでいたシン氏によって強制的に連れていかれた。日本のある工場で働いたが昇降機から転落し腰を痛め、3か月間病院で入院治療を受けたと聞いた。1945年 9月 中旬(秋夕前後)に帰ってきた。

保証人: 清原郡 安〇〇

<倭政時被徴用者名簿> 写し 1枚.

<被害申告 電話調査 報告>

被調査者: 安〇〇

動員契機: 報国隊から令状が出て動員された。

動員時 同行者: 同じ村の権〇〇など複数の人が動員された。.

参考事項

- 本人は 被害者 ユ〇〇の村の隣人で、当時 本人は被害者が強制動員されるのを直接 目撃したが
- それ以外の詳細な事項は知らない

<通知書> 被害者と決定する。

** 961-白〇〇

<申告書>

受付番号: 大田-251

申告人: 白〇〇 被害者の子

動員年月日: 1941年 6月 20日

帰還年度: 1946年 9月 10日

申告事由: 後遺障害 鉦夫として働いていたため肺結核で死亡した。

被害内容: 日帝時代 面事務所から1941年 5月頃に申請人の 叔父白〇〇に日本国 炭鉦事業所に強制徴用令状が来て、申請人の父 白〇〇と一緒に1941年 6月 20日 日本国新潟県佐渡島という炭鉦村に強制徴用された。1946年 9月 10日まで 炭鉦鉦夫として働いたが終戦になり帰郷。1946年忠清南道 論山郡に居住していたが肺結核で10年間病気で苦しんだ末亡くなりました。

<倭政時被徴用者名簿> 写し1枚

<被害申告 電話調査 報告>

被調査者: 文〇〇

動員契機: 当時は徴用令状が出たらすぐ動員された。徴兵令状が届いたら歓送会を開いてくれたが、徴用は歓送会などもなくすぐ行った。

勤務内容: 動員されるのは目撃したし、行ってきたと聞いた。

参考事項: 徴用に行ってきたのは間違いないが、帰ってから早く亡くなったため、死亡原因は不明。

<被害申告 補完調査報告>

参考人 白〇〇 電話調査

弟が4才の時終戦になり帰還した。

父の兄弟は3兄弟で次男の伯父が動員されそうになったら行かないということで末っ子だった私の父(白〇〇 被害者)を連れていこうとした。すると、叔父は弟が行くなら自分も行くと言って結局伯父と父、二人で日本へ行くことになった。

二人で日本にいたが、韓国の家族を呼び寄せて伯父と私の家族が日本へ行くことになった。

伯父は家族が多かったためより広い家を与えられた。私の家族にも広い家を与えられた。母親は家事を担当した。

本人は日本で学校に通った。学校は2-3階くらいだった。みかんを取って食べたこともある。記憶の島で“ヤキノカミ 佐渡島”というところだった。

父は 朝早く出掛けて夜遅く帰ってきた。仕事に行く時は「カントレ」という灯の道具を持って出掛けた。

ある日突然出て行けとの通知が来た。戦争が終わったので朝鮮へ帰れといった。

当時 家族単位ではなく独身者の何人かが荷造りを手伝ってくれた。

荷物は一人当たり一個だけ持っていくようにと言われた。家の前までバスが迎えてにきた。日本人がさようならと手を振って送ってくれた。親切的な日本人たちだったと覚えている。

韓国に行く前に下関で何日間泊まった。

伯父は日本で日本人女性と付き合うことになり日本で結婚し、子供も産んだ。しかし、おば（日本人女性）が早く亡くなって、次女だけ一人で日本に残ったが後に結婚して韓国に帰った。

論山駅に到着してみたら荷物がいくつか無くなっていた。荷造りを手伝ってくれた人たちが密かに盗んだのだった。それで父がその人たちの家に行ってみたら、もうすでに亡くなっていたし、あまりにも貧しい家だったので仕方なく手ぶらで帰ってきた。その人たちは全羅道の人たちだった。

写真もたくさん撮ったが帰還する時紛失してしまった。多分、盗まれた荷物の中に写真などいろんな資料があったと思う。.

父は行ってきてから体の調子が悪くなったが、 肋膜炎の症状だった。

当時動揺の子牛の歌を日本語で習ったので今も歌える。

<被害申告 補完調査報告>

申告人 白〇〇 電話調査: 伯父 白〇〇が 父と一緒に41年頃動員され、18ヶ月後に母が日本に渡り、日本で私が生まれた。本人は幼かったのでよく覚えてないが、母親が日本新潟県佐渡島にある炭鉱村だったと言ってくれたので覚えていると陳述。

<審議調書>

調査結果: 4. 同行者: 白〇〇(論山市-550)

<通知書> 被害者と決定する。

** 430-洪〇〇

<申告書>

受付番号: 清原-81

申告人: 洪〇〇 被害者の子

被害者: 洪〇〇

動員年月日: 1944年 5月 9日

帰還年度: 1945年

被害内容: 1944年 5月 9日(陰暦) 報国隊として強制動員され、日本 新潟 佐渡県にある銅鉾山で働いた。終戦になって帰ってきた。1991年 1月 5日 老衰で亡くなった。

<隣友保証書>

確認内容: 上記人は 1944年 陰暦 5月 9日に報国隊として強制動員され日本 新潟 佐渡県にある銅鉾山で働いた。動員期間は約16か月間、終戦後に帰ってきた。

保証人: 大田広域市 金〇〇

<被害申告 電話調査 報告>

動員契機: 強制的に連れていかれた

動員時 同行者: 洪〇〇

<陳述聴取報告書>

動員方法

- 米院面事務所から動員 通知書が届いて強制的に動員された
- 被害者洪〇〇と一緒に 動員された

勤労条件

- 米院面で一緒に動員された被害者 洪〇〇、 李〇〇などと一緒に 三菱鉱業所 銅鉱山で銅を選別する作業を行った
- 1日 3食を食べたが、食事配給量が少なく常に飢えていた。

同僚、 上司: 洪〇〇、 李〇〇、 李〇〇

賃金額 及び 使い先: 1日当たり若干の賃金をもらったと覚えているが、金額は不明で現地で間食及び雑費で全て使った。

帰国に対する 処遇

- 帰還時 下関で船に乗って 釜山に帰還した
- 被害者 洪〇〇と一緒に 帰国

陳述人: 金〇〇(同行者)

<審議調書>

調査結果

- 隣友保証人 金〇〇は 同行者、上記の 洪〇〇、 李〇〇、 李〇〇と一緒に 強制動員され、同じ作業場で働き、終戦後に帰還したと陳述。

- 同行者: 金〇〇(清原郡-256)、 李〇〇(清原郡-694)

<通知書>

被害者と決定する。

** 593-イム〇〇

<申告書>

受付番号:扶余-368

申告人: イム〇〇 被害者の息子

被害者: イム〇〇

動員年月日: 1943年 7月

帰還年度: 終戦と同時に 1945年

被害内容: 戦争が熾烈だった時期に強制動員され、あっちこちに連れていかれ奴隷扱いされるなど辛い生活をしたと思われる。

<隣友保証書>

確認内容: 戦争が熾烈だった時期に強制動員され、あっちこちに連れていかれ奴隷扱いされるなど辛い生活をしたと思われる。金鉾に連れていかれ証人に会って、厳しい鉾夫の生活していたところ、終戦になって帰国した。

保証人: 青陽郡 盧〇〇

<被害申告 電話調査 報告>

被調査者: イム〇〇(申告人)

動員契機: 日本人たちによって連れていかれるのを見たので覚えている。

勤務内容: 車を引き、炭を載せ運搬する作業をした。

参考事項: 強制動員の後に脱出をしたかどうかは不明だが、盧〇〇に会って炭鉱と一緒に労務者として生活をし終戦後に帰郷した。

<通知書>

被害者と決定する。

** 699-李〇〇

<申告書>

受付番号: 青陽-300001

申告人: 李〇〇 被害者の子

被害者: 李〇〇

動員年月日: 昭和 17年 4月 18日

帰還年度: 昭和 19年 3月 30日

申告事由: 後遺障害 両眼を失明(労務作業中に発破による負傷。

申告内容: 日帝徴用で日本に連れていかれ当時 日本 新潟県 佐渡郡 三菱鉱業株式会社 佐渡

鉱業所で ダイナマイト 爆破作業中に全身に石の破片が刺さる負傷と両眼の負傷で失明し、当時 被害者の弟李〇〇氏が日本へ行って失明した患者 李〇〇を連れて韓国に帰ってきた。失明で見えなかったため亡くなるまで苦労し亡くなった。

添付物: 日本国 国民労務手帳(日本国厚生省発行)

過去 補償: 韓国、もしくは日本国の名前で補償を受けたことはなく、両眼の失明で 鉱業所 会社から日本円で200万円をもらったと聞いている。

<隣友保証書>

確認内容: 太平洋戦争 当時 日本国は韓国の青年を日本国の各鉱山などに連れていったが、その時被害者 李〇〇氏も新潟県 佐渡島 三菱鉱業所に連れていかれて鉱山でダイナマイト爆破作業中、ダイナマイトが爆発してしまい全身と目に怪我を負った。特に両眼は負傷で失明し、死ぬまで苦労した。

保証人: 李〇〇

被害者との関係: 親戚

<国民労務手帳> 写し

作業内容: 昭和 17年 3月 17日 坑内 鉱石運搬 及び 作業

昭和 17年 5月 1日 削岩機使用 採掘

<被害申告 電話調査 報告>

被調査者: 李〇〇(隣友保証人)

動員契機: 強制募集されたという。

参考事項(根拠資料 関連 事項を含む)

- 隣友保証人 李〇〇は 上記の 李〇〇が 強制募集されていった場面と帰ってきた場면을直接 目撃したので保証したという。
- 日本で発破作業中にダイナマイトが爆発し両眼を失明した。

<被害申告 電話調査 報告>

被調査者: 李〇〇(申告人)

動員契機: 強制募集されたという。

参考事項

- 申告人 李〇〇は 上記の 李〇〇が 強制募集されていった場面と帰ってきた場면을直接 目撃したので申告したという
- 上記の 李〇〇は 日本で労役中に両眼に怪我を負い失明したので、帰還の時は叔父が連れてきたという。

<被害申告 補完調査報告>

被調査者: 李〇〇

調査内容: 李〇〇の 診断書 など 後遺障害を立証できる資料はない。

<被害申告 補完調査報告>

被調査者: 李〇〇(隣友保証人)

- 後遺障害について知っているか？鉾山でダイナマイトが全部爆発したと思って入っていったが、まだ爆発してないダイナマイトがその時爆発。両眼に怪我を負い失明する。
- いつ帰還したか？失明し 終戦前に帰還した
- 上記の 李〇〇が失明した事実を知っている人が村にいるのか？ 全〇〇、 李〇〇、 李〇〇

<被害申告 補完調査報告>

被調査者 参考人: 李〇〇

- 上記の 李〇〇を知っているか？ 同じ村の隣人なので知っている。
- 強制動員された事実を知っているか？ 鉾山に行ったがダイナマイト事故で失明し、終戦前に帰ってきた。鉾山は金鉾だったと覚えている。

<被害申告 補完調査報告>

被調査者 参考人: 全〇〇

[上記と類似した内容: 李]

<被害申告 補完調査報告>

被調査者 参考人: 李〇〇

[上記と類似した内容: 李]

<審議調書>

調査結果. 7. 申告人は 後遺障害(両眼失明)を主張するが提出した資料(陳述書、 隣友保証人

陳述、参考人 陳述)だけでは強制動員による後遺障害がしたと認めるのは難しいので判断は保留する。但し、申告人に負傷障害慰労金申請手続きを案内し支援申請時に最終的な判断をするのが望ましい。

<通知書>

被害者と決定する。

**742-金〇〇

<申告書>

申告人: 金〇〇 被害者の子

被害者: 金〇〇

動員年月日: 1944年 2月

帰還年度: 1945年 12月

被害内容: 日帝強制動員 真相。1942年 正月の前に沙川部落の責任者である区長(当時 日本人)と 副区長(金〇〇)が 3日前に選んで置くと、日本人 募集担当者が現れ春浦面へ強制連行した。面から益山郡庁へ移動したら人がたくさん集まっていた。汽車で麗水に行って、そこから日本へ行く船に乗って日本 下関に到着。また汽車で大阪へ移動した。新潟県佐渡島の金鉱で労働をしながら毎月8ウォンから30ウォンをもらった。食事は1km程度離れた食堂まで歩いて行った。宿所は食堂の隣。お腹が空いて月給でうどんを食べた。

終戦後に日本の佐渡島から日本人の引率で釜山まで船に乗って帰った。釜山で韓国人に引き渡した。家に帰って過ごしていたら冬用のジャンパーを1着支給してもらった。

過去の補償: 春浦面から帰還した時冬用ジャンパーを支給してもらった。

<隣友保証書> 1942年 沙川部落 区長と副区長がいたが、副区長は 韓国人 金〇〇という人で、この人が注目した人は、3日後に面から令状が来て募集係(日本人)が強制的に連れて行った後、終戦後に帰ってきたと覚えています。

保証人: 益山郡 蘇〇〇

<陳述聴取 報告書>

被害者の 陳述を聴取し、次のように報告します。

動員方法: 徴用。面書記が指名した人はみんな強制的に連れていかれた。被害者 本人も面書記の指名によって動員された。

動員形態: 面書記の指名によって動員された。春浦面から当時 被害者を含め3人が一緒に連れていかれた。春浦面から裡里郡へ移動して見たら30人あまりが先に来ていた。汽車に乗って 麗水へ移動。そこでまた100人くらいの人と一緒に日本へ行くことになった。

募集単位: 集団、 3人。

告知された内容:

勤労条件

- 1ヶ月30ウォンをもらった。一日三食が提供されたが豆が90%だった。
- 寝泊まりは100人以上が1箇所寝るなど団体生活をした

動員地域: 日本 新潟県 佐渡島 鉾山

管理監督: 日本人二人が引率した。

勤務地に対する 状況

勤労条件: 1ヶ月 30銭をもらった

勤務先 状況: 炭鉱の中で鉱石を採取した。鉱石を細かく砕く作業で破片に当たって死ぬこともあった。

賃金額 及び 使い先

- 主に賃金は空腹を満たすために使った
- 外食をするためには何時間も歩いて出てこなければいけなかった。主にうどんを食べた。
- 帰国時 出発地 状況: 終戦後 帰国しようとする人が殺到し、日本の港で20日も待たなければならなかった。

参与人: 金〇〇 被害者 本人

<通知書>

被害者と決定する。

**571-周〇〇

<申告書>

申告人: 周〇〇 被害者 本人

被害者: 周〇〇

当時 住所: 全南 珍島郡

動員年月日: 1944年 5月

帰還年度: 1945年 9月.

被害内容: 1944年 5月に徴用令状が出たので麗水鍊成所に集合。大阪に仕事に行くと聞いたが
工事現場が空爆に遭い、長崎 佐渡島へ行って、鉱山で1年間働いた後、福島県 飛行機格納庫の
トンネル工事現場で3か月仕事をしたら終戦になった。再び佐渡島に戻って1ヶ月くらい滞在し
た後釜山港へ帰還した。

<隣友保証書>

1944年 春 郡から徴用令状がきて面が募集し 朴〇〇、 周〇〇氏 などと一緒に 麗水港で 船
に乗って 日本 下関を経て 日本 新潟県 三菱 佐渡島鉱山で炭を掘っていたら終戦になり釜山
港へ帰還した。

保証人: 珍島郡 具〇〇

<倭政時被徴用者名簿> 写し 1枚

動員: 4378.5. 帰還 4378.10.

<被害申告 電話調査 報告>

被調査者: 具〇〇

動員契機: 郡から徴用令状がきて、面が招集し動員された。

動員時 同行者: 周〇〇、 朴〇〇

勤務内容: 日本 新潟県(新潟県) 佐渡島で鉱山労務者として働いた。

<被害申告 事実確認 結果書>

確認事項

c. 倭政時被徴用者名簿 679頁で 周〇〇の 人的事項が 確認できる。動員時期は被害申告 内容と異なるが強制動員 申告記録が確認される。

<審議調書>

総合意見: 上記の 周〇〇日帝によって強制動員され1944年 6月頃から 1945年 8月 15日まで...被害者と判断される。

<通知書>

被害者と決定する。

**576-韓〇〇

<被害申告 電話調査 報告>

動員契機: 面事務所によって強制動員された。

動員期間: 1944年 6月頃~1945年 9月頃

動員時 同行者: 韓〇〇(班長)、 韓〇〇氏 など 30-40人

勤務内容: 日本 新潟県 佐渡郡 相川 鉱業所で 鉱山労務者として働いていたが、日本 福島県へ移動し軍需工場 建設工事場へ再動員され地下で掘削作業をしているところ、終戦になり帰還した。

<被害申告 事実確認 結果書>

姓名: 韓〇〇、 生存

申告内容: 1944年 6月頃 徴用を忌避していた。捕まった酷い拷問を受けた後珍島郡庁の募集で麗水港から船に乗って 下関に到着。再び新潟県 佐渡郡 相川 鉱業所へ移動。地下 採鉱作業をしていたが、1945年 6月頃 福島県へ移動し地下 軍需工場の建設のために 地下掘削作業をした。終戦後 9月に帰還した。* 本人が 班長で古郡面 韓〇〇氏と同行。

<被害申告 補完調査報告>

申告人: 韓〇〇

題目: 生存人 韓〇〇の 電話調査

調査内容: 新潟県 佐渡鉱業所で 韓〇〇の他 3-4人と炭鉱で死ぬ危機を何度も乗り越えたという。とても深い所に入って作業する度にいつ死ぬか分からないと怖い思いをしたと陳述。生きているうちに被害調査の結果が早く出て穏やかな気持ちで眠りたいと述べた。

<通知書>

被害者と決定する。

**579-李〇〇

<申告書>

申告人: 李〇〇の 孫

被害者: 李〇〇

動員年月日:1943年

帰還年度: 1945年

被害内容: 臨淮面に居住中、1943年頃 強制動員され日本九州地域で炭鉱労務者として生活していたが、終戦後 帰還しました。

<隣友保証書>

確認内容: 本人は ○○村に居住していた李○○氏が1943年頃、日帝に強制動員され終戦後 帰還したのを見ました。また帰ってきた李○○氏から 日本九州地域で 炭鉱労務者として生活したと何度も聞いたことがあります。

<隣友保証書>

確認 内容: 上記の 故 李○○とは小学校(○○初等 第21回) 同期生で 1945年 4月 麗水水産高等学校に集合。珍島出身の33人の一人で同年 5月日本 新潟県 佐渡へ徴用され、途中で 福島県へ場所が変わった故人と同苦同樂し、同年 12月末故郷の珍島へ帰還したことをここに記します。故人は 珍島33人の代表班長でした。

被害者との関係: 同行人

<隣友保証書>

確認内容: 上記の故人李○○とは小学校の同期生で1945年 4月 日本大阪にある三菱 発動機工場に徴用され同年 4月 麗水水産学校に集合し、1945年 5月 1~4日 日本 新潟県 佐渡にある鉱山へ徴集されたが、途中から福島県へ移住して過ごした。1945年 12月末頃無事に珍島 本籍地まで到着した33人の代表班長を務めた方である。

被害者との関係: 日本 徴用 同行者

<被害申告 事実確認 結果書>

確認事項 等: 隣友保証人 朴○○(珍島郡-968)の 記載 及び 陳述は 被害者と一緒に 強制動員されてから帰ってきたというもので、1945年 4月 15日頃 全南 麗水水産学校へ集合し日本 三菱 発動機 製造工場へ行くことになっていたが、爆撃で工場が破壊され 日本 新潟県 佐渡郡 相川 鉱業所 金鉱山で 鉱夫として働いていたが、ソ連の宣戦布告で撤収、移動し1945年 8月 日本 福島県 地下工場 建設現場で雑役夫として働いた。その後終戦になり1945年 12月頃に 帰還したと陳述。

<通知書>

被害者と決定する。

**695-李○○

<申告書>

受付番号: 清原郡-201501

申告人: 李○○ 被害者の子

被害者: 李○○

動員年月日: 1943年 12月頃

帰還年度: 1945年 10月頃

被害内容: 申告者 父親は当時 支署(派出所)に呼ばれたので行ってみると報国隊へ行けと言われ、日本 佐渡島という島の炭鉱へ連れていかれ作業中に得た咳の病気で苦勞し、終戦後に故郷に帰った。帰宅してみたら秋の農作業は終わろうとしていたという。

<隣友保証書>

確認内容: 対象者は 当時 報国隊として動員され日本へ行くと言っていた。本人は海軍に動員された後、帰郷してから対象者に会ってみたら日本 佐渡島の炭鉱で 冬を2回過ごし労働をしたため咳の病気を得て、終戦後 帰国したという話を対象者から聞いて知っている。

<隣友保証書>

確認内容: 上記の 被害者 李〇〇氏は 本人の3番目の兄で日帝強占期に強制的に日本に連れていかれ炭鉱で労役をした後、終戦後帰郷したことを確認する。

<倭政時被徴用者名簿> 写し 1枚

<被害申告 事実確認 報告書>

陳述人: 李〇〇

被害者との関係: 弟

陳述内容: 直接目撃. “本人は被害者の弟で、当時 本人は9才だった1943年頃 日帝の強制動員で支署に行くのを直接見ました。帰還するのは目撃してないが、日本の炭鉱の労務者として働きながら強制労役をし、一緒に作業していた人の中には死亡者も多かったという。いろんな苦勞をして1945年終戦になって帰還した。後遺症で肺が悪くなり、頻繁に咳をした。病院では結核と言われ、家事もできず70才になる前に死亡した”と陳述。

<審議調書>

調査結果: 申告人は後遺障害(咳の病気)を主張するが、提出した 資料(陳述書、隣友保証書)だけでは強制動員によって後遺障害が発生したと認めることができないのでこれに対する判断を保留する。但し、申告人に負傷障害慰労金の申請手続きを案内し支援申請時に最終的な判断をするのが望ましい。

<通知書>

被害者と決定する。

**162-カン〇〇

<申告書>

受付番号: 青陽-194

申告人: カン〇〇 被害者の子

被害者: カン〇〇

動員年月日: 昭和17年 2月

帰還年度: 1945年 11月

申告事由: 後遺障害。坑内で作業中に落石による負傷(腰痛、 塵肺症)。一生苦勞の末亡くなった。

被害内容

1. 昭和17年(1942年 2月) 日本国 新潟県 佐渡郡 相川町 三菱 株式会社 佐渡鉱山に 日帝強占下 強制動員され労役した。

2. 動員 当時 期間 2年の予定だったが、その後2年経ったら会社が約束を守れず再び会社が強制的に2年の期間を延長した。
3. 昭和19年(1944年 3月) 坑内で鉱夫として作業中、落石事故が発生し腰、肩に怪我を負い、5か月間 病院で 治療を受けた。その後再び労役をした。
4. 8月15日 終戦になり同年 11月 15日に帰郷。それから3年後に塵肺症と負傷の後遺症で腰痛、肩の神経痛が発病。数年間苦労の末亡くなった。
5. 隣友保証人は強制動員と一緒に参加した方で現在 生存者です。

<隣友保証書>

1. 昭和17年(1942年 2月) 日本国 新潟県 佐渡郡 相川町 三菱 株式会社 佐渡鉱山に日帝強占下 強制動員され労役した。
2. 動員 当時 期間 2年の予定だったが、2年満期になると会社が約束を守らず再び強制的に2年期間を延長し、労役することになった。
3. 昭和19年(1944年 3月) 坑内で鉱夫として作業中、落石事故が発生し腰、肩に怪我を負い、5か月間 病院で 治療を受けた。その後再び労役をした。

隣友保証人: 盧〇〇

<国家記録院 ホームページ、記録物検索/閲覧>日帝強制連行者名簿>検索/照会> 印刷物

<倭政時被徴用者名簿> 写し 1枚

<被害申告 電話調査 報告>

被調査者: カン〇〇

動員契機: 強制徴用(募集)

動員時 同行者: カン〇〇、 尹〇〇、 李〇〇

勤務内容

1. 金鉱で鉱夫として働く
2. 寄宿舍で生活した。
3. 給料を貰った。
4. 盧〇〇、 尹〇〇と一緒に 生活した。
5. 鉱山が崩れ下敷きになったことがあり、気絶した状態で李〇〇氏の要請で注射などの手当を
してもらい意識を戻した。
6. 期間 満了後、期間が強制的に延長された。
7. 塵肺症一生苦労して死亡。
8. 落石による負傷、 肩の神経痛、 腰痛になっていた

参考事項: 日本から届いた手紙と写真は保管していたが焼失した。

<被害申告 補完調査報告>

被調査者: カン〇〇

調査内容:

動員された会社名を詳細に書いてくれたが、どうやって知りましたか: 父が 動員された所から
手紙を送ってきた。そこに住所が書いてあったのでそれを覚えている。

手紙を持っているのか：全部紛失した。

盧〇〇と尹〇〇が動員地で一緒に生活したことはどうやって知りましたか：終戦後に帰ってきて家に来たこともあるので知っている。隣友保証人を頼もうとしたが高齢でみんな亡くなった。

後遺障害を証明できる書類があるか：ない

上記の カン〇〇が強制動員された事実を知っている方が村にいるのか：梁〇〇氏が知っている。

他にはいないのか：みんな亡くなって、梁〇〇氏だけが生存している。

<被害申告 補完調査報告>

被調査者：梁〇〇

調査内容

上記の カン〇〇を知っているか。村の年長者なので知っている。

強制動員されたことを知っているか：知っている

どうやって知ったか：強制動員されるのを直接見た

村から一緒に行った人たちがいたのか：李〇〇氏が一緒に行った。

いつ行って、いつ帰ってきたか：いつ行ったかは覚えてない。終戦になって帰ってきた。

行ってどんな仕事をしたか：金鉋で仕事をしたと聞いた。作業中に怪我をして帰ってきた。

どこをどう怪我したのか：詳細なことは知らない

<審議調書>

調査結果 7. 申告人は 後遺障害(腰 及び 肩負傷、 塵肺症)を主張するが提出した資料(陳述

書、参考人 陳述)だけでは強制動員による後遺障害が発生したと認めることができないのでこれに対する判断を保留する。但し、申告人に負傷障害慰労金 申請手続きを案内し 支援申請時に最終的な判断をするのが望ましい。

<通知書>

被害者と決定する。

**164-尹〇〇

<申告書>

受付番号: 青陽-791

申告人: 尹〇〇、 被害者の子

被害者: 尹〇〇

動員年月日: 1941年 1月(陰)

帰還年度: 1944年 5月(陰)

当時 住所: 青陽郡

申告事由: 後遺障害、 結核、 脊髄 及び 腎臓疾患で苦労した

被害内容: 1941年 青陽郡 〇〇里に居住中に強制動員され、青陽郡庁に集合。釜山から船舶で 〇〇〇〇 (不明の地名) -新潟-佐渡 相川を経て佐渡にある鉄、銅を生産する鉱山で3年 4か月間 労役し、1944年 5月(陰) 一時帰国した後、逃亡し再徴集を免れた。

<被害内容>[別紙; 李]

1941年 青陽郡 〇〇里で妻具〇〇と結婚し両親と農業を営みながら生活していたが、日帝強占

期の1941年 1月 20日(陰暦) 強制動員され青陽郡庁に集合。釜山から船舶で日本 大阪港に 到着 ○○○○ (不明の地名) -長崎-佐渡 相川を経て 佐渡にある鉄、銅を生産する鉱山 地下坑道で 3年 4か月間寒さと飢えに苦しみながら鉱夫として働きました。

1944年 5月 20日(陰暦)、 3年以上労役した他の労務者と一緒に40日間の休暇をもらって釜山に到着、帰国しました。休暇が終わる40日に前に母の実家がある忠南舒川郡に逃げ再徴集を免れました。

日本での労役：当時は19才で元気だったが戦争末期でもあり、給食がとても不十分だった。地下炭鉱での辛い労役で肺疾患及び腰痛で苦労してきたが、1978年公州国立医療院で精密検査を受けた結果、結核と判明され死亡時まで治療を受けました。

また、脊髄、腎臓にも異常があり、これを治療するため大田にある宣病院、聖母病院を転々として1991年 8月 6日 死亡時まで 13年間も治療を受け続けたが治らず死亡しました。

参考: 1. 徴集当時、家で呼んでいた名前は尹○○でした。

2. 日本で韓国人 労役者と一緒に撮った写真を添付します。

<隣友保証書>

確認内容: 被害者 尹○○は 日帝強占期の1923年 8月 17日 忠南 青陽郡 尹○○の5兄弟の次男として生まれ、両親と農業を営んでいた。19才になった1941年 1月 20日(陰暦) 本籍地で徴用され釜山-○○○○ (不明の地名) -新湍-佐渡 相川を経て佐渡にある鉄、銅を生産する鉱山でおにぎりを食べながら3年 4か月間 労役した。1944年 1月(昭和 19年) 5月 20日(陰暦) 40日間の休暇を貰い帰国後に逃亡し再徴集を免れた。

被害者は 1978年に肺疾患が発病し1991年 8月 6日 大田 聖母病院で死亡するまで 13年間

大田の宣病院 及び聖母病院、公州国立医療院などで肺疾患腰痛、神経疾患で治療を受けながら苦勞の末死亡したことを保証します。

保証人: 金〇〇

<被害申告 一般調査報告>

調査内容. 3. 上記の 尹〇〇は 申告人 尹〇〇(尹〇〇の子)が提出した写真には 尹〇〇と推定される写真があり、写真に特別な撮影日時などは記録されていないが、「日本 北海道 釧山」で生活しながら着ていた服装でみんなで撮った写真があり、上記の尹〇〇の強制動員 事実に信憑性があると判断される。

<被害申告 補完調査報告>

調査内容: 申告人が 提出した 写真に「新潟佐渡」と記載されている。

<被害申告 補完調査報告>

題目: 隣友保証人 金〇〇 義弟

上記の 尹〇〇が強制動員されたことを知っているか? 知っている

どうやって知ったか? 行くのは見てないが、帰ってくるのを見たので知っている。

村から一緒に行った人たちがいたか? たくさんの方が行ったが、一緒に行った人がいるかは分からない。

どこへ行ったか? 日本 北海道 上にあるサハリン。日本語で樺太という所に行ったと聞いた。

どんな仕事をしたか? 釧山で 釧物を掘ったと聞いている。

いつ帰ってきたか？ 正確な日付は分からないが終戦前に帰ってきた。

村に強制動員の事実を知っている方がいるのか？ 朴〇〇、ジョ〇〇氏が私より年上だが記憶しているかどうかは分からない。.

<被害申告 補完調査報告>

題目: 申告人 調査

隣友保証人 金〇〇は 尹〇〇がサハリンへ行ったと陳述しているが、どこへ行ったのか？ 父が
いうには釜山から船で下関に行って、そこから佐渡という島へ行ったという。

どんな仕事をしたか？ 鉱山で銅のようなものを掘ったという。鉱山で働く時おにぎりが支給されたが量が足りなくて飢えていた。日本人が死んだ犬を埋めるのを掘り出してそれを煮て食べたという。

鉱山の近くに村があったか？ 日本人が何世帯か住んでいたという。

村から一緒に行った人たちがいたか？ 同じ〇〇里に住んでいた尹氏とどこの村かは分からないが木面に住んでいた金氏と一緒に行ったと聞いた。下の名前は分からない。

いつ行って、いつ帰ってきたと聞いたか？ 41年に行って、44年に帰ってきたと聞いた。

<審議調書>

調査結果 2. 申告人 尹〇〇が 添付した写真では強制動員と関連した事実を確認できないが、

「佐渡で 昭和 18年 11月 19日」という記録が確認できる(添付写真 6枚 参照)

4. 申告人は 後遺障害を主張するが...負傷障害慰労金の申請手続きを案内し、支援申請の時に最終的な判断をするのが望ましい。

<通知書>

被害者と決定する。

**389-梁〇〇

<申告書>

受付番号: 論山-1287

申告人: 梁〇〇 被害者の 孫

当時住所: 論山市

動員年月日: 1940年

帰還年度: 1944年

被害内容: 1940年 日本の炭鉱に強制徴用され、1944年 韓国(家)に帰還した後、炭鉱で得た後
遺症の塵肺症(推定)で苦勞の末、35才の若さで死亡した。

<倭政時被徴用者名簿> 写し1枚

<被害申告 電話調査 報告>

被調査者: 梁〇〇

動員契機: 強制募集

動員場所: 日本の炭鉱だと聞いた。

勤務内容: 梁〇〇(被害者の孫)は祖父から日本の炭鉱で働き、動員による塵肺症で苦勞の末亡

くなったと子供の頃祖母に聞いただけで、詳細な内容は知らないという。

参考人: 金〇〇(被害者の義弟、直接目撃者)

梁〇〇(村の年寄り、間接目撃者)

<被害申告 電話調査 報告>

被調査者: 金〇〇

動員時同行者: 尹〇〇(論山-1607)、死亡)と同じ所で働いたと義弟の梁〇〇から聞いた。

勤務内容: 被調査者 金〇〇(被害者の義弟、78才)は日本の炭鉱で尹〇〇と一緒に働いたと被害者の生前に直接聞いた。帰還後に塵肺症で苦労が多かったこと以外は知っている事実はないという。.

<被害申告 電話調査 報告>

被調査者: 梁〇〇

動員契機: 労務者 強制募集

動員期間: 終戦後に帰還したことだけ知っている。

勤務内容: 被調査者 梁〇〇(村の年寄り、78才)は被害者が 労務者 募集によってお強制動員されたと動員当時の村の人たちから聞いた。終戦後に帰還したが動員によって肺が悪くなり苦労したという。

<被害申告 電話調査 報告>

被調査者: 尹〇〇(申告人 [別の申告の 申告者である: 李])

動員契機: 面から徴用がきていくことになった。日本 政府が徴用者 家族を募集していくことになった。

動員期間: 1941年~1945年(終戦後に帰還した)

動員場所: 日本 新潟県 佐渡島 相川 所在 鉾山

動員時 同行者: 同僚として一緒に働いた人。梁〇〇(論山-1594、 死亡)、 李〇〇(論山-1599、 死亡)、 シン〇〇(死亡、 家族が日本に来て暮らす時親しかった)

勤務内容: 被調査者 尹〇〇(被害者の 息子) 父親の強制動員を目撃したし、父親及び母親からも聞いたという。鉾山で金を掘る仕事(石を砕く仕事。砕鉾機という)をした。賃金を貰ってお米を買うなど生活費として使用した。勤務は昼間だけだった(昼食のお弁当を持参して通った)

参考事項:

動員 1年後 家族を日本政府が募集して連れていった。

母親も日本で尹〇〇(子)を産んだ。

家族が居住する家を与えられた。(松板の柵もあった)

お米の配給を貰いに行ったり、裏山でゼンマイ、シャクナゲなど山菜を取ったりした記憶がある。

尹〇〇(長女)は 日本で遊んでいる時貯水タンク(放水水)に落ちて溺死した(除籍上 日本 死亡 場所 記録がある)

終戦後、日本で強制的に出国させたので帰還した

尹〇〇はリュックサック(カバン)を背負って帰国した

尹〇〇は拾ったお金(お米 2 ガマニの値に相当: 160kg)で帰国時の船賃を払った記憶がある。.

島から船に乗って出てきて、列車に乗って日本の港へ行って船に乗って2-3日かけて釜山に到着

した。

お金を持って帰れなかった。

帰国後 父親は肺の病気で苦勞してから亡くなったが、動員による後遺障害かどうか立証できる資料はない。

帰国後、伯父の家の部屋を借りて暮らした。

<審議調書>

調査結果

6. 参考人 尹○○(同僚 尹○○の子)は動員地域を「日本新潟県 佐渡島 相川 所在 鉾山」と陳述。
7. 動員期間 及び 動員地域は 参考人 尹○○(同僚 尹○○の子)の陳述を受け入れる。
8. 申告人は 後遺障害(塵肺症)を主張するが...申告人に負傷災害慰勞金の申請手続きを案内し、支援申請時に最終的な判断をするのが望ましい。

<通知書>

被害者と決定する。

**391-梁○○

<申告書>

受付番号: 論山-1594

申告人: 梁○○、被害者の子

被害者: 梁〇〇

動員年月日: 1938年 11月頃

帰還年度: 1943年

被害内容: 当時 日本 佐渡鉱山で鉱夫として作業した。終戦後実家に帰還して塵肺症で苦勞の末死亡した。

<隣友保証書>

確認事項: 日帝強占期 1938年 梁〇〇氏が 日本 佐渡鉱山で 鉱夫として働き、1943年に帰国した後、塵肺症で苦勞の末1966年に死亡したことを証明する。

保証人: 金〇〇

<国家記録院 ホームページ> 印刷物 1枚

<倭政時被徴用者名簿> 写し 1枚

<被害申告 電話調査 報告>

被調査者: 金〇〇

動員契機: 労務者として強制動員された

動員期間: 終戦後に帰還したと聞いている。

勤務内容: 被調査者 金〇〇(80才)は 被害者の強制動員の事実を終戦後に被害者から直接聞いたが、日本の鉱山で働いたこと以外は知らないという。

徴用に行ってきたから痰を吐くことが増えたという話を生前に被害者から聞いた。

<被害申告 電話調査 報告>

被調査者: 尹〇〇

動員契機: 労務者 強制募集

動員時 同行者: 一緒に働いた人。尹〇〇(論山-1607、死亡)、朴〇〇(論山-1599、死亡)、梁〇〇(論山-1287、死亡)、李〇〇(死亡)、李〇〇(死亡)

勤務内容: 尹〇〇(67才)は 日本で被害者に出会って、強制動員の事実を父親から聞いたという。父親と一緒に金を掘る仕事をしたと聞いた。日本にいた時、被害者がたまに遊びにきた。帰還後にも親しかった。動員中に石の粉を吸い込んで、塵肺症で咳が酷くなり苦労した。

<被害申告 電話調査 報告>

被調査者: 梁〇〇(被害者の子)

勤務内容: 被調査者 梁〇〇は尹〇〇の子である尹〇〇から聞いた内容を述べた。

1. 鉱夫として働いた(穴を開けるしことをした)
2. 賃金を貰った(お金が毎月送金されたが、祖母の病院治療費として使い切ったと母親が言っていた)
3. 一緒に働いていた人たちとはお酒も一緒に飲むなど仲良くしていた。

帰国後に 塵肺症で咳が酷かった。しょっちゅう体を壊し、病気で亡くなった。生前の梁〇〇(被害者)は梁〇〇(被調査者)に、昔徴用で一緒だった尹〇〇(尹〇〇の 父)に正月などには挨拶に行かせた。

参考内容: 参考人 尹○○(尹○○の子)、尹○○(論山-1607、死亡、子 尹○○) => 日本 鉾山で出会った)

<被害申告 事実確認 結果書>

確認事項 等

c. 申告人 梁○○(被害者の 息子)によると父親は日本 新潟県 佐渡鉾山に強制動員され穴を空ける仕事をしたと現地で一緒だった尹○○(論山-1607、死亡)の息子 尹○○から聞いた。賃金は送って貰って祖母の病院代として使ったことは母親から聞いたという。

d. 隣友保証人 金○○(80才)によると、被害者の 強制動員を当時目撃はしてないが、終戦後に被害者から日本鉾山での苦労話をよく聞いたという。

e. 参考人 尹○○(67才、尹○○の 息子、目撃者)によると、尹○○の 父親 尹○○(論山-1607、死亡)が日本 新潟県 佐渡鉾山へ徴用で行って仕事した時、尹○○も父親と一緒に 日本に住んでいたが、休みの日には被害者が当時 尹○○が居住する家に遊びにきていたことを目撃した。被害者が父親(尹○○)と一緒に 佐渡鉾山で勤務した話は父親から聞いたという。

<通知書>

被害者と決定する。

**392-朴○○

<申告書>

受付番号: 論山-1599

申告人: 朴〇〇、 被害者の子

被害者: 朴〇〇

申告事由: 死亡

動員期間: 1939年から 1944

被害内容: 日帝 徴用され炭鉱労務者として働いたが、喘息など疾病のため帰国した。

<隣友保証書>

確認事項: 1939年から 1944日帝 徴用され炭鉱労務者として働いたが、喘息など疾病のため帰国した。

<定期預金証書> 写し1枚

論山金融組合、 預かり金合計: 29円4銭

<保険料 領収証> 表紙 写し 1枚

<郵便貯金 通帳> 表紙 写し 1枚

<朝鮮 簡易生命保険> 表紙 写し 1枚

<被害申告 電話調査 報告>

被調査者: 朴〇〇

動員契機: 詳しくは分からないが、募集でいくことになったと村の年寄りから聞いたという。

動員場所: 日本の炭鉱に動員されたと父(被害者)から話を聞いたという。

勤務内容: 炭鉱で炭を掘る作業をしたと 父(被害者)から聞いたという。

参考事項:

- 動員地域で同僚 30人と一緒に撮った写真があったが見つからなかった。添付した写真は動員地で同僚と一緒に撮った写真をコピーしたもので写真の裏には何も記載されていない。同僚の名前は分からないという。

- 送付した保険証書は 朴〇〇(被害者)が動員地で強制的に加入したもので父が保管していたものだという。

- 隣友保証人 朴〇〇氏は 被害者 朴〇〇の弟。動員された事実を知っているが、当時幼かったので詳細なことは不明だという。.

<被害申告 電話調査 報告>

被害者: 尹〇〇(論山市-1607)

被調査者: 尹〇〇(被害者の子)、 李〇〇(被害者の妻)

動員契機: 面から徴用状がきていくことになった。日本政府から徴用者の家族を募集していくことになった。

動員期間: 1941年~1945年(終戦後 帰還)

動員場所: 日本 新潟県 佐渡島 相川 所在 鉱山

1. 鉱山で金を掘る仕事をした-砕鉱機(石を砕く仕事をした)
2. 賃金は貰った(お米を買って食べた)

3. 勤務は昼間だけだった。
4. 昼食は家でお弁当を持参して通った。
5. 慰安所はなかった。

参考内容：家族は日本政府が徴用者 家族を募集していくことになった。

1. 李〇〇(妻)、尹〇〇(子)、尹〇〇(長女)が行った。面から引率。
2. 日本で尹〇〇(子)を出産
3. 家族が居住する家を与えられた。
4. お米の配給を貰いに行ったり、裏山でゼンマイ、シャクナゲなど山菜を取ったりした記憶がある
5. 家族が居住する小さい家をつつと与えられた。
6. 松板で作った柵もあった。
7. 尹〇〇(被調査者の姉)日本 居住地で遊んでいる時貯水タンク(放水水)に落ちて溺死した(除籍上 日本 死亡場所 記録がある)
8. 終戦後、日本で強制的に出国させたので帰還した
9. 日本人の職員(面書記) 寮長が引率して船乗り場まできた。
10. リュックサック(カバン)を背負って帰国した。
11. 尹〇〇が拾ったお金(お米2 ガマニの値に相当：160kg)で帰国時の船賃を払った
12. 島から船に乗って出てきて、列車に乗って日本の港へ行って船に乗って2-3日かけて釜山に到着した。
13. お金を持って帰れなかった。
14. 家族が帰国後 被害者 尹〇〇は 肺の病気で苦勞してから亡くなった

15. 帰国後、伯父の家の部屋を借りて暮らした。

隣友保証人 及び 参考人: 梁〇〇(論山-1594、 死亡)、 李〇〇(死亡)、 朴〇〇(論山-1599、
死亡)=>日本で出会った。李〇〇(死亡)=>家族が一緒に来て日本であった。

<通知書>

被害者と決定する。

**393-尹〇〇

<申告書>

申告人: 尹〇〇、 被害者の子

被害者: 尹〇〇

動員年月日: 1941年

帰還年度: 1945年.

被害内容: 徴用の後遺症(塵肺症)で早く亡くなった。1941年に日本 新潟県 佐渡島(Sado/佐渡
郡) 相川(AIKAWA/相川町) 所在 鉾山への徴用による後遺症(塵肺症)で終戦後 帰国してか
らも回復できず一生病院治療を受けるなど闘病(塵肺症)生活をして52才の時早く亡くなった。

<日帝強占下 強制動員被害 真相調査 申請書>

申請人: 尹〇〇

申請の趣旨: 被害補償

申請の原因になった事実: 日帝強占期 日本 新潟県 佐渡島(Sado/佐渡郡) 相川(AIKAWA/相

川町) 所在 鉾山 徴用時の後遺症で帰国後にもお父さんは塵肺症のような病気でずっと病院治療を受けていたが、完治できず闘病(塵肺症)生活をして52才の時早く亡くなった。

立証資料: 国家記録院 資料中 日帝 強制連行者 名簿に登載確認

- 名簿名: 倭政時被徴用者名簿 7(478頁)

=> 閲覧は受付後に担当 公務員がまとめて行うという

添付: 国家記録院(日帝強制連行者 名簿) 検索 記録 1枚.

<隣友保証書>

確認事項: 日帝 強制徴用 連行者 尹〇〇氏は当時 論山郡に居住し、証人は同じ面、同じ村の近くの〇〇番地に暮らしていたため、家庭生活から動員されていったことを知っている。帰国してからも近くに居住した。日本の炭鉱から労働をして病気を得て帰ってきてその肺疾患で亡くなったことを上記のように保証する。.

保証人: 金〇〇

<国家記録院 ホームページ> 印刷物 1枚

<倭政時被徴用者名簿> 写し 1枚

<被害申告 電話調査 報告>

被調査者: 金〇〇

動員期間: 終戦後に帰還したことだけ知っている

動員時 同行者: 梁〇〇(金〇〇の義弟、論山-1287、 死亡). 被害者と一緒に働いたと梁〇〇から聞いた。

勤務内容: 金〇〇(78才)は被害者の 強制動員 事実を 動員 当時 村で噂を聞き、義弟の梁〇〇が被害者と一緒に働いたと梁〇〇から聞いたことはあるが、具体的な内容は知らないという。

<被害申告 電話調査 報告>

被害者: 尹〇〇(論山市-1607)

被調査者: 尹〇〇(被害者の子)、 李〇〇(被害者の妻)

動員契機: 面から徴用状がきていくことになった。日本政府から徴用者の家族を募集したのでいくことになった。

動員期間: 1941年~1945年(終戦後 帰還)

動員場所: 日本 新潟県 佐渡島 相川 所在 鉾山

1. 鉾山で金を掘る仕事をした-砕鉾機(石を砕く仕事をした)
2. 賃金は貰った(お米を買って食べた)
3. 勤務は昼間だけだった。
4. 昼食は家でお弁当を持参して通った。
5. 慰安所はなかった。

参考内容: 家族は日本政府が徴用者 家族を募集していくことになった。

2. 李〇〇(妻)、 尹〇〇(子)、 尹〇〇(長女)が行った。面から引率。
2. 日本で尹〇〇(子)を出産

3. 家族が居住する家を与えられた。
 4. お米の配給を貰いに行ったり、裏山でゼンマイ、シャクナゲなど山菜を取ったりした記憶がある
 5. 家族が居住する小さい家をつつと与えられた。
 6. 松板で作った柵もあった。
 7. 尹○○(被調査者の姉)日本 居住地で遊んでいる時貯水タンク(放水水)に落ちて溺死した(除籍上 日本 死亡場所 記録がある)
 8. 終戦後、日本で強制的に出国させたので帰還した
 9. 日本人の職員(面書記) 寮長が引率して船乗り場まできた。
 10. リュックサック(カバン)を背負って帰国した。
 11. 尹○○が拾ったお金(お米 2 ガマニの値に相当：160kg)で帰国時の船賃を払った
 12. 島から船に乗って出てきて、列車に乗って日本の港へ行って船に乗って2-3日かけて釜山に到着した。
 13. お金を持って帰れなかった。
 14. 家族が帰国後 被害者 尹○○は 肺の病気で苦勞してから亡くなった
 15. 帰国後、伯父の家の部屋を借りて暮らした。
- 隣友保証人 及び 参考人: 梁○○(論山-1594、死亡)、李○○(死亡)、朴○○(論山-1599、死亡)=>日本で出会った。李○○(死亡)=>家族と一緒に来て日本であった。

<審議調書>

調査結果: 6. 申告人は後遺障害(塵肺症)を主張するが...申告人に負傷障害慰労金の申請手続きを案内し、支援申請時に最終的な判断をするのが望ましい。

<通知書>

被害者と決定する。

**539-黄〇〇

<申告書>

受付番号: 忠南燕岐-993

申告人: 黄〇〇、被害者の子

被害者: 黄〇〇

動員年月日: 1941年

帰還年度: 1945年

被害内容: 日帝強占下の1941年から 1945年まで 日本で場所は不明だが労務者として日本の炭鉱で強制労役をしたが賃金は一銭も貰えず帰国した。

<隣友保証書>

確認内容: 1941年 日時不明のある日に 日本帝国主義に動員され、日本 場所不詳の場所で 強制労務をして1945年に帰国し、1992年 11月 4日 亡くなった。

保証人: 呂〇〇

<保険料 領収証> 表紙 写し 1枚

朝鮮総督府 逓信局

<郵便貯金通帳> 写し 1枚

年月日	収入高	払出高
17.6.15	20円	
17.7.14	20円	
17.8.11	40円	
17.12.3	[不明]	
18.5.6		100円
18、12.11	70円	
19.1.13	[不明]	
19.8.19	130円	
19.9.29		100円
19.10.24	70円	
19.12.8		200円
19.12.12	110円	

<倭政時被徴用者名簿> 写し 1枚

<被害申告 電話調査 報告>

被調査者: 被害者の 隣友保証人

電話調査 内容: 隣友保証人との電話通話で被害者が当時 1941年頃に強制動員されていくのを直接見たし、その時隣友保証人の2番目の兄(呂〇〇)も一緒に連行されたという。被害者が日本の炭鉱で労役をして帰国したという。

<被害申告 一般調査報告>

被調査者: 申告人 黄〇〇

動員日時: 申告人が小学校に入る前だったと記憶する

動員者: 呂〇〇

勤務部署: 炭鉱で石炭と鉱山を掘り、他にもいろいろな仕事をした話を聞いた覚えがあるという。

勤務先 状況: 期間に終わったのに帰らせてくれな買ったという話も聞いたという。

<被害申告 電話調査 報告>

被調査者: 呂〇〇(隣友保証人)

1. 電話調査 内容

隣友保証人 〇〇氏を直接訪ね、被害者について話を聞いた。その時、当時募集係(面書記 カン 〇〇氏)がいたので、面から強制的に募集されて行くことになり、被害者が連れて行かれる当時の村から被害者 黄〇〇、隣友保証人 2番目の兄呂〇〇、李〇〇(死亡)さんが連れて行かれた。

被害者が日本に行ってどのような労働を強要されたかはよくわからない。被害者が連れて行かれるのを見たし、帰国当時も見た。被害者が連行された後、隣友保証人も日本に連れて行かれ、日本で2番目に大きな製錬所で荷物を下ろす労役をした。帰国する時、被害者も帰国するのを見た。その時、帰国できるように早く手続きしてくれた人は早く出てきた記憶があるという。隣友保証人が当時連れて行かれ、現場で会ったシン〇〇(死亡)さんは先に来ていたが、2年満期が迫っていたのに帰らせてくれなかったそうで、シン〇〇さんは故郷で家族を呼び寄せて生活をし、そこで息子、娘を産んで帰国したという事実も覚えているとのこと。

<隣友保証人(参考人) 陳述聴取 報告書>

1. 被害者との関係: 同じ村の人.
2. 直接、 間接 目撃: 連れていかれるのを直接目撃。帰国するのも目撃した。
3. 動員契機 及び 日時: 面書記カン〇〇によって募集されて行くことになった。いつだったかは覚えてない。
4. 動員者: 呂〇〇(死亡)と緒に連行され、その頃李〇〇(死亡)さんも一緒に連行されたという
5. 勤務内容 及び 状況: 洞窟の中に入って炭を掘って車に運ぶ仕事をしたと聞いた。

※ 賃金はいくらかはわからないが少しもらったという。

※ それ以外の詳細な事項はよくわからない。

<通知書>

被害者と決定する。

** 637-李〇〇

<申告書>

申告人: 李〇〇、被害者の次女

被害者: 李〇〇

申告事由: 後遺障害

被害内容: 1942年 強制動員され、過酷な労働で肺、胃腸疾患を得る、原因不明の皮膚炎で死亡時まで苦勞した。

<隣友保証書>

確認内容: 隣友保証人 カン〇〇は 被害者 李〇〇義妹と結婚し、親族関係として生活しながら被害者が日帝強占期である1942年1月に強制労働に動員された事実と、動員された後、広島県所在の軍需工場で軍用装備製造処理労働者として昼夜を問わず重労働に酷使され、帰国する際には旅費すらなかったことを被害者から直接聞いてよく知っています。原爆投下後は、日帝が軍の秘密を隠蔽するため、強制労働に動員された朝鮮人を帰国させず、一部は帰国の途中に玄界灘海上で自爆沈没させ、痕跡と証拠をすべて消したという事実を聞いた。

被害者は何人かの強制労働者と広島県〇〇山の深い山奥に逃亡し、3-4か月を飢えに震えながら隠れて過ごした。米軍が進駐し、強制労働者及び朝鮮人を送還する際、1946年2月帰国した。しかし、精神的、肉体的な後遺症がひどく、4-5年間は病魔に悩まされ、被害者とその家族の惨状は言葉では言い表せないものでした。特に被爆による皮膚病は、被害者本人はもちろん、周囲の人々にとっても悲劇であり、扶養家族の悲惨な生活ぶりは、保証人も何度も聞き、目撃した事実です。さらに残念なのは、1960年以降～1970年 被害者死亡当時は軍事独裁政権時代で、

大学生たちの日韓会談反対闘争が激しく、むしろ日帝強占期に被害を受けた被害者がこれを隠さなければならず、特に被爆や慰安婦などの被害はさらに後回しにされる時代であったため、保証人は公務員の身分であるにもかかわらず、被爆被曝被害者の治療には積極的でなかったという事実と、哀れな心情は、多くの後悔が被害者とその家族に残るばかりです。このため、長女李〇〇は小学校にも通えないまま、妻のシン〇〇と一緒に家計を支え、幼い弟妹の世話をする苦しい状況で、弟の李〇〇が亡くなるという幼い年齢には耐え難い大きな傷を負うことになりました。被害者は、1970年6月53才の若さで、被爆による皮膚疾患がもたらした合併症が原因と思われる胃腸疾患、肺疾患で亡くなりました。残された長男李〇〇は13才、次男李〇〇は9才、妻シン〇〇は48才で、家族全員の扶養を担わなければならない苦難を考えると、被害者李〇〇だけでなく、その家族も被害者なのです。

長男の李〇〇は、韓信工営(株)の電気課長として将来が期待されていたが、1991年05月36才の若さにもかかわらず、父李〇〇から被爆皮膚疾患、肺疾患、心臓疾患などの遺伝的要因により早死にし、貧困と苦難が被害者孫の李〇〇まで3世代の被害が続いている。長女李〇〇は実質的な家計の担い手として貧困と飢餓の苦しい生活に苦しんだ。現在骨髄癌を発症し、極貧者生活保護対象者として苦しい日々の生活の連続です。

上記の全ての内容は、被害者が病状により生前、保証人と洪城から禮山へ病院診療を一緒に通いながら、また生活しながら保証人に直接聞いた話と内容であり、保証人が現職にいる時に少しでもお役に立てればと思い、一部明らかにしてきた内容です。また、周囲の方々から何度か聞いて確認した事実でもあります。

上記事項は事実に間違いがないことを保証します。

2008年 5月 27日

隣友保証人: 忠南 礼山郡 カン〇〇

被害者との関係: 被害者の義弟

日帝強占下強制動員被害真相究明委員長 御中

1. 隣友保証書 2部 別途 添付
2. 徴用当時 写真 2部 添付

<強制動員 被害 陳述 確認書>

強制動員 被害者

人的事項: 李〇〇

上記の人は、1938年8月、シン〇〇と結婚し、子供もなく困難な生活を送っていたところ、大東亜戦争が激化していた1942年1月(強制労働役名簿の動員日付と帰国日付が実際と大きく異なる)、日帝によって労働者として強制徴用され、日本国広島県に所在する陸軍軍需基地で軍用装備製造処理労働者として何の報酬もなく酷使される重労働に動員されました。1945年8月、連合軍の原爆投下により日本が無条件降伏するまで、その悲惨な状況を直接現場で目撃し、体験し、一命を取り留めた。しかし、1次帰国船が玄界灘を渡れず、日帝が自爆沈没させる蛮行を犯したという噂を聞き、四王可山に隠れた。多くの苦難の末、連合軍の助けを借りて、1946年2月に難なく帰国した。しかし、飢餓と長期間の重労働で体は疲れ果て、壊れてしまいました。慢性的な肺疾患と悪性胃腸疾患でほぼ3年余りを病床で過ごし、身体に生じた原因不明の皮膚病は、死ぬまで本人と家族全員を苦しめ、周囲に嫌悪感を与えました。衣食住の困難は極限に達し、長女 李〇〇は小学校にも通えず、家事労働をしなければなりませんでした。妻のシン〇〇は、田んぼで作業中に倒れることもあり、家長に代わって、幼い子供たちの面倒を見なけれ

ばならない苦しい状況にあり、3女 李〇〇は3歳の若さで栄養失調で亡くなったという事実もあります。 結局、被害者は1970年6月10日53才の若さで胃癌、被爆被曝、悪性皮膚疾患、肺疾患で貧しいまま死亡。被害者の妻は48才の若さで、長男は13才、次男は9才。家族全員の扶養を担うことになる苦難は日帝蛮行によって被害者家族全員に続きました。

被害者の妻は1987年に亡くなり、長男の李〇〇は1991年5月、36歳の若さで肺疾患、心臓疾患、被爆による皮膚疾患などの遺伝的要因により亡くなりました。これは3代にわたる被害の連続であり、貧困と苦難が続いています。長女の李〇〇は父に代わって家計を支えています。幼少期の貧困と飢餓による＜恨＞が原因で骨髄癌を患い、苦難と生活苦に苦しんでいます。 以上の全ての内容は、被害者が亡くなるまで家族全員に何度も嘆きながら語った内容であり、被害者家族の苦難の歴史です。様々な状況は、近所の方々及び周囲から聞いた、見た事実を確認し、陳述したものです。被害者と残されたご家族の皆様が、代々受け継がれる連鎖的な被害を、国が先頭に立って日帝が責任を負うことで、少しでも被害者とそのご家族の心の傷が癒されることを期待しています。

2008年 5月 17日

強制動員 被害 陳述人

ソウル市 東大邱 被害者 長女 李〇〇

ソウル市 永登浦区 被害者 次女 李〇〇

ソウル市 江西区 被害者 次男 李〇〇

上記事項は事実に誤りがないことを保証します。.

2008年 5月 28日

隣友保証人

忠南 青陽郡 カン〇〇

被害者との関係: 友人の子

日帝強占下強制動員被害真相究明委員長 御中

<被害申告 電話調査 報告>

動員契機: 日本人によって強制動員されたという。

動員期間: 不明

移動方法: 不明

動員時 同行者: カン〇〇

動員場所: 正確な地名は知らない。日本にある鉱山に行ってきたことだけ知っている。

勤務内容: 労務者として行ってきた。

参考事項

- 申告人 李〇〇は 李〇〇の次女で、強制動員された事実を被害者から直接聞いて知っている
ので申告したという。父が日本へ強制動員されて行ってきたから申告人を産んだ。
- 被害者が日本の鉱山で働いていた時、一緒に動員されたカン〇〇が怪我をして李〇〇に大変
お世話になったという話を何度も聞いたという。
- 倭政時被徴用者名簿 734頁に上記の 李〇〇の人的事項が確認できる。1943年11月から10月
まで強制動員された事実が記録されている。
- 強制動員時に日本で同僚たちと一緒に撮った写真を添付

<被害申告 電話調査 報告>

被調査者: カン〇〇

動員契機: 日本によって強制動員されたという。

動員期間: 年数が経ちすぎて詳しく記憶がないという。

移動方法: 知らない

動員時 同行者: カン〇〇

動員場所: 日本 新潟県 佐渡郡 相川町 三菱 三菱 会社=>鉾山

勤務内容: 坑内で強制労役したという。

参考事項: 隣友保証人 カン〇〇は 上記の 李〇〇が強制動員され、終戦後に帰ってきたことを被害者から 直接聞いて知っているから保証したという。

<被害申告 事実確認 結果書>

保証人 保証内容(要旨) 大東亜戦争が激しかった1942年 1月に日帝によって労働者として強制徴用され、日本国 光州県にある陸軍軍需施設で軍用装備製造処理労働者として無報酬の重労働で酷使された。1945年8月 終戦したが、1次帰国船が玄界灘を渡れず、日帝が自爆沈没させる蛮行を犯したという噂を聞き、連合軍の助けを借りて、1946年2月、難なく帰国したが、慢性肺疾患、悪性胃腸疾患で苦勞し、貧困だけを残したまま死亡した。

確認事項 等

5. 隣友保証人 カン〇〇は 李〇〇が 日本人によってカン〇〇と一緒に日本 新潟県 佐渡郡 相川町 三菱三菱 鉾山の坑内で強制労役してから終戦後に帰ってきたことを被害者から 直接

聞いたので保証したという。

6. 上記の 李〇〇に対する 未払い金、 供託金、 及び 過去の補償内訳を確認できない

確認調査結果 総合意見: 倭政時被徴用者名簿に上記の 李〇〇が強制動員された事実が記録されており、添付した写真や隣友保証人の陳述から見て上記の李〇〇は 日帝強占下 強制動員 被害事実が認める者と判断される

忠清南道 日帝強占下強制動員被害真相究明実務委員会

<意見書>

特異事項: 申告人は後遺障害で苦勞したと申告したが、被害者が既に死亡しており、客観的な立証資料が無いため後遺障害の確認できない。

意見: 李〇〇は 1942年 1月頃 日本 新潟県 佐渡郡 相川町 所在 三菱 鉦山 所属 労務者として強制動員され、1946年 1月頃 帰還したことが認められるるので被害者との意見を提示する。.

忠清南道...委員長

<審議調書>

動員期間: 1942~1945年 8月

動員地域: 新潟県 三菱鉦業(株) 佐渡鉦山

調査結果(特異事項)

- 申告人が添付した写真からは強制動員の事実を確認できない(添付写真 2枚 参照)
- 隣友保証人 カン〇〇(同行者 カン〇〇の子)は 上記の 李〇〇が「日本 新潟県 佐渡郡 相川町 三菱 会社 鉦山」へ強制動員されたと陳述。

- 動員期間 及び 動員地域は申告人 及び 隣友保証人の陳述と同行者の調査結果を認める(同行者の審議調書 参照)

- 申告人は後遺障害を主張するが...負傷障害慰労金 申請手続きを案内し...

総合意見: 上記の 李〇〇は 日帝によって 強制動員され、1942年頃から 1945年 8月頃まで 日本 新潟県 所在 三菱鉱業(株) 佐渡鉱山で労務者としての生活を強要されてから帰還した被害者と判断される。

<通知書>

被害者と決定する。

**631-徐〇〇

<申告書>

受付番号: 蔚珍-431

申告者: 徐〇〇、被害者の子

動員年月日:1943年

帰還年度:1945年

被害内容: 1943年 日本 新潟 佐渡島にある鉄鉱で強制労働を強いられた。終戦直後に韓国へ帰還。

<隣友保証書>

確認事項: 1943年 日本新潟県佐渡島にある鉄鉱で強制労働し、終戦直後に韓国へ帰還。.

<被徴用者名簿> 写し1枚

<隣友保証人 陳述聴取 報告書>

保証人: 李〇〇

陳述聴取 内容

1. 被害者との関係: 同じ村の人
2. 保証するようになったきっかけ: 強制動員された事実を知っているから。
3. 直、間接 目撃内容
 - 第3者(村人、親戚)から聞いた内容
 - 被害者から直接聞いた内容: 日本新潟の炭鉱での苦労話を聞いた。
 - 被害者が動員された後、被害者家族を助けた内容
 - 村から出発、帰国の現場を目撃した場合、目撃内容
 - 強制動員に共に動員された場合、移動経路、動員地および勤務先の状況
 - 動員場所で会った場合、勤務先 状況
 - 帰国(帰郷)時に会った場合、帰国(帰郷)関連の状況など
 - 隣友保証人(参考人)の陳述 聴取時の健康状態: 老弱者で衰弱状態。

<被害申告 確認調査 結果書>

保証人: 李〇〇

保証内容: 1943年に日本新潟の佐渡島にある鉄鉱で強制労働をし、終戦直後に韓国へ帰還。

<意見書>

意見: 上記の徐〇〇は1943年頃、労務者として強制動員され日本新潟県所在の鉄鉱所で労役し、1945年頃帰還した事実が認められるので被害者であるとの意見を提示する。

慶尚北道日帝下強制動員被害真相究明実務委員長

<審議調書>

4. 動員地に対して申告人は「新潟佐渡島にある鉄鉱」と陳述したが、作業場名を特定するのは難しいので、動員地は新潟県佐渡島所在の不詳の鉱業所とする。

<通知書>

被害者と決定する

**766-朴〇〇

<申告書>

申告人: 朴〇〇、被害者の子

被害者: 朴〇〇

動員期間: 約 40か月

被害内容: 1942年に満州へ動員され労役をして帰還したが、再び日本軍に捕まり1943年6月頃強制動員され、麗水港から出港し日本青森県に到着。千島列島(クリル列島)という所に配置され、そこで強制労役中終戦を迎え、釜山港へ帰還。帰還した後肺疾患で治療を受けている途中

死亡(立証資料：倭政時被徴用者名簿11 584頁)

<倭政時被徴用者名簿> 写し 1枚

<被害申告 事実確認 結果書>

所属及び担当業務：千島列島鉄道作業労務者

参考人：金○○(96才，長興郡)

- 1942年 4月，裴○○という人の引率で平安南道嶺南里の塩田会社に徴用される。
- 1945年 1月 新潟県佐渡島の金鉱に再徴用され、終戦後に帰ってきた。
- 故郷に帰ってきてから朴○○、裴○○が1943年頃日本へ徴用されていくとの話を村人から聞き、終戦後に朴○○が故郷に帰還する姿を目撃した。

確認事項等

b。参考人金○○は朴○○と共に同じ村に居住していた者で、1942年2月自分が先に徴用されたので、朴○○が徴用される姿を目撃したわけではないが、1945年1月故郷に帰ってきてから村人から朴○○が裴○○と共に徴用されたという話を聞き、終戦後に朴○○が故郷に帰ってきた姿を目撃したと陳述。

c。倭政時被徴用者名簿(全羅南道 2) 584 朴○○の人的事項(名前 朴○○、年齢 27才、住所 長興郡、期間 1943年 6月~1945年 9月)の中に多少相違点はあるが、住所及び漢字名が一致することから同一人物と判断される。

d。申告人朴○○は朴○○の息子で、子供の時から朴○○から日本千島列島という所で強制労役をして帰ったと話を聞いた。父親朴○○は肺の疾患で一生苦勞してから亡くなったと陳述。

確認調査 結果 総合意見

1. 朴〇〇は除籍謄本、倭政時被徴用者名簿 584、参考人金〇〇の陳述によると1943年6月裴〇〇と共に千島列島に徴用され労務していた時肺の疾患が発病したと思われる。

<審議調書>

動員期間: 1943年 6月~1945年 9月

動員地域: 新潟県 佐渡ヶ島(佐渡島) 所在 不詳の金鉱

調査結果: 申告人(朴〇〇、子)は朴〇〇が強制動員され満州、千島列島、日本青森県で에서 労務者として強制労役してから帰還したと申告。

総合意見: 上記の朴〇〇は日帝によって強制動員され、1943年06月頃から1945年09月頃まで日本新潟県佐渡ヶ島所在不詳の金鉱で労務者としての生活を強いられた後帰還した被害者と判断される。

<通知書>

被害者と決定する

** 110-関〇〇

<申告書>

申告人: 関〇〇, 被害者の 子

被害者: 関〇〇

動員期間: 5年 9か月

被害内容: 1940年 3月 日帝時代に強制動員され、日本(金鉱) 佐渡島相川町で採石強制労働を強いられた。

<被徴用者名簿> 写し 1枚

<被害申告 電話調査 報告>

調査目的: 関〇〇 強制動員の真偽について事実調査

動員契機

- 叔父関〇〇が強制徴用され報国隊へ連れていかれたとの話を両親と村人から聞いた。
- 関〇〇が強制動員された後、シン〇〇(関〇〇の妻)が子供たちと一緒に自分の家(長男の家)によく遊びに来ていた。
- 間もなくシン〇〇は子供たちと共に関〇〇がいる日本へ行った。

勤務内容: 働いたと聞いた。

参考事項: 上記の被害内容は関〇〇自分が目撃し、被害者関〇〇から聞いた話。

- 関〇〇は日本から小さい箱にみかんを入れてって小包で送ってきた。.
- 日本にいる関〇〇から手紙が頻繁に届いた。
- 関〇〇は日本で息子〇〇を生んだ。
- 参考人: 関〇〇(隣友保証人、関〇〇の甥)、72才、大田。

<被害申告 一般調査 報告>

強制動員 契機: 面事務所に募集され、強制徴用されたと聞いた。その後、* 母親シン〇〇は自

分の第2名を連れて父親がいる日本へ行った。

強制動員 期間: 1941年頃~1945年の秋頃.

移動方法: 釜山(船)-下関-佐渡島, 独島方向にあった.

強制動員時の同行者: 李某(名前不明、〇〇に住んでいた)。同行者の李某が頻繁に家に遊びに来て、村人たちと話しているのを見た。

強制動員 場所: 日本 佐渡島(島) 相川町の山にある金鉱

宿所

1. 宿所は山にあった。
2. 長屋が並んでいて、畳部屋（部屋の中央に囲炉裏があった）
3. 家族単位で来た人たちは下の宿所に泊まり、独身者たちは上の宿所に泊まった。
4. 山の下に学校があった（学校までは遠かった）。
5. 宿所と金鉱は少し離れていた。
6. 金鉱は山の中にあった。
7. 金鉱から金を掘った(関〇〇が岩石に金が入っているのを持ってきて、それを関〇〇が見た)
8. 宿所から金鉱がある山へ行くためには鉄で作られた橋を渡らなければならなかった。
9. 山の上部が半分に割れていた（金を採掘した）。
10. 鉱山の下に大きな温泉があった（温泉に入ったことがある）。
11. 仕事を終え、温泉で体を洗ってから帰宅した。

勤務内容 1. 労務

2. 昼と夜、交代でやった。
3. 証券があった。

* 鉾山で働いている時事故に会い、右手の指が曲がり、親指が変形した。

* 金鉾で粉塵をたくさん吸い込んでしまい、肺の病気になり帰還後に肺病で50年前に亡くなった。

参考内容

1. 1945年 終戦後、宿所で一緒にいた同じ故郷の人が、家族を連れて帰郷しようとしたが飛行機からの空爆を受け死亡。その人の妻が火葬して遺骨箱を持って宿所に帰ったのを見た。

2. 1945年 秋頃故郷に帰るため夜連絡船(小舟)を待っていた時、宿所から独身者たちが一気に船に乗るために殺到し、海に落ちて死にそうになった。

3. 船が傾いたので貨物船に乗り移った。貨物船で釜山に帰った。

備考: 上記の被害内容は関〇〇が直接目撃し、両親(関〇〇, シン〇〇)から聞いた話である。

- 関〇〇(申告者、被害者 関〇〇の子) 70才 大田 東区

- 1983年頃、シンドアン (官庁名?地名?人名?) が軍部隊の設置などで住民が撤去したため、隣友保証してくれる人がいない。

<被害申告 確認調査 結果書>

確認事項 等

b. 倭政時被徴用者名簿<忠清南道> 517頁に関〇〇の当時の年齢32才、徴用当時の住所忠南論山郡、徴用年月日 1940年3月、帰還年月日1945年12月、帰還後 現住所が記録されていることを確認した。

c. 提出した写真は関〇〇が家族と共に日本で撮った写真と関〇〇の妻が着物を着て撮った写真で、撮影場所及び撮影日時は確認できず。

※ 申告人 関〇〇と面談した内容によると1941年頃、関〇〇は母親のシン〇〇と弟2人と共に父親関〇〇がいる日本佐渡島相川町へ行って共に生活し、弟の〇〇は日本で生まれたことを陳述。

※ 参考資料: 除籍簿から関〇〇は日本 新潟県 佐渡郡 相川町 大字下相川201番地で生まれた記録が確認される。

f. 申告書に記載された強制動員期間(1940年3月から1945年12月まで)について確認したところ、申告人の関〇〇は「倭政時被徴用者名簿<忠清南道>」に記載された内容で推定して記載したものと確認。

<審議調書>

調査結果 3. 申告人は写真2枚を提出したが、上記の関〇〇が強制だったかを判断するのは難しい。

<通知書>

被害者と決定する。

**125-崔〇〇

<申告書>

受付番号: 大田中区-820

申告人: 崔〇〇, 被害者の子

被害者: 崔〇〇

動員期間: 10-13年

被害内容: 強制徴用され日本で10年余りの間、金鉱山で労務者として服務。肺(塵肺症)で45才の時亡くなる。終戦後、帰国してから6年間闘病生活。

<隣友保証書>

確認事項: 私は今85才の李〇〇です。被害者との関係は私が妻弟になります。義兄が日本へ強制動員されたのは私が結婚(20才)してから3年ほど経った時のことです。日本で金を掘る鉱山に労務者としていらっしゃるとの話を聞きました。日本にいた期間は約10年ほどで終戦の年に帰国。帰国当時体が衰弱していて約5年間病で苦しみ、結局なくなった。

保証人: 忠南公州李〇〇

<被害申告 電話調査 報告>

調査目的: 隣友保証人 事実調査

動員契機: 強制徴用

動員期間: 1939年(日時不詳)~1945年終戦以後

調査内容

1. 隣友保証人(被害者の妻弟で隣村に居住)は被害者が徴用されるのを直接見てないが、徴用以後被害者の妻が日本へ行くまで姉の家で一緒に暮らしながら被害者の徴用事実を確実に認知していた。
2. 動員されている時、不詳の炭鉱で勤務(炭粉を吸ってしまい早死した)したと聞いた。

参考事項

1. 除籍謄本から動員場所で子供が生まれた記録が確認できる。
 - 崔○○(長女) 新潟県 佐渡郡 相川町 大字下相川 164生まれ
 - 崔○○(次女) 新潟県 佐渡郡 相川町 大字下相川 176生まれ
2. 申告人の陳述によると、長男が生まれた後(1938年 10月)に徴用され被害者の妻が日本へ渡った。被害者の場所へ行き、一緒に生活して終戦以後に帰還。

参考人

1. 申告人は被害者が早く死亡。徴用と関連する債権、給与明細書などは母親が所有していたが紛失した。家族(母親、叔母)から被害者の徴用事実を聞きながら暮らした。
2. 隣友保証人は被害者が日本でお金を持ってきて田んぼ10マジギ(約6611m²)を購入したと陳述。

<通知書>

被害者と決定する.

**587-朴○○

<申告書>

受付番号: 清州-236

申告人: 朴○○, 被害者の子

被害者: 朴○○

動員年月日: 1940年 3月頃

帰還年度: 1945年 8月

被害内容: 1940年 3月頃 日本の警察官に強制的に連れて行かれた。日本新潟県佐渡島にある銅鉾山で働いている時、坑が崩れて腰と脊髄を怪我し日本の病院に入院した。1945年終戦の前に苦勞しながら帰国し、病気の治療をしていたが被害者本人は1966年享年47才の若さで亡くなりました。

<隣友保証書>

確認事項: 上記の本人は1940年 3月頃 日本の警察官に強制的に連れて行かれた。日本新潟県佐渡島にある銅鉾山で働いている時、坑が崩れて腰と脊髄を怪我し日本の病院に入院した。1945年終戦の前に苦勞しながら帰国し、病気の治療をしていたが被害者本人は1966年享年47才の若さで亡くなった。被害者 朴〇〇の家庭は日本に強制的に連れて行かれた後、生計を立てることに苦勞し、生活が大変だったことを上記の隣友保証人がよく知っているので上記の内容のように保証書を提出します。

保証人: 忠北 清州市 ジョン〇〇

<隣友保証書>

確認事項: 上記の本人は1940年 3月頃 日本の警察官に強制的に連れて行かれた。日本新潟県佐渡島にある銅鉾山で働いている時、坑が崩れて腰と脊髄を怪我し日本の病院に入院した。1945年終戦の前に苦勞しながら帰国し、病気の治療をしていたが被害者本人は1966年享年47才の若さで亡くなった。被害者 朴〇〇の家庭は日本に強制的に連れて行かれた後、生計を立てることに

に苦勞し、生活が大変だったことを上記の隣友保証人がよく知っているので上記の内容のように保証書を提出します。

保証人: 忠北 清原郡 朴〇〇

<隣友保証書>

確認事項: 連れて行かれ、日本新潟県佐渡島にある銅鉾山で勤務していたが、腰と脊髄を事故で怪我した。1945年8月15日の終戦以後苦しみながら闘病生活をしていたが被害者本人は1966年享年46才で亡くなった。当時、同じ村に居住しながら日本国へ強制連行されるのを直接目撃し、下記の隣友保証人もその内容を覚えているので、上記の内容のように隣友保証書を提出します。

保証人 忠北 清原郡 崔〇〇

<隣友保証書>

確認事項: 連れて行かれ、日本新潟県佐渡島にある銅鉾山で勤務していたが、腰と脊髄を事故で怪我した。1945年8月15日の終戦以後苦しみながら闘病生活をしていたが被害者本人は1966年享年46才で亡くなった。当時、同じ村に居住しながら日本国へ強制連行されるのを直接目撃し、下記の隣友保証人もその内容を覚えているので、上記の内容のように隣友保証書を提出します。

保証人 忠北 清原郡 崔〇〇

<倭政時被徴用者> 写し 1枚

<日本郵政事務庁の返信>

熊企戦申第1654號

2002年 7月 25日

朴〇〇様

拜啓 時下ますますご清榮のこととお喜び申し上げます。

さて、たびご照會のありました軍事郵便貯金について、貯金原簿を管理している当センターで調査しました結果、朴〇〇様、木川〇〇様のいずれの名義についても貯金の確認ができませんでしたので、お知らせいたします。

まずは、要用のみして失礼いたします。

敬具

<申告人 朴〇〇との通話記録>

記録した被害内容は父親が存命の時間いた内容である。

日本にたくさん預金しておいた金を返してもらってない。一緒に行ってきた人はシン〇〇(安養居住)氏だが、この方は兄(李〇〇)の代わりに行ってきた。

伯父が日本軍司令部の憲兵隊にいた(朴〇〇)。それで被害者が銅鉾山にいた時、その監督官にしてくれた。

6兄弟の中で長男は、両親扶養のため(徴用から)除外されたが、5兄弟は全て徴集の対象になった。しかし、次男は逃亡し、三男が被害者。四男は体が弱くて逃亡、五男は南洋群島か北海道へ徴集され、末っ子が憲兵隊にいた朴〇〇だ。

添付された文書は日本郵政省から発給されたもので、被害者が日本に行ってきたことを証明す

る書類である。

保証人1 朴〇〇は叔母で

保証人2 朴〇〇は本家の兄で同じ村で暮らした。

<被害申告 電話調査 報告>

動員契機: 強制的に連れて行かれる。

動員時 同行者: シン〇〇(忠南 燕岐郡-787)

動員場所: 新潟県 佐渡島の銅鉾山で働いた。

勤務内容: 日本でお金を預金したが返してもらってない。

参考事項: 一番下の伯父が日本軍司令部の憲兵隊にいた(朴〇〇)。それで被害者が銅鉾山にいた時、そこの監督官にしてくれた。

6兄弟の中で長男は、両親扶養のため（徴用から）除外されたが、5兄弟は全て徴集の対象になった。しかし、次男は逃亡し、三男が被害者。四男は体が弱くて逃亡、五男は南洋群島か北海道へ徴集され、末っ子が憲兵隊にいた朴〇〇だ。

参考人 保証人 朴〇〇は叔母で、結婚してこっちにきたとき徴集されたという話を聞いた。朴〇〇本家の兄（現在思い出せない）で同じ村で暮らした。

<陳述聴取報告書>

動員方法: 徴用。結婚後子供二人を産んだが、日本の指示で村長が頭のいい人を指名してそのリストを日本の巡査に渡せば、巡査が連れて行った。

集合日時 及び 場所: 玉山支署に集まり、トラックに乗せられて行ったという話を聞いた。

移動経路及び交通手段: 船に乗って日本東京へ行って、そこで再配置されたと聞いた。

勤務先 状況

- 炭坑が崩れ怪我をして苦勞した話と

- 日本で逃亡中捕まったら、その場で竹槍で刺して殺すからみんな怖くて逃げられなかったという話も聞いた。

- 父親が家に帰ろうとした時、浮島丸が日本から釜山へ来る時1500人が死んだが、父親もその船に乗る予定だったが同行の人が遅れ、間に合わなかったため、その船に乗れなかった。父親はその船が日本から出発した後、跡を追ってきた日本人が船を爆破させてみんな死んだという話を聞いたと言った。

- 伯父（被害者の弟）が日本で憲兵としていたため、帰還するちょっと前に鉱山で労働者から班長になったという。

同僚・上官: シン〇〇という人と共に動員された。

賃金額及び使い先: 賃金は月40円から50円くらいもらったと聞いたが、父は怪我の治療をちゃんともらっておらず、治療にお金を全部使ったと聞いた。

賃金支給 及び 貯蓄 方法: 賃金支給の際、何%か天引きされていたのでその理由を聞いたら、それを集めて退職金として渡すと言われたが一円も貰えなかったという話を聞いた。

健康(後遺症): 鉱山で怪我をして健康が良くなかった。

周りの強制動員関連者及び参考人

- 日本側に郵便積立金を返してくれと3-4回裁判を起こしたが、全て棄却された。

- 理由は請求権期限が消滅したとのことだった。当時請求した人たちの名簿と裁判と関連する

資料を持っている。

委員会及び政府に望む事項

- 父親は死亡時に自分が死んだとしても事実を明らかにしてくれと頼んだ。
- 父の被害事実が明らかになることを願う。

<被害申告 電話調査 報告>

陳述人: 隣友保証人 朴〇〇

陳述内容: 朴〇〇氏本人は朴〇〇(申告人)と従兄弟関係だが、朴〇〇(被害者)氏は伯父だが彼が日帝強占期に徴用された事実に関しては知らないという。徴用事実に関する陳述は貰えなかった。

<被害申告 電話調査 報告>

陳述人: 朴〇〇と共に動員されたシン〇〇の子 シン〇〇

陳述内容

- 父親は鳥致院邑に申告したが申告する前に脳卒中で倒れ、現在は当時の状況を記憶していない。
- 本人は以前朴〇〇氏が父親と動員され佐渡島の銅鉾山で一緒に働いたことを知っている。その事実は保証できる。.
- 父親は当時朴〇〇と一緒にやってきたと話していた。シン〇〇氏が申告する時には朴〇〇は死亡していて、彼の子から隣友保証をもらう時徴用に行ってきた記録が残っていることを知り、申告することになった。

※ 生存している被害者に当時の状況について陳述をしてもらおうとしたが、生存者が脳卒中のせいで陳述できなかった。

<被害申告 電話調査 報告>

題目: 隣友保証人 陳述

陳述人: 崔〇〇

陳述内容

- 保証人は被害者と同じ村に住んでいた。
- 被害者の動員状況を目撃した。
- 当時、被害者の家は高いところに位置し、庭が広かったため、終戦後に被害者の庭で村人たちがよく遊んでいた。頻繁に往来があり、被害者本人から日本佐渡島の鉾山で働いたという話を聞いた。
- 動員の後遺症かどうかは分からないが、被害者は腰を痛めて重労働はできなかった。自分は幼かったし、関心もなかったためその理由はよく分からない。

<被害申告 事実確認 結果書>

確認調査 結果 総合意見: 申告人が被害者の後遺障害(脊椎骨折の傷害)を申告し、鉾山で怪我で健康がよくなかったと陳述しているが、被害者が死亡したため後遺障害は判断できない。

<被害申告 補完調査 報告>

題目: 申告人 朴〇〇 電話調査

* 申告人 朴〇〇が進捗状況を聞くため委員会に電話をかけてきた。

陳述内容: 父親は佐渡島の銅鉾山で働いている時、坑が崩れ脊髄を痛めた。日本で入院し、病院で治療を受けたかったが、日本から早く出ていけと言われ多分終戦前帰ってきたと思う。帰る時は怪我で動きが不自由な人を手伝いながら帰ったと聞いた。行く時も一緒だったシン〇〇が帰る時も一緒だったようで、もう一人の同行者にシン〇〇もいる。帰ってきてからは腰を全然使えなかったし、よく病気になった。病院にも頻繁に通ったが清州の南宮病院と成内科に通った。南宮病院は10年以上前に無くなり、成内科はまだあるが院長先生が亡くなった。病院の診断書を発行してもらおうとしたが保存期間が5年だったので用意できなかった。

※帰還後に子供3人生まれる

<通知書>

被害者と決定する.

*665-李〇〇

<申告書>

受付番号: 清原-843

申告人: 李〇〇, 被害者の子

被害者: 李〇〇

動員年月日: 1943年 3月 5日

帰還年度: 1946年 8月 5日

被害内容: 1943年 3月 5日예 強制徴用され日本で労務して1946年に帰還。(詳細事項は不明

で名簿を添付する)

<隣友保証書>

確認事項: 日本 九州の炭鉱で鉱夫として働き、終戦後に帰国した。

保証人: 忠北 清原郡 シン〇〇

<倭政時被徴用者名簿> 写し 1枚

<被害申告 電話調査 報告>

被調査者: シン〇〇

調査目的: 保証内容 確認 及び 調査

動員契機: 日本軍により強制的に連れて行かれる

動員場所: 日本 九州 炭鉱

勤務内容

- 被害者 李〇〇は村の隣人で被害者とは隣接している家に住んでいる。1943年頃被害者が強制動員される姿を目撃し、当時村では気をつけて行ってこいと歓送式を開いた。
- 日本 九州の炭鉱へ強制動員され、石炭を掘る仕事をしたという。
- 終戦後、帰還する姿を目撃し、その後も頻繁に会って被害者から日本の話をたくさん聞いた。

<被害申告 一般調査 報告>

陳述人: 李〇〇

被害者との 関係: 弟

陳述内容: 「兄の李〇〇は、農業に従事していたところ、徴兵通知書が来て日本軍によって連れていかれ1943年3月頃 シン〇〇(恩平-435)と共に日本九州の炭鉱へ強制動員され、賃金もろくに貰えず労務者として働いた。終戦になり1946年 8月頃 帰還し、帰還後に被害者は炭鉱労働の後遺症である咳、喘息で苦勞し、1984年に死亡。本人は被害者が徴用されていくのを目撃した」と陳述した。

<被害申告 補完調査 報告>

題目: 参考人 シン〇〇 電話調査

調査内容: 上記の李〇〇は倭政時に日本に行ってきた。おそらく炭鉱だったはずだが、どこかは分からないという。(被害申告 電話調査 報告によると九州の炭鉱と記載されているので確かめみたら、どこかは分からないと答える)。 シン〇〇という人は知らないという。

<被害申告 補完調査 報告>

題目: 申告人 李〇〇 電話調査

調査内容: 兄が シン〇〇の遺骨を持ってきたのは事実ではないという。

<審議調書>

人的事項: シン〇〇

動員地域: 新潟県 三菱鉱業(株) 佐渡鉱山

動員期間: 1944年 10月~1945年 2月 17日

調査結果 3. 隣友保証人 李○○(清原郡0843)は当時一緒に動員され死亡現場を目撃した。イム○○は当時の村長で遺骨を受け取り葬式を行なったと陳述しており、上記シン○○の死亡事実が確認できる。

<審議調書>

人的事項: 李○○

動員期間: 1944年 10月~1945年 8月 15日

調査結果:

4. 同行者: シン○○(恩平区-435(完了))

上記 シン○○は 1944年 10月頃から新潟県所在の三菱鉱業(株) 佐渡鉱山で労務者として生活し、1945年 2月 17日に死亡したことを確認。

- 李○○がシン○○の死亡現場を目撃したという陳述を確認した。

- 申告人, 参考人の陳述と動員期間、動員地が異なり、既に完了したシン○○の動員期間と動員地を受容する。

5. 動員期間と動員地全て陳述が異なるのでシン○○の調書を受容し、1944年 10月頃から終戦時まで日本 新潟県 所在の三菱 鉱業株式会社 佐渡鉱山だと判断する。

<通知書>

被害者と決定する。

** 933-朴○○

<申告書>

受付番号: 忠南燕岐-924

申告人: 朴○○, 被害者の子

被害者: 朴○○

申告事由

後遺障害: 関節炎、皮膚病

その他: 徴用期間中、給与不足

動員年月日: 1942年 4月頃

帰還年度: 1945年 5月

被害内容: 1942年 4月頃 労務者として強制徴用され、日本 新潟県 佐渡郡 相川町山之神地域で3年6か月の徴用生活で関節炎、皮膚病、給与不足などの被害を受けた。炭鉱の作業を行なった。

<申請人 日帝強占下 強制動員 被害 陳述書>

1. 連行当時 状況: (日本の年号で昭和13年だと覚えている)。1942年 4月頃 23才の時、燕岐郡から40人 (全東、全義面、大平里の地域民で構成)
2. 連行方法: 燕岐郡の職員を通して強制徴用される(大平里、全義面、鳥致院の人が多数) 40人
3. 集合場所: 鳥致院 郡庁に集合して鳥致院駅から出発
6. 勤務条件: 炭鉱の弾薬作業を行い、食事はさつまいも、麺類。宿舎は畳部屋でダニ、ノミが多かった (日当1円50銭)

7. 帰還した事由及び方法: 父親から電報をもらって帰還(鳥致院の警察を知っている人から連絡)、船と汽車で帰還。.

<隣友保証書>

確認事項: 上記の陳述書は息子朴〇〇が父親の朴〇〇氏を直接対面しながら事実をそのまま作成しました(2005年 3月)。現在、〇〇里に生きている朴〇〇、白〇〇、朴〇〇氏も陳述書と一緒に申告します。この3人も証人だと聞いている。そして〇〇里の住民で70才以上の年寄りも確認、及び証人として生きている。

保証人: 忠南 燕岐郡 朴〇〇

<倭政時被徴用者名簿> 写し 1枚

<被害者 陳述聴取 報告書>

動員方法: 年齢による徴用

被動員の契機: 面から差出。洞里で3人

募集単位: 集団(12人)

集合 日時 及び 場所: 鳥致院駅 1942年 4月頃

訓練場所: 新潟県 佐渡郡

訓練期間: 3週

訓練内容: 制式訓練及び銃剣術(軍隊訓練)

移動中の処遇: 海苔巻きを提供された

引率管理者または監督人: 韓国人(姓名不詳)

駐屯した部隊または企業: 山之神相川町(鉄鉱石を掘る炭鉱)

勤務部署: 採掘部

勤務条件: 給与を3円20銭もらい、2交代で働きながら3食を提供される。

勤務先 状況: 当時、ハンマーと機械を利用し鉄鉱石を掘る作業を行なった。

同僚及び上官: 金〇〇, シン〇〇

賃金額及び使い先: 3円20銭をもらい家に送金した

賃金支給 及び 貯蓄方法: なし

組織 及び 団体生活: タバコは自腹で、お酒は月に3-4回提供された。

逃亡、怠業など: 月に2-3人くらい逃亡したという

慰安所設置及び見聞 見聞内容: ない

帰国日時: 1945年 5月

帰国手段: 汽車及び船

帰国事由: 実家で朴〇〇氏を帰らせてくれと一日に何回も電報を送ったという。当時、警察署

に知り合いがいたという(蘇〇〇)

帰国同行者: 1人(錦南面) 姓名 不詳

帰国に関する処遇または配慮: なかった

捕虜または収容所生活: ない。大変ではなかった

帰国後の生活: 健康 - 良好

委員会または政府に望む事項: 補償をして欲しい

参与人: 陳述日時 2005年 11月 12日 午後 2時

陳述場所: 自宅

陳述人: 朴〇〇

立会人: 朴〇〇

<被害申告 一般調査 報告>

調査方法: 現場調査(老人会館)

調査目的: 隣友保証人を何回も訪問したが会えず、会館で何人かのお婆さんに会って報告。名前と電話番号を記録した内容。

調査内容

- 被調査者 朴〇〇氏は09年 7月 13日 死亡し会えず、朴〇〇、白〇〇の二人も死亡し、状況を知っている人は全て死亡。調査者の崔〇〇が6か月前に被害者に会った時、腕、足の関節痛が酷く、這いつくばるように動く姿を目撃した。苦痛を訴えるのを見たことがある。
- 被害者は終戦の後に帰郷し、生活が貧しく治療もできなかったという。

<通知書>

被害者と決定する.

**363-禹〇〇

<申告書>

受付番号: 大田中区-64

申告人: 禹〇〇, 被害者の子

被害者: 禹〇〇

動員年月日: 1938年 4月 13日

帰還年度: 1945年

被害内容: 1938年 4月 13日 日本 新潟佐渡島相川炭鉱へ強制動員され、たくさんの苦勞をした。強制動員された炭鉱で約9年間、労働と殴打などによる呼吸困難及び内卒中など深刻な後遺症で1969年死亡した。

<隣友保証書>

確認内容: 本人は被動員者が住んでいる地域から3kmしか離れてない近い所に住んでいた。被動員者と同じ村に私の叔母とその息子の金〇〇が住んでいた。そしてその隣(1km距離)にある〇〇尋常小學校を卒業した。学校の休みの時は従兄弟と一緒に勉強して、従兄弟の家に泊まったりもした。私は従兄弟の家に通う間に禹〇〇氏の話をたくさん聞いたし、終戦になり彼が帰ってきた時は本人を見たことも、話したこともある。日本に行って徴用で苦勞して帰ってきた人だから、不思議に見えて面白い話を聞かせてくれとお願いしたことも思いだす。禹〇〇氏は故郷に帰ってきたが、貧しい生活、日本の炭鉱で長年苦勞して得た後遺症(肺結核)で死亡した。

保証人: 大田 西区 崔〇〇

<隣友保証書>

確認内容: 禹〇〇は 1938年 4月 13日 日本 新潟 佐渡島 相川 炭鉱へ強制徴用された。炭鉱会社で殴打と強制動員で苦勞をして後遺症が深刻だった。禹〇〇の子 禹〇〇が 強制動員されてから1年後(その当時 8才) 家族と共に日本へ渡り小學校に入学した。3か月後に終戦になり韓

国へ帰国した。禹〇〇は 相川炭鉱7年間勤務し、1945年 9月 13日に帰国。1969年 7月 27日死亡した。炭鉱の強制動員による内卒中、塵肺症、呼吸困難、吐血など深刻な後遺症で死亡。

保証人: 大田市 中区 禹〇〇

<被害申告 電話調査 報告>

被調査者: 禹〇〇

動員契機: 3次徴用の時、報国隊で選抜される。

動員期間: 1938年 4月 13日~1945年 9月 13日(7年間)。被害者と家族が日本へ渡り一緒に生活してから帰国したのではっきり覚えている。

動員時 同行者: 近隣の村から4人が動員される(名前は不明)

勤務内容: 被害者が先に徴用されていき、3か月後に家族(母、子供3) 全員が被害者が勤務する炭鉱へ行きたい生活した。日本の不詳の小学校3年に在学中、終戦を迎え帰還した事実を陳述する。

- 2交代勤務(12時間ずつ) 昼間10日、夜間10日 2組が勤務

- 炭鉱 採炭夫として勤務

- 韓国村という所に無料の家を提供され暮らした。味噌など生活に必要なものは炭鉱側が配給してくれた。

- 毎月35円程度の給与をもらった。炭鉱から家までは1.5km離れていた。

- 炭鉱での労務により肺結核及び内卒中を患ったが立証資料はない。

参考事項 1. 写真 などその他の資料はない

2. 被害者と家族(母親, 子供3)たちは炭鉱側が無料で提供してくれた家で生活し、終

戦を迎え（炭鉱側が送ってくれた）日本 下関から連絡船に乗って釜山に帰還した。

<被害申告 一般調査 報告>

題目: 隣友保証人 崔〇〇 電話調査

動員時期: 徴用されていくのを直接目撃した。しかし現在を年を取り何年ごろだったのか正確には思い出せないという。

動員地: 日本 炭鉱の仕事をしたと聞いた。

帰還: 終戦になってから帰還した。

※家族たちが日本へ行ったのは覚えてないという。隣にいた（保証人の）奥さんが保証人が歳のせいで記憶力が悪くなったと話す。

<被害申告 一般調査 報告>

題目: 申告人 禹〇〇, 参考人 崔〇〇 電話調査

動員期間: 父親が 31-32才ごろに行った(1940-41年).

日本 炭鉱で働いた。家族の生活が苦しくなり、父親がいる日本へ渡った。母親はそこで商売をして稼いだ。

※申告人が耳が遠くなり、健康もあまりよくなかったため隣で代わりに意思疎通を手伝ってもらった。

家族が日本へ渡る時は姑、夫の妹〇〇が一緒に行ったという。また、〇〇(1941年 3月生まれ)が生まれた時、父親と一緒にいたと覚えている(脳梗塞のせいで健康状態がよくないと語る)

-> 上記の禹〇〇の 動員期間は1941年頃から終戦までと判断される。

<通知書>

被害者と決定する.

**485-朴〇〇

<申告書>

受付番号: 儒城区-3〇〇〇〇7

申告人: 朴〇〇 被害者の子

被害者: 朴〇〇

動員期間: 3年

帰還年度: 檀紀 4276年 12月(1943年)

被害内容: 疾病を得て帰還し死亡

<隣友保証書:

確認内容: 朴〇〇は同じ村で一緒に居住する者で、檀紀4274年（1941年） 1月に日本軍によって強制動員され、日本 新潟県 佐渡郡 相川町山之神 第29号 4舎内に居住を置いて、強制労働をしてから4276年 12月帰国したことを保証します。

保証人: 燕岐郡 張〇〇

<写真> 1枚

<被害申告 電話調査 報告>

調査目的: 隣友保証人 事実調査

動員期間: 1年か2年で帰ってきた

移動方法: 船(終戦になって帰る時は飛行機が船を攻撃すると行って10日間ほど待たされてから船に乗って帰ったと聞いた)

動員場所: 日本 九州(詳細は不明)

勤務内容: 夜弾丸を運んだと聞いた。

参考事項: 朴〇〇とは隣に住んでいたので朴〇〇が徴用されたことは知っているが、詳細の内容は知らない。

<被害申告 電話調査 報告>

調査目的: 参考人 事実調査(被害者の娘)

参考事項: 陳述人が小学校に入る前に日本へ行った。日本が長かったので日本語が上手だった。

日本の女性は勤勉で農作業も上手くやっていた。父親が亡くなってからだいぶ時間が経ったのでよく覚えてない。日本語に行ってきたのは間違いないと何回も話した。

<被害申告 一般調査 報告>

題目: 申告人 事実調査

調査内容

1. 被害者との 関係: 子

2. 動員 当時 住んでいた地域: 忠南 燕岐郡

3. 動員期間: 申告人 7才の時、徴用に行って10才の時帰国。

4. 同行者: 黄〇〇(同じ日に行って、一緒に帰った。その後もお互い頻繁に往来しながら日本に行ってきた話をしていた)

5. 動員地: 日本(具体的な場所は不詳だが黄〇〇と一緒にいった。黄〇〇の息子が持っていた積立通帳の写しを渡し、積立通帳にある所在地で居住したという)

6. 被害者 死亡原因: 朝鮮戦争の時死亡

7. その他:

- 早く亡くなったので知っている内容がない。
- 父親が 日本で撮った写真を帰国する際持って帰ったと提出した。
- 写真中の人たちが当時働いていた釜山の同じ組で、父親が班長だったという。
-

<被害申告 事実確認 結果書>

5. 国家記録 等 参考資料の有無: 確認できない。

1) 写真: 日本で朴〇〇が撮った写真というが、撮った場所、日付などがなく朴〇〇が死んでからだいぶ時間が経ったため、死亡当時の写真がない。実際朴〇〇の写真かは確認できない。

2) 通帳写し: 朴〇〇の同行者だった黄〇〇の息子が持っていたもので、申告人は黄〇〇と朴〇〇が通帳に記されている住所地へ一緒に徴用されたと申告したが、黄〇〇に問い合わせたところ、朴〇〇と黄〇〇と一緒に同行した事実を知らず、父親から朴〇〇と同行したという話を聞いたことはないが、通帳をコピーしてあげた事実はあるという。

確認調査 結果 総合意見: 上記の参考人 及び 隣友保証人 陳述に信憑性があり、上記の朴〇〇

は日帝によって不詳年月日から終戦後まで日本九州にある不詳の炭鉱で強制労働した労務者と推定される。

<通知書>

被害者と決定する.

** 133-洪〇〇

<申告書>

受付番号: 清原郡-300025

申告人: 朴〇〇, 被害者の甥

被害者: 洪〇〇

動員年月日: 1942年 9月頃

帰還年度: 1945年

被害内容: 日帝時に故郷で農業をしていたが、日本政府によって強制的に洪〇〇氏は石炭鉱山に連れていかれた。

<隣友保証書>

上記の者は故郷の忠清北道 清原郡で農業に従事していたが、第2次世界大戦中に日本の敗色が濃くなり、強制動員令に出され上記の洪〇〇氏も強制動員令により強制動員され、日本樺太の炭鉱で強制労役をした。終戦と同時に帰国し暮らしていたが、1953年 10月 2日自宅で亡くなった。

保証人: 李〇〇

保証人との関係: 親友

[以下は 隣友保証人 金〇〇の文集の一部: 李]

報国隊に行ったリスト

朴〇〇氏の父親 志願して行って数年後に戻ってきた

韓〇〇氏 志願して行って数年後には家族まで連れて行った。

朴〇〇 日本北海道に行って、ソ連に近い島で軍事施設を建設した。何回か死ぬ危機に直面したことがある。

故 金〇〇

故 洪〇〇[被害者: 李] この二人は日本 佐渡島の石炭鉱山へ行って仕事をしたという。

金〇〇 日本のある炭鉱

李〇〇 日本のある炭鉱で働いていたが、家庭事情により帰還。

金〇〇 日本のある炭鉱

朴〇〇 日本のある炭鉱

金〇〇 〇〇の2番目の姉の夫（義兄）について日本に渡る

<被害申告 電話調査 報告>

被調査者: 李〇〇

調査目的: 保証内容 確認 及び 調査

動員契機: 強制的に連れて行った

動員場所: 日本 新潟県 佐渡島 炭鉱

勤務内容: 被害者は 1942年頃 日本 新潟県 佐渡島 炭鉱に労務者として強制動員されたが、
1945年終戦後に帰還した。

<被害申告 電話調査 報告>

被調査者: 金〇〇

調査目的: 参考 内容 確認 及び 調査

動員契機: 強制連行.

動員期間: 1942年~1945年 終戦後

動員時 同行者: 金〇〇

勤務内容

- 被害者は 文義面事務所の職員によって同じ村に住む金〇〇と一緒に1942年頃日本 新潟県
佐渡島の炭鉱へ労務者として強制動員され、洞窟に入って石炭を掘る仕事をするなど苦勞をし
て

- 1945年 終戦後に帰還した。動員中にはたまに手紙が送られてきたし、健康状態は良好だった。

<被害申告 一般調査 報告>

陳述人: 朴〇〇

陳述場所: 清原郡庁 行政課

被害者との 関係: 甥

陳述内容: 「被害者は日帝時代に故郷で農業を行っていたが、日本政府によって日本石炭鉱山に

強制動員されて、終戦後に帰還した」と陳述

<被害申告 事実確認 結果書>

申告人: 朴〇〇

被害者との 関係: 甥

確認 事項 等: 隣友保証人 金〇〇氏が口伝されてきた村の話を書いた文集に「洪〇〇氏が日本
佐渡島石炭鉱山に行って仕事をした」と記載されている。

<審議調書>

動員期間: 1941年 4月~1945年 8月 15日

調査結果: 同行者 金〇〇(清原郡-233 完了)

動員期間 及び 動員地は 同行者 金〇〇と同じく調査、処理した(金〇〇の審議調書
添付)

<通知書>

被害者と決定する

**441-朴〇〇

<申告書>

受付番号: 論山-1519

申告人: 朴〇〇 被害者の子

動員年月日: 1934年 4月

帰還年度: 1943年 6月

被害内容: 隣友保証書 参照

<隣友保証書>

確認事項: 上記の人は1934年 4月頃 日帝強占下 強制動員され、日本 北海道 炭鉱で約9年間
労務者として仕事に従事し、1943年 6月頃自宅へ帰還した後、炭鉱労務の被害である肝硬化で
苦しんだ末死亡したことを保証します。

保証人: 忠南 論山市 金〇〇

<写真> 1枚

<倭政時被徴用者名簿> 写し 1枚

<被害者 電話調査 報告>

被調査者: 朴〇〇

動員契機: 貧しい人たちを連れていく時、募集して行ったと思われる

動員期間: 不詳日~不詳日。 ※申告書 上の記載は推測で書いたものだという。

動員時 同行者: 面内で李某氏など複数の人

動員 場所: 日本のある炭鉱 ※申告人は動員地を正確には分らない。 申告書に間違って記載
されている。

勤務内容

- 被調査者 朴〇〇は 申告人. 被害者の 息子。 被害者 生存時に聞いた話を陳述。
- 被害者は 炭鉱で 採炭作業をした。何回か脱出したが捕まって戻されたという。
- 被害者は労役により肺に炭塵が入り、肺が硬くなりそれが肝硬化になった。被害者は牛の商売をしていたが、論山郡 連山から帰る途中吐血し倒れ、病院に運ばれたが遺言も残せず死亡(1980年 7月)。それが悔しくて申告書を出すようになったという※労役による障害を証明できる書類はないという。

参考事項: 添付の写真上の記録は確認できない。 ※写真の原本は被害者の妻がっており、写真には年度は不詳だが「10月 20日」と記されているという。

<被害申告 電話調査 報告>

被調査者: 全〇〇

動員契機: 被害者 朴〇〇は ユ〇〇, 全〇〇 など10人余りの人と共に日本 新潟県 佐渡 鉱山に動員され、金を掘る労役をした。直接 目撃した。

動員期間: 1940年頃~終戦後 帰還

移動方法: 〇〇学校->日本. ※〇〇学校に集めて、全員日本に連れていった。

動員時 同行者: 被害者と 本人の夫(ユ〇〇, 論山-1286), 全〇〇(論山-1242) の他 〇〇面の住民約10人程度(名前は知らない)

動員場所: 日本 新潟県 佐渡鉱山

勤務内容

- 被調査者 全〇〇は 現在 86才。 被害者と 同行したユ〇〇の妻で、当時 夫の動員地に行っ

て同行人たちとは隣人として暮らし、終戦になってから帰国した。

- 被害者と〇〇面内から一緒に行った人たちは寄宿舍のような宿舎で一緒に住んでいた。みんな洞窟に入って仕事をしたが食死者が出た。

- 動員 場所は島だったので終戦になって帰してくれるまで出れない所。金を掘る所だった。

- 帰還後の後遺障害や健康状態については知らない。

参考事項

- 終戦になり鉾山側が船乗り場まで送ってくれた。帰り道に大阪によったが空襲による火事で全て燃えてしまい、鉄筋だけ残っていたのを覚えている。

- 終戦になり帰国する時死んだ人もいたという。

※ 被害者を含めて〇〇面内の人たちは、(被害者たちが) 動員されてから数ヶ月後に 鉾山から来た偉い人が徴用者たちの家族を連れて日本に行った。本人 全〇〇は 娘(ユ〇〇, 現在70才)が4才の時一緒に渡って被害者 朴〇〇の隣の家に住んでいた。

<被害申告 事実確認 結果書>

確認事項

- 動員時期 及び 動員地は申告書の記載とは異なるが、参考人 全〇〇の 陳述に信憑性があり、1940年頃 日本 新潟県 佐渡鉾山に動員されたと推定できる。

- 申告人 朴〇〇は 被害者 朴〇〇が 動員中に労役によって肺が悪くなり死亡したというが、隣友保証人 及び 参考人がそれを認識しておらず、立証資料もないので判断し難い。

-

<意見書>

申告人は後遺障害(肺病)で苦勞したと申告したが、被害者がすでに死亡しており、客観的な立証資料がない。

<審議調書>

調査結果: 申告人は 後遺障害(肺病、肝硬化)を主張するが、提出した資料(陳述書)だけでは強制動員による後遺障害が発生したと認めることができないので、これに対する判断は保留する。但し、申告人に負傷障害慰勞金の申請手続きを案内し、申請したらその時に最終的な判断をするのが望ましい。

<通知書>

被害者と決定する

**464-ジョ○○

<申告書>

受付番号: 扶余郡-956

申告人: ジョ○○, 被害者 本人

被害者: ジョ○○

動員年月日: 1939年 3月 10日

帰還年度: 1944年 5月 3日

申告事由: 後遺障害 金鉾で長く仕事をし、咳の病気がある。新潟県佐渡島の金鉾

被害内容

1. 動員当時の 状況: 1939年 3月 10日 面事務所から徴用の通知を受け、軍隊よりは労役が命の危険が少ないと思って徴用に応じることにした。
2. 強制動員方法: 当時、村の若い男女は徴兵もしくは徴用でほとんど連れて行かれた。家に来て脅したので家族が不安を感じた。自分が犠牲になれば家族みんな楽に暮らせると思って徴用に応じた。
3. 行き先に関する事項: 場所は1939年 10日 ○○面事務所だった。約30人が車、汽車、連絡船で日本にある新潟県 佐渡島 金鉱に行って仕事をした。
4. 帰還の動機: 金鉱で工作中、天井の岩が崩れ落ちて、1日にも数人死ぬなど怪我する人が多くて、これ以上ここにいたら命が危ないと思って1944年 5月 3日夜明けに金鉱から脱出し連絡船に乗って帰郷した。

<隣友保証書>

本人は ジョ○○の隣村に住んでいて年も近かったので親しかった。ある日からジョ○○が見かけなくなって村の人に聞いたらジョ○○が強制徴用されたことを知った。時期は思い出せないが、5-6年くらい働いて終戦後に帰還したと覚えている。後にジョ○○から日本 佐渡島 炭鉱で働いたという話を聞いた

保証人: 忠南 扶余郡 李○○

<朝鮮人労働者に関する調査結果> 写し 1枚

<被害申告 電話調査 報告>

調査目的: 再調査(隣友保証人)

動員契機: 強制徴用으로 動員됨

動員期間: 正確な動員年度は思い出せないが、5-6年くらい働いて終戦後に帰還したと覚えている。

動員場所: 日本 佐渡島 鉾山

勤務内容: 炭鉾で働いたとの話だけ聞いたので、どのような仕事をしたかは知らない。

<被害申告 電話調査 報告>

被調査者: 조○○

調査目的: 被害陳述

動員時 同行者: ○○里の住民(名前は知らない)

動員場所: 新潟県(新潟県) 佐渡島 金鉾(金を掘る労役 及び 사강기 (機械名) 作業)

勤務内容: 金鉾で強制労役をしていた時、天井が崩れ死者がたくさん出た。金鉾で死ぬよりは逃げた方がいいと思って、一人で逃亡し連絡船に乗って故郷へ帰還したという。.

参考人: 被害者 조○○は 申告当時 生存していたが、2005年 5月 19日 死亡し、被害者の息子 조○○が電話調査に応じた。

<被害申告 事実確認 結果書>

調査内容: 上記の조○○は 朝鮮人労働者に関する 調査結果<‘上の認定’①-2> 131ページによると日本宮城県三菱鉾業株式会社 細倉鉾業所で1943年 5月 22日から1944年 1月 30日まで

で 亞雜（職名？仕事名？） として労役し、途中で逃亡した内容が確認される。

確認調査 結果 総合意見

- 上記のジョ○○は 申告当時 1939年 面事務所の徴用状を受け、強制徴用され新潟県 佐渡島 金鉱で労役したと調査したが、再調査結果 発見された朝鮮人労働者に関する調査結果 131頁によると日本宮城県三菱鉱業株式会社 細倉鉱業所で1943年 5月 22日から1944年 1月30日まで、亞雜として労役し、途中で逃亡した内容が確認されるので、佐渡島 金鉱から強制労役して1943年 5月日本宮城県三菱鉱業株式会社 細倉鉱業所へ移したと判断される。

- 従って、上記のジョ○○は 朝鮮人労働者に関する調査結果によつて日本宮城県三菱鉱業株式会社 細倉鉱業所で1943年 5月 22日から1944年 1月 30日まで労務者の生活を強要された被害者と認められる。

忠清南道 日帝強占下強制動員被害真相究明実務委員会

<審議調書>

調査結果: 上の認定 記録 及び 申告人の陳述を受け入れ、上記のジョ○○は ‘1939年 03月頃から1943年 05月頃まで’ 日本 新潟県 所在の三菱鉱業(株) 佐渡鉱山で、 ‘1943年 05月 22日から 1944年 01年 30日’までは 日本宮城県三菱鉱業株式会社 細倉鉱業所で労務生活をしたと判断される。

<通知書>

被害者と決定する.

**215-具〇〇

<申告書>

受付番号: 全南珍島-357

申告者: 具〇〇 被害者 本人

被害者: 具〇〇

動員年月日: 1944年 3月

帰還年度: 1945年 11月

被害内容: 1944年 3月頃 募集労務者として珍島から3-4人くらいが日本へ炭鉱労務者として連れて行かれ、日本 新潟県三菱 佐渡島炭鉱で炭を掘る作業をしていたところ、終戦を迎え帰還した。 ※〇〇面 朴〇〇氏(珍島郡-41, 完了)と一緒に同行.

<隣友保証書>

確認事項: 本人は 被害者と同じ村に居住する人で、当時本人にも令状が届いたが持病があり本人は 動員されず、具〇〇が 動員されるのを直接 目撃した。

後に具〇〇が帰還してから会って 強制動員の状況を聞いたが、日本で労務者として生活したことと朴〇〇氏と一緒にいった内容だけ覚えている。

保証人: 全南 珍島郡 金〇〇

<倭政時被徴用者名簿> 写し 1枚

<被害申告 補完調査 報告>

題目: 同行人 電話調査

1. 電話調査 対象者

- 朴○○(珍島郡-41, 完了): 同行人
- 李○○(珍島郡-50, 完了): 同行人
- 韓○○(珍島郡-344, 完了): 同行人
- 朴○○(珍島郡-688, 完了): 同行人

2. 調査目的

- 具○○と 同行事実 確認

3. 調査結果

- 朴○○は ずっと不在で 電話通話ができなかった
- 周○○は 電話番号 不在で 調査できなかった
- 韓○○は 珍島から大人数が動員されたが具○○という名前は知らないと陳述
- 朴○○は ずっと不在で電話通話ができなかった

<審議調書>

調査結果

- 上記の具○○は 倭政時被徴用者名簿(全羅南道 3) 685頁に登載
- 上記の具○○は 生存者として動員時期、同行者、動員地などについて詳細に陳述しており信頼性が高い。
- 上記の保証人 金○○(1927年生まれ、隣人)は 具○○が 日本へ強制動員され、後に帰還したことを直接見たと陳述。

- 動員地及び動員時期は申告人の陳述 及び 同行人 朴〇〇の 審議調書を受容して記載する。

総合意見: 上記の具〇〇は 日帝により強制動員され1944年 03月頃から1945年11月頃まで日本 新潟県所在の三菱 佐渡鉱山で労働者としての生活を強要されてか帰還した被害者と判断される。

<通知書>

被害者と決定する

**421-金〇〇

<申告書>

受付番号: 全南珍島-887

動員年月日: 1944年 11月

帰還年度: 1945年 12月

被害内容: 実際の年齢18才の時に日本 佐渡島へ強制徴用され、金を掘る鉱山で約2か月程度労働し、その後日本 福島の地下工場で約11か月 労働した。1次捕虜、2次 韓国人軍人、3次 労働者 帰還時に帰還した。

<別紙 2号 書式>

申告 事由: その他 労働者動員(募集)

動員年月日 1941年 4月

帰還年度: 1945年 10月

被害内容: 18才の時、日本 九州 長崎佐世保 炭鉱へ強制動員され4年 6か月間たくさんの苦勞（労働と虐待など）をして体が満身創痍になり、故郷に帰ってからは結核で4年間闘病生活した後、後遺症で結局1949年 2月 3日 自宅で死亡。

<隣友保証書>

確認内容: 18才の時、日本 九州 長崎佐世保 炭鉱へ強制動員され4年 6か月間たくさんの苦勞（労働と虐待など）をして体が満身創痍になり、故郷に帰ってからは結核で4年間闘病生活した後、後遺症で結局1949年 2月 3日 自宅で死亡。

<被害申告 事実確認 結果書>

確認調査 結果 総合意見: 上記の金〇〇は 申告人の 陳述 及び 隣友保証人の陳述により 1941年 4月頃 強制動員され、日本 長崎県 佐世保 炭鉱で鉱夫として働いていた時、終戦を迎え1945年 10月頃 帰還したと判断される。

<被害申告 補完調査 報告>

題目: 参考人 金〇〇の 電話調査

年齢:1928年生まれ

関係: 妹

調査内容

- 参考人は 兄の金〇〇が 日本 九州 佐世保 炭鉱で労務者として働いてから帰還したが、その労役の後遺症で死亡したと陳述。

- 炭鉱で働いた事実があり、早く死亡したので村の人々がみんな知っている」と陳述。

<審議調書>

動員期間: 1941年 04月~1945年 8月 15日

動員地域: 新潟県 三菱鉱業(株) 佐渡鉱山 及び 長崎県 所在 佐世保 炭鉱

調査結果

- 申告人 金〇〇(子)は 上記の 金〇〇が 佐渡島 鉱山で約2か月間 労役をし、九州 佐世保 炭鉱で約11か月の労働をしていた時終戦になり帰還したと陳述。

- 参考人 金〇〇(妹)は 兄の金〇〇が 佐世保 炭鉱で労務者としてhたらいた後帰還したが、その後遺症で死亡したと陳述。

- 動員期間 及び 動員地は 参考人の 陳述を受容して記載する

<通知書>

被害者と決定する

**606-金〇〇

<申告書>

受付番号: 清原-232

申告人: 金〇〇, 被害者の 子

動員年月日: 1941年 4月頃

帰還年度: 1945年 8月頃

被害内容: 私の 父親が 生存していた時に聞いた話によると父は1941年 4月頃 日本の強制徴用により連れて行かれて日本 佐渡島 金鉱で鉱夫として約4年年間労役に勤め、1945年 8月終戦により釜山港を通して帰還した。その後、強制徴用の後遺症として胸膜炎と重症の腰痛で苦しんだ。当時一緒に行った人は徐〇〇、金〇〇

<隣友保証書>

確認事項: 上記の対象者は本人の従兄で、従兄弟 3 人中で次男。当時、村の村長と親日勢力の強制動員命令で日本に連れて行かれ、4年以上金を掘る鉱山で働いた後、1945年 終戦を迎えて帰国して暮らした。後に亡くなった。

保証人: ソウル市 金〇〇

<被害申告 電話調査 報告>

被調査者: 金〇〇

動員場所: 日本 北海道 炭鉱

勤務内容: 被害者は 1941年頃 日本 北海道の炭鉱へ強制動員され労務者として働き、1945年終戦後に帰還した。

参考事項

- 本人は 被害者 金〇〇の従姉妹で被害者が 強制動員されていく姿と帰るのを直接 目撃し、被害者から強制動員の事実を直接聞いたので知っている。
- 被害者は現地で腹一杯食なくていつも飢えていたし、日本人から過酷できつい仕事をさせられ体のあっちこちに怪我をした

- 帰還後、きつい仕事はできず、たくさんの苦労を経験し寝たきりになって亡くなった。

<被害申告 電話調査 報告>

被調査者: 金〇〇

調査目的: 保証内容 確認 及び 調査

勤務内容

- 当時 同じ村に住んでい他ので、村長と親日派たちによって日本に強制動員さsれる姿を直接
目撃した

- 1941年頃 強制動員され 日本 北海道の炭鉱で仕事をしたことを被害者(金〇〇)から直接聞
いた。

- 1945年 終戦後、帰還する姿を直接 目撃したと陳述

<被害申告 事実確認 結果書>

確認調査 結果 総合意見: 上記の 金〇〇は 1941年頃 日帝によって日本 北海道 所在不詳の
炭鉱に労務者として強制動員され、1945年終戦の後、帰還した事実が認められるので被害者だ
と判断される。

<被害申告 補完調査 報告>

被調査者: 申告人 金〇〇

調査内容: 被害者 金〇〇が 日本 佐渡島 金鉱へ行ってきたことが確認される

- 担当者合意の下、移管する

<審議調書>

調査結果

3. 同行者 徐〇〇, 金〇〇

- 1941年 4月頃から 終戦時まで 日本 新潟県 所在の三菱鉱業(株) 佐渡鉱山で働いた者と調査完了(審議調書 別添)

4. 参考人 金〇〇(従姉妹)は 日本北海道 炭鉱だと主張するが申告人の陳述が信憑性があると判断されるので申告人の陳述を受容する

<通知書>

被害者と決定する.

** 053-朴〇〇

<申告書>

申告人: 朴〇〇 被害者の 長男

被害者: 朴〇〇

申告事由: 後遺障害 鉱山で心臓の障害で死亡。

被害内容: 1942年 3月 面事務所により動員され日本へ行って、新潟県佐渡島の鉱山で働いた。

1944年祖父が入院し、母が何回か警察署に行ってお願ひして、警察署が病院から診断書を貰って署長名義で電報を送り、被害者が帰国した。しかし病気になり闘病生活の末1950年に死亡した。

<別紙 2号 書式>[申告書と似たような様式: 李]

動員年月日: 1942年 3月 5日

帰還年度: 1944年 10月

被害内容: 1942年 面事務所によって動員され日本新潟県佐渡島の鮎山へ行った。祖父の病気が危篤になり、母が江景警察署に何回か行ってお願ひしたら、警察が祖父を入院させ診断書を貰った。その診断書を貰って日本へ電報を送り、一時帰還していた。ちょうど帰還する前に終戦になった。

<隣友保証書>

確認内容: 朴〇〇氏は 日帝下で日本へ徴用されたが、祖父の病気で警察署で電報を送って帰国した。当時としては珍しいことだったので噂になっていた。

終戦後、日本から帰ってきてからは体が衰弱していて、長く生きることができずまもなく亡くなった。以上のことは私が直接見たことであると証明します。

保証人: 忠南 鶏龍市 〇〇〇

<被害申告 電話調査 報告>

被調査者: 〇〇〇(申告人)

動員契機: 面が差出して労務者 募集に強制動員された

動員期間: 1942年-1944年

動員時 同行者: 〇〇面の〇〇〇(論山市-790, 死亡)氏もその頃徴用されたと聞いたが、同じ日に行ったのか、同じ所で働いたかは知らない。

勤務内容

- 工場で移動するゴムベルトの上に石を砕いて載せる労務者を監視する仕事をしたと聞いた。
- 一日8時間勤務したという。
- 勤労者は200人ほどがいて、宿食を共にしたという。
- 給与を貰ったかは不明

参考事項

- 父親(被害者) 強制動員 当時(3才頃で学校に通っていたので行く姿を見れなかった。1944年祖父が亡くなり、母が祖父の死亡診断書を発行してもらい、警察署長に見せて電報を送り帰還したのは直接見た。
- 祖父の葬式を行ってから再び日本に行くことを約束して帰還したと言ったが、戻らなかった。
-

<被害申告 電話調査 報告>

被調査者: 隣友保証人 ○○○

勤務内容: 被調査者(村人)は被害者が 日本のどこかへ徴用に行ったと動員当時に村で噂で聞いた。終戦後に村で被害者を見たがいつ帰還したのかは知らないという。

<通知書>

被害者と決定する.

**604-李〇〇

<申告書>

受付番号: 議政府-268

動員年月日: 1941年

帰還年度: 1946年 1月

被害内容: 父親は李〇〇と言います。1941年頃 日本に鉱夫として母と一緒に行ったと聞きました。当時住んでいたのは扶余郡〇〇面です。

徴用で行ったのは日本新潟県佐渡島にある金鉱だと聞いてが、鉱山の名前は知りません。

当時、給与から強制的に郵便局の積立預金と保険に加入させられた。しかし4年間 鉱夫として働いたが終戦になって貯金と保険金を一円ももらえず1945年帰国しました。

その証書は帰国の時に紛失し今は残っていません。

徴用地の金鉱で勤務中に長兄が生まれ、当時 李〇〇が4才の時終戦になり故郷と一緒に帰ってきました(ちなみに李〇〇の戸籍に出生地は日本の住所になっています)

(帰国の) 手続きが複雑で翌年の1946年 1月頃に扶余郡〇〇面にある母の実家に帰還したと聞きました。

その後 肋膜炎 病院で死境をさまよいました。結局健康は回復せず病床にいたが、1986年 3月に京畿道楊平郡で亡くなりました。

<意見書>

被害者 故 李〇〇の 人的事項は除籍謄本で確認ができ、1941年 6月~1946年 5月まで 日本新潟県で炭鉱労務者として徴用された事実は倭政時被徴用者名簿によって確認できる

<通知書>

被害者と決定する

**720-ジョン〇〇

<申告書>

受付番号: 公州-306

申告人: ジョン〇〇, 被害者の子

被害者: ジョン〇〇

動員年月日: 1939年

帰還年度: 1945年 10月

被害内容: 申告者の 父(ジョン〇〇)は 日帝強占期の1939年 強制動員され日本国 新潟県 佐渡郡大字下相川に居住しながら炭鉱で採炭作業を行った。2年後の1941年には妻(ジョン〇〇)と子(ジョン〇〇)が日本に渡り、一緒に暮らすようになり、日本国上記の居住地で子(ジョン〇〇)が生まれた(除籍謄本 参照)

終戦になった1945年 10月上記の本籍地へ帰還し生活したが、炭鉱で得た肺病(塵肺症)で長く苦しみ、1962年 10月上記の本籍地で死亡した。

<隣友保証書>

確認事項: 上記の者は日帝強占期の1939年 強制動員され日本国の某所で炭鉱の採炭夫として働いて終戦になった1945年 10月頃 上記の本籍(住所)地に帰還して暮らしていたが、1962年 1

0月塵肺症で苦しんだ末死亡した事実が間違いないことを保証します。

保証人: 公州市 ユ〇〇

<被害申告 電話調査 報告>

被調査者: ジョン〇〇(申告人)

動員契機: 強制動員

動員 場所: 日本 炭鉱

勤務内容: 1. 1939年頃 強制徴用

2. 1945年 終戦後に帰還

参考事項: 保証人も引越ししてどこにいるのか分からないという。これ以上の保証人や参考人はいなかった。

<審議調書>

調査結果: 上記のジョン〇〇の子供出生記録に基づき動員地は新潟県 所在 三菱鉱業株式会社 佐渡鉱山だと推定される。

<通知書>

被害者と決定する。

** 230-南〇〇

<申告書>

受付番号: 論山-1222

申告人: 南〇〇, 被害者の 甥

被害者: 南〇〇

動員年月日: 1937年 5月

帰還年度: 1941年 10月

被害内容: 徴集令によって1937年 5月 日本に徴用される。当時とても苦勞した聞いた。病を得て1941年 10月に帰国。一生その時の病気で苦勞した。

<隣友保証書>

日帝 徴集令により1937年 5月に日本へ徴用される。当時 日本で発行した組合第906号 通帳を持っており、1941年 10月 帰国した。当時得た病気で一生苦勞し1969年 10月に亡くなった。

保証人: 論山市 南〇〇

<被害申告 電話調査 報告>

被調査者: 南〇〇(直接目撃)

動員契機: 募集だと聞いた

動員期間: 徴用日不詳-募集日不詳

動員時 同行者: 被害者と 李〇〇(死亡), 崔〇〇(死亡), 李〇〇(死亡), 南〇〇, 李〇〇(論山市

-1223, 死亡)、同じところで働き、一緒に帰還したという。

勤務内容

- 南〇〇は 申告者 被害者の甥である。被害者の動員については、帰還して生活しているのも見ており、同じ村に住みながら被害者と村の住民から聞いて知っている。

- 勤務内容は知らないという

- 添付した通帳 写しは被害者の妻(李〇〇)宛になったもので、動員された被害者から給与が送られてきたという。除籍上から妻の名前が確認できる(通帳には 連山金融組合発行 1937年 7月 24日~1939年 9月 7日まで入金された記録がある)

参考事項: 添付した写真は動員地で労役中に撮ったものではないが、同じ村で動員された人たち(6人)で日本で撮ったものだという。

<被害申告 電話調査 報告>

被調査者: 南〇〇(直接目撃)

動員契機: 募集(日本人 2人と一緒に行くのを見た)

勤務内容

- 被調査者 南〇〇は 被害者の息子

- 父親が動員された後、1-2か月後に炭鉱か金鉱かは不明だが佐渡島にいるという手紙を叔父宛に届いたので父親の動員地が分かったという。

<審議調書>

調査結果: 申告人が提出した写真に上記の同行者たちの名前が書いてあるので、作業場の同僚

だった陳述に信憑性があると判断される(写真 参照)

<通知書>

被害者と決定する.

** 231-李〇〇

<申告書>

受付番号: 忠南論山-1223

申告人: 李〇〇, 被害者の 子

被害者: 李〇〇

被害内容: 日本 徴集命令 1935年 4月 日本へ行った。家族がとても苦勞していたところ、父親が帰還。日本政府が発行した331円を貯金している連山金融組合の通帳を保管していたが老衰により1987年 7月に亡くなった。 通帳の金額 3円 31銭。通帳を朝鮮戦争の時焼失

<被害申告 電話調査 報告>

被調査者: 李〇〇

動員契機: 被害者は 父親だが、当時 本人が幼かったので分からない。.

動員期間: 動員日は不詳だが、終戦後に帰還。3年間だったと思う(申告書の記載はよく分からないまま記載したもの)

動員時 同行者: 南〇〇(論山-1222, 死亡)

勤務内容: 動員事実を確認できる金3円31銭を貯金した連山金融組合の通帳を保管していたが

老衰で亡くなり、通帳は朝鮮戦争の時に焼失

参考事項: 添付した写真は労役中に撮ったものではないが、同じ村で同行した6人が日本で撮って帰ったもの。写真の前列の一番左が被害者。撮影日時は記載されておらず、同行者(南〇〇, 論山市-1222, 死亡)の 申告人(南〇〇)が提供したものだという。

<被害申告 電話調査 報告>

被調査者: 南〇〇(間接目撃)

動員契機: 本人は 被害者と同行した南〇〇の息子。父親が 募集(日本人2人と一緒に行くのを見た)で行ったので、被害者も父親と同じく募集で行ったと覚えている。

被調査者 南〇〇は 被害者の 同行者(南〇〇, 論山市-1222)の息子。父親と村の住民たちから動員と関連する話を聞いたので被害者と父親が同行したことを知っているという。

勤務内容

- 勤務内容は知らないという
- 被害者と同行した父親が動員されてから1-2か月後に日本佐渡島に在るとの手紙が叔父宛に届いて動員地が分かったという。

<被害申告 電話調査 報告>

被調査者: 南〇〇(直接目撃)

動員契機: 募集で行ったという。

動員期間: 徴用日 不詳 ~ 終戦 直後帰還

勤務内容

- 被調査者 南〇〇は 被害者と同行した南〇〇(論山市-1222)の甥。被害者と同じ村に住みながら、被害者及び本人の叔父が徴用から帰還して生活するのを見たので知っているという。
- 勤務内容は知らない
- 証拠になる写真は朝鮮戦争の時米軍が村を燃やしたので全部なくなった。

<被害申告 事実確認 結果書>

申告内容: 金 3円31銭が貯金されている連山金融組合の通帳を保管していたが朝鮮戦争の時焼失

確認調査 結果 総合意見: 李〇〇は 倭政時被徴用者名簿(忠清南道) 520頁に〇〇面で1941年 6月 20日に動員され1944年 10月 20日 帰還したとの記録がある。

<通知書>

被害者と決定する.

**233-崔〇〇

<申告書>

申告人: 崔〇〇, 被害者の長男

動員年月日: 1939年

帰還年度: 1945年

被害内容: 日本 新潟県 佐渡郡 相川町 鉾山で強制労役。賃金をろくに貰えず人間以下の虐待を受けながら奴隷生活をした。故郷の家族たちも地獄のような苦労をした。

<日帝強占下 強制動員 被害 真相調査 申請書>

申請の趣旨: 日帝によって強いられた苦痛を明かにし、2度とこのような前轍を踏まないように
する証拠資料にしたい

申請の理由

- 子供のごろはっきり目撃した事実だ
- 家族全員が苦痛を経験し、みんなが知っている事実だが今まで放置されてきたのは極めて遺憾である。今回、国の施策が確定したのでそれに協力したい
- 写真、手紙、給与が入った通帳などがあったが、朝鮮戦争などで資料を保存できなかったのは遺憾である。

<被害申告 電話調査 報告>

被調査者: 崔○○(申告人)

動員契機: 労務者の募集

動員期間: 1939年~1945年 終戦してから帰還

動員場所: 日本 新潟県 佐渡郡 相川町 鉾山

勤務内容

- 被調査者は 被害者の 息子
- 被調査者は手紙、給与を送ってきたという。通帳、写真などがあったが保存できなかった。
- 被調査者は動員地から送られてきた給与で当時畑を少し買ったという。

参考事項: 申告人は当時の国民が（日本に）やられたことをみんなに知らせるべきだという思いで申告書を出すようになったという。

<被害申告 電話調査 報告>

被調査者: 崔〇〇(直接目撃)

動員契機: 徴用で行った

勤務内容

- 被調査者は 被害者の弟
- 被害者の具体的な勤務内容は知らないが、脱出しようとして捕まったこともあり、被害者は力もあったので相撲で日本人12人を押し出したという話も聞いた。

参考事項: 被害者は3兄弟の2番目で彼の兄(崔〇〇-論山市-418)も動員され静岡県のある工場で1年半労役をして終戦を迎えた。1946年の春に帰還。兄たちが徴用に行き、故郷に残った両親は農業をしながら暮らした。

<被害申告 事実確認 結果書>

申告内容: 日本 新潟県 佐渡郡 相川町の鉱山で 4-5年間 労務者として強制労役した後帰還。

<通知書>

被害者と決定する。

**354-李〇〇

<申告書>

受付番号: 扶余-812

申告者: 李〇〇, 被害者の 子

被害者: 李〇〇

動員年月日: 1934年 3月 5日.

帰還年度: 1945年 9月 10日

被害内容: 1934年 3月 5日頃 日帝 強制動員され、日本国 神奈川県 金鉱で鉱夫として労役し、1945年 9月 10日頃 帰国。 1960年 6月 27日 住所地で死亡。

<隣友保証書>

確認事項: 1934年 3月 5日頃 日帝 強制動員され、日本国 神奈川 金鉱で鉱夫として 労役し、1945年 9月 10日頃 帰国。1960年 6月 27日 住所地で死亡。

<被害申告 電話調査 報告>

被調査者: 李〇〇

動員契機: 面事務所から徴用令状を受け取り、村から被害者一人だけ強制動員された

動員期間: 1939年頃~1945年 9月頃(6年程度)

動員時 同行者: 一人だけ動員された

動員場所: 日本 新潟県 炭鉱(採炭夫)

勤務内容

- 日本 新潟県 佐渡郡 付近の炭鉱で採炭夫として強制労役をした。
- 飢えと日本管理官の殴打及び人間以下の扱いを受けながら生活。炭鉱での労務生活で塵肺症を患った。
- 故郷にいる妻に手紙で連絡して妻も日本 新潟県で一緒に生活した。
- 日本で生活していた時息子が生まれ、終戦後3人で帰還した。

<被害申告 事実確認 結果書>

確認事項: 申告人 李〇〇は 提出された除籍謄本の記載内容から李〇〇の息子であることが確認できる。1942年 10月 25日 日本 新潟県 佐渡郡 相川町 大字下相川 197番地で出生したことも確認できる。

<通知書>

被害者と決定する。

**382-李〇

<申告書>

扶余-1213

申告人: 李〇〇, 被害者の孫

被害者: 李〇

動員年月日: 1940年 10月頃

帰還年度: 1942年頃

被害内容

- 1940年 10月頃 李〇〇の祖父李〇氏、祖父の叔父李〇〇氏と一緒に日本へ徴用で行った。
- 日本 新潟県 佐渡郡相川相川宗徳町 鉦業所で鉦物を砕く報国隊として仕事をした。李〇〇氏は作業の機械事故で死亡。祖父が李〇〇氏の遺骨を持って帰ったという。

<隣友保証書>

確認事項: 1940年 10月頃 李〇〇の祖父李〇氏、祖父の叔父李〇〇氏と一緒に日本 新潟県 佐渡郡相川相川宗徳町 鉦業所で鉦物を砕く報国隊として仕事をした。李〇〇氏は作業の機械事故で死亡。祖父が李〇〇氏の遺骨を持って帰ったという。

<被害申告 電話調査 報告>

被調査者: 李〇〇

動員契機: 労務者 募集で 被害者 李〇と李〇の叔父李〇〇と一緒に強制動員されたと親族から聞いた。

動員期間: 1941年~1942年.

参考事項: 李〇〇の子孫たちが「日帝強占下 強制動員 被害」 申告をしながら、李〇の被害内容を話してくれたので知った。

<被害申告 電話調査 報告>

被調査者: 秋〇〇

動員契機: 当時 同じ村に住みながら、被害者 李〇と李〇〇などが労務者募集で強制動員されるのを目撃した。

勤務内容

1. 李○と李○○が 同じ鉱業所で 強制労役をしたが李○○が作業中に機械事故で死亡し、李○が李○○の遺骨を持って帰国。李○○の遺骨を故郷に埋めるのを目撃した。
2. 帰国した後、青陽のコンミ鉱山で鉱夫として働いた。塵肺症で苦しみ若い歳で死亡した。

<審議調書>

被害者: 李○○

調査結果: 上記 李○○は 除籍謄本に 動員地での死亡事実が記載されている

総合意見: 上記 李○○は ‘所謂 朝鮮人 徴用者に関する名簿’<‘上の認定’①-3> 411によると、日本 新潟県 所在 三菱 佐渡鉱業所で労務者の生活を強いられ、1942年 4月 11日 死亡したことが確認できるので強制動員による犠牲者だと認められる

<審議調書>

被害者: 李○

調査結果: 同行者の 動員地を受容して、上記李○の動員地は 新潟県 所在 三菱鉱業(株) 佐渡鉱山と記載する

<通知書>

被害者と決定する.

** 402-黄〇〇

<申告書>

受付番号: 扶余-1484

申告人: 黄〇〇, 被害者の子

被害者: 黄〇〇

申告事由: 後遺障害 塵肺症

動員年月日: 1940年 夏

帰還年度: 1945年 秋

被害内容: 1940年 夏 日本 本土 金鉦に 鉦夫として強制動員され、日本新潟県 佐渡島 金鉦の鉦夫として強制労役をした。申告者 本人(当時 8才)と母、弟 〇〇(4才), 〇〇(2才)と一緒に日本に渡り、鉦山村で一緒に暮らした。1945年 終戦を迎え帰国した。強制労役中に金鉦採掘の作業で塵肺症を患い、帰国してから9年後に死亡。

<隣友保証書>

確認事項: 上記の人は日帝強占期 当時 本人と同じ村(扶余郡)に住んでいたが、本人が17才だった1940年に当事者黄〇〇(当時 27才)氏が日本の金鉦鉦夫として動員されて行くのを見た。記憶では村ごとに1人ずつ動員するようになっていたが、希望者がいなかったため当時村長だった黄〇〇氏が自分の息子黄〇〇氏を送ったと言った。

それから1年後に黄〇〇氏の妻と息子らを日本に呼び寄せ鉦山村で一緒に暮らしたが1945年終戦になり帰国したことを証人として保証する。

保証人: 扶余郡 金〇〇

<被害申告 電話調査 報告>

被調査者: 黄〇〇

動員契機: 労務者 募集による徴用

動員期間: 1940年 夏~1945年 秋

勤務内容

1. 佐渡島 金鉾 鉾夫として採炭労役をした
2. 父親が先に渡日し、その後に母と本人、弟2人と一緒に日本に行って鉾山村で暮らした。
3. 終戦になって帰国した。
4. 給与は貰った。
5. もっと稼ぐため 사강기 (機械名) 作業をした(塵肺症を患い、帰国して9年後に死亡した)
6. 飯場生活をした

参考事項: 申告人が8才の時行って、12才の時帰国した。

申告人は日本で小学校4年まで通った。

<被害申告 電話調査 報告>

被調査者: 金〇〇

勤務内容: 鉾山で働いたと聞いている

参考事項: 家族が日本に行って暮らした

<通知書>

被害者と決定する.

** 524-崔○○

<申告書>

受付番号: 青陽-335

申告人: 崔○○, 被害者の 甥

被害者: 崔○○

申告事由: 死亡

動員年月日: 1942年 3月 5日

死亡年月日: 1944年 7月 2日

被害内容: 1942年 3月 5日 日本 警察によって強制動員され、日本 新潟県 佐渡郡 相川町 三菱佐渡鉱業所で死亡

[別紙: 李] 1942年 3月 5日 清原郡自宅で日本の警察によって強制徴集され、日本新潟県佐渡郡 相川町 三菱佐渡鉱業所 채광동동 7助 1호중앙시 (住所名) で労務者として労役。1944年 7月 2日現地で死亡。7月 3日 死亡申告。遺体を韓国へ送り葬式を行った。

<隣友保証書>

確認事項: 1942年 3月 5日 日本 警察によって強制動員され、日本 新潟県 佐渡郡 相川町 三菱佐渡鉱業所 채광동동 7助 1호 (住所名) で死亡。遺体を送り葬式を行ったという内容は1945年 9月 10日 本人が日本から帰還してから知った。以上を証明する

保証人: 青陽郡 金○○

<被害申告 電話調査 報告>

被調査者:崔〇〇

動員契機: 当時 面で募集があった

動員時 同行者: ジョン〇〇, 郭〇〇(二人とも同じ村の人) 現在は二人とも死亡。

勤務内容

1. 調査対象者 金〇〇は 隣友保証人
2. 当時、上記の金〇〇が行くのを直接目撃した
3. 募集 当時 面で15人くらいが一緒に募集で行った

参考事項: 倭政時被徴用者名簿 787頁

<被害申告 事実確認 結果書>

確認事項 等

1. 旧除籍謄本...1944年 7月 2日 午前 10時 日本 新潟県 佐渡郡 相川町 三菱佐渡 鉱業所で
死亡した事実が記録されている
2. 倭政時被徴用者名簿 787頁に上記の崔〇〇の人的事項が確認できる。1942年 3月 5日 強制
動員され死亡によって未帰還と記録されている。
3. 申告人 崔〇〇を相手に電話調査した結果、上記の崔〇〇は作業中に死亡して1944年火葬さ
れて祖国に帰ってきたという。

<意見書>

事実調査 結果

a. 客感的な証拠 確認

- ‘上の認定証拠確認’: 除籍簿(謄本) <②-5>

- 参考資料: 倭政時被徴用者名簿

<審議調書>

調査結果: 動員地は 除籍簿 記録により日本 新潟県 所在 三菱鉱業(株) 佐渡鉱山と記載する。

<通知書>

被害者と決定する

** 630-金〇〇

<申告書>

受付番号: 青陽-1064

申告人: 金〇〇, 被害者の 子

被害者: 金〇〇, 1907年 3月 15日生まれ

動員年月日: 1943年 5月 8日

帰還年度: 1945年 10月

被害内容: 本人の父親 金〇〇が 1943年 5月 8日 日本 佐渡島県 佐渡 所在の 三菱 炭鉱へ
徴用され、1945年 10月 帰国するまで 2年 5か月間 地下坑道で採炭作業をし、身体的な疾病

である塵肺症で苦しみ、本人はもちろん家族に経済的な困難が加わった。父親は60才で亡くなった。

<隣友保証書>

上記の金〇〇は 1943年 5月 8日 日本 佐渡島県 佐渡 所在 三菱 炭鉱へ徴用され、1945年 10月 帰国するまで 2年 5か月間 地下坑道で採炭作業をし、身体的な疾病である塵肺症で苦しんだ末、60才で亡くなった。

保証人: 青陽郡 李〇〇

<被害申告 電話調査 報告>

被調査者: 金〇〇

動員契機: 村で農業を営んでいたが、強制徴用された。

動員時 同行者: 尹〇〇, 金〇〇の他多数

勤務内容

1. 日本 佐渡島県 三菱 炭鉱労務者として勤務
2. 徴用初期には支給されたが、戦争が始まってからは全く貰えなかった。結果的に一円も貰えなかった。
3. その他 勤務内容は知らない

<被害申告 事実確認 結果書>

確認事項 等

4. 申告人 金〇〇が 提出した“佐渡三菱鉱山検索名簿”には 金〇〇の 人的事項(生年月日、創氏名)が 除籍謄本と一致し、本人と確認できる。

<意見書>

事実調査 結果

b. 申告人が提出した佐渡三菱鉱山検索名簿に記載された被害者の生年月日と創氏名が申告書と一致しているのを見て信憑性があると思われる。

<審議調書>

4. 動員地は申告人が提出した佐渡三菱鉱山検索名簿によって作業場を検索した結果「日本 新潟県 所在 三菱 佐渡鉱山」と判断される。

<通知書>

被害者と決定する

**731-金〇〇

<申告書>

受付番号: ソウル城北-523

申告人: 金〇〇, 被害者の 子

被害者: 金〇〇

当時 住所: 論山郡

申告事由: 後遺障害, 徴用 当時の後遺症で帰国後数年後に死亡した

動員年月日: 1940年

帰還年度: 1945年

被害内容: 正確なのは本人が生まれる前だからよく分からない。親族から徴用に行ってきた後、後遺症で数年しか生きられず亡くなったとの話を聞いた。

<被害申告 電話調査 報告>

被調査者: 金〇〇

動員契機: 強制徴用

勤務内容: 鉱山で労務者として働いた

参考事項

- 倭政時被徴用者名簿
- 動員地で撮った写真

<意見書>

事実調査 結果

- 写真 <上の認定④> 1枚

意見:

- a. 倭政時被徴用者名簿で1944年5月9日徴用、1945年9月20日退所した事実が確認できる。

<審議調書>

調査結果

1. 申告人が 写真 1枚を 提出した<上の認定④>

* 団体写真の表に創氏名が記載されているが、写しだけでは確認が難しい。

* 写真の裏面に「1940年10月20日 佐渡鉱山 産金報国勇士 78 記念写真」という記録が確認できる。

総合意見: 上記の金〇〇は日帝によって強制動員され、1940年10月20日から1945年頃まで日本新潟県 所在 三菱鉱業(株) 佐渡鉱山で労務者の生活を強いられてから帰還した被害者と判断される。

<通知書> 被害者と決定する

**336-朴〇〇

<申告書>

受付番号: 蔚山北区-170

申告人: 朴〇〇, 被害者の 子

被害者: 朴〇〇

当時 住所: 忠南 論山郡

申告事由: 後遺障害 塵肺症によって動員後に死亡

動員年月日: 1938年頃

帰還年度: 1945年頃

被害内容: 面事務所で 動員 募集をして 日本の炭鉱 日本国 新潟県 佐渡郡 相川町 大字下相

川 164番地 で約6年間 炭鉱の仕事をして本籍地へ帰国したが、長患いの末に塵肺症で死亡した。

<被害申告 一般調査 報告>

調査内容: 倭政時被徴用者名簿がある。徴用年月日 檀紀4277年（1944年） 09月。帰還年月日 4278年（1945年） 08月。

通話内容: 申告人 朴〇〇による父親が 日本 報国隊 炭鉱労務者として強制動員され、生計を立てられず 家族 全員日本へ渡り生活するようになった。兄、姉は本籍地で生まれたが、申告人は日本 新潟県 相川町 大字下相川 164番地で生まれた。父親は報国隊として生活している時は家に帰られず、終戦になってから帰郷した。家族全員帰国して本籍地で生活したと陳述。父親が生前の証言として「報国隊 合宿所で食べて、寝て 報国隊で爆弾を設置すると（私は）爆破する作業を手伝った」という話を聞いたが、それ以外の動員に関することは知らないと陳述。

<審議調書>

調査結果

3. <除籍簿>から上記の朴〇〇の 息子 朴〇〇と朴〇〇が 「新潟県 佐渡郡 相川町 大字下相川 164番地」で生まれた事実が確認できる。

4. 動員地 及び 動員期間は子供の出生記録と申告人の陳述を総合して記載

総合意見: 上記の朴〇〇は 日帝によって強制動員され、1938年頃から 1945年 8月 終戦まで 日本 新潟県 所在 三菱鉱業(株) 佐渡鉱山で労務者の生活を強いられてから帰還した被害者と

判断される。

<通知書> 被害者と決定する.

**823-金〇〇

<申告書>

受付番号: 松坡区-62

申告人: 金〇〇の 弟

被害者: 金〇〇

当時 住所: 論山郡

動員年月日: 1938年 4月頃

帰還年度: 1990年 3月 4日頃

<隣友保証書>

日本へ徴用で連れていかれる時は19才。故郷の同じ面の先輩、後輩が約80人ほど一緒に行った。村の尹〇〇と金〇〇（今は故人）が生きていた時に語った当時の記憶をそのまま記した内容である。

日本へ行く時は一緒にだったが、一部は新潟の佐渡郡 炭鉱、一部は北海道 炭鉱に行ったという。聞いた話だと食べ物が無くて飢えに耐えるのが大変だった。炭鉱のトンネルが崩れ人が死ぬのを見て怖くなり逃亡したが、日本人に捕まって死ぬ直前まで殴られ気を失った。目が覚めてみると宿所だったという話を聞いた。時間が経って終戦になると故郷に妻子がいる人は

帰郷したが、独身者たちはお金でも稼いで帰郷すると色んな所を転々とし、朝鮮戦争が起きると韓国は全部火の海になった、人はみんな死んだ、親戚とは連絡取れないなどの噂を聞いて、放蕩生活を送っている間に時間だけ経ったと言っていました。

時間が経って、死ぬなら故郷に帰って死にたいという気持ちになり 1990-1991年度に帰郷して4年ほど暮らしてから亡くなった。青春の若い時期に徴用で連れていかれ、苦労ばかりして亡くなった。日本へ行って炭鉱で友たちと一緒に撮った写真一枚だけが過去をもの語ってくれる。手紙も何通かあったが、時間が経ったので無くなってしまった。金〇〇氏は 6人兄弟の中で長男だった。（長男として）責任もあったが、強制的に日本へ行くことがなかったとしたら親と一緒に余生を送ることができたはずなのに残念だ。故人になった金〇〇氏が埋葬されている所の状態があまりにもずさんで（それが残念でこの文章を書いている）、小さい土地でも買って移葬でもできたらいいと思っている。政府の財政も大変でしょうから、欲ばかり言えない。運命でしょう。みなさんご苦労様です。

2005年 2月. 写真 1枚送付

保証人: 松坡区 金〇〇

[下は村の住民 李〇〇の陳情書: 李]

1. 金〇〇 日本 強制 内訳書

金〇〇氏 日本 強制 徴用で連れて行かれた時は19才

論山郡 〇〇面 青年 約70-80人ほど

〇〇面に集結、釜山から船で行ったと聞きました。

その時、日本へ徴用で行くのは炭鉱、道路・トンネル建設、TNT爆破する所だという話があり、

逃げたが捕まって連れていかれたと聞きました。

炭鉱の爆破事故で一緒に行った同僚が死ぬのを見て逃亡したが、捕まって殴られた末に病人になった人もいと聞きました。

日本へ徴用に行って冷病、肺病になった方々は故郷に帰っても、いい暮らしもできず長年病気で苦しみ無くなった。これを読んでご決断をいただき、残っている兄弟、子孫にも悔いがないようにしてもらいたくて拙文出させていただきました。

金〇〇氏は生前に〇〇里にきて暮らしていた時、色んな話を聞かせてくれました。

2006年 8月 29日

論山市 李〇〇

ソウル市松坡区庁 自治行政課 強制徴用 担当者様 御中

<被害申告 電話調査 報告>

被調査者: 金〇〇

動員契機: 強制徴用(日本へ行ったら稼げると聞いて行くことになった)

動員期間: 1938年 4月~1990年 3月

動員時 同行者: 先輩、後輩 80人ほど(全員 死亡)

動員場所: 日本 佐渡郡 炭鉱

勤務内容

- 食べ物がなくて、飢えがもっとも辛かった
- 炭鉱 トンネルが崩れ同僚が死ぬのを見て逃亡したが捕まって死ぬほど殴られた。
- 炭鉱で採炭夫として働いた

- 月給があり、実家に送った。

参考事項

- 当事者の写真 原本 1枚(佐渡郡 炭鉱で同じ村の人たちと記念写真-当事者の陳述) 及び 郵便封筒(終戦後にももうちょっと日本に滞在するとの内容が書かれた手紙が入っていた)
- 腰痛が酷かった

<被害申告 確認調査 結果書>

確認事項 等

- d. 申告人が提出した写真には「1943年 2月 一面一友 佐渡記念」と書いてあり、徴用 当時 記念撮影をしたものと思われる。

<審議調書>

調査結果

1. 写真 <‘上の認定’-④> 団体写真 写しに「昭和18年 一面一友 佐渡記念」と記録されているが、強制動員との関連性は見当たらない(写真の中で○で記されているのが金○○)
4. 動員時期は申告人の陳述を受容し、帰還時期は法的に強制動員が終了した1985年 8月 15日と記載する。

<通知書>

被害者と決定する.

**861-李〇〇

<申告書>

申告人: 盧〇〇, 被害者の妻

被害者: 李〇〇

当時 住所: 全南 長興郡

動員 年月日: 1944年 5月

帰還年度: 1945年

被害内容: 上記の人は1944年 5月 日本政府に強制徴用され日本本州新潟県 佐渡鉾山で 労役に勤め、1945年 8月 15日 終戦になり帰国し、故郷で暮らしていた1996年 7月 4日 上記の本籍地で死亡した。

2005年 2月 28日

<隣友保証書>

上記の人は 1944年 5月 日本政府に強制徴用され日本本州新潟県 佐渡鉾山で労役に勤め、1945年 8月 15日 終戦になり帰国。現在まで 生存し生活しているものであることを隣友一同が保証します。

1990年 10月

保証人 長興郡 文〇〇

長興郡 李〇〇

<隣友保証書>

確認内容: 上記の人は1944年 5月 日本政府に強制徴用され、日本本州 新潟県 佐渡鉱山で労役に勤め、1945年 8月 15日 終戦になり帰国。故郷で暮らして1996年 7月 4日上記の本籍地で死亡した。

保証人: 長興郡 李〇〇

<被害申告 事実確認 結果書>

確認事項: f. 太平洋戦争犠牲者遺族会の隣友保証書 写しを 確認した結果、1990年 10月に作成され、 李〇〇が 1945年 5月から日本 新潟県 佐渡鉱山で労役し、終戦後に帰還したことが確認される。

<審議調書>

調査結果: 動員地は申告人と隣友保証人が「新潟県 佐渡鉱山」と陳述しているので、 日本 新潟県 所在 三菱鉱業(株) 佐渡鉱山と判断される。

総合意見: 上記の李〇〇は 日帝によって強制動員され1944年 5月頃から 1945年 8月 終戦まで 日本 新潟県 所在 三菱鉱業(株) 佐渡鉱山で 労務者としての生活を強いられた後、帰還した被害者と判断される。

<通知書>

被害者と決定する。

** 441-李〇〇

<申告書>

受付番号: 京畿城南-450

申告人: 李〇〇 被害者の次男

被害者: 李〇〇

当時 住所: 論山

申告 事由: 後遺障害 脊椎骨折 その他、後遺障害による死亡

帰還年月日: 1945年

被害内容: 李〇〇は 日本 新潟県 佐渡島の金鉱へ 強制動員され、坑が崩れた時腰を怪我した。

その後韓国に帰ってからも腰痛で苦勞した末亡くなりました。

<隣友保証書>

確認事項: 李〇〇の 甥です。叔父の名前は李〇〇で、日帝 強占下に強制動員され日本新潟県
佐渡島の金鉱で仕事をしていましたが、坑が崩れた時腰を怪我しました。その後韓国に帰ってきて
も腰の負傷で動けず、亡くなりました。

2005年 3月 26日

保証人: 論山 シン〇〇

<被害申告 電話調査 報告>

被調査者: シン〇〇

動員契機: 令状

勤務内容: 炭を掘る作業

<意見書>

事実調査 結果: 被害者 李〇〇の強制動員による被害について実務委員会で判断、調査をした結果、後遺症に関する立証資料がないので確認不可。

<審議調書>

申告人は後遺障害(脊髄骨折)を主張するが、提出した資料(陳述書, 隣友保証書)だけでは強制動員による後遺障害が発生したと認めることができないので判断を保留する。但し、申告人に負傷障害慰労金の申請手続きを案内し、申請をしたらその時に最終的な判断をするのが望ましい。

<通知書>

被害者と決定する

2011年 08月 30日

** 856-沈〇〇

<申告書>

受付番号: 忠南扶余-1601

申告人: 沈〇〇, 被害者の子

被害者: 沈〇〇

当時 住所: 扶余郡

申告 事由: 肺の疾患

動員年月日: 1937年

帰還年度: 1945年 終戦後

被害内容: 強制的に連れていかれ日本の炭鉱で仕事して韓国に帰ったと聞いた。

2005年 6月 24日

<隣友保証書>

確認内容: 1937年頃 強制徴用で日本に渡り、労務者として炭鉱で仕事をした。数年後には妻も日本へ行き一緒に暮らした。息子2人は日本で生まれ、終戦になって韓国へ帰ってきた。

保証人: 扶余郡 李〇〇

<被害申告 電話調査 報告>

被調査者: 李〇〇

動員契機: 募集通知書を受け、本人の意思関係なく強制連行された。

勤務内容: 鉱夫として仕事した。数年後に妻も日本に行って一緒に生活したことを聞いて知っている。同じ村の人だから当然知っている」と陳述。

<被害申告 電話調査 報告>

被調査者: 沈〇〇

動員契機: 労務係から募集通知書が届き、強制的に動員された。

動員場所: 日本 下関 金鉱炭鉱

参考事項: 日本に動員され鉦夫として仕事をしていたが、妻と子供二人を日本に呼んで暮らしたという。

<意見書>

意見

- 除籍簿上には上記の沈〇〇の三男と四男が日本で生まれた事実が除籍簿からも確認されるが国家総動員法による動員を総体的に強制として認めるのは1938-1945年頃であり、本件は動員時期が含まれてないので被害事実を判断し難い。
- 上記 沈〇〇の 強制動員 被害については中央真相究明委員会の最終審議の時に決定してもらう。判断を保留することにする。

<審議調書>

調査結果

6. 動員期間は1937年頃だと陳述したが、除籍簿の子供の記録を見る限り、1941年以後だと判断されるので「1941年頃から1945年 8月終戦まで」と記録する。
7. 動員地は除籍簿の子供の出生地を確認した結果「日本 新潟県 所在 三菱鉦業(株) 佐渡鉦山」と判断される。

<通知書>

被害者と決定する。

2011年 10月 5日

** 136-李〇〇

<申告書>

受付番号: 扶余-1140

申告人: 金〇〇 被害者の 甥

被害者: 李〇〇

当時 住所: 忠南 扶余郡.

申告 事由: 行方不明

動員年月日: 1940年

被害内容: 李〇〇氏は 1940年 10月頃 徴用で日本に連れていかれて行方不明になった。徴用から逃げ回っていたが結局結婚して3日後に連れて行かれ、婚姻届も出していない状況で暮らしていた新婦は間も無く家から逃げ出した。李〇〇氏は徴用した後、連絡もなく、死亡したかどうか確認できず死亡申告もできずにいる。

2005年 3月 11日

<隣友保証書>

李〇〇氏は1940年 10月頃 保証人 李〇〇の父親である李〇〇氏と李〇〇の従兄李〇〇が日本へ徴用される時一緒に行った。新潟県 佐渡郡相川宗徳町 鉦業所の工場で鉦物を砕く報国隊として作業をしていたが李〇〇氏は作業機械による事故で死亡。李〇〇の従兄李〇〇氏が遺骨を持って帰ったが、一緒に働いていた李〇〇氏の行方はその後も知らないという。

上記の事実は保証人 李〇〇 本人が 従兄の李〇〇から聞いた話である。

保証人: 大田市西区 李〇〇

<隣友保証書>

本人 李〇〇は 姉の李〇〇氏が生前に話した内容を基に隣友保証書を提出します。

李〇〇氏と李〇〇氏[被害者: 李]は伯父と甥の関係で、一緒に暮らしていた。李〇〇氏[被害者:

李]が結婚した後、徴用から逃げ回っていたが結婚からわずか3日後に警察に見える黒い服を着た3人が赤い紙を見せ、徴用されるようになったと言いました。

季節は春だったし、一緒に行った人は李〇〇氏と李〇〇氏がいます。その後連絡が取れず生死は不明です。

保証人: 扶余郡 李〇〇

<隣友保証書>

李〇〇

李〇〇

李〇〇

日本 徴用で行った。警察官が連れていった。

<被害申告 電話調査 報告>

被調査者: 金〇〇

動員契機: 1940年 10月頃 徴用令状を受け逃げ回ったが、結局強制動員されたと聞いた。

動員期間: 1940年~行方不明

動員時 同行者: 同じ村に住んでいた李〇〇(大田西区-86, 隣友保証人の父親), 李〇〇氏と一

緒に動員された。

勤務内容: 日本のある鉱業所で強制労役をしたとの話だけ知っている。

<被害申告 電話調査 報告>

被調査者: 李〇〇

動員契機: 李〇〇氏と李〇〇氏[被害者: 李]は伯父と甥の関係で、一緒に暮らしていた。李〇〇氏[被害者: 李]が結婚した後、徴用から逃げ回っていたが結婚からわずか3日後に警察に見える黒い服を着た3人が赤い紙を見せ、徴用されるようになった。この事実は姉の李〇〇が生前に聞かせてくれた内容である。

勤務内容: 日本の鉱業所に動員され鉱物を砕く仕事をしたと聞いた。一緒に動員された李〇〇氏(隣友保証人 李〇〇の 父親)は作業中に死亡。甥の李〇〇氏が遺骨を持って帰還したと聞いた。李〇〇氏は現在まで行方不明。

参考事項: 被調査者 李〇〇(隣友保証人)は被害者の甥娘で、姉の李〇〇から伯父の李〇〇[被害者: 李]が徴用に行った話を聞いたと陳述。

- 被調査者 李〇〇は 被害者の 家族で、隣友保証人の対象に相応しくない。

<被害申告 電話調査 報告>

被調査者: 李〇〇

調査目的: 被害調査(隣友保証人)

動員契機: 本人が 14、15才の頃、毎日面事務所の近くで遊んでいたが1939年頃の春に警察が李〇〇、李〇〇[被害者: 李]を連れていくのを目撃した。当時、村は42世帯だけだったので村の話

を詳細に知っている。

定かではないが、李〇〇は募集で行き、李〇〇[被害者: 李]は徴用で行ったと覚えている。

移動方法: 村から〇〇里にある支署まで連れていくのを見た。支署には徴用にいく人たちがたくさん集まっていた。

<被害申告 事実確認 結果書>

確認事項 等

f. 申告人 金〇〇は 李〇〇の姪婦(甥の妻)

確認調査 結果 総合意見

1. 申告人の申告内容と隣友保証人の陳述は動員当時一緒に動員された人の名前を知っているなど強制動員された事実がある程度具体的に確認されるので信憑性があると判断される。
4. 従って申告人、隣友保証人、参考人などの陳述と除籍謄本に住民番号を付与されず現在まで生存者になっている点などを見て李〇〇は「日帝強占下 強制動員」によって動員され、「行方不明」になった被害事実が認められる者と判断される。

2008年 5月 21日

忠清南道日帝下強制動員被害真相究明実務委員会

<審議調書>

調査結果

6. 同行者 李〇〇の 被害調査 内容によると [同行者は: 李] ‘日本 新潟県 所在 三菱 佐渡鋁業所’で死亡したことが確認でき、上記の李〇〇[被害者: 李]の作業場として認められる。

総合意見: 上記の李〇〇は 日帝によって強制動員され、1940年 10月頃から 日本 新潟県 所在
三菱 佐渡鉱山で 労働者としての生活を強いられ、行方不明になった被害者と判断される。

<通知書>

被害者と決定する.

** 931-ジョン〇〇

<申告書>

受付番号: 松坡-231

申告人: ジョン〇〇 被害者の 子

被害者: ジョン〇〇

当時 住所: 忠北 清原

申告事由: 死亡 1945年 6月 2日 午前 9時 25分

被害内容: 動員 日時は不詳だが日本 三菱鉱業所 病院で死亡した

過去補償 内訳: 1975年 30万ウォン

2005年 3月 30日

<被害申告 電話調査 報告>

被調査者: ジョン〇〇

動員時 同行者: 村の住民(正確な人数は不明)

動員 場所: 炭鉱

参考事項

- 除籍に死亡記録 あり(1945年 6月 2日 午前 9時 25分 新潟県 佐渡 相川町 広間町 三菱佐渡 鉱業所 病院で 死亡。 同居人 친도무남 (人名) 届出 1945. 8. 20) 送付
- 遺骨は一緒に行った村の住民(死亡)が持って帰った。

<意見書>

- 旧除籍謄本: 被害者 人的事項(姓名, 創氏名、生年月日、本籍など) 記載 及び 申告人 ジョン ○○の入籍事項 確認. 除籍謄本に “1945年 6月 2日 午前 09時 25分 新潟県 佐渡 相川町 大字広間町 三菱佐渡 鉱業所 病院で死亡。同居人 친도무남 (人名) 届出。1945. 8. 20 受付” との記載を確認。

<審議調書>

調査結果

2. (参考資料) (対日民間請求権申告者名簿 6-2, 被徴用死亡者 6-8839) 153頁に ジョン○○ (2男、1942年生まれ)が申告した記録が確認される。

7. 申告人が動員時期を知らないが、三菱鉱業(株)が1944年 4月 25日 軍需会社法によって‘軍需会社(2回)’と指定されたので動員時期は 1944年 4月 25日と、死亡時期は除籍謄本の死亡記録を受容し、6月 2日と記載した。

総合意見: 上記のジョン○○は 日帝によって強制動員され、1944年 4月 25日頃から 日本 新潟県 所在 三菱 佐渡鉱山で労働者としての生活を強いられ、1945年 6月 2日 死亡した被害者だと判断される。